

官報

号外 昭和四十二年五月三十一日

○第五十五回 参議院會議録第十三号(その一)

昭和四十二年五月三十一日(水曜日)
午後一時九分開議

○議事日程 第十三号

昭和四十二年五月三十一日
午後一時開議

第一 日本国とアルゼンティン共和国との間の
友好通商航海条約の締結について承認を求め
るの件(衆議院送付)

第二 日本国における経済協力開発機構の特権
及び免除に關する日本国政府と経済協力開発
機構との間の協定の締結について承認を求め
るの件

第三 在外公館の名称及び位置を定める法律及
び在外公館に勤務する外務公務員の給与に關
する法律の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

第四 裁判所職員定員法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第五 地方税法等の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

第六 国有資産等所在市町村交付金及び納付金
に關する法律の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

第七 中小企業近代化促進法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 外務省設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第九 通商産業省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号(その一) 議長報告

案内閣提出、衆議院送付)
第一〇 文部省設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
第一一 国立学校設置法及び国立義塾教諭養成
所設置法の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

日程第一より第一一まで
一、所得税法の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

一、法人税法の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

一、相続税法の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

一、印紙税法案(内閣提出、衆議院送付)

一、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略
いたします。

去る二十七日議長において、左の常任委員の辞任
を許可した。

大蔵委員 山本伊三郎君
社会労働委員 柳岡 秋夫君
農林水産委員 森中 守義君
通信委員 光村 甚助君

予算委員 龜田 得治君
決算委員 竹田 現照君
懲罰委員 椿 繁夫君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指
名した。

大蔵委員 柳岡 秋夫君
社会労働委員 山本伊三郎君
農林水産委員 光村 甚助君
通信委員 森中 守義君
予算委員 竹田 現照君
決算委員 龜田 得治君
懲罰委員 林 虎雄君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し
た。

災害対策特別委員 林 虎雄君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

災害対策特別委員会
理事 矢追 秀彦君(矢追秀彦君の補欠)
産業公害及び交通対策特別委員会
理事 小平 芳平君(小平芳平君の補欠)
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され
た。

内閣法の一部を改正する法律案
最低賃金法の一部を改正する法律案
同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

船舶積算測度法の一部を改正する法律案
蓄作権法の一部を改正する法律案
地方公務員災害補償法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

昭和四十二年度一般会計予算
昭和四十二年度特別会計予算
昭和四十二年度政府関係機関予算

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案
住宅融資保険法の一部を改正する法律案
住宅融資研究法の一部を改正する法律案

理化学研究法の一部を改正する法律案
関税定率法の一部を改正する法律案
石炭対策特別会計法案

税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一
部を改正する法律案
同日国会において議決した左の予算を内閣に送付
し、その旨衆議院に通知した。

昭和四十二年度一般会計予算
昭和四十二年度特別会計予算
昭和四十二年度政府関係機関予算

同日二十七日左の法律の公布を奏上し、その旨衆
議院に通知した。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律
住宅融資保険法の一部を改正する法律
理化学研究法の一部を改正する法律

関税定率法の一部を改正する法律
石炭対策特別会計法案
税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一
部を改正する法律
同日本院は左の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会昭和三十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書一昨二十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員	岩間 正男君
大蔵委員	柳岡 秋夫君
文教委員	鶴岡 哲夫君
社会労働委員	千葉千代世君
農林水産委員	光村 甚助君
商工委員	鈴木 一弘君
運輸委員	野坂 参三君
通信委員	野上 元君
建設委員	白木義一郎君
予算委員	竹田 現照君
同	黒柳 明君
決算委員	鶴岡 哲夫君
同	鬼木 勝利君
議院運営委員	渡谷 邦彦君
懲罰委員	中村 英男君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
法務委員	野坂 参三君
大蔵委員	野上 元君
文教委員	千葉千代世君
社会労働委員	柳岡 秋夫君
農林水産委員	鶴岡 哲夫君
商工委員	白木義一郎君
運輸委員	岩間 正男君
通信委員	光村 甚助君
建設委員	鈴木 一弘君
予算委員	鶴岡 哲夫君
同	宮崎 正義君
決算委員	竹田 現照君
同	黒柳 明君
議院運営委員	多田 省吾君
懲罰委員	榊 繁夫君
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。	

航空業務に関する日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	外務委員会に付託
印紙税法案	大蔵委員会に付託
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。	
中小企業省設置法案(中村重光君外二十名提出)	内閣委員会に付託
中小企業者の事業分野の確保に関する法律案(中村重光君外十一名提出)	商工委員会に付託
昨三十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	
内閣委員	森 八三三君
同	田中 茂穂君
地方行政委員	木暮武太夫君
同	小柳 牧衛君
同	岸田 幸雄君
同	小沢久太郎君
法務委員	木島 義夫君
同	横山 フク君
社会労働委員	金丸 富夫君
運輸委員	木村 隆男君
同	岡本 悟君
通信委員	迫水 久常君
建設委員	内田 芳郎君
同	熊谷太三郎君
予算委員	林田悠紀夫君
同	任田 新治君
議院運営委員	宮崎 正義君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
内閣委員	木村 隆男君
同	迫水 久常君

地方行政委員	金丸 富夫君
同	岡本 悟君
同	熊谷太三郎君
同	内田 芳郎君
同	横山 フク君
同	木島 義夫君
同	木暮武太夫君
同	森 八三三君
同	小柳 牧衛君
同	田中 茂穂君
同	岸田 幸雄君
同	小沢久太郎君
同	木暮武太夫君
同	杉原 荒太君
同	古池 信三君
同	林田悠紀夫君
同	任田 新治君
同	宮崎 正雄君
同	同日委員会において当選した理事は左の通りである。
内閣委員会	
理事 稲葉 誠一君 (稲葉誠一君の補欠)	
理事 北村 暢君 (伊藤顕道君の補欠)	
地方行政委員会	
理事 占部 秀男君 (松澤兼人君の補欠)	
農林水産委員会	
理事 中村 波男君 (森中守義君の補欠)	
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。	
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案	内閣委員会に付託
地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件	大蔵委員会に付託
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	商工委員会に付託
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。	

た。よって議長は即日これを通信委員会に付託した。	
放送法の一部を改正する法律案	
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。	
中小企業組織法案(田中武夫君外十一名提出)	
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。	
刑法の一部を改正する法律案	法務委員会に付託
証券投資信託法の一部を改正する法律案	大蔵委員会に付託
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案	社会労働委員会に付託
環境衛生金融公庫法案	農林水産委員会に付託
果樹保険臨時措置法案	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案
同日委員長から左の報告書が提出された。	
在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書	
日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書	
日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件議決報告書	
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案可決報告書	
地方税法等の一部を改正する法律案可決報告書	
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書	
中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案	

可決報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案可決報告書

通商産業省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

文部省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、法務大臣官房司法法制調査部長川島一郎君(去る三月十八日議長承認)を第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)。

日程第二、日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件。

日程第三、在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)。

以上三件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長赤岡文三君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月十六日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約

日本国政府及びアルゼンティン共和国政府は、両国の国民を結合する伝統的友好関係を一層強化し、及び両国の国民の文化関係を強化することを希望して、

両国間の通商関係を促進し、並びに相互に有益な投資及びその他の形態の経済的協力を助長することを希望して、

友好通商航海条約を締結することに決定し、そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府

外務大臣 小坂善太郎

アルゼンティン共和国政府

外務事務大臣 ドクトル ミゲル・アンヘ

ル・カルカノ

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

日本国とアルゼンティン共和国との間及び両国の国民相互の間には、堅固なかつ永久の平和及び友好の關係が存在するものとする。

第二条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域に当該他方の締約国の法令の規定に従つて入ることを許され、かつ、その入国に関するすべての事項について最惠国待遇を与えらるる。

2 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内における滞在、旅行及び居住並びに同領域からの出国に関するすべての事項について、内国民待遇及び最惠国待遇を与えらるる。ただし、この待遇を受けるに当たつては、当該他方の締約国の法令の規定に従わなければならない。

第三条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、(a)良心の自由を享有し、(b)公私の宗教上の儀式を行ない、(c)国外の公衆に周知させるため資料を収集し、及び送付し、並びに(d)当該領域の内外にある他の者と郵便、電信その他一般に公衆の用に供される手段によつて通信することを許される。

2 この条の規定は、公の秩序を維持し、並びに公衆の道徳及び安全を保護するため必要な措置を執る締約国の権利の行使を妨げるものではない。

第四条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、自己の身体の保護及び保障に關して、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

2 いずれか一方の締約国の領域内で他方の締約国の国民が抑留された場合には、もよりの地にあるその者の本国の領事官は、その者の要求に基づき、直ちにその旨を通告され、かつ、当該一方の締約国の法令の規定に従つて、その者を訪問し、及びその者と通信することが許される。その者は、(a)人権を完全に享有することができ、(b)自己に對する被疑事実を正式にかつ直ちに告げられ、(c)自己の弁護のための適当な準備に支障がない限りすみやかに裁判に付され、及び(d)自己の弁護に必要なすべての手段(自己が選任する資格のある弁護人の職務を含む。)を与えられる。

3 (a) いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、すべての強制軍事服役及びその代りに課されるすべての課徴金を免除される。

(b) いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、強制公債、軍事取立金、軍用徴発又は強制宿營に關して、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

第五条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国の領域内において、不斷の保護及び保障を受けるものとする。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、その住居、事務所、倉庫、工場その他の建造物で他方の締約国の領域内にあるものについては、不法な侵入及び妨害を受けないものとする。当該建造物及びその中にある物件について必要がある場合に限り、当局の捜索及び検査は、占有者の便宜及び業務の遂行に周到な考慮を払い、法令に従つてのみ行なうものとする。

3 いずれの一方の締約国の国民又は会社は、その設立した企業、その資本又はその提供した技能、技術若しくは技術に關し適法に取得した権利又は利益で当該一方の締約国

の領域内にあるものを害するおそれがある不当な又は差別的な措置を執つてはならない。

4 いずれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国の領域内において、公共のためにする場合を除くは、取用し、又は使用してはならず、また、正当な補償を迅速に行なわないで取用し、又は使用してはならない。

5 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、2及び4に定める事項に關し、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

6 いずれか一方の締約国の国民又は会社が実質的な利害關係を有する企業は、他方の締約国の領域内において、私有企業を公有に移し、又は公の管理の下に置くことに關するすべての事項について、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

第六条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、すべての種類の租税、手数料又は課徴金の賦課並びにすべての審級の裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に關して、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

2 (a) いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、研究及び調査、財産権、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の商業上、産業上、金融上その他の事業活動及び職業活動の遂行に關するすべての事項について、最惠国待遇を与えられる。

(b) いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、特許権の取得及び保有並びに商標、營業用の名称及び營業用の標章に關する権利並びにすべての種類の工業所有權に關して、内国民待遇を与えられる。

3 1の規定にかかわらず、各締約国は、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは脱税

の防止のための協定により、租税に關する特別の利益を与える権利を留保する。

第七条

一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国の国民又は会社との間に締結された仲裁による紛争の解決を規定する契約は、いずれの一方の締約国の領域内においても、仲裁手続のために指定された地がその領域外にあるという理由又は仲裁人のうち一人若しくは二人以上がその締約国の国籍を有しないという理由だけでは、執行することができないものと認めてはならない。その契約に従つて正当にされた判断で、判断がされた地の法令に基づいて確定しており、かつ、執行することができると認められるものは、公の秩序及び善良の風俗に反しない限り、いずれの一方の締約国の管轄裁判所に提起される執行判決を求める訴えに關してもすでに確定しているものとみなされ、かつ、その判断についてその裁判所から執行判決の言渡しを受けることができる。その言渡しがあつた場合には、その判断に對しては、その締約国の領域内でされる判断に對して与える特權及び執行の手段と同様の特權及び執行の手段を与えるものとする。

1 各締約国は、次のものに関するすべての事項について、他方の締約国に即時にかつ無条件に最惠国待遇を与えなければならない。

(a) 輸入若しくは輸出に關して若しくはそれらに關連して課され、又は輸入品若しくは輸出品のための支払手段の國際的移転に關して課されるすべての種類の關稅及び課徴金

(b) それらの關稅及び課徴金の賦課の方法

(c) 輸入又は輸出に關連する規則及び手続

(d) 輸入貨物に關して又はそれらに關連して課されるすべての内國稅その他すべての種類の内國課徴金

(e) 輸出貨物に對する内國稅の適用

(f) 輸入貨物の國內における販賣、販賣のための提供、購入分配又は使用に影響を及ぼす

すべての法令及び要件

2 したがつて、いずれか一方の締約国の產品で他方の締約国の領域内に輸入されるものには、1に掲げる事項について、いずれかの第三國の同様の產品に課されているか又は将来課される關稅、内國稅又は課徴金より一層高額の關稅、内國稅又は課徴金が課されることはなく、また、同產品に適用されているか又は将来適用される規則又は手続より一層嚴重な規則又は手続が適用されることはない。

3 同様に、いずれか一方の締約国の領域から輸出され、かつ、他方の締約国の領域に仕向けられる產品には、1に掲げる事項について、同様の產品がいずれかの第三國の領域に仕向けられる場合に課されているか又は将来課される關稅、内國稅又は課徴金より一層高額の關稅、内國稅又は課徴金が課されることはなく、また、同產品が同様の場合に適用されているか又は将来適用される規則又は手続より一層嚴重な規則又は手続が適用されることはない。

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、而締約国の領域の間における支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に關して、並びに他方の締約国の領域と第三國の領域との間における支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に關して、最惠国待遇を与えられる。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国のすべての產品の輸入に對し、又は当該他方の締約国の領域に仕向けられるすべての產品の輸出に對し、割当によると、輸入又は輸出の許可によると、外國為替の割当によると、その他の措置によるとを問はず、いかなる制限又は禁止をも設定し、又は維持してはならない。ただし、すべての第三國の同様の產品の輸入又はすべての第三國への同様の產品の輸出を同様に制限され、又は禁止されている場合は、この限りでない。

3 1の規定は、いずれか一方の締約国が、國際

通貨基金協定の締約国として有するか又は有することがある權利及び義務に合致するような為替制限を課することを妨げるものではない。

4 2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、貨物の輸入及び輸出について、当該一方の締約国が、3の規定に基づいて当該時に課することができるとする為替制限と同等の効果を生ずる制限又は統制とすることができ。

第十条

両締約国は、兩國間の貿易を發展させ、及び經濟關係を強化すること並びに、特にそれぞれの領域内における經濟的發展及び生活水準の向上に資するため、科學及び技術に關する知識の交換及び利用を促進することを目的として、相互の利益のため、協力することを約束する。

第十一条

各締約国は、國家企業を設立し、若しくは維持し、又はいずれかの企業に對して排他的の若しくは特別の特權を正式に若しくは事實上与へるときは、その企業を、輸入又は輸出を伴う購入又は販売に際し、民間貿易業者が行なう輸入又は輸出に影響を及ぼす政府の措置についてこの条約で定める無差別待遇の一般原則に合致する方法で行動させることを約束する。この目的のため、前記の企業は、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上で、前記の購入又は販売を商業的考慮(価格、品質、入手可能性、市場性、輸送その他購入又は販売の条件等に關する考慮をいう)によつてのみ行なわなければならない。かつ、他方の締約国の企業に對し、前記の購入又は販売に参加するために競争する適當な機会を通常の商慣行に従つて与えなければならない。

1 いずれか一方の締約国の國旗を掲げる船舶で、國籍の証明のため当該締約国の法令により要求される書類を備えているものは、公海並びに他方の締約国の港、場所及び水域において、当該一方の締約国の船舶と認められる。

第十二条

1 いずれか一方の締約国の國旗を掲げる船舶

2 いずれの一方の締約国の船舶も、他方の締約国の船舶及び第三国の船舶と均等の条件で、外国との間における通商及び航海のため開放されている他方の締約国のすべての港、場所及び水域に旅客及び積荷とともに入ることができ、これらの船舶は、当該他方の締約国の港、場所及び水域において、すべての事項に關して、最惠國待遇を与えられる。

3 いずれの一方の締約国の船舶も、他方の締約国の領域に又はその領域から船舶で輸送することができ、最惠國待遇を与えられる。また、これらの貨物及び人は、(a)すべての種類の関税及び課徴金、(b)税関事務並びに(c)奨励金、関税の払いもどしその他この種の特権に關して、当該他方の締約国の船舶で輸送される同様の貨物及び人に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

4 前諸項の規定は、沿岸貿易には適用しない。沿岸貿易は、各締約国の法律に従つて規制される。もつとも、いずれの一方の締約国の船舶も、外国で積載した旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げし、又は外国向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載する目的をもつて、他方の締約国の領域内のいずれかの港から他の港に向かつて航海を続けることができる。

5 (a) いずれの一方の締約国も、他方の締約国の船舶に対し、難破、海上損害又は不可抗力による寄航の場合には、同様の場合に自国の船舶に与えるのと同じ援助、保護及び免除を与えるものとする。それらの船舶から敷いた上げられた物品は、すべての関税を免除される。ただし、それらの物品が国内消費のため搬入されない場合に限る。

(b) いずれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の沿岸で座礁し、又は難破した場合には、当該他方の締約国の当局は、もよりの地にある船舶所屬国の権限のある領事官にそれを通告するものとする。

6 いずれか一方の締約国の権限のある当局が発給した船舶の積量測定に關する証書は、他方の締約国の権限のある当局によつて、同当局が発給した証書と同等のものとして認められる。ただし、両締約国が船舶の測定のために同様の規則又は制度を用いる場合に限る。

7 この条において「船舶」とは、漁船及び捕鯨船を含む。

第十三条

1 この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が関税及び貿易に關する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はそれらを修正し若しくは補足する多数国間の協定の締約国として有するか、又は有することがある権利及び義務に關しては、両締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。いずれか一方の締約国がそのいずれかの協定の締約国でなくなつた場合には、両締約国は、その時の事情に照らし、この条約の貿易、為替又は関税に關する規定について修正を必要とするかどうかを決定するため、直ちに相互に協議するものとする。

2 この条約は、次の措置を執ることを妨げるものではない。

(a) 金又は銀の輸入又は輸出を規制する措置

(b) 核分裂性物質、核分裂性物質の利用若しくは加工による放射性副産物又は核分裂性物質の原料となる物質に關する措置

(c) 武器、弾薬及び軍需品の取引又は軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行なわれるその他の物資の取引を規制する措置

(d) 國際の平和及び安全の維持若しくは回復に關する自国の義務を履行し、又は自国の重大な安全上の利益を保護するため必要な措置

(e) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国宝の保護のために執られる措置

(f) 人命、健康及び道徳の保護並びに動物又は植物の生命又は健康の保護に關する措置

第八条及び第九条の規定は、いずれか一方の締約国が与える次の特別の利益には適用しない。

1 この条約は、千八百九十八年二月三日にワシントンで署名された日本国とアルゼンティン共和国との間の修好通商航海条約を廃止し、これに代わるものとする。

2 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにブエノスアイレスで交換されるものとする。

3 この条約は、批准書の交換の日の後一箇月で効力を生ずる。この条約は、五年間効力を有し、その後は、4に定めるところに従つて終了するまで効力を存続する。

4 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し一年前に文書による予告を与えることによつて、最初の五年の期間の終りに又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証書として、各全權委員は、この条約に署名調印した。

千九百六十一年十二月二十日に東京で、日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
小坂善太郎

アルゼンティン共和国のために
M・A・カルカノ

議定書

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約(以下「条約」という。)に署名するに当たり、下名の全權委員は、各自の政府から正当に委任を受け、さらに、条約の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

1 第二条1の規定に關し、いずれの一方の締約国も、他方の締約国が相互主義に基づく特別協定によりいずれかの第三国の国民に与えているか又は將來与える旅券及び査証に關する事項についての利益の享受を要求する権利を与えられない。

2 この条約において「会社」とは、商業、工業、金融業その他營利を目的とする事業活動に従事する社団法人、組合、会社その他の団体をいう。

3 第五条4の規定は、いずれか一方の締約国の領域内で取用され、又は使用される財産で他方の締約国の国民及び会社が直接又は間接に利益を有するものについても適用する。

4 第六条2(a)の規定に關し、いずれの一方の締約国も、不動産に關する権利の享有についての待遇が相互主義に服すべきことを要求することができない。

5 第八条及び第九条の規定は、いずれか一方の締約国が内國漁業の産品に与える特別の利益には適用しない。

6 第十二条6の規定に關し、両締約国が船舶の積量測定のために用いる規則又は制度は、相互に同様なものであると了解される。

7 条約のいかなる規定も、アルゼンティン共和国に對し、日本国が、(a)千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国

との平和条約第二条の規定に基づいて日本国がすべての権利、権原及び請求権を放棄した地域に原籍を有する者に対し、又は(同)平和条約第三条に掲げるいづれかの地域に対する行政、立法及び司法に關し同条後段に掲げる事態が継続する限り、同地域の住民及び船舶並びに同地域との貿易に對して与えてゐるか、又は將來与える權利及び特權の享受を要求する權利を与えるものと解してはならない。

以上の証據として、各全權委員は、この議定書に署名調印した。

千九百六十一年十二月二十日に東京で、日本語、スペイン語及び英語による本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

小坂善太郎

アルゼンティン共和国のために

M・A・カルカノ

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

日本国における経済協力開発機構の特權及び免除に關する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

右
国会に報告する。

昭和四十二年四月十日

内閣總理大臣 佐藤 榮作

日本国における経済協力開発機構の特權及び免除に關する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国における経済協力開発機構の特權及び免除に關する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定(協定の規定の適用範圍に關する交換公文を含む)の締結について、日本国憲法第七十三号第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国における経済協力開発機構の特權及び免除に關する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定

日本国政府及び経済協力開発機構(以下「機構」という)は、

日本国政府が千九百六十年十二月十四日の経済協力開発機構条約に千九百六十四年四月二十八日に加入したことを考慮し、

経済協力開発機構条約に附屬する第二補足議定書、特にその(a)及び(b)の規定に留意して、

次のとおり協定した。

第一条

機構の職員及び機構における加盟国の代表者は、日本国の領域において、千九百四十八年四月十六日の欧州経済協力機構条約に附屬する第一補足議定書第一条から第十九条までに規定する法律上の能力、特權及び免除を享有する。

第二条

この協定は、日本国政府が受諾書を機構の事務局長に寄託した日に効力を生ずる。

以上の証據として、下名は、このために正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十七年三月十四日にパリで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

森 治樹
経済協力開発機構のために
ソーキル・クリステンセン

(協定の規定の適用範圍に關する交換公文)
(訳文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された日本国における経済協力開発機構の特權及び免除に關する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定(以下「協定」という)に言及し、日本国政府と同機構との間に合意された次の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

1 協定に引用されている千九百四十八年四月十六日の欧州経済協力機構条約に附屬する第一補足議定書第六條(a)の規定は、千九百六十四年四月二十八日以後に生じた所得について適用される。その所得に關して協定の発効日前に納付された税額でこの規定に基づいて過納となるものは、同日前の期間については、利子を附さないものとする。

2 千九百四十八年四月十六日の欧州経済協力機構条約に附屬する第一補足議定書第十四條(b)の規定の協定に基づく適用は、経済協力開発機構が日本国民に對して支払う給与及び手当に對して、日本国政府及び地方公共団体が日本国の税法の規定に従つて課税することを妨げるものではない。

本使は、さらに、貴事務局長が前記の了解を機構に代わつて確認されることを要請する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴事務局長に向かつて敬意を表します。

千九百六十七年三月十四日にパリで

日本政府代表 大使 森 治樹

経済協力開発機構事務局長

ソーキル・クリステンセン殿

(経済協力開発機構側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本事務局長は、千九百六十七年三月十四日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された日本国における経済協力開発機構の特權及び免除に關する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定(以下「協定」という)に言及し、日本国政府と同機構との間に合意された次の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

1 協定に引用されている千九百四十八年四月十六日の欧州経済協力機構条約に附屬する第一補足議定書第六條(a)の規定は、千九百六十四年四月二十八日以後に生じた所得について適用される。その所得に關して協定の発効日前に納付された税額でこの規定に基づいて過納となるものは、同日前の期間については、利子を附さないものとする。

2 千九百四十八年四月十六日の欧州経済協力機構条約に附屬する第一補足議定書第十四條(b)の規定の協定に基づく適用は、経済協力開発機構が日本国民に對して支払う給与及び手当に對して、日本国政府及び地方公共団体が日本国の税法の規定に従つて課税することを妨げるものではない。

本使は、さらに、貴事務局長が前記の了解を機構に代わつて確認されることを要請する光榮を有します。

本事務局長は、閣下の書簡に述べられた了解を経済協力開発機構に代わつて確認する光榮を有します。

本事務局長は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十七年三月十四日

ソーキル・クリステンセン

経済協力開発機構日本政府代表特命全權大使

森 治樹閣下

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月二十三日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

〔在ナイジェリア連邦日本国大使館
在コンゴ(レオポルドヴィル)日本国大使館
使館
在ナイジェリア日本国大使館
在コンゴ(キンシャサ)日本国大使館

在ガンビア日本国大使館
在ホンデラス日本国大使館
在バルバドス日本国大使館
在ガイアナ日本国大使館
在モルディブ日本国大使館
在アイスランド日本国大使館
在ボツワナ日本国大使館
在レソト日本国大使館

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

〔在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正〕

第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

ナイジェリア連邦 ラゴス
コンゴ(レオポルドヴィル) レオポルドヴィル
を

ナイジェリア ラゴス
コンゴ(キンシャサ) キンシャサ
に、
を

ガンビア パサースト
ホンデラス テグシガルパ
バルバドス ブリッジタウン
ガイアナ ジョージタウン
モルディブ マーレ
アイスランド レイキアヴィーク
ボツワナ ガベロンズ
レソト マセル
に改め、

〔在ホンデラス日本国大使館
在アイスランド日本国大使館

ホンデラス テグシガルパ
アイスランド レイキアヴィーク
を削り、

在パース日本国総領事館

オーストラリア パース
を

在パース日本国総領事館

オーストラリア パース

在ウィニベグ日本国総領事館

カナダ ウィニベグ

在バンコック日本国総領事館

タイ バンコック

在カラチ日本国総領事館

パキスタン カラチ

在ハバロフスク日本国総領事館

ソヴィエト連邦 ハバロフスク
ドイツ デュッセルドルフ
フランス パリ
に改め、

在ウィニベグ日本国領事館

カナダ ウィニベグ
を削り、

在エドモントン日本国領事館

カナダ エドモントン
を

在エドモントン日本国領事館
在オークランド日本国領事館

カナダ エドモントン
ニュー・ジブラント オークランド
に改め、

在デュッセルドルフ日本国総領事館分館

ドイツ デュッセルドルフ
を削る。

〔在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正〕

第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表大使館の項中
ナイジェリア連邦
コンゴ(レオポルドヴィル)を
ナイジェリア
コンゴ(キンシャサ)に、
ガンビア
二五、六〇〇

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号(その二) 日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件外二件

[illegible]

七、六五四	七、〇〇八	六、五三三	五、七三六	五、一〇〇
五、七〇〇	五、二五三	四、七五二	四、二七三	三、八〇〇
六、〇四八	五、五四四	五、〇四〇	四、五五六	四、〇三三
六、〇四八	五、五四四	五、〇四〇	四、五五六	四、〇三三
五、七〇〇	五、二五三	四、七五二	四、二七三	三、八〇〇
五、四七三	五、〇一六	四、五六〇	四、〇四四	三、六四九
六、五五六	五、六四〇	五、二六六	四、六二〇	四、一〇四
六、〇四八	五、五四四	五、〇四〇	四、五五六	四、〇三三

に改め、同表中公使館の項を削り、同表総領事館

の項中	パス	1,750	10,100	八五〇〇
-----	----	-------	--------	------

七、二二	六、三六	五、六八	五、二四	四、八二	四、三六	三、九六	三、四九	を
------	------	------	------	------	------	------	------	---

パ ー ス	一、七六〇	一〇、一四〇	八、五三〇	七、二二三	七、五五六	五、六八八
ウイニベック	二、七〇〇	一〇、二〇〇	八、七三三	七、五三八	六、四八〇	五、八〇八
パンコック	二、二三八	一〇、八三六	九、四五六	七、九九三	七、〇三三	六、三〇〇
カラチ	二、四〇八	一一、一二三	九、八二八	八、三二六	七、三三八	六、五五三
ハバロフスク	一七、六七六	一四、二〇八	一〇、七五三	九、〇九六	七、九三三	七、一六四
デュッセルドルフ	二、七五六	一〇、七二八	八、七二二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八
パリ	一四、二〇八	一一、一〇二	九、八二八	八、三二六	七、三三八	六、五五三

五、二四四	四、八一三	四、三六八	三、九三六	三、四九二
五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六
五、八二〇	五、三八	四、八四八	四、三六八	三、八七六
六、〇四八	五、五四四	五、〇四〇	四、五三六	四、〇三三
六、六一二	六、〇六〇	五、五〇八	四、九五六	四、四〇四
五、三三四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六
六、〇四八	五、五四四	五、〇四〇	四、五三六	四、〇三三

に改め、同表領事館の項中「ウイニベック」

に改め、同表領事館の項中

[illegible]

に改め、同表中総領事館分館の項を削る。

附則

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、在ナイジェリア連邦及び在コンゴ（レオポルドヴィル）の各大使館に関する部分は、公布の日から施行する。

〔赤岡文三君登壇、拍手〕

○赤岡文三君 たいだいま議題となりました条約二件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を一括して御報告を申し上げます。

まず、「日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約」について申し上げます。わが国とアルゼンティンとの間には、現在、戦前に締結をされた修好通商航海条約が存在をしておりますが、今回の条約は、これにかわりまして、待遇保障の拡充、特に内国民の待遇の拡大を目的とするものでございまして、両国間の平和及び友好関係を規定するほか、入国、滞在、身体及び財産の保護、事業及び職業活動、関税、為替管理、輸出入制限、海運等に関する待遇保障を定めたものでございます。

なお、この条約は、昭和三十七年の第四十回国会に提出をせられたものでございしますが、当時アルゼンティンにおきましてクーデターが発生をいたしまして、先方の批准の見通しが立たなくなつたために、わがほうの審議も中止せられまして、今回あらためて提出せられたものでございます。

次に、「日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定」は、昭和三十九年四月、わが国が加入いたしました経済協力開発機構条約の規定に基づきまして、作成、署名されたものでございまして、機構、機構の職員及び機構加盟国の代表者が、わが国において所定の特権及び免除を享有することを定めております。また、この協定に關連いたしまして公文が交換せられておりますが、その内容は、機構の所得に対する課税の免除をわが国の機構への加入時にさかのぼって認めること、並びに、自国民に支払われます給与及び手当に對しては、わが国の課税権を留保することとを規定したものでございます。

最後に、「在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」は、外交活動を充実強化するために、在外公館の新設及び昇格等を行なうとするものでございまして、新設するものは、バルバドス大使館ほか四大使館、パンコック総領事館ほか三総領事館、及びオークランド領事館でございます。昇格するものは、ホンジュラス及びアイスランド各公使館を大使館とし、ウィニペグ領事館及びデューセルドルフ総領事館分館をそれぞれ総領事館とするものであります。

また、これら新設及び昇格せられます在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を定めております。

委員会は、以上三件につきまして慎重審議を行ないましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

五月三十日、質疑を終えまして、討論、採決の結果、条約二件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定し、法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めめるの件を議題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

と経済協力開発機構との間の協定の締結について承認を求めめるの件を議題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 次に、在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案全部を議題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長(報告)を求めます。法務委員長浅井亨君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月十八日 衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三

号)の一部を次のように改正する。
第一条の表中「一、二二七人」を「一、二四一人」に、「七三一人」を「七三四人」に改める。
第二条中「二万八千六百六十六人」を「二万九千三百十三人」に改める。

附則
この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

○浅井亨君 たいだいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

〔浅井亨君登壇、拍手〕

本法律案は、借地法の改正による事件の増加に備えて、刑事四名、簡易裁判所刑事三名を増員するほか、裁判所における事件の適正迅速な処理をはかる等のため、裁判官以外の裁判所職員を四十七名増員しようとするものであります。

委員会においては、裁判官の充員計画、定員配置の基準と状況、待遇改善方針、定員増加の概算要求と予算との関係、職員の過労防止と職業病対策等について、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終わり、討論には別に発言もなく、次いで採決の結果、全会一致をもつて、本法律案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号(その二) 地方税法等の一部を改正する法律案外一件

○議長(重宗雄三君) 日程第五、地方税法等の一部を改正する法律案。

日程第六、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。地方行政委員長仲原善一君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

地方税法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月二十三日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条の九第一項中「第四号に該当する事実」に類する事実に係る部分に限る。」の下に「若しくは第二項を加え、当該地方税に係る督促状を発した日から起算して十日を経過した日後の期間」を、延滞金が百円につき一日四銭の割合により計算される期間」に改める。

第十六条の二第一項中「第十五条若しくは第十五条の五の規定による徴収猶予若しくは差押財産の換価の猶予を受けた納税者又は特別徴収義務者がその猶予に係る」を「納税者又は特別徴

収義務者が次に掲げる」に改め、同項に次の三号を加え、同条第四項中「提供により」の下に「同項第一号に掲げる地方団体の徴収金につき」を加える。

一 第十五条の規定による徴収の猶予又は第十五条の五の規定による換価の猶予に係る地方団体の徴収金

二 納付又は納入の委託をしようとする有価証券の支払期日以後に納期限の到来する地方団体の徴収金

三 滞納に係る地方団体の徴収金(第一号に掲げるものを除く)で、その納付又は納入につき納税者又は特別徴収義務者が誠実な意思を有し、かつ、その納付又は納入の委託を受けることが地方団体の徴収金の徴収上有利と認められるもの

第二十条の四の二第二項中「百円未満の端数」を「千円未満の端数」に、「全額が百円未満」を「税額の全額が二千円未満」に改める。

第二十条の九の三を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第二十条の五の二の規定により地方税の納付又は納入に関する期限を延長した場合に、その地方税に係る延滞金のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。

第二十三条第一項第四号中「第七十条、第七十条の二」を「第六十九条、第七十条」に、「第十二条の五」を「第四十二条の六」に改める。

第二十四条第一項第四号中「及び市町村民税」を削り、「第五十二条第三項」を「第五十二条第二項第四号」に改める。

第二十四条の五第一項第三号中「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第二号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十六条第一項中「以下」の下に「本節にお

いて」を加える。

第三十二条第三項中「十万円」を「十二万円」に改め、同条第四項第一号中「六万円」を「八万円」に改める。

第三十四条第三項中「当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、六万円」を削り、同条第五項中「又は六万円」を削る。

第三十六条第一項中「漁獲」の下に「若しくはのりの採取」を加える。

第三十七条の二第五項中「ロ」を削る。

第四十五条の二の見出し中「申告」を「申告等」に改め、同条第一項中「その他政令で定める者」を「並びに第三百七条の二第一項ただし書に規定する市町村の条例で定める者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十五条の三 第二十四条第一項第一号の者が前年分の所得税につき所得税法第二条第一項第三十六号の確定申告書(以下本条において「確定申告書」という。)を提出した場合、政令で定める場合を除く。には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日以前第一項の規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項のうち前条第一項各号に掲げる事項に相当するものは、同項の規定による申告書に記載されたものとみなす。

第五十条の五中「その徴収の日の属する月の翌月の十日までに」を削り、「その納入申告書」を「又は第三項の規定による納入申告書」に改める。

第五十二条を次のように改める。

(法人等の均等割の税率)

第五十二条 法人等の均等割の標準税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各

号に掲げる額とする。

一 資本の金額又は出資金額が千万円をこえる法人(次項第三号に掲げる公共法人等を除く)及び保険業法に規定する相互会社 年額 千円

二 前号に掲げる法人以外の法人等 年額 六百円

2 法人等の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に掲げる日現在における税率による。

一 次条第一項の規定によつて申告納付する法人 当該法人の同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日

二 解散した法人(次号に掲げる公共法人等を除く) 当該法人に係る均等割額の算定期間(法人税法第二百二条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税額と合算して課する均等割にあつては当該法人税額に係る事業年度とし、同法第二百二条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税額と合算して課する均等割にあつては残余財産が確定した日の属する事業年度開始の日から当該残余財産が確定した日までの期間とする。次条第二項において同じ。)の末日

三 公共法人等(法人税法第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等)均等割のみを課されるものをいう。 前年四月一日から三月三十一日までの期間(当該期間中に当該公共法人等が解散又は合併により消滅した場合に、前年四月一日から当該消滅した日までの期間)の末日

四 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 前年四月一日から三月三十一日までの期間(当該期間中に当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものが消滅し、又は第二十四条第五項の規定の適用を受けることと

なつた場合には、前年四月一日から当該消滅した日又は同項の規定の適用を受けることとなつた日の前日までの期間)の末日

3 第一項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、前項第一号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第二号の均等割額の算定期間又は同項第三号若しくは第四号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数に乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 第一項第一号の場合において、第二項第一号又は第二号に掲げる法人の資本の金額又は出資金額は、それぞれこれらの号に掲げる日現在における資本の金額又は出資金額による。

第五十三条第一項中「記載した申告書」の下に「以下本項において「法人の道府県民税の申告書」という。」を加え、「当該申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に係る」を「法人の」に改め、「提出しなかつたときは」の下に、「第十二項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第六項中「法人税法第二十一条第五号の」を「前条第二項第三号に掲げる」に、「前条第三項に規定する均等割額の算定期間」を「同号又は同項第四号の期間」に、「当該均等割額の算定期間」を「当該期間」に改め、同条第九項中「第七十条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同条第十項中「第七十条の二」を「第七十条」に改め、「開始する各事業年度」の下に「(当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。)」を加え、同条に次の一項を加える。

12 法人税法第七十一条第一項の規定によつて

法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、その法人税額の課税標準の算定期間中において当該法人の寮等のみが所在する道府県に對しては、第一項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当該算定期間に係る均等割額について申告納付をすることを要しない。

第五十六条第二項中「(前条第一項の規定による更正(当該更正に係る同条第三項の規定による更正を含む。)があつた場合において、法人税に係る延滞税の額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間を除く。)」を削り、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 前項の場合において、前条第一項又は第三項の規定による更正の通知をした日が第五十三条第一項、第二項又は第六項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から一年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により道府県民税を免れた場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第五十七条第一項中「するとともに」を「しななければならない。この場合において」、「自治省令の定めるところによつて、その法人税額及びその分割に関する計算の基礎その他必要な事

項を記載しななければならない」を「自治省令で定める課税標準の分割に関する明細書を添附しななければならない」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定による分割は、関係道府県ごとに、法人税額の課税標準の算定期間(第五十三条第二項の規定によつて申告納付する法人税割にあつては、法人の解散又は合併の日の属する事業年度。以下本項及び次項において「算定期間」という。)中において有する法人の事務所又は事業所について、当該法人の法人税額を当該算定期間の末日現在における従業者の数にあん分して行なうものとする。

第五十七条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 前項の場合において、次の各号に掲げる事務所又は事業所については、当該各号に掲げる数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)を同項に規定する従業者の数とみなす。

一 算定期間の中途において新設された事務所又は事業所 当該算定期間の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に對する当該事務所又は事業所が新設された日から当該算定期間の末日までの月数の割合を乗じて得た数

二 算定期間の中途において廃止された事務所又は事業所 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に對する当該廃止された事務所又は事業所が当該算定期間中において所在していた月数の割合を乗じて得た数

三 算定期間中を過して従業者の数が著しい変動がある事務所又は事業所として政令で定める事務所又は事業所 当該算定期間中属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数

5 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十四条第一項中「規定による申告」同条第八項の規定による申告を含む。以下本項において同じ。を「申告書」に、「(同条第三項の規定による申告)」を「(同条第三項の申告書)」に改め、「とする」の下に「以下第一号において同じ」を加え、「(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたことにより同条第三項の規定による申告に係る税金を納付することとなつた場合において、法人税に係る延滞税の額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間及び同項の規定による申告が同項の納期限内にされているときは当該控除された期間の末日から当該申告をした日までの期間を除く。)」を削り、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間」を「次の各号に掲げる税額の区分に應じ、当該各号に掲げる期間」に改め、同項に次の四号を加える。

一 第五十三条第一項、第二項又は第六項の規定による申告書に係る税額(第四号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 第五十三条第一項、第二項又は第六項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三 第五十三条第三項の申告書に係る税額 同項の規定により申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から一月を経

過する日までの期間

四 第十五条の三第一項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

第六十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の場合において、法人等が第五十三条第一項、第二項又は第六項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から一年を経過する日後に同条第三項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により道府県民税を免れた法人等が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から排除する。

第七十二条の十四第一項中「医療法人」の下に「又は医療施設(政令で定めるものを除く)」に係る事業を行なう農業協同組合連合会を加え、同条第二項第一号中「同条第十八号に規定する利益積立金額の合計額(以下本節において「資本金額等」という。)」を「同法第九十三条第二項に規定する利益積立金額等の合計額」に改め、同項第二号中「資本金額等」を「資本の金額又は出資金額、法人税法第二十七条に規定する資本積立金額及び同条第十八号に規定する利益積立金額の合計額(以下本節において「資本金額等」という。)」に改める。

第七十二条の十七第三項中「(同条第二項の規定による申告及びこれとあわせて行なうべき同条第三項の規定による申告を除く。以下次項、第六項、第七項及び次条第二項において同じ。)」

を削り、同条第六項中「譲渡したため生じた損失」の下に「(第七十二条の五十五第一項において「譲渡損失」という。)」を加え、同条第七項中「所得の計算上生じた」を削る。

第七十二条の十八第一項中「二十五万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「十万円」を「十二万円」に改め、及び政令で定める場合を削り、「六万円」を「八万円」に改め、同条第三項中「二十五万円、十万円又は六万円」を「二十万円、十二万円又は八万円」に改める。

第七十二条の二十三の三第一項中「開始する各事業年度」の下に「(当該法人が合併により消滅した場合においては、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、第一項の事業を行なう法人が合併により消滅した後に、当該法人の同項に規定する事業年度の所得又は収入金額に對する事業税につき同項に規定する更正又は前項に規定する各事業年度の所得又は収入金額を減少させる更正があつた場合について準用する。この場合において、第一項中「当該更正の日」とあるのは、「当該法人を合併した法人の当該更正の日」と読み替へるものとする。

第七十二条の二十九第一項中「残余財産のうち解散当時の資本金額等」の下に「(その解散の時からその分配をしようとする時までの間に生じた法人税法第二十八条に規定する利益積立金額がある場合には、当該利益積立金額を含む。以下本項及び次条第一項において同じ。)」を加える。

第七十二条の四十四第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改め、同条第三項中「経過した日後」を「経過する日後」に、「経過した日から」を「経過する日」に改める。

過する日の翌日から」に改める。

第七十二条の四十五第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間」を「次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間」に改め、同項に次の四号を加える。

一 法人の行う事業に對する事業税の納期限前に提出した申告書に係る税額(第四号に掲げる税額を除く。 法人の行う事業に對する事業税の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 法人の行う事業に對する事業税の納期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日(修正申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

四 第十五条の三第一項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

第七十二条の四十五第二項中「経過した日後」を「経過する日後」に、「除くほか」を「除き」に、「経過した日から」を「経過する日の翌日から」に改め、「当該修正申告書を提出した日」の下に「(当該修正申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限)を加える。」

第七十二条の四十八第一項中「算定した上で、課税標準額の総額及びこれを関係道府県に分割した額を申告書又は修正申告書に記載してこれを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなればならない。この場合においては、課税標準額の総額に関する計算書及び関係道府県ごとの分割に関する明細書を当該申告書又は修正申告書に」を「算定し、これを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなればならない。この場合においては、関係道府県知事に提出すべき申告書又は修正申告書には、自治省令で定める課税標準の分割に関する明細書を」に改め、同条第四項を次のように改める。

正申告書に」を「算定し、これを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなればならない。この場合においては、関係道府県知事に提出すべき申告書又は修正申告書には、自治省令で定める課税標準の分割に関する明細書を」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前項の場合において、次の各号に掲げる分割基準は、当該各号に掲げる数値による。
一 固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数 事業年度(解散した法人又は被合併法人にあつては、解散の日又は合併の日の属する事業年度。以下本項及び次項において同じ。の末日現在における数値
二 事務所又は事業所の数 事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値(当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度の末日現在における数値)
三 従業者の数 事業年度の末日現在における数値。ただし、資本の金額又は出資金額が一億円以上の製造業を行なう法人の本社である事務所又は事業所については、当該数値(当該数値が奇数である場合には、当該数値に一を加えた数値)の二分の一に相当する数値

第七十二条の四十八第八項中「前七項」を「前各項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項中「分割基準の数値に對する前項の規定の適用については、分割基準に對する第四項の規定を適用する場合に」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の二項を加える。

5 前項第三号の場合において、次の各号に掲げる事務所又は事業所については、当該各号に掲げる数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)を同項第三号に掲げる従業者の数とみなす。

第七十二条の四十八第八項中「前七項」を「前各項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項中「分割基準の数値に對する前項の規定の適用については、分割基準に對する第四項の規定を適用する場合に」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の二項を加える。

5 前項第三号の場合において、次の各号に掲げる事務所又は事業所については、当該各号に掲げる数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)を同項第三号に掲げる従業者の数とみなす。

一 事業年度の中途において新設された事務所又は事業所 当該事業年度の末日現在における従業者の数に、当該事業年度の月数に対する当該事務所又は事業所が新設された日から当該事業年度の末日までの月数の割合を乗じて得た数

二 事業年度の中途において廃止された事務所又は事業所 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該事業年度の月数に対する当該廃止された事務所又は事業所が当該事業年度中において所在していた月数の割合を乗じて得た数

三 事業年度中を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として政令で定める事務所又は事業所 当該事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数

6 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第七十二条の五十一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七十二条の五十四第二項中「課税標準の算定期間に属する各月の末日（当該課税標準の算定期間の月数が一月に満たず、かつ、その間に月の末日が到来しない場合に於ては、当該期間の末日とする。）現在における従業者の数をそれぞれ合計した数」を「第七十二条の四十八第四項第三号本文、第五項及び第六項の規定の例によつて算定した数」に改める。

第七十二条の五十五第一項中「（政令で定める

者を除く。）を削り、「第七十二条の十七第三項、第四項、第六項及び第七項の控除並びに」を「当該年の前年において生じた譲渡損失の金額及び」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の申告」を「前項の申告」に、「前二項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第四項中「第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「前四項」を「前二項」に、「申告し、又は報告すべき」を「申告すべき」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十二条の五十五の二 個人の行なう事業に對する事業税の納税義務者が前年分の所得税につき所得税法第二条第一項第三十六号の確定申告書（以下本条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第一項又は第二項の規定による申告がされたものとみなす。ただし、同日前に当該申告がされた場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項のうち前条第一項又は第二項に規定する事項に相当するものは、これらの規定により申告されたものとみなす。

第七十二条の五十六第一項中「前条」を「第七十二条の五十五」に改める。

第七十三条の四第一項第十六号中「土地」を「不動産」に改める。

第七十三条の十四第九項中「第二十条第七項」を「第二十条第九項」に改める。

第七十三条の二十七の五第一項中「又は」を「若しくは」に、「当該不動産を」を「当該不動産」に改め、「譲渡したとき」の下に、「又は当該事業協同組合等が、公害防止事業団の設置し、若しくは造成した公害防止事業団法第十八条第一項第二号若しくは第三号に規定する施設の用に供する不動産を取得した場合において当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等の組合員に当該不動産を譲渡したとき」を、

「」による当該不動産の取得」の下に「又は当該事業協同組合等による当該不動産の取得」を加える。

第七十三条の三十二第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限（本款の規定により徴収猶予をした税額にあつては、当該徴収猶予をした期間の末日）の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七十四条の二中「百分の九」を「百分の十・三」に改める。

第九十五条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第九十六条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第二百二十五条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限（第二百二十二条の二の規定により徴収猶予をした税額にあつては、当該徴収猶予をした期間の末日）の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第二百二十六条第一項中「同項の」を「その」に、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限（第二百二十二条の二の規定により徴収猶予をした税額にあつては、当該徴収猶予をした期間の末日）の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第二百六十三条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改め、同条第二項中「督促

状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第二百六十六条第一項及び第二百四十九条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第二百七十七条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第二百八十条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間（同項の規定による修正により増加した税額にあつては、同項の修正申告書が提出された日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間）」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「第七十条、第七十条の二」を「第六十九条、第七十条」に、「第四十二条の五」を「第四十二条の六」に改める。

第二百九十四条第一項第四号中「市町村内に寮等」を「市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下本節において「寮等」という。）」に、「第三百二十二条第四項を、第三百二十二条第一項及び第三項第四号に、「第一項及び」を「第一項並びに」に改める。

第二百九十五条第一項第三号中「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第二号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第三百二十二条を次のように改める。

(法人等の均等割の税率)

第三百二十二条 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下本節において「法人等」と総称する)の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 資本の金額又は出資金額が千万円をこえる法人(第三項第三号に掲げる公共法人等を除く)及び保険業法に規定する相互会社 年額 四千円

二 前号に掲げる法人以外の法人等 年額 二千四百円

2 市町村は、前項に定める標準税率をこえて課する場合においては、年につき、同項第一号に掲げる法人については七千円を、同項第二号に掲げる法人等については四千円をこえて課することができない。

3 法人等の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に掲げる日現在における税率による。

一 第三百二十一条の八第一項の規定によつて申告納付する法人 当該法人の同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日

二 解散した法人(次号に掲げる公共法人等を除く) 当該法人に係る均等割額の算定期間(法人税法第二百一条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税額と合算して課する均等割にあつては当該法人税額に係る事業年度とし、同法第二百四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税額と合算して課する均等割にあつては残余財産が確定した日の属する事業年度開始の日から当該残余財産が確定した日までの期間とする。第三百二十一条の八第二項において同じ。)の末日

三 公共法人等(法人税法第二条第五号の公

共法人及び同条第六号の公益法人等)均等割のみを課されるものをいう。前年四月一日から三月三十一日までの期間(当該期間中に当該公共法人等が解散又は合併により消滅した場合には、前年四月一日から当該消滅した日までの期間)の末日

四 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 前年四月一日から三月三十一日までの期間(当該期間中に当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものが消滅し、又は第二百九十四条第五項の規定の適用を受けることとなつた場合には、前年四月一日から当該消滅した日又は同項の規定の適用を受けることとなつた日の前日までの期間)の末日

4 第一項又は第二項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、前項第一号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第二号の均等割額の算定期間又は同項第三号若しくは第四号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときはは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

5 第一項第一号の場合において、第三項第一号又は第二号に掲げる法人の資本の金額又は出資金額は、それぞれこれらの号に掲げる日現在における資本の金額又は出資金額による。

第三百十三條第三項中「十万円」を「十二万円」に改め、同条第四項第一号中「六万円」を「八万円」に改める。

第三百十四條の二第三項中(「当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、六万円」を削り、同条第五項中「又は六万円」を削る。

第三百十四條の四「漁獲」の下に「若しくはのりの採取」を加える。

第三百十四條の七第五項中「ロ」を削る。

第三百十七條の二第一項中「その他政令で定める者」を「並びに所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるもの」に改める。

第三百十七條の三を次のように改める。

第三百十七條の三 第二百九十四条第一項第一号の者が前年分の所得税につき所得税法第二条第一項第三十六号の確定申告書(以下本条において「確定申告書」という)を提出した場合(政令で定める場合を除く)には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第一項の規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項のうち前条第一項各号に掲げる事項に相当するものは、同項の規定による申告書に記載されたものとみなす。

第三百十七條の四第一項中「若しくは前条」を削る。

第三百十七條の五中「若しくは第三百十七條の三を削る。

第三百二十一条の二第一項中「第三百十七條の三の規定による申告があつた場合又は」を削り、「若しくは政府」を「又は政府」に、「若しくは賦課する」を「又は賦課する」に改め、同条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該不足額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第三百二十一条の五の次に次の一条を加える。

(特別徴収税額の納期の特例)

第三百二十一条の五の二 第三百二十一条の四の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの(給与の支払を受ける者が常時十人未満であるものに限り。以下本条において「事務所等」という)につき、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長の承認を受けた場合には、六月から十月まで及び十一月から翌年三月までの各期間(当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間)に当該事務所等において支払つた給与について前条第一項の規定により徴収した特別徴収税額を、同項の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月十日までに当該市町村に納入することができる。

第三百二十一条の五の二 第三百二十一条の四の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの(給与の支払を受ける者が常時十人未満であるものに限り。以下本条において「事務所等」という)につき、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長の承認を受けた場合には、六月から十月まで及び十一月から翌年三月までの各期間(当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間)に当該事務所等において支払つた給与について前条第一項の規定により徴収した特別徴収税額を、同項の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月十日までに当該市町村に納入することができる。

2 前項の承認の取消し、当該取消しがあつた場合の納期の特例その他特別徴収税額の納期の特例に關し必要な事項は、政令で定める。

第三百二十一条の八第一項中「記載した申告書」の下に(以下本項において「法人の市町村民税の申告書」という)を加え、「当該申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税額に係る」を「法人の」に改め、「提出しなかつたときは」の下に「第十二項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第六項中「法人税法第二条第五号の」を「第三百二十二条第三号に掲げる」に、「第三百二十二条第四項に規定する均等割額の算定期間」を「同号又は同項第四号の期間」に、「当該均等割額の算定期間」を「当該期間」に改め、同条第九項中「第七十條第一項」を「第六十九條第一項」に改め、同条第十項中「第七十條の二」を「第七十條」に改め、「開始する各事業年度」の下に(「当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む」)を加え、同条に次の一項を加える。

12 法人税法第七十一条第一項の規定によつて

法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、その法人税額の課税標準の算定期間中において当該法人の寮等のみが所在する市町村に対しては、第一項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該算定期間に係る均等割額について申告納付をすることを要しない。

第三百二十一条の十二第二項中（前条第一項の規定による更正（当該更正に係る同条第三項の規定による更正を含む。）があつた場合において、法人税に係る延滞税の額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間を除く。）を削り、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」とを前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 前項の場合において、前条第一項又は第三項の規定による更正の通知をした日が第三百二十一条の八第一項、第二項又は第六項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第三百二十一条の十三第一項中「するとともに、関係市町村長に提出すべき申告書には、自治省令の定めるところによつて、その法人税額及びその分割に関する計算の基礎その他必要な事項を記載しなければならない」とを「しなれば

ならない。この場合において、主たる事務所又は事業所所在地の市町村長に提出すべき申告書には、自治省令で定める課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない」とに改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定による分割は、関係市町村」とに、法人税額の課税標準の算定期間（第三百二十一条の八第二項の規定によつて申告納付する法人税額にあつては、法人の解散又は合併の日の属する事業年度。以下本項及び次項において「算定期間」という。）中において有する法人の事務所又は事業所について、当該法人の法人税額を当該算定期間の末日現在における従業者の数にあん分して行なうものとする。

第三百二十一条の十三第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 前項の場合において、次の各号に掲げる事務所又は事業所については、当該各号に掲げる数（その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。）を同項に規定する従業者の数とみなす。

一 算定期間中において新設された事務所又は事業所 当該算定期間の末日現在における従業者の数に当該算定期間の月数に対する当該事務所又は事業所が新設された日から当該算定期間の末日までの月数の割合を乗じて得た数

二 算定期間中において廃止された事務所又は事業所 当該算定期間の末日現在における月の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に対する当該算定期間中において所在していた月数の割合を乗じて得た数

三 算定期間中を通過して従業者の数が著しい変動がある事務所又は事業所として政令で

定める事務所又は事業所 当該算定期間中属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数

5 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第三百二十七条第一項中「規定による申告（同条第八項の規定による申告を含む。）以下本項において同じ。」を「申告書」に改め、「第三百二十一条の五第一項の下に、第三百二十一一条の五の二（第三百二十八条の五第三項において準用する場合を含む。）以下第一号において同じ。」を加え、「第三百二十一一条の八第三項の規定による申告」を「第三百二十一一条の八第三項の申告書」に改め、「とす」の下に、「以下第一号及び第二号において同じ」を加え、「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたことに因り第三百二十一一条の八第三項の規定による申告に係る税金を納付することとなつた場合において法人税に係る延滞税の額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間及び同項の規定による申告が同項の納期限内にされているときは当該控除された期間の末日の翌日から当該申告をした日までの期間を除く。）を削り、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間」を「次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間」に改め、同項に次の五号を加える。

一 第三百二十条の納期限後に納付し、又は第三百二十一一条の五第一項、第三百二十一一条の五の二若しくは第三百二十八条の五第二項の納期限後に納入する税額 当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 第三百二十一一条の八第一項、第二項又は

第六項の規定による申告書に係る税額（第五号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

三 第三百二十一一条の八第一項、第二項又は第六項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

四 第三百二十一一条の八第三項の申告書に係る税額 同項の規定により申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

五 第十五条の三第一項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

第三百二十七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の場合において、法人等が第三百二十一一条の八第一項、第二項又は第六項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過する日後に同条第三項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人等が第三百二十一一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第三百二十八条の五第三項中「第六項までの

下に「及び第三十二一条の五の二」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十二一条の五の二第一項中「給付」とあるのは「退職手当等」と、「納入」とあるのは「申告納入」と、「六月から十月まで」とあるのは「四月から十月まで」と、「前条第一項」とあるのは「第三十二一条の五第二項」と読み替へるものとする。

第三十二一条の六第一項第一号中、「第三十二一条の八及び第三十二一条の十六」を「及び第三十二一条の八」に改める。

第三十二一条の九第一項中「第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第三十二一条の十第二項中「第二項」の下に「又は同条第三項において準用する第三十二一条の五の二」を加え、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第三十二一条の十三第二項中「第二項」の下に「又は同条第三項において準用する第三十二一条の五の二」を加え、「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第三十四一条第四項中「並びに輸出水産業組合」を「輸出水産業組合並びに土地改良事業団体連合会」に改める。

第三十四一条の三第二項中「第十三項」の下に「又は第二十項」を加え、同条第十七項中「又は第十三項」を「第十三項又は第二十項」に改め、同条に次の一項を加える。

20 地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者が都市計画法第二条の規定により決定された都市計画区域内におい

て地方鉄道事業又は軌道経営の用に供するため所有する地下道又は跨線道路橋で自治省令で定めるもの(第十三項の規定の適用を受けるものを除く)に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額(当該固定資産のうち第二項又は第十七項に規定する線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物に該当するものに係る当該構築物に対して新たに固定資産税が課せられることとなつた年度から五年度分の固定資産税の課税標準にあつては、当該構築物の価格の三分の一の額)とする。

第三十四一条の四第一項中「十分の二」を「十分の三」に改め、同項の表市町村の区分の欄中「五万人未満」を「二十万人未満」に、「五万人以上の市町村」を「二十万人以上の市」に改め、同表金額の欄中「十億円」を「二十五億円」に改め、同条第二項中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。

第三十四一条の五第二項及び第三項中「百分の百九十」を「百分の二百」に、「百分の百七十」を「百分の百八十」に、「百分の百五十」を「百分の百六十」に改める。

第三十六一条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第三十六一条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第三十八一条第五項中「第三百八十三条第一項」を「第三百八十三条」に改める。

第三百八十三条第二項を削る。

の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第四百六十五条中「百分の十五」を「百分の十八・一」に改める。

第四百八十九条第一項第二十二号の二中「スチレン」の下に「ポリプロピレン」を加え、同項第二十二号の三中「前号」を「第二十二号の二」に改め、同号を同項第二十二号の五とし、同号の前に次の二号を加える。

二十二の三 アセチレン(天然ガス又は揮発油を原料とするものに限る。)

二十二の四 アセトアルデヒド(揮発油を原料とするものに限る。)

第四百八十九条第一項第二十三号中「及びアクリルニトリル(アクリルニトリル系合成繊維の原料として用いられるものに限る。)」を「アクリルニトリル(アクリルニトリル系合成繊維の原料として用いられるものに限る。及びポリプロピレン系合成繊維)」に改め、同条第二項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号から第八号までを、それぞれ四号ずつ繰り上げる。

第四百九十条の二第一項中「五百円」を「七百元」に改める。

第四百九十七条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第五百四条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第五百三十四条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

で」に改める。

第五百三十五条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第五百六十五条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第五百六十六条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第六百八十七条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第六百九十条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」の期間(同項の規定による修正により増加した税額にあつては、同項の修正申告書が提出された日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日まで)の期間」に改める。

第七百条の二第一項第二号中「準する」を「類する」に改め、同項第三号中「課する者」の下に「で第七百条の十一第一項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者として指定されたもの」を加える。

第七百条の三に次の一項を加える。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合においては、その所有している軽油の数量(当該所有に係る軽油にすでに軽油引取

税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量で政令で定めるところによつて算定したものを課税標準として、当該所有している者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものが所在する道府県において、その者に課する。

第七百条の四第一項第五号中「を輸入して当該輸入」を「の製造又は輸入をして、当該製造又は輸入」に改める。

第七百条の五第三号中「引取について」を削る。

第七百条の十ただし書中「第二項若しくは第三項」を「第二項、第三項若しくは第四項」に改める。

第七百条の十一第一項中「特約業者又は元売業者」を「元売業者又は元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油その他の石油製品の供給を受け、これを販売することを業とする者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（軽油引取税の保全担保）
第七百条の十一の二 道府

第七百条の十一の二 道府県知事は、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の保全のため必要があるときとは、政令で定めるところにより、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の担保として、軽油引取税の特別徴収義務者に対し、金額及び期間を指定して、第十六条第一項各号に掲げる担保又は金銭の提供を命ずることができる。

2 第十六条第三項及び第十六条の五の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(軽油引取税の特別徴収義務者の指定の取消
し)

第七百条の十一の三 道府県知事は、前条の規

定に基づき、軽油引取税の特別徴収義務者（元充業者を除く。）に担保の提供、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するための必要な行為（以下本条において「担保の提供等」という。）を命じた場合において、当該特別徴収義務者がその指定された期限までに担保の提供等をしないうときその他政令で定める場合には、当該道府県の条例で定めるところにより、特別徴収義務者としての指定を取り消すことができる。

第七百条の十二第一項中「前条第一項」を「第七百条の十一第一項」に改める。

第七百条の十四中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第七百条の三第四項の軽油を所有している者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その所有している軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該所有している者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地の道府県知事に提出すること。

第七百条の三十一第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「前項の納期限までの期間又は当該納期限（第七百条の二十一第一項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日）の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七百条の三十二第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限(第七百条の二十一第一項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日)の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七百一条の十第二項中「督促状を発する前

の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前」を、「前項の納期限までの期間又は該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七百一条の十一第一項中「督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前」を、「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七百二条第二項中又は第十六項を、「第七百二条第二十項」に改める。

第七百二十条第二項中「督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前」を、「前項の納期限までの期間又

は当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七百二十三条第一項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第七百三十四条第三項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

第二章第一節第一款及び第二款	道府県	道府県民税	都
	道府県知事	都知事	
	市町村	特別区	
	市町村長	特別区長	
第三章第一節	市町村	都	
	市町村民税	都民税	
	市町村長	都知事	
第三百十二条第一項	四千元	五千元（特別区に存する区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等の事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内に所在する場合） 下 法人等の事務所等が特別区の区域外に所在する場合」といふ）には、四千元）	
	二千四百円	三千元（法人等の事務所等が特別区の区域外に所在する場合には、二千四百円）	
第三百十二条第二項	七千元	八千元（法人等の事務所等が特別区の区域外に所在する場合には、七千元）	
	四千元	四千六百元（法人等の事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、四千元）	
第三百十四条の六第一項	百分の八・九	百分の十四・七	
	百分の十・七	百分の十七・七	

第三百二十一条の
第八項

法人税法第六十九条
第一項の控除限度額
及び第五十三条第九
項の控除の限度額で
政令で定めるもの

法人税法第六十九条第一項の控除限度額

附則第七項及び第九項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、附則第六十五項及び第六十六項中「併用住宅にあつては、」を「区分所有に係る住宅にあつては本項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(併用住宅に限る。)にあつては、」に改め、附則第八十八項を附則第八十六項とし、附則第八十九項中「附則第八十八項」を「附則第八十六項」に改め、同項を附則第八十七項とし、附則第九十項を附則第八十八項とし、第九十一項を附則第九十項とし、附則第九十二項中「附則第九十一項」を「附則第九十項」に改め、同項を附則第九十項とし、附則第九十三項中「附則第九十九項」を「附則第八十七項」に改め、「第五十条の六第一項又は第三百二十八条の五第一項の規定による」を削り、「所得割」の下に「(第五十条の二の規定によつて課する所得割を含む。)」を加え、同項を附則第九十一項とし、附則第九十四項を附則第九十二項とし、第九十五項を第九十三項とし、同項の次に次の四項を加える。

(生命保険事業を行なう法人の事業税の課税標準の特例)

94 生命保険事業を行なう法人に対する事業税の課税標準の算定については、当分の間、当該法人が厚生年金保険法第三十条第三項又は第五十九条第三項の規定によつて厚生年金基金又は厚生年金基金連合会と締結する保険の契約に基づいて保険料として収入する金額のうち初年度収入保険料(第七十二条の十四第五項第一号の初年度収入保険料をいう。

以下本項において同じ。)に相当するものは、当該法人に係る第七十二条の十四第五項第三号の初年度収入保険料から控除するものとする。

(自動列車停止装置に対して課する固定資産税に関する特例)

95 地方鉄道又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者が昭和四十二年一月二日から昭和四十七年一月一日までの間に新設した自動列車停止装置(第三百四十三条第八項の規定の適用を受ける車両に設置されたものを含み、第三百四十九条の三第二項、第十三項、第十七項又は第十八項の規定の適用があるものを除く。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該装置に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分(第三百四十九条の三第十五項の規定の適用を受ける自動列車停止装置にあつては、同項の規定の適用がないこととなつた年度から二年度分)の固定資産税に限り、当該装置に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

(重油に係る水素化脱硫装置に対して課する固定資産税に関する特例)

96 昭和四十二年一月二日から昭和四十五年一月一日までの間に新設された重油に係る水素化脱硫装置で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該装置に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該装置に対して課する固定資産税の課税標準とな

るべき価格の二分の一の額とする。

(紙の製造に使用する電気に対して課する電気ガス税の税率の特例)

97 紙の製造業を営む者がその事業所において直接その業務の用に使用する電気に対して課する電気ガス税の税率は、当分の間、第四百九十条の規定にかかわらず、百分の五とする。

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第十号中「の者」の下に「で前年の合計所得金額が五百万円以下であるもの」を加える。

第三十二条第三項中「所得割の納税義務者が所得税法第五十七条第一項に規定する青色事業専従者を有する場合においては、同項を「所得税法第二十一条第三十九号に規定する青色申告書(第八項において「青色申告書」という。)を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている所得割の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族(年齢十五歳未満である者及びいづれかの所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者を除く。で、もつぱら当該納税義務者の営む同法第五十六条に規定する事業に従事するもの(以下本項において「青色事業専従者」という。))が、当該事業から給与の支給を受ける場合においては、同法第五十七条第一項に改め、同条第七項中「第四項」を「第三項又は第四項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同条第八項中「同条第一項第三十九号に規定する」及び「(以下本項において「青色申告書」という。))を削る。

第三十三条第一項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項中「第九十八条第五項」を「第九十八条第四項」に、「及び第八号、次条第一項並びに第三十七条の二第五項」を「第八号及び第十号並びに次条第一項及び第七項」に改める。
第三十四条第一項中第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加

え、同条第五項を削る。

五 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者 各障害者につき五万円
六 老年者である所得割の納税義務者 五万円
七 寡婦である所得割の納税義務者 五万円
八 勤労学生である所得割の納税義務者 五万円

第三十四条第六項中「生命保険料控除額」との下に「同項第五号の規定によつて控除すべき金額を障害者控除額と、同項第六号の規定によつて控除すべき金額を老年者控除額と、同項第七号の規定によつて控除すべき金額を寡婦控除額と、同項第八号の規定によつて控除すべき金額を勤労学生控除額と」を加え、「同項第五号及び前項」を「同項第九号に、「第一項第六号、第三項及び前項」を「同項第十号及び第三項に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第一項第五号の控除対象配偶者であるかどうか」又は「同項第六号の扶養親族であるかどうか」を「第一項、第三項又は第四項の場合において、障害者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうか又は所得割の納税義務者の控除対象配偶者若しくは扶養親族であるかどうか」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 所得税法第二条第一項第三十一号の規定は、第一項第八号の勤労学生の意義について準用する。この場合において、同条第一項第三十一号中「合計所得金額」とあるのは、「前年の地方税法第二十三条第一項第十二号に規定する合計所得金額」と読み替へるものとする。
第三十四条第九項中「生命保険料控除額」の下に「障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額」を加え、同条第十項中「又

は生命保険料控除額を、生命保険料控除額又は勤労学生控除額に改める。

第三十六條第一項中「自治省令の定めるところによつて、所得割の納税義務者が第三百十四條の四の市町村民税に關する申告書とあわせて、当該變動所得の金額、当該臨時所得の金額その他必要な事項を記載した申告書を提出したときは、当該納税義務者の」を「第四十五條の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）に同項第六号に掲げる事項の記載があるときは、当該に、」第八十四條を「第九十條」に改める。

第三十七條第一項中「規定による道府県民税に關する申告書の提出があつた場合」を「規定の適用がある場合」に、「第八十四條」を「第九十條」に改める。

第三十七條の二の見出し中「税額」を「外国税額」に改め、同條第一項から第五項までを削り、同條第六項中「本項」を「本条」に改め、「並びに第一項及び第二項」を削り、同項を同條とする。

第四十五條の二第一項第五号中「生命保険料控除額」の下に、「障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額」を加え、同項第六号を次のように改める。

六 第三十六條第一項に規定する變動所得及び臨時所得に關する事項

第四十五條の三第一項中「前條第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同條第二項中「記載された事項」の下に「（自治省令で定める事項を除く。）」を加え、「に掲げる」を又は第三項に規定するに改め、「相當するもの」の下に「及び次項の規定により附記された事項」を加え、「同項」を「同條第一項から第四項まで」に改め、同條に次の一項を加える。

3 第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、自治省令で定めるところにより、道府県民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

第七十二條の五十五第一項中「事業税の納税義務者」の下に「で、第七十二條の十七第一項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が第七十二條の十八第一項の規定による控除額をこえるもの」を加え、「本項中」を「本項及び次項において」に改め、同條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「個人がすべき前項の申告」を「個人がする前二項の申告」に、「においては、同項」を、「においては、同項を同條第三項とし、同項の前」に改め、同項を同條第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において第七十二條の十七第三項、第四項又は第七項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の三月十五日までに、自治省令で定めるところにより、その事務所又は事業所在地の道府県知事に申告することができる。

第七十二條の五十五の二第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「同條第二項中」又は「第二項」を「から第三項まで」に改め、「相當するもの」の下に「及び次項の規定により附記された事項」を加え、同條に次の一項を加える。

3 第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、自治省令で定めるところにより、事業税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

第二百九十二條第一項第十号中「の者」の下に「で前年の合計所得金額が五百万円以下であるもの」を加える。

得税法第二條第一項第三十九号に規定する青色申告書（第八項において「青色申告書」といふ。）を提出することによつて國の税務官署の承認を受けている所得割の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者及びいづれかの所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者を除く。）で、もつばら当該納税義務者の営同法第五十六條に規定する事業に従事するもの（以下本項において「青色事業専従者」といふ。）が、当該事業から給与の支給を受ける場合においては、同法第五十七條第一項に改め、同條第七項中「第四項」を「第三項又は第四項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同條第八項中「同條第一項第三十九号に規定する」及び「（以下本項において「青色申告書」といふ。）」を削る。

第三百十四條第一項中「第四項」を「第三項」に改め、同條第二項中「第九十八條第五項」を「第九十八條第四項」に、「及び第八号、次条第一項並びに第三百十四條の七第五項」を、「第八号及び第十号並びに次条第一項及び第七項」に改める。

第三百十四條の二第一項第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加え、同條第五項を削る。

五 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者 各障害者につき五万円

六 老年者である所得割の納税義務者 五万円

七 寡婦である所得割の納税義務者 五万円

八 勤労学生である所得割の納税義務者 五万円

第三百十四條の二第六項中「生命保険料控除額」の下に、「同項第五号の規定によつて控除すべき金額を障害者控除額と、同項第六号の規定によつて控除すべき金額を老年者控除額と、

同項第七号の規定によつて控除すべき金額を寡婦控除額と、同項第八号の規定によつて控除すべき金額を勤労学生控除額と」を加え、「同項第五号及び前項」を「同項第九号」に、「第一項第六号、第三項及び前項」を「同項第十号及び第三項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第七項中「第一項第五号の控除対象配偶者であるかどうか又は同項第六号の扶養親族であるかどうか」を「第一項、第三項又は第四項の場合において、障害者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうか又は所得割の納税義務者の控除対象配偶者若しくは扶養親族であるかどうか」に改め、同項を同條第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 得税法第二條第一項第三十一号の規定は、第一項第八号の勤労学生の意義について準用する。この場合において、同條第一項第三十一号中「合計所得金額」とあるのは、「前年の地方税法第二百九十二條第一項第十二号に規定する合計所得金額」と読み替へるものとする。

第三百十四條の二第九項中「生命保険料控除額」の下に、「障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額」を加え、同條第十項中「又は生命保険料控除額」を、「生命保険料控除額又は勤労学生控除額」に改める。

第三百十四條の四「自治省令の定めるところによつて、所得割の納税義務者が当該變動所得の金額、当該臨時所得の金額その他必要な事項を記載した申告書を提出したときは、当該納税義務者の」を「第三百十七條の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）に同項第六号に掲げる事項の記載があるときは、当該に、」第八十四條を「第九十條」に改める。

第三百十四條の五「規定による申告書の提出があつた場合」を「規定の適用がある場合」に改める。

に、「第八十四条を「第九十条に改める。

第三百十四条の七の見出し中「税額」を「外国税額」に改め、同条第一項から第五項までを削り、同条第六項中「本項」を「本条」に改め、「第六項及び並びに第一項及び第二項」を削り、同項を同条とする。

第三百十七条の二第一項第五号中「生命保険料控除額」の下に、「障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額」を加え、同項第六号を次のように改める。

六 第三百十四条の四に規定する変動所得及び臨時所得に関する事項

第三百十七条の三第一項中「前条第一項の下に「から第四項まで」を加え、同条第二項中「記載された事項の下に「(自治省令で定める事項を除く。）」を加え、「に掲げる」を又は第三項に規定する」に改め、「相当するもの」の下に「及び次項の規定により附記された事項」を加え、「同項」を「同条第一項から第四項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、自治省令で定めるところにより、市町村民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

第三条 昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律(昭和四十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一条中「退職手当等という」の下に「次条において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第一条の二 昭和四十二年中に支払うべき退職手当等で同年六月一日前に支払われたものにつき徴収された法第五十条の二の規定によつて課する所得割の額(次項において「徴収された道府県民税の退職所得割額」という。)又は

当該退職手当等につき徴収された法第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額(次項によつて「徴収された市町村民税の退職所得割額」という。)が、それぞれ当該退職手当等につき所得税法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)による改正後の所得税法(昭和四十二年法律第三十三号)第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に係る法第五十条の二の規定によつて課する所得割の額(以下「この項及び次項において「改正後の道府県民税の退職所得割額」という。)又は当該退職所得の金額に係る法第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額(以下「この項及び次項において「改正後の市町村民税の退職所得割額」という。))をこえる場合においては、法第五十条の五又は第三百二十八条の五第二項の規定による納入申告書に、それぞれ改正後の道府県民税の退職所得割額又は改正後の市町村民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合には、法第十七条の規定による当該退職納金に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行なうものとする。

2 徴収された道府県民税の退職所得割額又は徴収された市町村民税の退職所得割額が改正後の道府県民税の退職所得割額又は改正後の市町村民税の退職所得割額をこえる場合には、昭和四十二年中に支払うべき退職手当等で同年六月一日以後に支払われるものに係る法第五十条の六第一項第二号若しくは第三百二十八条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る法第五十条の八若しくは第三百二十八条の十三第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替へるものとする。

法第五十条の六第一項第二号及び第五十条の八	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額(昭和四十二年六月一日前に支払われた退職手当等にあつては、昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律(昭和四十二年法律第 号)以下「臨時特例法」という。)第一項の二第一項に規定する改正後の道府県民税の退職所得割額
法第三百二十八条の六第一項第二号及び第三百二十八条の十第三第一項	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額(昭和四十二年六月一日前に支払われた退職手当等にあつては、臨時特例法第一項の二第一項に規定する改正後の市町村民税の退職所得割額

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、第一条中地方税法第四百九十条の二第二項の改正部分及び同法の附則に第九十七項を加える改正部分は昭和四十二年七月一日から、第二条の規定は昭和四十三年一月一日から施行する。

(端数計算に関する規定の適用)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第二十條の四の二第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十二年六月一日(以下「施行日」という。)以後に確定する過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金、同日以後に納付され、若しくは納入される延滞金又は同日以後に還付のため支出を決定し、若しくは充当をする過誤納金その他の地方団体の徴収金に関する還付金に係る還付加算金について適用する。

(延滞金の免除に関する規定の適用)

第三条 新法第二十條の九の三第一項の規定は、施行日以後に納付され、又は納入される延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の額のうち同日前の期間に対応するものについては、

なお従前の例による。

(延滞金の算定に関する規定の適用)

第四条 前二条、次条第六項、附則第七條第二項及び附則第十一條第六項の規定の適用がある場合を除き、新法の規定中延滞金の算定に関する部分は、施行日以後に納付し又は納入すべき期限が到来する地方税に係る延滞金について適用し、同日前に納付し又は納入すべき期限が到来した地方税に係る延滞金については、なお従前の例による。

(道府県民税に関する規定の適用)

第五条 新法第五十二條の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三條第六項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三條第一項の申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一條第一項(同法第四十五條第一項において準用する場合を含む。)の申告書に係るものに限る。第四項において同じ。)の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該

申告書に係る道府県民税として納付した、又は納付すべきであつた道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法第五十三条第十項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法第五十三条第十二項の規定は、施行日以後に同条第一項の申告書の提出期限が到来する法人の道府県民税について適用し、当該期限が同日前に到来した法人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 新法第五十七條の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税（清算所得に対する法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

6 新法第五十六條第三項及び第六十四條第二項の規定は、施行日以後に納付される法人の道府県民税に係る延滞金について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人（道府県民税に課税する部分）は、昭和四十二年度分の個人（道府県民税に課税する部分）は、昭和四十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第六條 第二條の規定による改正後の地方税法（以下「四十三年度」という。）の規定中個人の道府県民税に課税する部分は、昭和四十三年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号（その一） 地方税法等の一部を改正する法律案外二件

前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

第七條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に課税する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課せられる法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二條の四十五第二項の規定は、施行日以後に納付される法人の事業税に係る延滞金について適用する。

3 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の事業税に課税する部分は、昭和四十二年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第八條 四十三年度法の規定中個人の事業税に課税する部分は、昭和四十三年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産所得税に関する規定の適用）

第九條 新法附則第七項及び第九項の規定は、施行日以後の土地の所得に対する不動産所得税について適用する。

第十條 新法第七十四條の二の規定は、日本専売公社が昭和四十二年三月一日以後小売人又は消費者に売り渡した製造たばこについて適用し、同日前に当該完済した製造たばこについては、なお従前の例による。

（市町村民税に関する規定の適用）

第十一條 新法第三百二十二條の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十二條の八第六項の期間に係る法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一條の八第一項の申告書（法人税法第七十一條第一項（同法第四百五十五條第一項において準用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。第四項において同じ。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した、又は納付すべきであつた市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第三百二十一條の八第十項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法第三百二十一條の八第十二項の規定は、施行日以後に同条第一項の申告書の提出期限が到来する法人の市町村民税について適用し、当該期限が同日前に到来した法人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 新法第三百二十一條の十三の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税（清算所得に対する法人税額を課せられる法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の市町村民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

6 新法第三百二十一條の十二第三項及び第三百二十七條第二項の規定は、施行日以後に納付される法人の市町村民税に係る延滞金について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に課税する部分は、昭和四十二年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第八條 新法第三百二十一條の五の二（新法第三百二十八條の五第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に徴収した同条に規定する納入金を納入する場合について適用し、同日前に徴収した当該納入金については、なお従前の例による。

第十二條 四十三年度法の規定中個人の市町村民税に課税する部分は、昭和四十三年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十三條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に課税する部分は、昭和四十一年度分までの固定資産税から適用し、昭和四十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

二九

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号(その一) 地方税法等の一部を改正する法律案外一件

三〇〇

2 新法第三百四十九条の三第二十項の規定は、昭和四十一年一月一日以前において建設された同項に規定する地下道又は跨線道路橋で自治省令で定めるもの(以下この項及び次項において「地下道等」という。)のうち昭和四十一年度分の固定資産税について旧法第三百四十九条の三第二項又は第十七項の規定の適用を受けていたものの昭和四十二年度分以後の固定資産税についても適用する。

3 新法第三百四十九条の三第二十項に規定する地下道等に対して課する昭和四十二年度分の固定資産税については、市町村長は、新法第四百十五条の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えて、当該地下道等の価格及びその価格に同項に定める率を乗じて得た額を当該地下道等の所有者に通知しなければならない。この場合において、新法第四百七条第一項中「第四百十五条第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「固定資産の価格等の通知をした日以後において当該通知に係る価格等」とし、新法第四百三十二条第一項中「第四百十五条第一項(第四百十九条第三項の場合を含む)の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において」とあるのは「当該固定資産の価格等の通知を受けた日」とする。

4 新法第三百四十九条の五の規定は、施行日前において建設された一の工場又は発電所若しくは変電所(以下この項並びに附則第二十二条第二項及び第三項において「一の工場」という。)(一の工場に増設された設備で一の工場に類すると認められるものを含む。以下同じ。)の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年の翌年(その日が一月一日である場合には、その日の属する年)の四月一日の属する年度から昭和四十二年度までの年度の数が五をこえないもの(次項の規定の適用を受ける

ものを除く。)の昭和四十二年度分以後の固定資産税についても適用する。

5 昭和四十一年一月一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき金額を算定する場合において旧法第三百四十九条の五の規定の適用を受けていたものについては、昭和四十二年度から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該償却資産を新法第三百四十九条の五に規定する新設大規模償却資産とみなして、同条の規定を適用する。この場合においては、旧法第三百四十九条の五の規定がなおその効力を有するものとした場合において当該償却資産に係る同条に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度又は第五適用年度に該当する年度は、それぞれ当該償却資産に係る新法第三百四十九条の五第一項に規定する第一適用年度又は同条第二項に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度若しくは第五適用年度とみなす。

(市町村長は消費税に課する規定の適用)

第十四条 新法第四百六十五条の規定は、日本専売公社が昭和四十二年三月一日以後小売人又は消費者に売り渡した製造たばこについて適用し、同日前に当該売渡しをした製造たばこについては、なお従前の例による。

2 日本専売公社は、昭和四十二年三月又は同年四月において小売人又は消費者に売り渡した製造たばこについて新法第四百六十五条に規定する税率を適用して計算した市町村たばこ消費税の額と当該売渡しをした製造たばこについて旧法第四百六十五条に規定する税率を適用して計算した市町村たばこ消費税の額との差額に相当する市町村たばこ消費税の額を、それぞれ同年六月三十日又は同年七月三十一日までに申告納

付しなければならない。

3 新法第四百六十七条第二項から第五項まで及び第四百六十九条の規定は、前項の規定による市町村たばこ消費税の申告納付及び当該市町村たばこ消費税に係る延滞金の納付について準用する。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第十五条 新法第四百八十九条第一項の規定は、電気ガス税の昭和四十二年六月一日以後の分(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分)について適用し、同年五月三十一日までの分(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納した、又は収納すべきであつた料金に係る分)については、なお従前の例による。

2 新法第四百九十条の二第一項及び附則第九十七項の規定は、電気ガス税の昭和四十二年七月一日以後の分(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分)について適用し、同年六月三十日までの分(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納した、又は収納すべきであつた料金に係る分)については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する規定の適用)

第十六条 新法第七百条の四第一項第五号の規定は、施行日以後の製造に係る軽油の消費又は譲渡に対して課する軽油引取税について適用する。

(都の特例に関する規定の適用)

第十七条 新法第七百三十四条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一条の八第六項の期間に係る法人の都民税について適用し、同日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

(罰則に関する規定の適用)

第十八条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる旧法の規定に係る地方税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

定によりなお従前の例によることとされる旧法の規定に係る地方税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 前各条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(たばこ専売法の一部改正)

第二十条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「百分の九」を「百分の十・三」に、「百分の十五」を「百分の十八・二」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二十一条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「十分の二」を「十分の三」に改め、同項の表市町村の区分の欄中「五万人未満」を「二十万人未満」に、「五万人以上の市町村」を「二十万人以上の市」に改め、同表金額の欄中「十億円」を「二十五億円」に改め、同条第二項中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。

第二十二条 別段の定めがあるものを除き、前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下「新交納付金法」という。)第五条の規定は、昭和四十三年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金(以下この項及び第三項において「交付金及び納付金」という。)から適用し、昭和四十二年度分までの交付金及び納付金については、なお従前の例による。

2 新交納付金法第五条の二の規定は、昭和四十一年三月三十一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年度の翌年度から昭和四十三年度までの年度の数が五をこえないもの

(次項の規定の適用を受けるものを除く。)の昭和四十二年度分以後の交付金及び納付金についても適用する。

3 昭和四十一年三月三十一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和四十二年度分の交付金及び納付金の交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき金額を算定する場合において前条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律第五條の二の規定の適用を受けていたものについては、昭和四十三年度から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年次までの各年度分の交付金及び納付金に限り、当該償却資産をもつて新交付金法第五條の二に規定する新設大規模償却資産とみなして、同条の規定を適用する。この場合においては、附則第十三條第五項後段の規定を準用する。

(昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に關する法律の一部改正)

第二十三條 昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に關する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「附則第九十三項」を「附則第九十一項」に改める。

別表注(中)第四項(五)「昭和四十一年三月三十一日以前に改め、同表注(中)「昭和四十一年三月三十一日以前」を削る。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和四十二年五月二十三日

衆議院議長 石井光次郎
參議院議長 重宗 雄三殿

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律(昭和三十一年法律第八十二號)の一部を次のように改正する。

第二條第一項に次の一號を加える。

五 水道法(昭和三十一年法律第七十七號)第三條第七項に規定する水道施設又は工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四號)第二條第六項に規定する工業用水道施設の用に供する土地で政令で定めるもの(第一號に掲げるものを除く。)

附則第十六項を第十八項とし、第十五項の次に次の二項を加える。
(日本国有鉄道に係る納付金算定標準額の特例)

16 第二條第二項に規定する固定資産のうち日本国有鉄道が新たに営業路線を開業するために昭和四十年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に敷設した鐵道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物(営業路線の軌間若しくは軌道の中心間隔を擴張し、又は営業路線の線路を増設するために敷設した鐵道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物を含む。)に係る納付金算定標準額は、第三條第二項及び第四條第四項の規定にかかわらず、当該構築物について市町村納付金が納付されることとなつた年度から五年度分の市町村納付金に限り、第三條第二項の價格の三分の一の額とする。

17 前項の構築物に対する第十一條第一項の規定の適用については、同項中「第四條第四項」とあるのは、「附則第十六項」とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十二年度分以後の年度分の市町村交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金(以下「市町村納付金等」という。)について適用し、昭和四十一年度分以前の年度分の市町村交付金及び市町村納付金等については、なお従前の例による。

3 昭和四十二年度分の市町村交付金のうち新法第二條第一項第五號の土地に係るものに対する新法の規定の適用については、新法第六條及び第八條中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和四十二年九月三十日」とし、新法第九條第一項中「前年の十二月三十一日」とあるのは「昭和四十二年十月三十一日」とし、新法第十三條第一項中「毎年四月三十日」とあるのは「昭和四十二年一月三十一日」とし、新法第十四條第一項中「毎年六月三十日」とあるのは「昭和四十三年二月二十九日」とする。

4 改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律第十一條第一項の規定により自治大臣が決定した新法附則第十六項の構築物に係る同条第一項の價格等の修正、既に納付された市町村納付金等の額と当該價格等の修正に基づき納付すべき市町村納付金等の額との調整その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

〔仲原善一君登壇、拍手〕

○仲原善一君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。
本案は、地方税負担の軽減及び合理化をはかる

ため、個人住民税の事業専従者控除額並びに個人事業税の事業主控除額及び事業専従者控除額の引き上げ、ガスにかかわる電気ガス税の免税点の引き上げ、不動産取得税、固定資産税、軽油引取税等についての所要の改正を行なうほか、法人の住民税の均等割りの税率の調整、たばこ消費税の税率の引き上げ、その他、地方税の申告手続の簡素化など、規定の整備をしようとするものであります。

委員会におきましては、住民税の負担軽減、地方税源の充実強化等につき、熱心に審査いたしました。その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終局いたしました。討論に入りまして、このころ、公明党を代表して原田委員より、日本社会党を代表して鈴木委員より、それぞれ理由を付して本案に反対する旨の意見が述べられました。採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、各派共同により、住民税の課税最低限を大幅に引き上げること、地方税源の充実をはかるため、税源の再配分と非課税規定の整備をはかること、都市、特に指定都市の税源の充実をはかることを内容とする附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、地方公共団体が所有する水道施設及び工業用水道施設の用に供する土地について、水道施設等の所有者である地方公共団体から、土地所在の市町村に対し、市町村交付金を交付することにも、日本国有鉄道が営業路線を開業するために敷設した鐵道の線路設備等にかかわる納付金算定標準額について、新たに特例措置を設けようとするものであります。

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号(その二) 地方税法等の一部を改正する法律案外一件 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案 外務省設置法 三〇二

委員会におきましては慎重に審査いたしました
が、その詳細は會議録によつて御承知を願いたい
と存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に
発言もなく、本案は全会一致をもつて原案どおり
可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ
れより採決をいたします。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案全部
を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求
めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつ
て、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、国有資産等所在市町
村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正す
る法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつ
て、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第七、中小企業近代化
促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長鹿
島俊雄君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に
掲載〕

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律
案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月二十六日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律
案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法
律

中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六
十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中(企業組合にあつては、出資の
総額が五千万円をこえ、かつ、その事業に従事す
る組合員の数が三百人をこえるものを除く。以下
この条及び次条において同じ。を削る。

第九条中(資本の額又は出資の総額が五千万円
をこえる会社であつて常時使用する従業員の数が
三百人をこえるもの及び常時使用する従業員の数
が三百人をこえる個人を除く。を削る。

附 則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行す
る。

〔鹿島俊雄君登壇、拍手〕

○議長(重宗雄三君) ただいま議題となりました中小企
業近代化促進法の一部を改正する法律案につい
て、商工委員会における審査の経過と結果を御報
告申し上げます。

本法律案は、合併、共同出資等の場合における
課税の特例と増し償却の適用を受ける対象を
拡大し、本法にいう中小企業者のすべてに適用し
ようとするものであります。

本委員会におきましては、本改正によつて特典
を受ける企業者の範囲、資本自由化と中小企業へ
の影響、指定業種の追加、増し償却の活用
の事例、零細企業対策等について、熱心なる質疑応
答が行なわれましたが、詳細は會議録に譲ること
といたします。

質疑を終局し、討論に入りましたが、別に発言
もなく、次いで採決いたしましたところ、本法律
案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきもの
と決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ
れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつ
て、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第八、外務省設置法の
一部を改正する法律案。

日程第九、通商産業省設置法の一部を改正する
法律案。

日程第十、文部省設置法の一部を改正する法律
案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ご
ざいせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長豊
田雅孝君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に
掲載〕

外務省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十二年五月二十三日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三
号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「一人」を「二人」に改める。
第七条第一項中「左の」を「次の」に改め、第十号
を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第
十七号までを一号ずつ繰り上げ、第二十二号を第
二十六号とし、第十九号から第二十一号までを四
号ずつ繰り下げ、第十八号を第二十二号とし、同
号の前に次の五号を加える。

十七 海外における邦人の生命、身体及び財産
の保護(他局の所掌に属するものを除く)に
関すること。

十八 海外における邦人の身分関係事項に關す
ること。

十九 日本と外国にわたる身分関係事項その他
の事実について日本及び外国の官公署が発給
した文書を証明すること。

二十 旅券の発給その他海外渡航に關し必要な
措置をとること。

二十一 査証に關すること。

第七条第二項中「第十二号、第十四号及び第十
九号から第二十一号まで」を「第十一号、第十三号
及び第二十三号から第二十五号まで」に改める。

第八条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中
「政務」の下に(邦人の生命、身体及び財産の保護
に關するものを含む。以下同じ。を加え、同条
中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を
第四号とし、第六号を第五号とする。

第九条第三号を削る。

第九条の二中第三号を削り、第四号を第三号と
し、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、
第八号及び第九号を削る。

第九条の三第三号を削る。

第九條の四第三号を削る。

第三十條の表中「八八人」を「九二人」に、「二、六〇六人」を「二、六五四人」に、「二、六九四人」を「二、七四六人」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十九條第一項の表中「一六、三五七人」を「一六、三五五人」に、「六七、五〇八人」を「六七、五〇六人」に改める。

3 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項中「七千七百九十三人」を「七千七百九十二人」に改める。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

通商産業省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和四十二年五月二十五日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項及び第九條第二項中「産業立地部」を「立地公害部」に改める。

第二十五條第一項の表中重油ボイラー規制審議会を削る。

第三十九條中「六部」を「七部」に、「審査第四部」を「審査第五部」に改める。

第四十二條第一号中「運輸、建設並びに機械器具」を「建設、原子力、測定、事務用品並びに日用

品」に改め、「(他部の所掌に係るものを除く)」を削り、同条第二号中「審査第三部及び審査第四部」を「他部」に改める。

第四十三條中「鉱物の採取及び加工並びに無機材料、有機材料及び繊維」を「機械」に改め、「事務」の下に「(他部の所掌に属するものを除く)」を加える。

第四十三條の二中「電気、通信、測定及び日用品」を「化学」に改め、同条の次に次の一条を加える。

〔審査第五部の事務〕

第四十三條の三 審査第五部においては、電気及び通信に関する発明及び実用新案の審査に関する事務をつかさどる。

第五十條第一項の表中「一一、一一五人」を「一一、一三一人」に、「一、五五八人」を「一、六二五人」に、「二、八五〇人」を「二、九三三人」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

2 通商産業省本省の定員は、改正後の第五十條第一項の規定にかかわらず、昭和四十二年九月三十日までの間は、一万千三百三十三人とする。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

文部省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和四十二年五月二十六日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條第二項を次のように改める。

2 国立近代美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
東京国立近代美術館	東京都
京都国立近代美術館	京都市

第二十條第三項を削り、同条第四項中「並びに分館の名称、位置及び内部組織」を削り、同項を同条第三項とする。

第二十七條第一項の表中「學術奨励審議会」の項を次のように改める。

學術審議会	文部大臣の諮問に依りて學術に關する重要事項を調査審議し、及びこれに關する事項について文部大臣に建議すること。
-------	--

第三十一條の表を次のように改める。

区 分	定 員	備 考
本省	(三、五五人)	うち(二、五五人)は、国立学校の職員とする。
文化財保護委員會	(五五人)	
合 計	(二、四八八人)	

附 則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

〔豊田雅孝君登壇、拍手〕

○豊田雅孝君 たいい議題となりました三法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、三法律案の改正点について申し上げます。

外務省設置法の一部を改正する法律案の改正点は、第一に、重要な外交案件について外務大臣を補佐せしめるため、外務審議官一人を増設すること、第二に、海外における邦人の保護関係、身分関係、旅券関係、査証関係の事務を一体的に大臣

官房において処理することとすること、第三に、外務省の定員を、特別職四人、一般職四十八人、計五十二人増員すること等でありました。

次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案の改正点は、第一に、企業局の産業立地部を、行政内容の変化に即応させるため、立地公害部と名称を改めること、第二に、特許及び実用新案の審査に関する事務の増大に対処するため、特許庁に審査第五部を新設すること、第三に、重油ボイラー規制審議会を廃止すること、第四に、通商産業省の定員を、本省十六人、特許庁六十七人、計八十三人増員すること等でありました。

最後に、文部省設置法の一部を改正する法律案の改正点は、第一に、国立近代美術館の京都分館を独立の附属機関とすること、第二に、學術奨励審議会の名称及び目的を改めること、第三に、文部省の定員を三千三百九十九人増員すること等でありました。

当委員会におきましては、以上三法律案について熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

三法律案とも、質疑を終わり、別に討論もなく、それぞれ採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、三案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第十一、国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長大

三〇四

よつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

(小字は衆議院修正)

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置
法の一部を改正する法律案

(国立学校設置法の一部改正)

第三条第一項の表北海道大学の項中「医学部」を「医学部に改め、同表秋田大学の項中「学芸学歯学部」を「歯学部」に改め、

「文理学部」を「人文学部」

工理
学学
部部

「經濟學部
經營學部」

「医学部
歯学部」

工学部

芸術工学部

に改める。

室蘭工業大学
帯広畜産大学

第三条の第三項の表中北見工業短期大学の項を削り、同条第二項の表中大阪外国語大学短期大学部の項を次のように改める。

大阪府

大阪大学

第四条第一項の表東京大学の項中「伝染病研究所」を「伝染病その他の病瀉の検査並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究」を

感染症、がんその他の特定疾患に
関する学理及びその応用の研究

に改め、同条中「橋大学の項の次に次

新潟大学

第四条第一項の表金沢大学

がん研究所

稻核研究所

め、同表長崎大学の項中

熱帯医学研究所
長崎県

第四条第二項の表京都大学の項中

原子炉実験所
大阪府

愛知県

第七条の二の表中「平工業高等専門学校」の項の次に次のように加える。

不更津工業高等專門學校

富山工業高

如鹿工業高等專門學校

広島商船高等専門学校	広島県
呉工業高等専門学校	広島県
宇部工業高等専門学校	山口県
大島商船高等専門学校	山口県

に

新居浜工業高等専門学校

愛媛県

を

に改める。

(国立養護教諭養成所設置法の一部改正)

第二条 国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中弘前大学養護教諭養成所の項の次に次のように加える。

茨城大学養護教諭養成所	茨城県
愛知教育大学養護教諭養成所	愛知県
愛知教育大学	愛知県

第二条第二項の表中「大阪学芸大学養護教諭養成所」を「大阪教育大学養護教諭養成所」に、「大阪学芸大学」を「大阪教育大学」に改め、同表中岡山大学養護教諭養成所の項の次に次のように加える。

徳島大学養護教諭養成所	徳島県
徳島大学	徳島県

附則

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、第一条中国立学校設置法第三条第一項の表九州工業大学の項の改正規定は、昭和四十二年四月一日から施行する。

2 昭和四十二年四月一日から施行する。

3 山形大学及び茨城大学の各文理学部、東京工業大学の理工学部並びに大阪外国語大学短期大学部及び岡山大学法経短期大学部は、この法律による改正後の国立学校設置法第三条第一項及び第三条の三第二項の規定にかかわらず、昭和四十二年三月三十一日に当該学部又は短期大学

部に在学する者が当該学部又は短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとす。

4 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十条の三第一項中「学科」の下に「又は商船に関する学科」を加える。

第七十条の四「五年」を「工業に関する学科については、五年とし、商船に関する学科については、五年六月」に改める。

〔大谷藤之助君登壇、拍手〕

○大谷藤之助君 ただいま議題となりました国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案について、文教委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、北海道大学ほか十大学に九つの学部、三つの大学院、二つの附置研究所をそれぞれ設置し、大阪大学医療技術短期大学部、木更津工業高専、五つの国立商船高専及び三つの国立養護教諭養成所を新設し、昭和四十三年度から九州芸術工科大学を新設するとともに、学芸大学及び芸芸学部並びに附置研究所の名称の変更等を行なうものであります。

なお、衆議院において、修業年限五年半の商船高等専門学校を置く旨の学校教育法を改正する修正が行なわれました。

委員会におきましては、大学生急増対策、大学入試、学芸大学及び芸芸学部の名称の変更、文理学部等の改組、九州芸術工科大学の新設、大学の格差の是正、研究費の増額、教官の待遇改善等、教育研究体制の整備充実に関する問題、国立商船高専の新設と国立電波高校の高専への転換の問題、インターン、無給副手制度その他の医学教育及び医療技術短大制度等、看護教育のあり方に關する問題、並びに養護教諭の養成確保に関する問題等について、きわめて熱心に質疑が行なわれましたが、その詳細は公議録によって御承知願います。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、

本法律案は、衆議院送付案のとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次いで、鈴木委員より、養護教諭の養成及び充足、並びに国立電波高校の高専への転換をすみやかに検討すべき旨の附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

これにて休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後三時十二分開議

○副議長(河野謙三君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書が提出された。

所得税法の一部を改正する法律案可決報告書

法人税法の一部を改正する法律案可決報告書

相続税法の一部を改正する法律案可決報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書

印紙税法案可決報告書

臨時石炭鉱賃復旧法の一部を改正する法律案可決報告書

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号(その一)

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案外四件

所得税法の一部

三〇五

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外四件

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

所得税法の一部を改正する法律案。
法人税法の一部を改正する法律案。
相続税法の一部を改正する法律案。
租税特別措置法の一部を改正する法律案。
印紙税法案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長竹中恒夫君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

所得税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月二十五日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

所得税法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

法人税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月二十五日

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条の三」を「第七十条の二」に改める。

第二十二條第四項中「前二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。

第二十六條第二項中「第七十条」を「第六十九条」に改め、「その内国法人」の下に「(その内国法人が合併により消滅した場合に、当該合併に係る合併法人とする。)」を加える。

第二十八條中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第三十一條第一項及び第三十二條第一項中「(損金経理により償却に係る引当金勘定に繰り入れた金額がある場合には、当該金額を加算した金額)」を削る。

第三十七條第三項第一号中「以下この号において同じ。」を削り、「で国又は地方公共団体がその行政目的のために直接供する施設に充てるためのもの」を「(その交付をした者がその寄付によつて設けられた設備を専断的に利用することその他特別の利益がその寄付をした者に及ぶと認められるものを除く。)」に改め、同条第七項中「第二項」を「第二項」に、「記載があり、かつ、同項各号に規定する寄付金の明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合」を「記載及び同項各号に規定する寄付金の明細書の添附があり、かつ、大蔵

省令で定める書類を保存している場合」に改め、同条第八項中「又は書類の添附がない」を「若しくは明細書の添附がない」に、「場合」を「場合又は同項の書類の保存がない場合」に、「又は書類の添附がなかつた」を「若しくは明細書の添附又は書類の保存がなかつた」に改める。

第四十一條中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第六十條の見出し及び同条第一項中「相互会社である」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該分配する金額が政令で定める金額をこえる場合は、そのこえる部分の金額については、この限りでない。

第六十條第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 前項の保険会社は、確定申告書に同項の規定により損金の額に算入される金額の計算に關する明細を記載した書類を添付しなければならぬ。

第六十二條第一項本文中「の確定した決算」を削り、同項ただし書中「その確定した決算において」を削り、「ことその他政令で定める事由が生じた場合は、その事由が生じた場合は、その経理しなかつた」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する割賦販売とは、月賦、年賦その他の賦払の方法により対価の支払を受けることを定型的に定めた約款に基づき行なわれる販売をいう。

第六十二條第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とする。

第六十三條第一項中「次項まで」を「この項」に改め、「をした資産の下に」を「前条の規定の適用を受けるものを除く。」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とする。

第六十四條第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前二項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とする。

第六十七條第二項中「第七十条の三」を「第七十条の二」に改める。

第六十八條第一項中「又は報酬若しくは料金」を「報酬若しくは料金又は賞金」に改め、「所得税の額は」の下に、「政令で定めるところにより」を加える。

第六十九條を削る。

を同条第三項とする。

第六十四條第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前二項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とする。

第六十七條第二項中「第七十条の三」を「第七十条の二」に改める。

第六十八條第一項中「又は報酬若しくは料金」を「報酬若しくは料金又は賞金」に改め、「所得税の額は」の下に、「政令で定めるところにより」を加える。

第六十九條を削る。

第七十條第二項中「各事業年度」の下に「その内国法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人の当該合併の日以前に終了した各事業年度を含む。」を加え、同条を第六十九條とする。

第七十條の二第一項中「開始する各事業年度」の下に「(その内国法人が合併により消滅した場合に、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。)」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第七十條とする。

3 前二項の規定は、第一項の内国法人が合併により消滅した後に、その内国法人の同項に規定する事業年度の所得に対する法人税につき同項に規定する更正又は前項に規定する各事業年度の所得の金額を減少させる更正があつた場合について準用する。この場合において、第一項中「当該更正の日」とあるのは、「その内国法人を合併した法人の当該更正の日」と読み替へるものとする。

第七十條の三中「第六十八條から第七十條まで」を「第六十八條及び第六十九條」に改め、同条を第七十條の二とする。

第七十條の二とする。

第七十條の二とする。

第七十條の二とする。

第七十條の二とする。

第七十條の二とする。

第七十條の二とする。

第七十條の二とする。

第七十條の二とする。

第七十一条第一項中「二万五千元」を「三万円」に改める。

第七十二条第一項第二号中「第七十条の二」を「第七十条」に改め、同条第三項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第七十四条第一項第三号中「第六十八条から第七十条まで」を「第六十八条及び第六十九条」に改める。

第八十一条第一項中「第七十条の三」を「第七十条の二」に改める。

第九十三条中「資本等の金額」の下に「と利益積立金額等との合計額」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する利益積立金額等とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一 解散の時ににおける利益積立金額

二 清算中に内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）から受けた第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）に規定する配当等の額（同条第二項の規定に該当するものを除く。）の合計額から、清算中に支払つた負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の額のうち、その元本である株式、出資又は受益証券に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

三 第二十六条第一項各号（還付金等の益金不算入）に掲げる金額（当該金額のうち、第二条第十八号（定義）に規定する法人税並びに同号に規定する都道府県民税及び市町村民税に係る部分の金額を除く。）で、清算中に還付を受け、又は未納の国税若しくは地方税に充当を

されたもの及び第二十六条第二項に規定する外国法人税の額で清算中に還付を受けたものを

第九十五条第二項中「その他大蔵省令で定める書類」を削り、同条第三項中「書類」を「明細書」に改める。

第九十六条中「所得税額等」を「所得税額」に改める。

第九十七条を次のように改める。

第九十七条 削除

第九十九条を次のように改める。

（解散の場合の清算所得に対する法人税の税率）

第九十九条 内国法人である普通法人が解散をした場合における清算所得に対する法人税の額は、解散による清算所得の金額に百分の三十の税率を乗じて計算した金額とする。

2 協同組合等が解散をした場合における清算所得に対する法人税の額は、解散による清算所得の金額に百分の二十一の税率を乗じて計算した金額とする。

第百一条第一項中「又は報酬若しくは料金を」報酬若しくは料金は賞金又は賞金に改め、「所得税の額は」の下に、政令で定めるところにより「を加える。

第百一条を次のように改める。

第百一条 削除

第百二条第一項第二号中「第七十条の二」を「第七十条」に改め、同項第三号中「次条第一項第二号」を「次条第一項第一号」に改め、同項第五号中「第六十八条から第七十条まで」を「第六十八条及

び第六十九条」に改め、同条第二項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第百三条第一項各号列記以外の部分中「資本等の金額」の下に「及び利益積立金額（その解散の時からその分配をしようとする時までの間に生じた利益積立金額がある場合には、当該利益積立金額を含む。以下この項において同じ。）の合計額」を加え、同項第一号中「資本等の金額」の下に「及び利益積立金額の合計額」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる金額を第九十三条（解散による清算所得の金額の計算）に規定する解散による清算所得の金額とみなし、かつ、第九十九条第一項又は第二項（解散の場合の清算所得に対する法人税の税率）に規定する法人の区分に応じこれらの規定を適用して計算した場合における法人税の額

第百四条第一項第三号中「又は第百一条第一項（解散の場合の清算所得に対する法人税額からのみなし配当金額の一部の控除）を削る。

第百九条の見出し及び同条第一項中「所得税額等」を「所得税額」に改める。

第百十二条第一項第二号中「資本等の金額」の下に「及び利益積立金額の合計額」を加え、同条第三項に次の一号を加える。

三 第一項の被合併法人のその合併の時ににおける利益積立金額が合併法人に引き継がれた場合、その引き継がれた利益積立金額

第百十五条を次のように改める。

（合併の場合の清算所得に対する法人税の税率）

第百十五条 内国法人である普通法人が合併した場合における清算所得に対する法人税の額は、合併による清算所得の金額に百分の三十の税率を乗じて計算した金額とする。

2 協同組合等が合併した場合における清算所得に対する法人税の額は、合併による清算所得の金額に百分の二十一の税率を乗じて計算した金額とする。

第百二十七条第一項第二号中「前条第二項」を「その事業年度に係る帳簿書類について前条第二項に、「その事実の生じた日の属する事業年度」を「当該事業年度」に改める。

第百二十九条第三項中「第七十条の二」を「第七十条」に改める。

第百三十四条の二第一項中「第七十条の二」を「第七十条」に、「同条第一項」を「その内国法人の同条第一項」に改める。

第百三十五条の見出し及び同条第一項中「所得税額等」を「所得税額」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案外四件

施行する。

(経過規定の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法(退職年金積立金に対する法人税に係る部分を除く。)の規定は、法人

(同法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(外国税額の還付金の益金不算入等に関する経過規定)

第三条 改正後の法人税法(以下「新法」という。)第二十六条第二項(外国税額の還付金の益金不算入)、第六十条(保険会社の契約者配当の損金算入)、第六十八条(所得税額の控除(賞金に係る部分に限る。))、第六十九条(外国税額の控除)及び第七十条(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除)の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対

する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(みなし配当金額の一部の控除等に関する経過規定)

第四条 内国法人が、施行日以後に開始する事業年度(施行日以後に解散した法人の清算中の期間を含む。)において、施行日前に解散し又は合併した内国法人から受ける新法第二十四条第一項第三号又は第四号(解散又は合併の場合のみなし配当)に掲げる金銭その他の資産につき同項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額がある場合における当該みなされる金額の百分の二十五に相当する金額の法人税額からの控除又は当該百分の二十五に相当する金額の残余財産の価額への算入については、なお従前の例による。

2 内国法人が、施行日前に開始した事業年度(施行日前に解散した法人の清算中の期間を含む。)

において、施行日以後に解散し又は合併した内国法人から受ける改正前の法人税法(以下「旧法」という。)第二十四条第一項第三号又は第四号(解散又は合併の場合のみなし配当)に掲げる金銭その他の資産につき同項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額がある場合には、当該金額については、附則第二条(経過規定の原則)の規定にかかわらず、旧法第六十九条、第九十七条及び第一百一条(みな

し配当金額の一部の控除等)の例によらないものとする。

(中間申告に関する経過規定)

第五条 新法第七十一条(中間申告)(新法第四百十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に提出期限の到来する同条の規定による申告書に係る法人税について適用し、同日前に提出期限の到来した旧法第七十一条(中間申告)(旧法第四百四十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

(青色申告の承認の取消しに関する経過規定)

第六条 新法第二百二十七条第一項第二号(青色申告の承認の取消し)(新法第四百六条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に同号の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

相続税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月二十五日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

相続税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律

相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四 相続人の取得した第三条第一項第一号に掲げる保険金でその合計額のうち百万円までの金額(その者の取得した当該保険金の合計額が百万円をこえ、かつ、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額がある場合において、百万円に当該残額のうちその者の取得した当該保険金の合計額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額)に相当する部分

イ 百万円に第三条第一項第一号の被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額

ロ 第三条第一項第一号の被相続人の各相続人が取得した同条に掲げる保険金の合計額で百万円までの金額に相当する部分の金額の合計額

五 相続人の取得した第三条第一項第二号に掲

げる給与とその合計額のうち五十万円までの金額(その者の取得した当該給与の合計額が五十万円をこえ、かつ、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額がある場合において、五十万円に当該残額のうちその者の取得した当該給与の合計額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額)に相当する部分

イ 五十万円に第三条第一項第二号の被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額

ロ 第三条第一項第二号の被相続人の各相続人が取得した同号に掲げる給与の合計額で五十万円までの金額に相当する部分の金額の合計額

第十五条第一項中「第十八条の二」を「第十八条」に改める。

第十七条を削る。

第十八条中「総額を、」を「総額に、それぞれに、」からその取得財産に係る基礎控除額を控除した金額によりあん分して」を「当該財産を取得したすべての者に係る課税価格の合計額のうちに占める割合を乗じて」に改め、同条を第十七条とし、第十八条の二を第十八条とする。

第十九条の二を次のように改める。

(配偶者に対する相続税額の軽減)

第十九条の二 被相続人の配偶者が当該被相続人

からの相続又は遺贈に因り財産を取得した場合においては、当該配偶者については、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額があるときは、当該残額をもつてその納付すべき相続税額とし、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額以下であるときは、その納付すべき相続税額は、ないものとする。

一 当該配偶者につき第十五条から第十七条まで及び前条の規定により算出した金額

二 当該相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額(当該合計額が三千万円をこえる場合には、三千万円)を当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人がそれぞれ民法第九百条の規定による相続分に応じて取得したものとした場合において、当該配偶者につき第十五条から第十七条までの規定を適用して算出した金額

第二十七条第一項中「がその取得財産に係る基礎控除額をこえ、かつ、当該課税価格」を削る。

附 則

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

2 改正後の相続税法の規定は、昭和四十二年一月一日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る

相続税については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

相続特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月二十六日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

相続特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)参照〕

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

印紙税法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月二十九日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

印紙税法案

〔本号(その二)に掲載〕

〔竹中恒夫君登壇、拍手〕

○竹中恒夫君 ただいま議題となりました五法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、及び、相続特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和四十二年度税制改正は、税制調査会の答申を尊重し、国民生活の安定と企業の体質強化等をはかることを目的に、初年度千三百億円、平年度千五百五十二億円の減税を行なうとともに、相続特別措置において、初年度八十六億円、平年度二百十三億円の増収を見込む整理合理化を行なっております。

所得税法の一部を改正する法律案のおもなる内容について申し上げます。

第一は、中小所得者の負担の軽減合理化をはかるための控除額の引き上げであります。すなわち、基礎控除額を十四万円から十五万円に引き上げるほか、配偶者控除、扶養控除、給与所得控除の引き上げを行なっております。この改正によ

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外四件

三一〇

り、夫婦及び子三人の標準家族所得者の場合で、所得税が課せられない限度額は、現在の約六十三万円から約七十四万円に引き上げられております。なお、退職者の老後の生活安定のため、永年勤続者の退職金の課税最低限を五百万円程度に引上げることを目的に、特別控除について、勤続年数に応じ、一年ごとに乗する額を五万円ないし三十万円に改めております。

第二に、青色事業専従者給与の必要経費算入制度については、昭和四十三年分から限度の法定を廃止し、専従者の受けるべき給与の実態に即するよう青色申告制度の整備改善を行なうほか、少額貯蓄非課税制度の適用要件を緩和し、障害者控除等の税額控除を所得控除に改める等、所要の規定の整備合理化をはかっております。

法人税法の一部を改正する法律案のおもなる内容について申し上げます。

第一は、清算所得に対する法人税課税についての改正であります。すなわち、解散、合併の場合には、清算に伴って生ずる法人所得についてののみ法人税を課税することとし、清算分配金は、これを受け取る株主の段階において配当所得として課税する等、清算所得課税の仕組みの合理化をはかっております。

第二に、その他、課税所得の計算に関する基本的な考え方を明確にする規定を設けるほか、課税所得の計算方法、申告手続について、その簡素化

をはかる等、所要の規定の整備を行なっております。

相続税法の一部を改正する法律案のおもなる内容について申し上げます。

第一に、配偶者に対する相続税の減税であります。現在、配偶者につきましては、遺産額三千万円までの相続分は半額課税となる制度であります。夫婦間における財産形成及び相続の実情等を考慮して、これを全額免税に改めております。これにより、夫婦間の相続は、ごく限られた高額財産階層を除いて、課税されないこととなります。

第二に、その他、相続人の取得する生命保険金及び死亡退職金の非課税限度額並びに相続税額の計算の簡易合理化をはかっております。

租税特別措置法の一部を改正する法律案のおもなる内容について申し上げます。

第一に、当面の政策上の要請にこたえて、新たに税制上の特別措置を講ずるものとしては、企業の体質改善に資するため、試験研究費にかかる税額控除制度及び特定繊維産業構造改善準備金制度等の新設、輸出振興措置として輸出増進償却制度及び技術等海外取引の特別控除制度の拡充合理化、社会開発の促進等をはかるため、公害防止施設の特別償却制度の新設、取用等の場合の譲渡所得の軽減合理化等を行なうほか、景気調整対策の

ための延納利子税率の特例制度の新設等を行なっております。

第二に、既存の特別措置の関係では、適用期限の到来する利子・配当所得について特例税率をそれぞれ五割引き上げて、その適用期限を昭和四十五年三月末日まで延長し、交際費の損金不算入制度について、交際費の支出額の増減に応じて、否認対象額を増減し得るよう合理化するほか、適用期限の到来するその他の特別措置について、一部廃止するものを除いて、その適用期限を延長することとしております。

なお、本案につきましては、衆議院において、農業協同組合等に適用されている留保所得の特別控除制度の適用対象に、新たに消費生活協同組合、同連合会を加える修正を行なっております。

以上四案の委員会の審議におきましては、自然増収と減税額の割合、租税負担率と納税人員の増加、直接税と間接税との比率のあり方、売り上げ税制設の是非、課税最低限百万円の実施時期、基準生計費、課税最低限と物価との関係、政治献金に対する優遇及び政治家の必要経費、法人課税の基本的仕組み、租税特別措置の減収額とその基本的あり方、利子・配当の優遇措置の存続理由、税務行政に関する諸問題等について質疑がありましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別

措置法の一部を改正する法律案の三案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表し柴谷委員より反対意見が、自由民主党を代表し植木委員より賛成意見が、公明党を代表し中尾委員より反対意見が、民主社会党を代表し瓜生委員より反対意見が、日本共産党を代表して須藤委員より反対意見が、それぞれ述べられました。

討論を終了し、四案についてそれぞれ採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、印紙税法案について申し上げます。

本案は、今次税制改正の一環として、印紙税の税負担が最近における所得及び物価水準に適合するものとなるよう、その税率及び免税点について、定額税率を原則として現行の二倍とし、階級定額税率について、その適用範囲を若干拡大し、階級区分の組みかえによる税率の調整を行ない、免税点については原則として二倍ないし三倍に引き上げ、また、課税対象の明確化に資するため、課税文書の限定列举方式の採用等、課税範囲の整備合理化をはかるほか、制度全般にわたって合理化をはかるため、現行の印紙税法の全文を改正しようとするものであります。

委員会の審議におきましては、税率の引き上げと所得・物価水準上昇との関係、課税物件としての委任状の課税範囲等について質疑がありました

が、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。田中寿美子君。

(田中寿美子君登壇、拍手)

○田中寿美子君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論をいたしたいと存じます。

まず最初に、私は、これら三法の改正案における政府の基本的姿勢に対して、きびしく批判せざるを得ません。現在の税制は、昭和二十五年シャープ勧告によって体系づけられて以来、今日まで、資本の蓄積に重点が置かれ、勤労大衆に重く、高所得者と大資本優遇の方向をたどってまいりましたが、歴代の政府の手で、たびたび、この方向に向かっての改正が行なわれてまいりましたため、税負担の公平は全く破られ、大衆収奪の特徴を著しくしてきたものであります。昭和三十

四年税制調査会発足以来、調査会はこの税制の根本的改正の方向として、税負担の公平化、大衆負担の軽減、税制の簡素化、合理化を答申してきましたが、それにもかかわらず、時の政府の政策によって実際の税制が左右されてきました。ことに四十二年度の税制改正にあたっては、税制調査会の答申は税制の簡素化を最大の目標としているにもかかわらず、具体的な改正案では、かえって税制を複雑にし、税体系を混乱させ、ときとして、簡素化の名によって、大衆の負担を増す結果となっておりま

す。また、四十一年十二月の長期税制のあり方についての答申では、税負担の公平をはかることによって、健全な家計と企業の育成をはかることが目的とされておりま

すが、四十二年の実際の改正案では、むしろ、国民の税負担は、物価の上昇と名目所得の上昇のもとでは相対的に重くなり、家計を圧迫されることが予想されます。また、企業に対しては、資本の自由化などと関連して、政策的な配慮が用いられ、大企業の優遇措置を拡大した反面、小規模事業者、零細企業家には増税となる結果を招くおそれがあります。私は、真に大衆の税負担の軽減と、それが有効に役立つ経済、物価政策と、高所得者、大資本優先の政策を改める姿勢が政府になければ、税制調査会の何次にもわたる答申もむだになり、毎年のいわゆる減税のための法改正も、ほとんど根本的な税制改正に効果をあげないどころか、かけ声だけ減税で、実際に税額はふえていき、納税者

大衆は、期待を裏切られた怒りに、納税意欲を失ってしまふであらうということについて、政府の反省を強く促したいと存じます。

以上述べました根本的な批判の上に立つて、四十二年度の税制改正のうち、右の三法案について、私の反対の意見を述べたいと思います。

第一に、私は、政府が四十二年度合計一千百三億を減税すると称しておりますが、全く減税の名に値しないどころか、実質的には増税になるといふ点を指摘したいと思ひます。

政府は、八千億の国債発行のもとで、昭和四十二年の租税の自然増収を七千三百五十三億と、大幅に見込んでいるのにもかかわらず、所得税の減税は、初年度わずか一千八十億、しかも、そのうちから印紙・登録税の増税、租税特別措置の一部整理による増収三百億を差し引きすれば、実質減税額は八百三億にすぎません。これは自然増収に対して一〇・九%の割合であります。かつて税制調査会は、自然増収の二〇%を減税に充てるべきであるとしていたことからすれば、大幅の後退と云うべきであります。しかも、景気の過熱が一般に懸念されておりますので、自然増収は政府の見込み額をはるかに上回ると予想されますから、今年こそ大幅の減税が必要であり、可能なのであります。所得税の自然増収の見積もりは、政府の計算でも、二千二百四十五億円のほるのであります。政府は、今年度の物価値上がりを実上五%と仮定して、名目所得の増加による累進税率の適

用によって三〇%が増税になると計算しております。かりにそのとおりと見ますと、二千二百四十五億円の所得税の自然増収の三〇%、すなわち、六百七十三億円は増税になることになりま

す。つまり、それだけ、四十二年度には予定より、よけいに税金を国民が支払うことになるのであります。実際には、社会党の計算ですと、今年度、物価は六ないし七%上昇の見込みですから、自然増収は三千億にもなるで

あります。したがって、物価値上がりによる増税分は九百億に達し、もうこれだけで八百三億円の減税は相殺されてしまひます。政府の資料では、物価調整分については、物価上昇率を四・五%と計算して、わずか三百億ないし三百八十億と見ておりますが、いかにこのような数字で減税したという幻想を国民に抱かせようとしても、事実は、右に述べたような増税になるのでありまして、実際に自分のふところから税金が多額に出ていくのを、国民は実感としてわかることでありま

しょう。その上、秋には、消費者米価一四・四%の値上げがあります。これによる国民の負担は千二百億、政府管掌健康保険の赤字補てんのための保険料負担は三百四十億と予想されてい

ます。その他の物価上昇を考えあわせると、八百三億の所得減税では、どうしても納税がいきません。

第二に問題としたいと思いますのは、給与所得者の課税最低限が低過ぎるという点であります。免税点が独身者で二十六万七千六百二十二円、

五人家族で七十一万一千八百九十九円では、以上述べました理由からも、減税の効果をもたらしなないことは明らかであります。ベースアップによる税額のふえる分と物価上昇とで、この程度の免税点では、生活費に食い込んで課税されることとなります。戦前と比べて現在は、実に重税が大衆に課せられているものでありまして、戦前の昭和九年から十一年の免税点千八百七十五円を物価上昇率で換算いたしますと、現在の免税点は九十万円をこえることになります。このようにして、毎年納税人口は増加し、昭和三十五年千三百八十八万四千二人であった納税者が、四十一年で二千三百三十四万九千人と、驚くべきふえ方があります。まさに大衆取奪の税制と言わねばなりません。これは、特に若い独身者への課税最低限が低いことが大きな原因となっております。四十二年度の税制でも、大学卒のサラリーマンは一〇〇%、高校卒で七〇%が課税されているのであります。私は、独身者の免税点は思い切って底上げして、若者に生活への希望を与えるべきであると考えます。

次に、毎年問題になりますが、課税最低限をきめるために大蔵省が設定する基準生計費に対しては、世論の強い批判があります。四十二年度基準生計費六十三万七千円のもとなる男子の成人一人一日の食料費二百五十四円四銭による計算は、物価高にあぐら家計の実情に全く合っておりません。課税最低限を合理化するためにこのような計算をすることは、やめたほうがよいと思います。

日本社会党は、去る二月の総選挙中、世論の強い要望により、民社党、公明党に呼びかけて、今年度五人世帯の課税最低限百万円を政府に強く申し入れましたが、ついに聞き入れられませんでした。それどころか、税制調査会の答申では、四十二年度五人家族八十三万円を最低限にすべきことが答申されていますのに、それより後退して七十一万円とされたことは、まことに遺憾に存じます。

政府はいま、四十五年までには百万円免税点にするということを発表しておりますが、三年先の百万円では現状と変わりません。現在、総理府統計局の数字によっても、人口五万以上の都市の消費支出総額は、四十一年度で、年間四人家族で約六十七万円、五人家族では八十万円、四十二年度には、九十万円に達すると推定されております。

生活費には課税しないという原則からも、日本社会党は、独身者で年収三十六万円まで、五人家族で百二十万円まで課税をしないことを主張しております。これを国際的に比較してみますと、日本の一人当たり国民所得が世界で二十一位にありますが、免税点では欧米諸国より一番低いことがわかります。すなわち、独身者の場合の免税点二十六万七千六百円に対し、アメリカ三十二万四千円、英国二十八万五千三百円、西独三十万七千八百円、フランス四十四万九千六百円、五人家族では、免税点が日本では七十一万一千九百円に対し、米百三十三万二千円、英九十二万三千円、西独八十八万円、フランス百十六万九千円でありま

す。日本の場合、特に地方税の免税点が現在四十万円と低いことを考慮に入れると、物価高とともに、大衆が課税によっていかに圧迫されているかは、与野党ともに認識しているところであります。さらに問題なのは、所得税の最低税率を、昨年度の八・五%から九%に引き上げたことで、これは、最低税率の対象となるべき比較的低所得者層を苦しめるということになりますので、私ども社会党では反対しております。課税最低限は、すみやかに、独身者三十万円、五人家族百万円に引き上げることを要望いたします。

第三に、法人税の改正についてであります。法人税の改正では、簡素化の名においてむしろ複雑化したきらいがあり、また、特に零細企業に対して冷たくきびしく、大企業を優遇する傾向が、ますます顕著になっていくにつぎまして、政府の反省と配慮を要望いたします。

法人税法の改正法案二十二条では、課税所得額は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されることになっておりますが、公正妥当な会計処理の基準の判定をだれがするかによって、零細な業者にはきびしい記帳義務が課せられたり、また、その結果、実情に即さない徴税が行なわれる心配があります。概して、小規模事業者は不況のしわ寄せを一番受けやすいものであることについて、税務当局の徴税が、彼らにもっとあたたかく、実情をくみ取ったやり方をされることを要望します。私は、一番苦しい立場にある小

規模の個人業者にも、法人並みの事業主控除を認めるべきではないかと考えております。

この際、私はむしろ、大法人の交際費、寄付金の課税をもっと厳重にすべきであると考えます。これが政治献金のもととなり、政治腐敗を引き起こすものであります。資本金の千分の二・五、所得の百分の二・五を合わせて半分までの寄付を非課税にしてありますが、資本金十億以上の法人は九百をこえております。政治資金規正法の穴もここにあるかと思われま。現在の税制では、法人擬制説に立ち、法人は株主の集まりにすぎず、法人税は利益の分配を受ける株主の所得額の前取りにすぎないとしておりますけれども、日本社会党は、この考えを根本的に改革して、法人実在説の立場に立つて、大企業の超過利潤には累進税率を適用することを主張しております。

最後に、租税特別措置法について、今回の改正について、二、三反対の意見を述べたいと思います。

この法律は、あくまで臨時の特例法でありまして、日本社会党は、租税特別措置法の縮小整理、そして、できるだけ早くこれを廃止すること、これを主張してききました。この法律は、資本蓄積の名のもとに、何よりも大資本擁護、資産所得者擁護を行なってきたもので、昭和二十五年から四十一年までの間に、大企業中心に一兆七千億の多額にのぼる免税をしてきているのであります。税制調査会の中山会長みずから、この

法律は「税不公平の最大のものであり、最も評判の悪いものである」と述べております。税制調査会も、絶えずその縮小整理を答申してきましたが、政府は、かえって利子所得及び配当所得に対する特別措置の期限を三年延長させ、交際費課税を二年延長するなど、むしろ向きの姿勢をとっております。水田蔵相は参議院大蔵委員会におきまして、時の政策によって租税特別措置法の拡大もあり得るといった趣旨の答弁されました。今回の改正でも少々の整理はありますが、全体として縮小どころか、むしろ項目を新設し、拡大してあります。しかも政府は、これらは主として中小企業対策のためであると説明し、幾らかの項目を中小企業向けに新設しました。しかし、実際に一々各項目を検討してみますと、中小企業が受ける恩恵は少なく、零細企業に至ってはほとんど無関係であるという実情を指摘したいと思ひます。たとえば、租税特別措置の約八割が、全会社数の一％しかない資本金一億円以上の法人に利用されております。また、たとえば、今回の改正で中小企業特別措置と銘打って拡大した貸し倒れ引き当て金の利用は、資本金一億円以上の会社や銀行で八〇・五％、五千万円から一億円のところ三・五％、五千万円未満一六％という状態で、同様の例は幾らもあります。中小企業が比較的に利用しているものでさえ、こういう実情であります。こうして租税特別措置法は、大資本の納めるべき税金を控除するために、大きな特典を与えている一方、国の

歳入に対しては、大きな減収をもたらしていることとなります。四十二年度は平年度二千四百十九億円が減収に見込まれております。社会福祉や社会開発の予算の不足を口にする政府当局は、このようにして、一方に財源を取りのがしていることに對し、私たちは反対いたします。

特に私は、利子配当の優遇措置を三年間延長したことについて、強く反対いたします。昭和二十八年以降、貯蓄奨励、資本蓄積の名目で、利子配当所得は分離課税となっておりまして、これらは全く高所得者を優遇するもので、政府はすみやかに廃止の方向に努力する旨、これまで答弁してこられたものですが、今回三年の延長でさらに逆行させようとしております。およそ、これほど不公平な課税はありません。株の配当所得、五大家族で二百二十六万円まで無税、また、預貯金の分散では、世帯主百万円、妻子女四人を四十万円ずつ百六十万円、合計二百六十万円まで非課税の扱いを受けます。これを給与所得者で見れば、年収二百二十六万円に對して所得税二十八万九千円、これは所得者の場合の所得税は二十八万九千円、これは専従者控除二十四万円としての計算ですが、かかることとなります。その上、地方税を加えますと、税負担は非常に大きくなります。このように租税負担の不公平は最も不当なものであつて、勤労大衆の納税意欲をそぐものであり、これが納税のモラルを低下させるものであると、税制調査会の答申でも指摘しております。租税特別措置法の

は、あくまで臨時の措置であり、時限立法であるはずであります。すみやかにこれを廃止し、その中で恒久性を必要とするものは、税の本法に組み入れることによって、税体系を簡素化、合理化し、大衆の負担軽減の方向をとるべきであると考えます。

次に、租税特別措置法についてでございますが、野党各派は、特別措置に對し、強い批判を加えておられるのでございますが、わが党の特別措置に對する基本的な考え方は、経済政策と税制とをいかに調和させるかにあるのでありまして、わが国経済の実情と對照して適切な措置をとりまことは、必要かつ妥当なことと思ふのであります。特に、現在のごとき、資本の自由化に關連して、国際競争が一そう激化の趨勢にありますとき、税制面より、これに對照して適切な方途を講じますことは、国策上当然のことと言わなければなりません。(拍手)かような見地からいたしまして、改正案の内容を見ますと、当面の政策上の要請にこたへまして、新たに特別措置を講ずるとともに、既存の特別措置に對し、実情に即した整理合理化を行なわんとしておるのでありますが、一々これについて述べることは省略いたしますが、いずれも時宜に適した、適切な措置でございます。要するに、今回の改正は、直面せる内外の情勢に對照してとられた、きわめて適切な措置として、高く評価せらるべきものと思ふのであります。

○副議長(河野謙三君) 青柳秀夫君。

「青柳秀夫君登壇、拍手」

○青柳秀夫君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております租税三法案に對し、賛成の意を表するものであります。

今回の改正は、税制調査会の答申に基づいて、国民生活の安定と企業の體質強化を目的として行なわれるものであります。これによる減税額は、所得税を中心に、平年度一千五百五十二億円にのぼつておるのであります。わが自由民主党並びに政府は、従来、一貫して、中小所得者を中心とする所得税減税に最重点を置く減税政策を実施してまいりましたが、できるだけ早い機会に、課税最低限百万円の實現を期することは、わが党の公約であり、租税政策の最大目標であります。この目標への第一歩として、今回最低限を七十四万円程度に引き上げられましたが、物価の値上げも十分配慮せられておるのであります。退職金につきましては、課税最低限を大幅に引き上げ、特に、

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外四件

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外四件 議事日程追加の件 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案 三一四

順調なる上昇をたどりつつありますが、今回の税制改正は国民生活の安定に、また、企業体質の強化に一段と光彩を加えるものであり、三法案に対し心から賛意を表して、討論を終わります。(拍手)

○副議長(河野謙三君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。

まず、所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、及び印紙税法案全部の問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、三案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 次に、法人税法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 次に、相続税法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長鈴木壽君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月二十三日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案
臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案
臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百

九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「左に」を「次に」に改め、同

項第四号中「国及び都道府県の補助金の額」を「都道府県の補助金」に改め、「第五十二条の下に」及び第九十四条第一項を加え、「負担金の額」を「負担金」に改め、同項第五号及び第六号中「補助金及び」を削り、「第五十二条の下に」及び第九十四条第一項を加える。

第六十二条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、第五十六条第一項前段に規定する復旧工事の施行者が前項の規定による届出をした場合において、その届出に係る復旧工事が第五十六条第一項前段の認可があつた実施計画に従つて施行されていると認めるときは、遅滞なく、その旨を事業団に通知しなければならない。

第六十三条中「基き」を「基づき」に改め、「着手」の下に、「又はこれを完了し」を加える。

第六十八条第一項中「又は第五十三条の二第一項」を、「第五十三条の二第一項に改め、「負担すべき金額」の下に「又は第九十四条第一項の規定により事業団が負担する負担金の額」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「基き」を「基づき」に改め、同条第二項中「基き」を「基づき」に改め、「金額」の下に「又は第九十四条第一項の規定により事業団が負担する負担金の額」を加える。

第七十三条第一項中「復旧工事が完了した」を「復旧工事について第六十二条第二項の規定によ

る認定をした」に、「行わなければ」を「行なわなければならない」に改める。

第九十二条及び第九十三条を次のように改める。

第九十二条 削除

(国の補助)

第九十三条 国は、予算の範囲内において、事業団に対し、その事務経費及び農地、農業用施設、公共施設又は家屋等の復旧を目的とする復旧工事に係る復旧費等を充てるため、補助金を交付することができる。

第九十四条の前の見出し中「国」を「事業団の負担」に改め、同条第一項中「国は、その予算の範囲内において」を「事業団は」に改め、「認可を受けた者」の下に「(主務大臣が施行する復旧工事にあつては、主務大臣)を加え、「補助金を交付する」を「その復旧費に充てるため負担金を負担する」に改め、同条第二項中「国」を「事業団」に、「補助金を交付する農地」を「負担金を負担する農地」に改め、同条第三項中「国」を「事業団が負担する負担金」に、「復旧費等から」を「復旧費からその復旧費に充てるべき」に改め、同条第四項及び第五項中「国」を「事業団が負担する負担金」に改める。

第九十五条中「国」を「事業団」に、「補助金を交付した」を「負担金を負担した」に、「交付した補助金」を「負担した負担金」に改める。

第九十六条第一項中「第九十四条第一項又は第二項」を「第九十四条第二項」に改め、「国又は」を

削り、同条第二項中「主務大臣又は」を削り、「取消」を「取消し」に、「第九十四条第一項又は第二項」を「第九十四条第二項」に改める。

第九十七条の見出しを「(地方公共団体の事業団に対する事務経費補助)」に改め、同条第一項中「復旧工事」の下に「(第五十三条の規定によりその復旧費をその地方公共団体が負担して施行されたものを除く。)」を加え、「行う」を「行なう」に改め、同条第二項を削る。

第二百二条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の第九十三条及び第九十四条の規定は、昭和四十二年四月以降の復旧基本計画に係るものに適用する。

2 昭和四十一年度以前の年度の実施計画に係る復旧工事については、改正後の第六十二条、第七十三条第一項、第九十四条、第九十六条及び第九十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に昭和四十二年の実施計画に係る復旧工事について改正前の第九十四条第一項の規定により国が交付の決定をし、又は交付した補助金の額は、事業団については改正後の第九十三条の規定により国が交付の決定をし、又は交付した補助金の額と、当該復旧工事の施行者については改正後の第六十八条第一項

の規定により事業団が支払うべき旨の通知をし、又は支払った改正後の第九十四条第一項の負担金の額とみなす。この場合において、改正前の第九十七条第二項の規定により当該復旧工事の施行者が事業団に交付した金額があるときは、事業団が支払うべき旨の通知をし、又は支払った負担金の額とみなされる金額は、改正前の第九十四条第一項の規定により国が交付の決定をし、又は交付をした補助金の額からその事業団に交付した金額を控除した金額とする。

4 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 第十条に規定する地区内において、関係都道府県が臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)第五十三条の規定により復旧費を負担して施行する復旧工事は、関係都道府県が国から補助金の交付を受けて行なう事業とみなして、第十条の規定を適用する。

2 第十条に規定する地区内において、関係市町村が臨時石炭鉱害復旧法第五十三条の規定により復旧費を負担して施行する「復旧工事は、関係市町村が国から補助金の交付を受け行なう事業とみなして、第十一条、前条第三項及び附則第二項ただし書の規定を適用する。この場合において、第十一条第一項中「国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」といふ。))とあり、同条第二項及び第四項中「国の負担割合」とあるのは「鉱害復旧事業団の負担の割合」と、前条第三項中「国の負担割合をこえて国が負担し又は補助する」とあるのは「鉱害復旧事業団の負担割合をこえて鉱害復旧事業団が負担する」と、附則第二項ただし書中「国の負担又は補助の割合」とあるのは「鉱害復旧事業団の負担の割合」と、「国の負担金又は補助金」とあるのは「鉱害復旧事業団の負担金」とする。

【鈴木壽君登壇、拍手】

○鈴木壽君 ただいま議題となりました臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、石炭対策特別委員会が新設されるに伴いまして、従来、関係各省に分割して計上されていた鉱害復旧事業費予算についても、一括してこの特別会計に計上することになりましたので、

鉱害復旧事業のための国からの補助金の交付方式についても、これを鉱害復旧事業団に一括交付し、事業団が復旧工事の施工者に対し復旧事業費を負担することとし、その他、主務大臣の工事完了に関する通知、産炭地域公共事業に対する地方債の利子補給、負担割合の特別措置等に支障のないよう、所要の規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、鉱害復旧の長期計画、鉱害復旧事業団の全国統一等、答申内容の実現方針をはじめ、残存鉱害量と、そのすみやかなる復旧及びこれが原資の問題等、鉱害復旧の基本問題全般について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ることいたします。

質疑を終わり、討論なく、直ちに採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○副議長(河野謙三君) 給員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長	重宗 雄三君
副議長	河野 謙三君
議員	鬼木 勝利君
	原田 立君

林 堀君	山崎しげり君	園田 清充君	野知 浩之君	谷村 貞治君	木島 義夫君	柴谷 要君	小柳 勇君
黒柳 明君	矢追 秀彦君	源田 実君	熊谷太三郎君	谷口 慶吉君	柴田 榮君	紅露 みつ君	小林 武治君
瓜生 清君	中沢伊登子君	岸田 幸雄君	長谷川 仁君	後藤 義隆君	鈴木 万平君	剣木 享弘君	松平 勇雄君
市川 房枝君	中尾 辰義君	沢田 一精君	吉江 勝保君	竹中 恒夫君	中野 文門君	大河原 次君	伊藤 顕道君
浅井 亨君	片山 武夫君	石井 桂君	豊田 雅孝君	仲原 善一君	西田 信一君	加瀬 完君	高橋 衛君
横井 太郎君	植木 光教君	江藤 智君	大竹平八郎君	迫水 久常君	田中 茂穂君	吉武 恵市君	中山 福蔵君
田代富士男君	二宮 文造君	大谷藤之助君	徳永 正利君	梶原 茂嘉君	八木 一郎君	小柳 牧衛君	田中 一君
北條 尚八君	高山 恒雄君	青柳 秀夫君	佐藤 芳男君	森 八三一君	西郷吉之助君	光村 甚助君	大和 与一君
森田 タマ君	山崎 齊君	平島 敏夫君	山下 春江君	木内 四郎君	安井 謙君	岩間 正男君	須藤 五郎君
二本 謙吾君	多田 省吾君	山本 利壽君	堀本 宜実君	増原 恵吉君	青木 一男君	春日 正一君	森 勝治君
宮崎 正義君	小平 芳平君	堀見 俊二君	鍋島 直紹君	重政 庸徳君	鈴木 市蔵君	鈴木 力君	中村 波男君
向井 長年君	白井 勇君	近藤 鶴代君	井野 碩哉君	前川 旦君	戸田 菊雄君	川村 清一君	大橋 和孝君
伊藤 五郎君	林田 正治君	石原幹市郎君	上原 正吉君	竹田 現照君	山崎 昇君	吉田忠三郎君	渡辺 勘吉君
渋谷 邦彦君	鈴木 一弘君	郡 祐一君	斎藤 昇君	木村美智男君	村田 秀三君	小林 武君	林 虎雄君
中村 正雄君	大谷 賛雄君	米田 正文君	小林 篤一君	小野 明君	小林 章君	中村 順造君	千葉千代世君
横山 フク君	寺尾 豊君	栗原 祐幸君	久保 勘一君	近藤英一郎君	田村 賢作君	武内 五郎君	松永 忠二君
植竹 春彦君	新谷寅三郎君	北畠 教真君	中村喜四郎君	田中寿美子君	矢山 有作君	北村 暢君	鈴木 強君
山本茂一郎君	林田悠紀夫君	内藤蒼三郎君	任田 新治君	櫻井 志郎君	鹿島 俊雄君	阿部 竹松君	藤田藤太郎君
佐藤 一郎君	柳田桃太郎君	土屋 義彦君	高橋雄之助君	井川 伊平君	赤岡 文三君	森 元治郎君	鈴木 壽君
宮崎 正雄君	船田 謙君	玉置 和郎君	藤田 正明君	松本 賢一君	佐野 芳雄君	永岡 光治君	秋山 長造君
平泉 渉君	八田 一朗君	岡本 悟君	楠 正俊君	大森 創造君	松野 孝一君	成瀬 幡治君	亀田 得治君
木村 陸男君	高橋文五郎君	金丸 富夫君	日高 広為君	津島 文治君	青田源太郎君	近藤 信一君	椿 繁夫君
内田 芳郎君	大森 久司君	丸茂 重貞君	山本 杉君	大矢 正君	森中 守義君	横川 正市君	木村禧八郎君

国務大臣

佐多 忠隆君	岡田 宗司君
藤原 道子君	松澤 兼人君
羽生 三七君	
法務大臣	田中伊三次君
外務大臣	三木 武夫君
大蔵大臣	水田三喜男君
文部大臣	劍木 亨弘君
通商産業大臣	菅野和太郎君
自治大臣	藤枝 泉介君

昭和四十二年五月三十一日 参議院会議録第十三号(その二)

三一八

明治三十九年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
號外

昭和四十二年五月三十一日

○ 第五十五回 参議院会議録第十三号（その二）
国 会

「本号(その二)参照」

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七條」を「第六十七條の二」に、
「第八十二條」を「第八十八條に」、「第八十三條—
第八十五條」を「第八十九條—第九十一條」に、「第
八十六條」を「第九十二條」に、「第百八十九條」を
「第百八十九條の二」に改める。

第二十一条第二十八号及び第二十九号を削り、同項第三十号を同項第二十八号とし、同項第三十一号中「以上の者」の下に「で、第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が五百万円以下であるもの」を加え、同号を同項第二十九号とし、同項第三十二号を同項第三十号とし、同項第三十三号中「雑所得」の下に「（以下この条において「給与所得等」という。）」を加え、「これらの所得以外の各種

所得の金額が十万円以下であり、かつ、合計所得金額が二十五万円以下」を「合計所得金額が二十五万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が十万円以下」に改め、同号を同項第三十一号とし、同号の下に次の二号を加える。

三十二 控除対象配偶者 居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、次に掲げる者をいう。

イ 合計所得金額のない者
ロ その所得の全部が給与所得等である者
で、その合計所得金額が十万円以下であるもの

ハ、給与所得等以外の所得を有する者で、その合計所得金額が五万円以下（その者が給与所得等を有する場合には、五万円から合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額を控除した金額を五万円に加算した金額以下）であるもの

三十三 扶養親族 居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第

より同号に規定する里親に委託された児童で
三号(都道府県知事のとるべき措置)の規定に
その居住者と生計を一にするもののうち、前
号イからハまでに掲げる者をいう。

第二條第一項第四十六号中「充當又は」を削る。
第五條第三項中「又は報酬若しくは料金を」を「
報酬若しくは料金又は賞金」に改める。

「報酬及び料金並びに賞金」に改める。

第九条第一項第十四号中「資本等の金額」の下に「（以下この条において「資本等の金額」という。）」

を加え、同項第十五号及び第十六号中「合計額がその交付の基因となつたその内国法人の株式」を「合計額とその内国法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式」に改め、同条

第二項第五号中「同号に規定する」を削り、同項第六号及び第七号中「合計額がその交付の基因とな

人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式に改める。

第十條第一項第一号中「その預貯金の元本と」の下に「その金融機関の営業所等において」を加え、「合計額が」を「合計額が、」に、「百万円」を「その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載さ

れた同項第四号に掲げる最高限度額（第四項の申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額。以下この項において同じ。）に改め、同項第二号中「その合同運用信託の元本と」の下に「その金融機関の営業所等において」を加え、「合計額が」を「合計額が、」に、「百万円」を、「その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第四号に掲げる最高限度額」に改め、同項第三号中「と」との下に「その金融機関の営業所等において」を加え、「合計額が」を「合計額が、」に、「百万円」を、「その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第四号に掲げる最高限度額」に改め、同条第二項中「預貯金、合同運用信託又は有価証券のうち」を削り、「に記載されたものについて、当該申告書に記載された」を「の提出の際に經由した」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定は、個人が、次に掲げる事項を記載した申告書(以下この条において「非課税貯蓄申告書」という。)を、同項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託又は有価証券の預入等をしようとする金融機関の営業所等を経由し、最初にその預入等をする目までに、その個人の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

一 提出者の住所及び氏名

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

二 当該金融機関の営業所等の名称及び所在地
三 第一項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託又は有価証券の別
四 当該金融機関の営業所等において預入等をする預貯金、合同運用信託又は有価証券で第一項の規定の適用を受けようとするものの現在高(有価証券については、額面金額等により計算した現在高)に係る最高限度額

五 既に他の金融機関の営業所等を經由して非課税貯蓄申告書を提出している場合には、当該他の金融機関の営業所等ごとの名称及び当該申告書に記載した前号の最高限度額(次項の規定による申告書を提出した場合には、変更後の最高限度額)

第十條第五項を削り、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、「非課税貯蓄申告書」の下に「又は前項の申告書」を加え、「同項の」を「これらの規定に規定する」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 非課税貯蓄申告書を提出した個人が、当該申告書に記載した前項第四に掲げる最高限度額(既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額)を変更しようとする場合には、その個人は、政令で定めるところにより、その旨及び変更後の最高限度額その他必要な事項を記載した申告書を、当該非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等を經由して納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

第十條第六項を第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 非課税貯蓄申告書は、政令で定める場合を除き、既に提出した当該申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等を經由して提出することができないものとし、第三項第四号及び第五号に掲げる最高限度額の合計額が百万円をこえることとなる場合には、提出することができない。

第二十一條第一項第三号中「第八十三條第二項」を「第八十九條第二項」に改め、同項第五号中「障害者控除その他の控除」を「配当控除及び外国税額控除」に改める。

第二十五條第一項に次の二号を加える。

三 当該法人の解散により残余財産の分配として交付される金額その他の資産
四 当該法人の合併により交付される金銭その他の資産

第二十五條第三項中「第一項各号」を「第一項第一号から第三号まで」に改める。

第二十八條第三項中「六十四万円」を「六十八万円」に、「四万円」を「八万円」に、「八十四万円」を「八十八万円」に、「十六万円」を「二十万円」に、「十八万円」を「二十二万円」に改める。

第三十條第三項を次のように改める。

3 前項に規定する退職所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一 政令で定める勤続年数(以上この項において「勤続年数」という。)が十年以下である場合 五十万円に当該勤続年数を乗じて計算した金額

二 勤続年数が十年をこえ二十年以下である場合 五十万円と十万円に当該勤続年数から十年を控除した年数を乗じて計算した金額との合計額

三 勤続年数が二十年をこえ三十年以下である場合 百五十万円と二十万円に当該勤続年数から二十年を控除した年数を乗じて計算した金額との合計額

四 勤続年数が三十年をこえる場合 三百五十万円と三十万円に当該勤続年数から三十年を控除した年数を乗じて計算した金額との合計額

第三十條第四項第二号中「計算した金額」の下に「(当該金額が二十万円に満たない場合には、二十万円)を加える。

第三十二條第四項を次のように改める。

4 前項に規定する山林所得の特別控除額は、三十万円(同項に規定する残額が三十万円に満たない場合には、当該残額)とする。

第三十三條第四項を次のように改める。

十万円(譲渡益が三十万円に満たない場合には、当該譲渡益)とする。

第三十四條第三項を次のように改める。

3 前項に規定する一時所得の特別控除額は、三十万円(同項に規定する残額が三十万円に満たない場合には、当該残額)とする。

第四十條第二項中「事業所得の金額」の下に、「山林所得の金額」を加える。

第五十七條第一項中「年齢十五歳未満である者」の下に「及びいづれかの居住者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者」を加え、「給与の支給を受ける」を「次項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた」に、「その他の状況に応じて通常支給されるべき給与」を、「その事業と同種の事業でその規模が類似するものが支給する給与の状況その他の政令で定める状況に照らしその労務の対価」に改め、ただし書及び各号を削り、同条第七項中「細目」の下に、「第二項の書類に記載した事項を変更する場合の手續」を加え、「又は第二項」を「又は第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項と

し、同項の前に次の一項を加える。

2 その年分以後の各年分の所得税につき前項の

規定の適用を受けようとする居住者は、その年三月十五日まで（その年二月十六日以後新たに同項の事業を開始した場合には、その事業を開始した日から一月以内）に、青色事業専従者の氏名、その職務の内容及び給与の金額並びにその給与の支給期その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第六十条中「場合における」の下に「事業所得の金額、」を加える。

第六十五条第一項ただし書中「ことその他政令で定める事由が生じた場合は、その事由が生じたを」場合は、その経理しなかつた」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する割賦販売とは、月賦、年賦その他の賦払の方法により対価の支払を受けることを定期的に定めた約款に基づき行なわれる販売をいう。

第六十五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とする。

第六十六条第一項中「次項まで」を「この項に改め、」を「した資産の下に（前条の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五

項中「前三項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とする。

第六十七条第二項を削り、同条第三項中「前二項を」前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前二項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とし、第二編第二章第二節第七款中同条の次に次の一条を加える。

（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）

第六十七条の二 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者で不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を行なうもののうち小規模事業者として政令で定める要件に該当するもののその年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額（山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上総収入金額及び必要経費に算入すべき金額は、政令で定めるところにより、その業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができ、第八十六条から第九十一条までを削る。

第八十五条中「第八十三条第一項」を「第八十九条第一項」に改め、第二編第三章第一節中同条を第九十一条とする。

第八十四条を第九十条とし、第八十三条第一項の表中「百分の八・五」を「百分の九」に改め、同条を第八十九条とする。

第八十二条第二項中「生命保険料控除及び損害保険料控除」を「小規模企業共済掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除及び寄付金控除」に改

め、同項第三号中「第七十六条第一項」を「第七十七条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第七十五条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 小規模企業共済掛金控除にあつては、当該申告書に記載した第七十五条第二項（小規模企業共済掛金控除）に規定する小規模企業共済掛金の額その他大蔵省令で定める事項を証する書類

第八十二条第二項に次の一号を加える。

五 寄付金控除にあつては、当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる第七十八条第二項（寄付金控除）に規定する特定寄付金の明細書その他大蔵省令で定める書類

第八十二条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に、「第二項の場合」を「第二項又は第三項ただし書の場合」に、「前二項」を「前三項」に、「第二項の書類」を「第二項又は第三項ただし書の書類」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 第九十条第二号の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から勤労学生控除の額に相当する金額が控除された勤労学生については、第三項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の書類の添付及び提示がない場合においても、勤労学生控除に関する規定を

適用する。

第八十二条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第七十五条第二項」を「第七十六条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加え、第二編第二章第四節中同条を第八十八条とする。

3 勤労学生控除に関する規定は、確定申告書にその控除に関する事項の記載がある場合に限り、適用する。ただし、第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に係る勤労学生控除に関する規定は、確定申告書にその控除に関する事項の記載があるほか、当該生徒に該当する旨を証する書類として大蔵省令で定めるものを当該申告書に添付し又は当該申告書の提出の際提示した場合に限り、適用する。

第八十一条第一項中「社会保険料控除」の下に「小規模企業共済掛金控除」を、「損害保険料控除」の下に、「寄付金控除、障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除」を加え、同条を第八十七条とする。

第八十条第一項中「十四万円」を「十五万円」に改め、同条を第八十六条とする。

第七十九条の見出しを「扶養親族等の判定の時期等」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「その居住者がその年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時」を削り、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加え、同条を

第八十五条とする。

第七十九条第一項(障害者控除)又は第八十条から第八十二条まで(老年者控除等)の場合において、居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日(その者がその年の中途において死亡し又は出国する場合)には、その死亡又は出国の時。以下この条において同じ。の現況による。ただし、その居住者の親族(扶養親族を除く。以下この項において同じ。)がその当時既に死亡している場合におけるその親族がその居住者の第二十条第一項第三十号(定義)に規定する政令で定める親族に該当するかどうかの判定は、当該死亡の時の現況による。

2 第七十九条第二項の場合において、居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が障害者に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日の現況による。ただし、その控除対象配偶者又は扶養親族がその当時既に死亡している場合は、当該死亡の時の現況による。

第七十八条第一項中「六万円」を「七万円」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「及び第四項」を削り、同項を同条第五項とし、同条を第八十四条とする。

第七十七条第一項中「十三万円」を「十五万円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条を第八十三条とする。

第七十六条を第七十七条とし、同条の次に次の五条を加える。

(寄付金控除)

第七十八条 居住者が、各年において、特定寄付金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額をこえるときは、そのこえる金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支出した特定寄付金の額の合計額(当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の十五に相当する金額をこえる場合には、当該百分の十五に相当する金額)

二 その者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三に相当する金額(当該金額が二十万円をこえる場合には、二十万円)

2 前項に規定する特定寄付金とは、次に掲げる寄付金(学校の入学に關してするものを除く)をいう。

一 国又は地方公共団体(港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定による港務局を含む。)に対する寄付金(その寄付をした者がその寄付によつて設けられた設備を専属的に利用することその他の特別の利益がその寄付をした者に及ぶと認められるものを除く。)

二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十

四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行なう法人又は団体に対する寄付金(当該法人の設立のためにされる寄付金その他の当該法人の設立前においてされる寄付金で政令で定めるものを含む。)のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより大蔵大臣が指定したもの

イ 広く一般に募集されること。
ロ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

三 科学技術若しくは教育の振興に寄与する法人又は赤字に關する諸条約に基づく業務を行なう法人として政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に關連する寄付金(前号に規定する寄付金に該当するものを除く。)

3 第一項の規定による控除は、寄付金控除という。

(障害者控除)

第七十九条 居住者が障害者である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から七万円を控除する。

2 居住者に障害者である控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額

から、その障害者一人につき七万円を控除する。

3 前二項の規定による控除は、障害者控除という。

(老年者控除)

第八十条 居住者が老年者である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から七万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、老年者控除という。

(寡婦控除)

第八十一条 居住者が寡婦である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から七万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、寡婦控除という。

(勤労学生控除)

第八十二条 居住者が勤労学生である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から七万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、勤労学生控除という。

第七十五条を第七十六条とし、同条の前に次の一条を加える。

(小規模企業共済掛金控除)

第七十五条 居住者が、各年において、小規模企業共済掛金を支払つた場合には、その支払つた金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2 前項に規定する小規模企業共済掛金とは、小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)第二条の三(第一種共済契約)に規定する第一種共済契約に基づく掛金をいう。

3 第一項の規定による控除は、小規模企業共済掛金控除という。

第九十二条第一項中「所得税額」の下に「(前節(税率)の規定による所得税の額をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の規定による控除をすべき金額は、課税総所得金額に係る所得税額、課税山林所得金額に係る所得税額又は課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。この場合において、当該控除をすべき金額がその年分の所得税額をこえるときは、当該控除をすべき金額は、当該所得税額に相当する金額とする。

第九十三条及び第九十四条を次のように改める。

第九十三条及び第九十四条 削除

第九十五条第一項中「第八十三条から前条まで」を「第八十九条から第九十二条まで(税率及び配当控除)」に改め、同条第七項中「第九十三条前段税額控除の順序」を「第九十二条前段(配当控除)」に改める。

第九十八条第一項第一号中「(いう。)」に、主たる所得者の総所得金額が主たる所得者の総所得金額とすべての合算対象世帯員の資産所得の金額との合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を」といふ。から、すべての合算対象世帯員に係る次項第一号に掲げる金額の合計額を控除した金額」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項の場合」を「前二項の場合」に、「第八十三条から前条まで」を「第八十九条から第九十二条まで(税率及び配当控除)」に、並びに同条第三項の規定により読み替えられた第八十六条並びに第八十七条から第九十一条まで(配当控除以外の税額控除及び前二条を(合算対象世帯員がある場合の税額の計算)に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項若しくは第二項又は第三項の規定により読み替えられた第八十六条若しくは第八十八条から第九十一条まで」を「第一項又は第二項」に改め、「社会保険料控除」の下に「小規模企業共済掛金控除」を加え、「第七十六条」を「第七十八条」に改め、「及び第九十一条(寄付金控除)」を削り、「生命保険料」を「小規模企業共済掛金、生命保険料、」に、「勤労学生」を「勤労学生又は勤労学生」に改め、同項を同条第四項とする。

第九十九条中「二百万円」を「三百万円」に改める。

第一百零一条中「二百万円」を「三百万円」に改める。

第一百零二条第一項中「基礎控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額を(障害者控除の額、老年者控除の額、寡婦控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額)に、(第八十一条第二項)を(第八十七条第二項)に、(第八十三条(税率)及び第八十五条)を(第八十九条(税率)及び第九十一条)に、(第八十四条第一項)を(第九十条第一項)に改める。

第一百零二条第一項中「基礎控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額を(障害者控除の額、老年者控除の額、寡婦控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額)に、(第八十一条第二項)を(第八十七条第二項)に、(第八十三条(税率)及び第八十五条)を(第八十九条(税率)及び第九十一条)に、(第八十四条第一項)を(第九十条第一項)に改める。

の年中に支払を受けるべき第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この項において「給与等」という。)の金額が五百万円以下であるものを加え、「第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この項において「給与等」という。))を「給与等」に改め、「損害保険料控除の額」の下に「障害者控除の額、老年者控除の額、寡婦控除の額、勤労学生控除の額」を加え、同条第二項第二号中「第八十三条(税率)及び第八十五条」を「第八十九条(税率)及び第九十一条」に改める。

第一百零二条第二項中「その年分の所得税について第六十五条第一項(制賦販売に係る収入及び費用の帰属時期)の規定の適用を受け、又は」を削り、「若しくは第三項」を「又は第三項」に改める。

第一百零二条を次のように改める。

(確定申告税額の延納)

第一百零二条第一項(確定申告)

の規定による申告書を提出した居住者が第二百二十八条(確定申告による納付)の規定により納付すべき所得税の額(第二百三十三条第一項(延払条付付譲渡に係る延納の手続)の申請書を提出する場合)には、当該所得税の額からその申請書に記載した同項の延納を求めようとする所得税の額を控除した額)の二分の一に相当する金額以上の所得税を第二百二十八条の規定による納付の期限までに国に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の五月三十一日までの期間、その納付を延期することができ

2 前項の規定は、同項に規定する申告書を提出しは居住者が、同項に規定する納付の期限までに納税地の所轄税務署長に対し、第二百二十八条

の規定により納付すべき税額、当該税額のうち当該期限までに納付する金額その他大蔵省令で定める事項を記載した延納届出書を提出した場合に限り、適用する。

3 第一項の規定の適用を受ける居住者は、同項の規定による延納に係る所得税について、その延納の期間に及び、税額百円につき一日二銭の割合で計算した金額に相当する利子税をその延納に係る所得税にあわせて納付しなければなら

ない。

第一百零二条第三項中「第八十四条」を「第九十条」に改める。

第一百零二条第一項第二号中「第四百四十八条第二項」を「その年における前号に規定する帳簿書類について第四百四十八条第二項に改め、(事実の生じた日の属する)を削る。

第一百零二条中「第七十三条から第七十九条まで(雑損控除及び基礎控除以外の所得控除)、第八十六条から第九十条まで及び第九十五条(寄付金控除及び配当控除以外の税額控除)」を「第七十三条から第七十七条まで(医療費控除等)、第七十九条から第八十五条まで(障害者控除等)及び第九十五条(外国税額控除)」に改める。

第一百零二条第三号中「十五万円」を「三十万円」に改める。

第一百零二条中「第八十三条(税率)及び第八十五条」を「第八十九条(税率)及び第九十一条」に改める。

五 馬主が受ける競馬の賞金で政令で定めるもの

の
第百七十五条を次のように改める。

(内国法人に係る所得税の税率)

第百七十五条 内国法人に対して課する所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一 前条第一号から第三号までに掲げる利子等、配当等又は利益の分配 その金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額

二 前条第四号に掲げる報酬又は料金 その金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

三 前条第五号に掲げる賞金 その金額から政令で定める金額を控除した残額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

第百八十五条第一項第一号中「第百九十四条第一項第三号」を「第百九十四条第一項第五号」に、「並びに障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか(当該勤労学生が第二項第一項第三十三号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか)」を「の有無及びその数」に、「第百七十八条第二項」を「第百八十四条第二項」に改める。

第百八十六條第二項第一号及び第二項第一号中「第百七十八條第二項」を「第百八十四條第二項」に改める。

第百八十七條を次のように改める。

(障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税

額)

第百八十七條 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、当該申告書にその者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるもの(当該勤労学生が第二項第一項第三十一号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合)は、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたもの)である場合には、これらの一に該当することに扶養親族が一人あるものとし、当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族のうち障害者がある旨の記載があるものである場合には、その障害者一人につき他に一人の扶養親族があるものとして、第百八十五条第一項第一号(賞与以外の給与等に係る徴収税額)並びに前条第一項第一号及び第二項第一号の規定を適用する。

2 前項の場合において、同項の居住者が第百九十四条第一項第四号に掲げる事項の記載のない給与所得者の扶養控除等申告書を提出した者であるときは、その者を第百八十四条第三項(扶養控除の特例の適用を受けない者)の規定に該当する者とみなして、次条の規定を適用する。

第百八十八條中「第百七十八條第三項」を「第百八十四条第三項」に、「第百九十四條第一項第三号」を「第百九十四條第一項第五号」に、「六千円」を「七千五百円」に、「二百円」を「二百五十円」に改める。

第百八十九條第二章第一節第百八十九條の次に次の一条を加える。

(主たる給与等に係る徴収税額の特例)

第百八十九條の二 給与所得者の扶養控除等申告

書を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した給与等の支払者がその支払う給与等について第百八十五條第一項第一号イからニまで(賞与以外の給与等に係る徴収税額)並びに第百八十六條第一項第一号ロ及び第二項第一号(賞与に係る徴収税額)の規定を適用する場合において、その給与等の支払額に関する計算を事務機械によつて処理しているときは、これらの規定に規定する別表第四の甲表の甲欄又は乙表に掲げる税額は、当該税額が算定された方法によつて計算した金額をもつて代えることができる。

2 大蔵大臣は、前項の定めをしたときは、これを告示する。

第百九十条中「提出した居住者」の下に「で、第一号に規定するその年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が五百万円以下であるもの」を加え、「並びに当該給与所得者の扶養控除等申告書に記載された障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか(当該勤労学生が第二項第一項第三十三号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか)」を削り、「第百七十五條第一項」を「第百七十六條第一項」に、「第百七十七條第一項」に、「第百七十四條から第七十六條まで」を「第七十四條、第七十六條及び第七十七條」に、「主たる給与等に係る控除対象配偶者」を「障害者の有無及びその数並びに当該申告書に

その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか(当該勤労学生が第二項第一項第三十一号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第百九十四條第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか)並びに当該申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者に、「第百七十七條第一項(配偶者控除)及び第七十八條第一項から第三項まで(扶養控除)」を「第七十九條から第八十四條まで(障害者控除等)」に改め、「準じて計算した」の下に「障害者控除の額、老年者控除の額、寡婦控除の額、勤労学生控除の額、」を加える。

第百九十一條の見出し中「充當又は」を削り、同条中「以下の条」を「当該超過額のうちにまだ徴収されていないものがあるときは、その徴収されていない部分の金額に相当する金額を控除した金額。以下この条に、「その過納額については、次に定めるところによる」を「前条の給与等の支払者は、その過納額を還付する」に改め、各号を削る。

第百九十三條中「充當又は」を削る。

第百九十四條第一項第五号及び第六号を削り、同項第四号中「第七十八條第二項」を「第八十四條第二項」に改め、同項中同号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同号の前に次の二号を加える。

二 その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

三 控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者がある場合には、その旨、その数、氏名及

びその該当する事実

第百九十四条第三項中「第二条第一項第三十三号ロ」を「第二条第一項第三十一号ロ」に改める。

第百九十五条第一項中「基礎控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額」を「障害者控除の額、老年者控除の額、寡婦控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額」に改め、同条第三項中「前条第一項第三号」を「前条第一項第五号」に改める。

第百九十六条第一項第三号中「第七十五条第一項」を「第七十六条第一項」に、「第七十六条第一項」を「第七十七条第一項」に改める。

第二百一条第二項中「状況により、第三十条第三項及び第四項(退職所得控除額)の規定に準じて計算したところによる」を「状況における第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応ずる別表第八の附表に掲げる退職所得控除額による」に改める。

第二百四十四条第一項第四号中「職業野球の選手」の下に「職業拳闘家」を加え、同項第七号中「賞金」の下に「又は馬主が受ける競馬の賞金」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 キヤバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に待してその接待をすることを業務とするホステスその他の者(以下この条において「ホステス等」という。)

のその業務に関する報酬又は料金の
第二百四十二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 前項に規定する報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(次号において「給与等」という。又は第三十条第一項(退職所得)に規定する退職手当等に該当するもの)

二 前項第一号から第五号まで並びに第七号及び第八号に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第百八十三条第一項(給与所得に係る源泉徴収義務)の規定により給与等につき所得税を徴収して納付すべき個人以外の個人から支払われるもの

三 前項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、同号に規定する施設の経営者(以下この条において「バー等の経営者」という。)以外の者から支払われるもの(バー等の経営者を通じて支払われるものを除く。)

第二百四十四条に次の一項を加える。

3 第一項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、客からバー等の経営者を通じてホステス等に支払われるものがある場合には、当該報酬又は料金については、当該バー等の経営者を当該報酬又は料金に係る同項に規定する支払をする者とみなし、当該報酬又は料金をホステス等に交付した時にその支払があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

第二百五条第一号中「前条第一項第一号から第六号まで」を「前条第一項第一号、第二号、第四号若しくは第五号又は第七号」に、「契約金」を「契約金(次号に掲げる報酬及び料金を除く。)」に改め、「百分の十」の下に「(同一人に対し一回に

支払われる金額が五十万円をこえる場合には、そのこえる部分の金額については、百分の二十)を加え、同条第二号を次のように改める。

二 前条第一項第二号に掲げる司法書士、土地家屋調査士若しくは海事代理士の業務に関する報酬若しくは料金、同項第三号に掲げる診療報酬、同項第四号に掲げる職業拳闘家、外交員若しくは集金人の業務に関する報酬若しくは料金、同項第六号に掲げる報酬若しくは料金又は同項第八号に掲げる賞金、その金額(当該賞金が金銭以外のもので支払われる場合には、その支払の時ににおける価額として政令で定めるところにより計算した金額)から政令で定める金額を控除した残額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

第百六条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二百七条中「第七十五条第二項」を「第七十六条第二項」に改める。

第二百二十二条第三項中「又は報酬若しくは料金を」を「報酬若しくは料金又は賞金」に改める。

第二百三十三条第一項第一号中「十五万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第三項の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一 前条第三項に規定する利子等、配当等又は利益の分配、その金額に百分の二十の税率を

乗じて計算した金額

二 前条第三項に規定する報酬又は料金、その金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

三 前条第三項に規定する賞金、その金額(金銭以外のもので支払われる場合には、その支払の時ににおける価額として政令で定めるところにより計算した金額)から政令で定める金額を控除した残額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

第二百六条中「一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月まで」を「一月から六月まで及び七月から十二月まで」に改める。

第二百二十二条中「場合には、その者」を「場合又はこれらの規定により所得税を徴収して納付すべき者がその徴収をしないでその所得税をその納付の期限後に納付した場合には、これらの者」に改め、「以後」の下に「若しくは当該納付をした時以後」を加える。

第二百二十五条第一項第五号中「第七十六条第二項」を「第七十七条第二項」に改める。

第二百四十二条第二号中「第二百六条第二項」を「第二百六条第一項」に、「第二百六条第三項」を「第二百六条第二項」に改める。

別表第一第一号の表中「小規模企業共済事業団」の項を削り、商工会の項の前に次のように加える。

小規模企業共済事業団

小規模企業共済法

別表第二から別表第八までを次のように改める。

別表第二 所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円 2,000	円 2,000	円 0	% 0	円 41,000	円 42,000	円 3,600	% 9	円 97,000	円 99,000	円 8,700	% 9
2,000	3,000	100	9	42,000	43,000	3,700	9	99,000	101,000	8,900	9
3,000	4,000	200	9	43,000	44,000	3,800	9	101,000	103,000	9,100	9
4,000	5,000	300	9	44,000	45,000	3,900	9	103,000	105,000	9,300	9
5,000	6,000	400	9	45,000	46,000	4,000	9	105,000	107,000	9,500	9
6,000	7,000	500	9	46,000	47,000	4,100	9	107,000	109,000	9,700	9
7,000	8,000	600	9	47,000	48,000	4,200	9	109,000	111,000	9,900	9
8,000	9,000	700	9	48,000	49,000	4,300	9	111,000	113,000	10,100	9
9,000	10,000	800	9	49,000	50,000	4,400	9	113,000	115,000	10,300	9
10,000	11,000	900	9	50,000	51,000	4,500	9	115,000	117,000	10,500	9
11,000	12,000	900	9	51,000	52,000	4,500	9	117,000	119,000	10,700	9
12,000	13,000	1,000	9	52,000	53,000	4,600	9	119,000	121,000	10,900	9
13,000	14,000	1,100	9	53,000	54,000	4,700	9	121,000	123,000	11,100	9
14,000	15,000	1,200	9	54,000	55,000	4,800	9	123,000	125,000	11,300	9
15,000	16,000	1,300	9	55,000	56,000	4,900	9	125,000	127,000	11,500	9
16,000	17,000	1,400	9	56,000	57,000	5,000	9	127,000	129,000	11,700	9
17,000	18,000	1,500	9	57,000	58,000	5,100	9	129,000	131,000	11,900	9
18,000	19,000	1,600	9	58,000	59,000	5,200	9	131,000	133,000	12,100	9
19,000	20,000	1,700	9	59,000	60,000	5,300	9	133,000	135,000	12,300	9
20,000	21,000	1,800	9	60,000	61,000	5,400	9	135,000	137,000	12,500	9
21,000	22,000	1,800	9	61,000	62,000	5,400	9	137,000	139,000	12,700	9
22,000	23,000	1,900	9	62,000	63,000	5,500	9	139,000	141,000	12,900	9
23,000	24,000	2,000	9	63,000	64,000	5,600	9	141,000	143,000	13,100	9
24,000	25,000	2,100	9	64,000	65,000	5,700	9	143,000	145,000	13,300	9
25,000	26,000	2,200	9	65,000	67,000	5,800	9	145,000	147,000	13,500	9
26,000	27,000	2,300	9	67,000	69,000	6,000	9	147,000	149,000	13,700	9
27,000	28,000	2,400	9	69,000	71,000	6,200	9	149,000	151,000	13,900	9
28,000	29,000	2,500	9	71,000	73,000	6,300	9	151,000	153,000	14,100	9
29,000	30,000	2,600	9	73,000	75,000	6,500	9	153,000	155,000	14,300	9
30,000	31,000	2,700	9	75,000	77,000	6,700	9	155,000	157,000	14,500	9
31,000	32,000	2,700	9	77,000	79,000	6,900	9	157,000	159,000	14,700	9
32,000	33,000	2,800	9	79,000	81,000	7,100	9	159,000	161,000	14,900	9
33,000	34,000	2,900	9	81,000	83,000	7,200	9	161,000	163,000	15,100	9
34,000	35,000	3,000	9	83,000	85,000	7,400	9	163,000	165,000	15,300	9
35,000	36,000	3,100	9	85,000	87,000	7,600	9	165,000	167,000	15,500	9
36,000	37,000	3,200	9	87,000	89,000	7,800	9	167,000	169,000	15,700	9
37,000	38,000	3,300	9	89,000	91,000	8,000	9	169,000	171,000	15,900	9
38,000	39,000	3,400	9	91,000	93,000	8,100	9	171,000	173,000	16,100	9
39,000	40,000	3,500	9	93,000	95,000	8,300	9	173,000	175,000	16,300	9
40,000	41,000	3,600	9	95,000	97,000	8,500	9	175,000	177,000	16,500	9

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
177,000	179,000	16,700	9	288,000	291,000	27,800	9	414,000	418,000	46,100	11
179,000	181,000	16,900	9	291,000	294,000	28,100	9	418,000	422,000	46,700	11
181,000	183,000	17,100	9	294,000	297,000	28,400	9	422,000	426,000	47,300	11
183,000	185,000	17,300	9	297,000	300,000	28,700	9	426,000	430,000	47,900	11
185,000	187,000	17,500	9	300,000	303,000	29,000	9	430,000	434,000	48,500	11
187,000	189,000	17,700	9	303,000	306,000	29,400	9	434,000	438,000	49,100	11
189,000	191,000	17,900	9	306,000	309,000	29,900	9	438,000	442,000	49,700	11
191,000	193,000	18,100	9	309,000	312,000	30,300	9	442,000	446,000	50,300	11
193,000	195,000	18,300	9	312,000	315,000	30,800	9	446,000	450,000	50,900	11
195,000	198,000	18,500	9	315,000	318,000	31,200	9	450,000	454,000	51,500	11
198,000	201,000	18,800	9	318,000	321,000	31,700	9	454,000	458,000	52,100	11
201,000	204,000	19,100	9	321,000	324,000	32,100	10	458,000	462,000	52,700	11
204,000	207,000	19,400	9	324,000	327,000	32,600	10	462,000	466,000	53,300	11
207,000	210,000	19,700	9	327,000	330,000	33,000	10	466,000	470,000	53,900	11
210,000	213,000	20,000	9	330,000	333,000	33,500	10	470,000	474,000	54,500	11
213,000	216,000	20,300	9	333,000	336,000	33,900	10	474,000	478,000	55,100	11
216,000	219,000	20,600	9	336,000	339,000	34,400	10	478,000	482,000	55,700	11
219,000	222,000	20,900	9	339,000	342,000	34,800	10	482,000	486,000	56,300	11
222,000	225,000	21,200	9	342,000	345,000	35,300	10	486,000	490,000	56,900	11
225,000	228,000	21,500	9	345,000	348,000	35,700	10	490,000	494,000	57,500	11
228,000	231,000	21,800	9	348,000	351,000	36,200	10	494,000	498,000	58,100	11
231,000	234,000	22,100	9	351,000	354,000	36,600	10	498,000	502,000	58,700	11
234,000	237,000	22,400	9	354,000	357,000	37,100	10	502,000	506,000	59,300	11
237,000	240,000	22,700	9	357,000	360,000	37,500	10	506,000	510,000	59,900	11
240,000	243,000	23,000	9	360,000	363,000	38,000	10	510,000	514,000	60,500	11
243,000	246,000	23,300	9	363,000	366,000	38,400	10	514,000	518,000	61,100	11
246,000	249,000	23,600	9	366,000	369,000	38,900	10	518,000	522,000	61,700	11
249,000	252,000	23,900	9	369,000	372,000	39,300	10	522,000	526,000	62,300	11
252,000	255,000	24,200	9	372,000	375,000	39,800	10	526,000	530,000	62,900	11
255,000	258,000	24,500	9	375,000	378,000	40,200	10	530,000	534,000	63,500	11
258,000	261,000	24,800	9	378,000	381,000	40,700	10	534,000	538,000	64,100	12
261,000	264,000	25,100	9	381,000	384,000	41,100	10	538,000	542,000	64,700	12
264,000	267,000	25,400	9	384,000	387,000	41,600	10	542,000	546,000	65,300	12
267,000	270,000	25,700	9	387,000	390,000	42,000	10	546,000	550,000	65,900	12
270,000	273,000	26,000	9	390,000	394,000	42,500	10	550,000	554,000	66,500	12
273,000	276,000	26,300	9	394,000	398,000	43,100	10	554,000	558,000	67,100	12
276,000	279,000	26,600	9	398,000	402,000	43,700	10	558,000	562,000	67,700	12
279,000	282,000	26,900	9	402,000	406,000	44,300	11	562,000	566,000	68,300	12
282,000	285,000	27,200	9	406,000	410,000	44,900	11	566,000	570,000	68,900	12
285,000	288,000	27,500	9	410,000	414,000	45,500	11	570,000	574,000	69,500	12

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
574,000	578,000	70,100	12	705,000	710,000	95,000	13	855,000	860,000	125,000	14
578,000	582,000	70,700	12	710,000	715,000	96,000	13	860,000	865,000	126,000	14
582,000	586,000	71,300	12	715,000	720,000	97,000	13	865,000	870,000	127,000	14
586,000	590,000	71,900	12	720,000	725,000	98,000	13	870,000	875,000	128,000	14
590,000	594,000	72,500	12	725,000	730,000	99,000	13	875,000	880,000	129,000	14
594,000	598,000	73,100	12	730,000	735,000	100,000	13	880,000	885,000	130,000	14
598,000	602,000	73,700	12	735,000	740,000	101,000	13	885,000	890,000	131,000	14
602,000	606,000	74,400	12	740,000	745,000	102,000	13	890,000	895,000	132,000	14
606,000	610,000	75,200	12	745,000	750,000	103,000	13	895,000	900,000	133,000	14
610,000	614,000	76,000	12	750,000	755,000	104,000	13	900,000	905,000	134,000	14
614,000	618,000	76,800	12	755,000	760,000	105,000	13	905,000	910,000	135,000	14
618,000	622,000	77,600	12	760,000	765,000	106,000	13	910,000	915,000	136,000	14
622,000	626,000	78,400	12	765,000	770,000	107,000	13	915,000	920,000	137,000	14
626,000	630,000	79,200	12	770,000	775,000	108,000	14	920,000	925,000	138,000	15
630,000	634,000	80,000	12	775,000	780,000	109,000	14	925,000	930,000	139,000	15
634,000	638,000	80,800	12	780,000	785,000	110,000	14	930,000	935,000	140,000	15
638,000	642,000	81,600	12	785,000	790,000	111,000	14	935,000	940,000	141,000	15
642,000	646,000	82,400	12	790,000	795,000	112,000	14	940,000	945,000	142,000	15
646,000	650,000	83,200	12	795,000	800,000	113,000	14	945,000	950,000	143,000	15
650,000	655,000	84,000	12	800,000	805,000	114,000	14	950,000	955,000	144,000	15
655,000	660,000	85,000	12	805,000	810,000	115,000	14	955,000	960,000	145,000	15
660,000	665,000	86,000	13	810,000	815,000	116,000	14	960,000	965,000	146,000	15
665,000	670,000	87,000	13	815,000	820,000	117,000	14	965,000	970,000	147,000	15
670,000	675,000	88,000	13	820,000	825,000	118,000	14	970,000	975,000	148,000	15
675,000	680,000	89,000	13	825,000	830,000	119,000	14	975,000	980,000	149,000	15
680,000	685,000	90,000	13	830,000	835,000	120,000	14	980,000	985,000	150,000	15
685,000	690,000	91,000	13	835,000	840,000	121,000	14	985,000	990,000	151,000	15
690,000	695,000	92,000	13	840,000	845,000	122,000	14	990,000	995,000	152,000	15
695,000	700,000	93,000	13	845,000	850,000	123,000	14	995,000	1,000,000	153,000	15
700,000	705,000	94,000	13	850,000	855,000	124,000	14	1,000,000 円		154,000	15

(注) この表において「調整所得金額」とは、第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 第九十条第一項第二号に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

別表第三 山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
2,000	3,000	0	41,000	42,000	3,600	97,000	99,000	8,700
2,000	3,000	100	42,000	43,000	3,700	99,000	101,000	8,900
3,000	4,000	200	43,000	44,000	3,800	101,000	103,000	9,000
4,000	5,000	300	44,000	45,000	3,900	103,000	105,000	9,200
5,000	6,000	400	45,000	46,000	4,000	105,000	107,000	9,400
6,000	7,000	500	46,000	47,000	4,100	107,000	109,000	9,600
7,000	8,000	600	47,000	48,000	4,200	109,000	111,000	9,800
8,000	9,000	700	48,000	49,000	4,300	111,000	113,000	9,900
9,000	10,000	800	49,000	50,000	4,400	113,000	115,000	10,100
10,000	11,000	900	50,000	51,000	4,500	115,000	117,000	10,300
11,000	12,000	900	51,000	52,000	4,500	117,000	119,000	10,500
12,000	13,000	1,000	52,000	53,000	4,600	119,000	121,000	10,700
13,000	14,000	1,100	53,000	54,000	4,700	121,000	123,000	10,800
14,000	15,000	1,200	54,000	55,000	4,800	123,000	125,000	11,000
15,000	16,000	1,300	55,000	56,000	4,900	125,000	127,000	11,200
16,000	17,000	1,400	56,000	57,000	5,000	127,000	129,000	11,400
17,000	18,000	1,500	57,000	58,000	5,100	129,000	131,000	11,600
18,000	19,000	1,600	58,000	59,000	5,200	131,000	133,000	11,700
19,000	20,000	1,700	59,000	60,000	5,300	133,000	135,000	11,900
20,000	21,000	1,800	60,000	61,000	5,400	135,000	137,000	12,100
21,000	22,000	1,800	61,000	62,000	5,400	137,000	139,000	12,300
22,000	23,000	1,900	62,000	63,000	5,500	139,000	141,000	12,500
23,000	24,000	2,000	63,000	64,000	5,600	141,000	143,000	12,600
24,000	25,000	2,100	64,000	65,000	5,700	143,000	145,000	12,800
25,000	26,000	2,200	65,000	67,000	5,800	145,000	147,000	13,000
26,000	27,000	2,300	67,000	69,000	6,000	147,000	149,000	13,200
27,000	28,000	2,400	69,000	71,000	6,200	149,000	151,000	13,400
28,000	29,000	2,500	71,000	73,000	6,300	151,000	153,000	13,500
29,000	30,000	2,600	73,000	75,000	6,500	153,000	155,000	13,700
30,000	31,000	2,700	75,000	77,000	6,700	155,000	157,000	13,900
31,000	32,000	2,700	77,000	79,000	6,900	157,000	159,000	14,100
32,000	33,000	2,800	79,000	81,000	7,100	159,000	161,000	14,300
33,000	34,000	2,900	81,000	83,000	7,200	161,000	163,000	14,400
34,000	35,000	3,000	83,000	85,000	7,400	163,000	165,000	14,600
35,000	36,000	3,100	85,000	87,000	7,600	165,000	167,000	14,800
36,000	37,000	3,200	87,000	89,000	7,800	167,000	169,000	15,000
37,000	38,000	3,300	89,000	91,000	8,000	169,000	171,000	15,200
38,000	39,000	3,400	91,000	93,000	8,100	171,000	173,000	15,300
39,000	40,000	3,500	93,000	95,000	8,300	173,000	175,000	15,500
40,000	41,000	3,600	95,000	97,000	8,500	175,000	177,000	15,700

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 177,000	円 179,000	円 15,900	円 288,000	円 291,000	円 25,900	円 414,000	円 418,000	円 37,200
179,000	181,000	16,100	291,000	294,000	26,100	418,000	422,000	37,600
181,000	183,000	16,200	294,000	297,000	26,400	422,000	426,000	37,900
183,000	185,000	16,400	297,000	300,000	26,700	426,000	430,000	38,300
185,000	187,000	16,600	300,000	303,000	27,000	430,000	434,000	38,700
187,000	189,000	16,800	303,000	306,000	27,200	434,000	438,000	39,000
189,000	191,000	17,000	306,000	309,000	27,500	438,000	442,000	39,400
191,000	193,000	17,100	309,000	312,000	27,800	442,000	446,000	39,700
193,000	195,000	17,300	312,000	315,000	28,000	446,000	450,000	40,100
195,000	198,000	17,500	315,000	318,000	28,300	450,000	454,000	40,500
198,000	201,000	17,800	318,000	321,000	28,600	454,000	458,000	40,800
201,000	204,000	18,000	321,000	324,000	28,800	458,000	462,000	41,200
204,000	207,000	18,300	324,000	327,000	29,100	462,000	466,000	41,500
207,000	210,000	18,600	327,000	330,000	29,400	466,000	470,000	41,900
210,000	213,000	18,900	330,000	333,000	29,700	470,000	474,000	42,300
213,000	216,000	19,100	333,000	336,000	29,900	474,000	478,000	42,600
216,000	219,000	19,400	336,000	339,000	30,200	478,000	482,000	43,000
219,000	222,000	19,700	339,000	342,000	30,500	482,000	486,000	43,300
222,000	225,000	19,900	342,000	345,000	30,700	486,000	490,000	43,700
225,000	228,000	20,200	345,000	348,000	31,000	490,000	494,000	44,100
228,000	231,000	20,500	348,000	351,000	31,300	494,000	498,000	44,400
231,000	234,000	20,700	351,000	354,000	31,500	498,000	502,000	44,800
234,000	237,000	21,000	354,000	357,000	31,800	502,000	506,000	45,200
237,000	240,000	21,300	357,000	360,000	32,100	506,000	510,000	45,600
240,000	243,000	21,600	360,000	363,000	32,400	510,000	514,000	46,000
243,000	246,000	21,800	363,000	366,000	32,600	514,000	518,000	46,400
246,000	249,000	22,100	366,000	369,000	32,900	518,000	522,000	46,800
249,000	252,000	22,400	369,000	372,000	33,200	522,000	526,000	47,200
252,000	255,000	22,600	372,000	375,000	33,400	526,000	530,000	47,600
255,000	258,000	22,900	375,000	378,000	33,700	530,000	534,000	48,000
258,000	261,000	23,200	378,000	381,000	34,000	534,000	538,000	48,400
261,000	264,000	23,400	381,000	384,000	34,200	538,000	542,000	48,800
264,000	267,000	23,700	384,000	387,000	34,500	542,000	546,000	49,200
267,000	270,000	24,000	387,000	390,000	34,800	546,000	550,000	49,600
270,000	273,000	24,300	390,000	394,000	35,100	550,000	554,000	50,000
273,000	276,000	24,500	394,000	398,000	35,400	554,000	558,000	50,400
276,000	279,000	24,800	398,000	402,000	35,800	558,000	562,000	50,800
279,000	282,000	25,100	402,000	406,000	36,100	562,000	566,000	51,200
282,000	285,000	25,300	406,000	410,000	36,500	566,000	570,000	51,600
285,000	288,000	25,600	410,000	414,000	36,900	570,000	574,000	52,000

昭和四十二年五月三十一日 参議院会議録第十三号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
574,000	578,000	52,400	705,000	710,000	65,500	855,000	860,000	80,500
578,000	582,000	52,800	710,000	715,000	66,000	860,000	865,000	81,000
582,000	586,000	53,200	715,000	720,000	66,500	865,000	870,000	81,500
586,000	590,000	53,600	720,000	725,000	67,000	870,000	875,000	82,000
590,000	594,000	54,000	725,000	730,000	67,500	875,000	880,000	82,500
594,000	598,000	54,400	730,000	735,000	68,000	880,000	885,000	83,000
598,000	602,000	54,800	735,000	740,000	68,500	885,000	890,000	83,500
602,000	606,000	55,200	740,000	745,000	69,000	890,000	895,000	84,000
606,000	610,000	55,600	745,000	750,000	69,500	895,000	900,000	84,500
610,000	614,000	56,000	750,000	755,000	70,000	900,000	905,000	85,000
614,000	618,000	56,400	755,000	760,000	70,500	905,000	910,000	85,500
618,000	622,000	56,800	760,000	765,000	71,000	910,000	915,000	86,000
622,000	626,000	57,200	765,000	770,000	71,500	915,000	920,000	86,500
626,000	630,000	57,600	770,000	775,000	72,000	920,000	925,000	87,000
630,000	634,000	58,000	775,000	780,000	72,500	925,000	930,000	87,500
634,000	638,000	58,400	780,000	785,000	73,000	930,000	935,000	88,000
638,000	642,000	58,800	785,000	790,000	73,500	935,000	940,000	88,500
642,000	646,000	59,200	790,000	795,000	74,000	940,000	945,000	89,000
646,000	650,000	59,600	795,000	800,000	74,500	945,000	950,000	89,500
650,000	655,000	60,000	800,000	805,000	75,000	950,000	955,000	90,000
655,000	660,000	60,500	805,000	810,000	75,500	955,000	960,000	90,500
660,000	665,000	61,000	810,000	815,000	76,000	960,000	965,000	91,000
665,000	670,000	61,500	815,000	820,000	76,500	965,000	970,000	91,500
670,000	675,000	62,000	820,000	825,000	77,000	970,000	975,000	92,000
675,000	680,000	62,500	825,000	830,000	77,500	975,000	980,000	92,500
680,000	685,000	63,000	830,000	835,000	78,000	980,000	985,000	93,000
685,000	690,000	63,500	835,000	840,000	78,500	985,000	990,000	93,500
690,000	695,000	64,000	840,000	845,000	79,000	990,000	995,000	94,000
695,000	700,000	64,500	845,000	850,000	79,500	995,000	1,000,000	94,500
700,000	705,000	65,000	850,000	855,000	80,000	1,000,000 円		95,000

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ 甲 表

(一)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲										乙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人		
以 上	未 満	税 額										税 額
円 22,500	円 未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会保険料控除後の給与等の金額の6%に相当する金額
22,500	23,000	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,700
23,000	23,500	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,800
23,500	24,000	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,800
24,000	24,500	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,900
24,500	25,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,900
25,000	25,500	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000
25,500	26,000	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000
26,000	26,500	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,100
26,500	27,000	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,200
27,000	27,500	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,300
27,500	28,000	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,400
28,000	28,500	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,500
28,500	29,000	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,600
29,000	29,500	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,700
29,500	30,000	540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,800
30,000	30,500	570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,900
30,500	31,000	610	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000
31,000	31,500	650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,100
31,500	32,000	680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
32,000	32,500	720	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
32,500	33,000	750	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400
33,000	33,500	790	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500
33,500	34,000	830	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,600
34,000	34,500	870	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,700
34,500	35,000	910	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800
35,000	35,500	950	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,900
35,500	36,000	990	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000
36,000	36,500	1,030	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100
36,500	37,000	1,070	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,200
37,000	37,500	1,110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,300
37,500	38,000	1,150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,400
38,000	38,500	1,190	20	0	0	0	0	0	0	0	0	4,500
38,500	39,000	1,230	60	0	0	0	0	0	0	0	0	4,600
39,000	39,500	1,270	100	0	0	0	0	0	0	0	0	4,800
39,500	40,000	1,310	130	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000
40,000	40,500	1,350	170	0	0	0	0	0	0	0	0	5,100
40,500	41,000	1,390	200	0	0	0	0	0	0	0	0	5,300
41,000	41,500	1,430	240	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500
41,500	42,000	1,470	280	0	0	0	0	0	0	0	0	5,600
42,000	42,500	1,510	310	0	0	0	0	0	0	0	0	5,800
42,500	43,000	1,550	350	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000
43,000	43,500	1,590	380	0	0	0	0	0	0	0	0	6,100
43,500	44,000	1,630	420	0	0	0	0	0	0	0	0	6,300
44,000	44,500	1,670	460	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500
44,500	45,000	1,710	490	0	0	0	0	0	0	0	0	6,600

イ 甲 表
(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲										乙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人		
以 上	未 満	税 額										税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
45,000	45,500	1,750	530	0	0	0	0	0	0	0	0	6,800
45,500	46,000	1,790	560	40	0	0	0	0	0	0	0	7,000
46,000	46,500	1,830	600	70	0	0	0	0	0	0	0	7,100
46,500	47,000	1,870	640	110	0	0	0	0	0	0	0	7,300
47,000	47,500	1,910	670	150	0	0	0	0	0	0	0	7,500
47,500	48,000	1,950	710	180	0	0	0	0	0	0	0	7,600
48,000	49,000	2,010	760	240	0	0	0	0	0	0	0	7,800
49,000	50,000	2,090	840	310	0	0	0	0	0	0	0	8,100
50,000	51,000	2,170	920	380	0	0	0	0	0	0	0	8,800
51,000	52,000	2,250	1,000	450	0	0	0	0	0	0	0	8,800
52,000	53,000	2,330	1,080	520	0	0	0	0	0	0	0	8,800
53,000	54,000	2,410	1,160	600	70	0	0	0	0	0	0	8,800
54,000	55,000	2,530	1,240	670	140	0	0	0	0	0	0	8,800
55,000	56,000	2,650	1,320	740	220	0	0	0	0	0	0	8,800
56,000	57,000	2,770	1,400	820	290	0	0	0	0	0	0	8,800
57,000	58,000	2,900	1,490	910	370	0	0	0	0	0	0	8,800
58,000	59,000	3,040	1,580	1,000	450	0	0	0	0	0	0	8,800
59,000	60,000	3,170	1,670	1,090	530	0	0	0	0	0	0	8,800
60,000	61,000	3,310	1,760	1,180	610	90	0	0	0	0	0	8,800
61,000	62,000	3,440	1,850	1,270	690	170	0	0	0	0	0	8,800
62,000	63,000	3,580	1,940	1,360	780	250	0	0	0	0	0	8,800
63,000	64,000	3,710	2,030	1,450	870	330	0	0	0	0	0	8,800
64,000	65,000	3,850	2,120	1,540	960	410	0	0	0	0	0	8,800
65,000	66,000	3,980	2,210	1,630	1,050	490	0	0	0	0	0	8,800
66,000	67,000	4,120	2,300	1,720	1,140	570	50	0	0	0	0	8,800
67,000	68,000	4,250	2,390	1,810	1,230	650	130	0	0	0	0	8,800
68,000	69,000	4,390	2,510	1,900	1,320	730	210	0	0	0	0	8,800
69,000	70,000	4,520	2,650	1,990	1,410	820	290	0	0	0	0	8,800
70,000	71,000	4,660	2,780	2,080	1,500	910	370	0	0	0	0	8,800
71,000	72,000	4,790	2,920	2,170	1,590	1,000	450	0	0	0	0	8,800
72,000	73,000	4,930	3,050	2,260	1,680	1,090	530	10	0	0	0	8,800
73,000	74,000	5,070	3,190	2,350	1,770	1,180	610	90	0	0	0	8,800
74,000	75,000	5,220	3,340	2,470	1,870	1,280	700	180	0	0	0	8,800
75,000	76,000	5,370	3,490	2,620	1,970	1,380	800	270	0	0	0	8,800
76,000	77,000	5,520	3,640	2,770	2,070	1,480	900	360	0	0	0	8,800
77,000	78,000	5,670	3,790	2,920	2,170	1,580	1,000	450	0	0	0	8,800
78,000	79,000	5,820	3,940	3,070	2,270	1,680	1,100	540	10	0	0	8,800
79,000	80,000	5,970	4,090	3,220	2,370	1,780	1,200	630	100	0	0	8,800
80,000	81,000	6,120	4,240	3,370	2,490	1,880	1,300	720	190	0	0	8,800
81,000	82,000	6,300	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	820	280	0	0	8,800
82,000	83,000	6,500	4,540	3,670	2,790	2,080	1,500	920	370	0	0	8,800
83,000	84,000	6,700	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	1,020	460	0	0	8,800
84,000	85,000	6,900	4,840	3,970	3,090	2,280	1,700	1,120	550	30	0	8,800
85,000	86,000	7,100	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	1,220	640	120	0	8,800
86,000	87,000	7,300	5,140	4,270	3,390	2,520	1,900	1,320	730	210	0	8,800
87,000	88,000	7,500	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	1,420	830	300	0	8,800
88,000	89,000	7,700	5,440	4,570	3,690	2,820	2,100	1,520	930	390	0	8,800
89,000	90,000	7,900	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	1,620	1,030	480	0	8,800
90,000	91,000	8,100	5,740	4,870	3,990	3,120	2,300	1,720	1,130	570	0	8,800
91,000	92,000	8,300	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	1,820	1,230	660	0	8,800

8,800円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち50,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額

イ 甲 表
(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲										乙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人		
以 上	未 満	税 額										税 額
92,000	93,000	8,500	6,040	5,170	4,290	3,420	2,540	1,920	1,330	750	8,800円に、その 月の社会保険料 控除後の給与等 の金額のうち 50,000円をこえ る金額の40%に 相当する金額を 加算した金額	
93,000	94,000	8,700	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	2,020	1,430	850		
94,000	95,000	8,900	6,400	5,470	4,590	3,720	2,840	2,120	1,530	950		
95,000	96,000	9,100	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	2,220	1,630	1,050		
96,000	97,000	9,300	6,800	5,770	4,890	4,020	3,140	2,320	1,730	1,150		
97,000	98,000	9,500	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	2,420	1,830	1,250	31,500円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 100,000円をこ える金額の55% に相当する金額 を加算した金額	
98,000	100,000	9,800	7,300	6,140	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400		
100,000	102,000	10,200	7,700	6,530	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600		
102,000	104,000	10,600	8,100	6,930	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800		
104,000	106,000	11,000	8,500	7,330	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000		
106,000	108,000	11,400	8,900	7,730	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	31,500円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 100,000円をこ える金額の55% に相当する金額 を加算した金額	
108,000	110,000	11,800	9,300	8,130	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400		
110,000	112,000	12,200	9,700	8,530	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690		
112,000	114,000	12,600	10,100	8,930	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990		
114,000	116,000	13,040	10,500	9,330	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290		
116,000	118,000	13,540	10,900	9,730	8,570	7,400	6,230	5,340	4,470	3,590	59,000円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 150,000円をこ える金額の60% に相当する金額 を加算した金額	
118,000	120,000	14,040	11,300	10,130	8,970	7,800	6,630	5,640	4,770	3,890		
120,000	122,000	14,540	11,700	10,530	9,370	8,200	7,030	5,940	5,070	4,190		
122,000	124,000	15,040	12,100	10,930	9,770	8,600	7,430	6,270	5,370	4,490		
124,000	126,000	15,540	12,500	11,330	10,170	9,000	7,830	6,670	5,670	4,790		
126,000	128,000	16,040	12,920	11,730	10,570	9,400	8,230	7,070	5,970	5,090	59,000円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 150,000円をこ える金額の60% に相当する金額 を加算した金額	
128,000	130,000	16,540	13,420	12,130	10,970	9,800	8,630	7,470	6,300	5,390		
130,000	132,000	17,040	13,920	12,530	11,370	10,200	9,030	7,870	6,700	5,690		
132,000	134,000	17,540	14,420	12,930	11,770	10,600	9,430	8,270	7,100	5,990		
134,000	136,000	18,040	14,920	13,460	12,170	11,000	9,830	8,670	7,500	6,330		
136,000	138,000	18,540	15,420	13,960	12,570	11,400	10,230	9,070	7,900	6,730	59,000円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 150,000円をこ える金額の60% に相当する金額 を加算した金額	
138,000	140,000	19,040	15,920	14,460	13,000	11,800	10,630	9,470	8,300	7,130		
140,000	142,000	19,540	16,420	14,960	13,500	12,200	11,030	9,870	8,700	7,530		
142,000	144,000	20,040	16,920	15,460	14,000	12,600	11,430	10,270	9,100	7,930		
144,000	146,000	20,540	17,420	15,960	14,500	13,040	11,830	10,670	9,500	8,330		
146,000	148,000	21,040	17,920	16,460	15,000	13,540	12,230	11,070	9,900	8,730	59,000円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 150,000円をこ える金額の60% に相当する金額 を加算した金額	
148,000	150,000	21,540	18,420	16,960	15,500	14,040	12,630	11,470	10,300	9,130		
150,000	152,000	22,040	18,920	17,460	16,000	14,540	13,080	11,870	10,700	9,530		
152,000	154,000	22,540	19,420	17,960	16,500	15,040	13,580	12,270	11,100	9,930		
154,000	156,000	23,040	19,920	18,460	17,000	15,540	14,080	12,670	11,500	10,330		
156,000	158,000	23,600	20,420	18,960	17,500	16,040	14,580	13,120	11,900	10,730	59,000円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 150,000円をこ える金額の60% に相当する金額 を加算した金額	
158,000	160,000	24,200	20,920	19,460	18,000	16,540	15,080	13,620	12,300	11,130		
160,000	162,000	24,800	21,420	19,960	18,500	17,040	15,580	14,120	12,700	11,530		
162,000	164,000	25,400	21,920	20,460	19,000	17,540	16,080	14,620	13,170	11,930		
164,000	166,000	26,000	22,420	20,960	19,500	18,040	16,580	15,120	13,670	12,330		
166,000	168,000	26,600	22,920	21,460	20,000	18,540	17,080	15,620	14,170	12,730	59,000円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 150,000円をこ える金額の60% に相当する金額 を加算した金額	
168,000	170,000	27,200	23,450	21,960	20,500	19,040	17,580	16,120	14,670	13,210		
170,000	172,000	27,800	24,050	22,460	21,000	19,540	18,080	16,620	15,170	13,710		
172,000	174,000	28,400	24,650	22,960	21,500	20,040	18,580	17,120	15,670	14,210		
174,000	176,000	29,000	25,250	23,500	22,000	20,540	19,080	17,620	16,170	14,710		
176,000	178,000	29,600	25,850	24,100	22,500	21,040	19,580	18,120	16,670	15,210	59,000円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 150,000円をこ える金額の60% に相当する金額 を加算した金額	
178,000	180,000	30,200	26,450	24,700	23,000	21,540	20,080	18,620	17,170	15,710		
180,000	182,000	30,800	27,050	25,300	23,550	22,040	20,580	19,120	17,670	16,210		
182,000	184,000	31,400	27,650	25,900	24,150	22,540	21,080	19,620	18,170	16,710		
184,000	186,000	32,000	28,250	26,500	24,750	23,040	21,580	20,120	18,670	17,210		

昭和四十二年五月三十一日 参議院会議録第十三号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

イ 甲 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲										乙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人		
以 上	未 満	税 額										税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
186,000	188,000	32,600	28,850	27,100	25,350	23,600	22,080	20,620	19,170	17,710	59,000 円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 186,000 円をこえる金額の 60% に相当する金額を加算した金額	
188,000	190,000	33,200	29,450	27,700	25,950	24,200	22,580	21,120	19,670	18,210		
190,000	192,000	33,800	30,050	28,300	26,550	24,800	23,080	21,620	20,170	18,710		
192,000	194,000	34,400	30,650	28,900	27,150	25,400	23,650	22,120	20,670	19,210		
194,000	196,000	35,000	31,250	29,500	27,750	26,000	24,250	22,620	21,170	19,710		
196,000	198,000	35,600	31,850	30,100	28,350	26,600	24,850	23,120	21,670	20,210		
198,000	200,000	36,200	32,450	30,700	28,950	27,200	25,450	23,700	22,170	20,710		
200,000 円		36,500	32,750	31,000	29,250	27,500	25,750	24,000	22,420	20,960		
200,000円をこえ 210,000円に満たない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 200,000円をこえる金額の 30% に相当する金額を加算した金額										
210,000 円		円 39,500	円 35,750	円 34,000	円 32,250	円 30,500	円 28,750	円 27,000	円 25,420	円 23,960		
210,000円をこえ 280,000円に満たない金額		210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 210,000円をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額										
280,000 円		円 64,000	円 60,250	円 58,500	円 56,750	円 55,000	円 53,250	円 51,500	円 49,920	円 48,460		
280,000円をこえ 360,000円に満たない金額		280,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 280,000円をこえる金額の 40% に相当する金額を加算した金額										
360,000 円		円 96,000	円 92,250	円 90,500	円 88,750	円 87,000	円 85,250	円 83,500	円 81,920	円 80,460		
360,000円をこえ 530,000円に満たない金額		360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 360,000円をこえる金額の 45% に相当する金額を加算した金額										
530,000 円		円 172,500	円 168,750	円 167,000	円 165,250	円 163,500	円 161,750	円 160,000	円 158,420	円 156,960	287,000 円	
530,000円をこえ 860,000円に満たない金額		530,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 530,000円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額										

イ 甲 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	
以 上	未 満	税 額									税 額
860,000 円		337,500 ^円	333,750 ^円	332,000 ^円	330,250 ^円	328,500 ^円	326,750 ^円	325,000 ^円	323,420 ^円	321,960 ^円	237,000 円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 530,000 円をこえる金額の 65% に相当する金額を加算した金額
860,000 円をこえ 1,700,000 円に満たない金額		860,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 860,000 円をこえる金額の 55% に相当する金額を加算した金額									
1,700,000 円		799,500 ^円	795,750 ^円	794,000 ^円	792,250 ^円	790,500 ^円	788,750 ^円	787,000 ^円	785,420 ^円	783,960 ^円	
1,700,000 円をこえる金額		1,700,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,700,000 円をこえる金額の 60% に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が 8 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 8 人の場合の税額から、その 8 人をこえる 1 人ごとに 900 円を控除した金額											従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等 1 人ごとに 900 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(第八十四条第三項(扶養控除額の特例の適用を受けない者)の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。)については、
- まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料(第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。以下同じ。)の金額を控除した金額を求める。
 - 当該申告書により申告された扶養親族等の数が 8 人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - 当該申告書により申告された扶養親族等の数が 8 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が 8 人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が 8 人をこえる 1 人ごとに 900 円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき。(5)において同じ。)は、(5)に該当する場合を除き、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに 1 人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者 1 人につき 1 人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
 - (2)の場合において、扶養親族等がない居住者に係る当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、(1)により求めた金額からこれらの一に該当するごとに 7,500 円を控除した金額をその月の社会保険料控除後の給与等の金額とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第八十四条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数(一)の(4)に該当する場合には、(一)の(4)による扶養親族の数)に応じ、その扶養親族 1 人につき 7,500 円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。
- (三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等 1 人ごとに 900 円を控除した金額)が、その求める税額である。

ロ 乙 表

(一)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30,500	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
30,500	31,000	10	0	0	0	0	0	0	0
31,000	31,500	50	0	0	0	0	0	0	0
31,500	32,000	80	0	0	0	0	0	0	0
32,000	32,500	120	0	0	0	0	0	0	0
32,500	33,000	150	0	0	0	0	0	0	0
33,000	33,500	190	0	0	0	0	0	0	0
33,500	34,000	230	0	0	0	0	0	0	0
34,000	34,500	260	0	0	0	0	0	0	0
34,500	35,000	300	0	0	0	0	0	0	0
35,000	35,500	330	0	0	0	0	0	0	0
35,500	36,000	370	0	0	0	0	0	0	0
36,000	36,500	410	0	0	0	0	0	0	0
36,500	37,000	440	0	0	0	0	0	0	0
37,000	37,500	480	0	0	0	0	0	0	0
37,500	38,000	510	0	0	0	0	0	0	0
38,000	38,500	550	20	0	0	0	0	0	0
38,500	39,000	590	60	0	0	0	0	0	0
39,000	39,500	620	100	0	0	0	0	0	0
39,500	40,000	660	130	0	0	0	0	0	0
40,000	40,500	690	170	0	0	0	0	0	0
40,500	41,000	730	200	0	0	0	0	0	0
41,000	41,500	770	240	0	0	0	0	0	0
41,500	42,000	810	280	0	0	0	0	0	0
42,000	42,500	850	310	0	0	0	0	0	0
42,500	43,000	890	350	0	0	0	0	0	0
43,000	43,500	930	380	0	0	0	0	0	0
43,500	44,000	970	420	0	0	0	0	0	0
44,000	44,500	1,010	460	0	0	0	0	0	0
44,500	45,000	1,050	490	0	0	0	0	0	0
45,000	45,500	1,090	530	0	0	0	0	0	0
45,500	46,000	1,130	560	40	0	0	0	0	0
46,000	46,500	1,170	600	70	0	0	0	0	0
46,500	47,000	1,210	640	110	0	0	0	0	0
47,000	47,500	1,250	670	150	0	0	0	0	0
47,500	48,000	1,290	710	180	0	0	0	0	0
48,000	49,000	1,350	760	240	0	0	0	0	0
49,000	50,000	1,430	840	310	0	0	0	0	0
50,000	51,000	1,510	920	380	0	0	0	0	0
51,000	52,000	1,590	1,000	450	0	0	0	0	0
52,000	53,000	1,670	1,080	520	0	0	0	0	0
53,000	54,000	1,750	1,160	600	70	0	0	0	0
54,000	55,000	1,830	1,240	670	140	0	0	0	0
55,000	56,000	1,910	1,320	740	220	0	0	0	0
56,000	57,000	1,990	1,400	820	290	0	0	0	0
57,000	58,000	2,080	1,490	910	370	0	0	0	0
58,000	59,000	2,170	1,580	1,000	450	0	0	0	0
59,000	60,000	2,260	1,670	1,090	530	0	0	0	0
60,000	61,000	2,350	1,760	1,180	610	90	0	0	0
61,000	62,000	2,440	1,850	1,270	690	170	0	0	0
62,000	63,000	2,530	1,940	1,360	780	250	0	0	0

□ 乙 表

(二)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
63,000	64,000	2,710	2,030	1,450	870	330	0	0	0
64,000	65,000	2,850	2,120	1,540	960	410	0	0	0
65,000	66,000	2,980	2,210	1,630	1,050	490	0	0	0
66,000	67,000	3,120	2,300	1,720	1,140	570	50	0	0
67,000	68,000	3,250	2,390	1,810	1,230	650	130	0	0
68,000	69,000	3,390	2,510	1,900	1,320	730	210	0	0
69,000	70,000	3,520	2,650	1,990	1,410	820	290	0	0
70,000	71,000	3,660	2,780	2,080	1,500	910	370	0	0
71,000	72,000	3,790	2,920	2,170	1,590	1,000	450	0	0
72,000	73,000	3,930	3,050	2,260	1,680	1,090	530	10	0
73,000	74,000	4,070	3,190	2,350	1,770	1,180	610	90	0
74,000	75,000	4,220	3,340	2,470	1,870	1,280	700	180	0
75,000	76,000	4,370	3,490	2,620	1,970	1,380	800	270	0
76,000	77,000	4,520	3,640	2,770	2,070	1,480	900	360	0
77,000	78,000	4,670	3,790	2,920	2,170	1,580	1,000	450	0
78,000	79,000	4,820	3,940	3,070	2,270	1,680	1,100	540	10
79,000	80,000	4,970	4,090	3,220	2,370	1,780	1,200	630	100
80,000	81,000	5,120	4,240	3,370	2,490	1,880	1,300	720	190
81,000	82,000	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	820	280
82,000	83,000	5,420	4,540	3,670	2,790	2,080	1,500	920	370
83,000	84,000	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	1,020	460
84,000	85,000	5,720	4,840	3,970	3,090	2,280	1,700	1,120	550
85,000	86,000	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	1,220	640
86,000	87,000	6,020	5,140	4,270	3,390	2,520	1,900	1,320	730
87,000	88,000	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	1,420	830
88,000	89,000	6,370	5,440	4,570	3,690	2,820	2,100	1,520	930
89,000	90,000	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	1,620	1,030
90,000	91,000	6,770	5,740	4,870	3,990	3,120	2,300	1,720	1,130
91,000	92,000	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	1,820	1,230
92,000	93,000	7,170	6,040	5,170	4,290	3,420	2,540	1,920	1,330
93,000	94,000	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	2,020	1,430
94,000	95,000	7,570	6,400	5,470	4,590	3,720	2,840	2,120	1,530
95,000	96,000	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	2,220	1,630
96,000	97,000	7,970	6,800	5,770	4,890	4,020	3,140	2,320	1,730
97,000	98,000	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	2,420	1,830
98,000	100,000	8,470	7,300	6,140	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980
100,000	102,000	8,870	7,700	6,530	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180
102,000	104,000	9,270	8,100	6,930	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380
104,000	106,000	9,670	8,500	7,330	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670
106,000	108,000	10,070	8,900	7,730	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970
108,000	110,000	10,470	9,300	8,130	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270
110,000	112,000	10,870	9,700	8,530	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570
112,000	114,000	11,270	10,100	8,930	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870
114,000	116,000	11,670	10,500	9,330	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170
116,000	118,000	12,070	10,900	9,730	8,570	7,400	6,230	5,340	4,470
118,000	120,000	12,470	11,300	10,130	8,970	7,800	6,630	5,640	4,770
120,000	122,000	12,870	11,700	10,530	9,370	8,200	7,030	5,940	5,070
122,000	124,000	13,370	12,100	10,930	9,770	8,600	7,430	6,270	5,370
124,000	126,000	13,870	12,500	11,330	10,170	9,000	7,830	6,670	5,670
126,000	128,000	14,370	12,920	11,730	10,570	9,400	8,230	7,070	5,970

ロ 乙 表
(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
128,000 円	130,000 円	14,870 円	13,420 円	12,130 円	10,970 円	9,800 円	8,630 円	7,470 円	6,300 円
130,000 円	132,000 円	15,370 円	13,920 円	12,530 円	11,370 円	10,200 円	9,030 円	7,870 円	6,700 円
132,000 円	134,000 円	15,870 円	14,420 円	12,960 円	11,770 円	10,600 円	9,430 円	8,270 円	7,100 円
134,000 円	136,000 円	16,370 円	14,920 円	13,460 円	12,170 円	11,000 円	9,830 円	8,670 円	7,500 円
136,000 円	138,000 円	16,870 円	15,420 円	13,960 円	12,570 円	11,400 円	10,230 円	9,070 円	7,900 円
138,000 円	140,000 円	17,370 円	15,920 円	14,460 円	13,000 円	11,800 円	10,630 円	9,470 円	8,300 円
140,000 円	142,000 円	17,870 円	16,420 円	14,960 円	13,500 円	12,200 円	11,030 円	9,870 円	8,700 円
142,000 円	144,000 円	18,370 円	16,920 円	15,460 円	14,000 円	12,600 円	11,430 円	10,270 円	9,100 円
144,000 円	146,000 円	18,870 円	17,420 円	15,960 円	14,500 円	13,040 円	11,830 円	10,670 円	9,500 円
146,000 円	148,000 円	19,370 円	17,920 円	16,460 円	15,000 円	13,540 円	12,230 円	11,070 円	9,900 円
148,000 円	150,000 円	19,870 円	18,420 円	16,960 円	15,500 円	14,040 円	12,630 円	11,470 円	10,300 円
150,000 円	152,000 円	20,370 円	18,920 円	17,460 円	16,000 円	14,540 円	13,080 円	11,870 円	10,700 円
152,000 円	154,000 円	20,870 円	19,420 円	17,960 円	16,500 円	15,040 円	13,580 円	12,270 円	11,100 円
154,000 円	156,000 円	21,370 円	19,920 円	18,460 円	17,000 円	15,540 円	14,080 円	12,670 円	11,500 円
156,000 円	158,000 円	21,870 円	20,420 円	18,960 円	17,500 円	16,040 円	14,580 円	13,120 円	11,900 円
158,000 円	160,000 円	22,370 円	20,920 円	19,460 円	18,000 円	16,540 円	15,080 円	13,620 円	12,300 円
160,000 円	162,000 円	22,870 円	21,420 円	19,960 円	18,500 円	17,040 円	15,580 円	14,120 円	12,700 円
162,000 円	164,000 円	23,400 円	21,920 円	20,460 円	19,000 円	17,540 円	16,080 円	14,620 円	13,170 円
164,000 円	166,000 円	24,000 円	22,420 円	20,960 円	19,500 円	18,040 円	16,580 円	15,120 円	13,670 円
166,000 円	168,000 円	24,600 円	22,920 円	21,460 円	20,000 円	18,540 円	17,080 円	15,620 円	14,170 円
168,000 円	170,000 円	25,200 円	23,450 円	21,960 円	20,500 円	19,040 円	17,580 円	16,120 円	14,670 円
170,000 円	172,000 円	25,800 円	24,050 円	22,460 円	21,000 円	19,540 円	18,080 円	16,620 円	15,170 円
172,000 円	174,000 円	26,400 円	24,650 円	22,960 円	21,500 円	20,040 円	18,580 円	17,120 円	15,670 円
174,000 円	176,000 円	27,000 円	25,250 円	23,500 円	22,000 円	20,540 円	19,080 円	17,620 円	16,170 円
176,000 円	178,000 円	27,600 円	25,850 円	24,100 円	22,500 円	21,040 円	19,580 円	18,120 円	16,670 円
178,000 円	180,000 円	28,200 円	26,450 円	24,700 円	23,000 円	21,540 円	20,080 円	18,620 円	17,170 円
180,000 円	182,000 円	28,800 円	27,050 円	25,300 円	23,550 円	22,040 円	20,580 円	19,120 円	17,670 円
182,000 円	184,000 円	29,400 円	27,650 円	25,900 円	24,150 円	22,540 円	21,080 円	19,620 円	18,170 円
184,000 円	186,000 円	30,000 円	28,250 円	26,500 円	24,750 円	23,040 円	21,580 円	20,120 円	18,670 円
186,000 円	188,000 円	30,600 円	28,850 円	27,100 円	25,350 円	23,600 円	22,080 円	20,620 円	19,170 円
188,000 円	190,000 円	31,200 円	29,450 円	27,700 円	25,950 円	24,200 円	22,580 円	21,120 円	19,670 円
190,000 円	192,000 円	31,800 円	30,050 円	28,300 円	26,550 円	24,800 円	23,080 円	21,620 円	20,170 円
192,000 円	194,000 円	32,400 円	30,650 円	28,900 円	27,150 円	25,400 円	23,650 円	22,120 円	20,670 円
194,000 円	196,000 円	33,000 円	31,250 円	29,500 円	27,750 円	26,000 円	24,250 円	22,620 円	21,170 円
196,000 円	198,000 円	33,600 円	31,850 円	30,100 円	28,350 円	26,600 円	24,850 円	23,120 円	21,670 円
198,000 円	200,000 円	34,200 円	32,450 円	30,700 円	28,950 円	27,200 円	25,450 円	23,700 円	22,170 円
200,000 円		34,500 円	32,750 円	31,000 円	29,250 円	27,500 円	25,750 円	24,000 円	22,420 円
200,000 円をこえない金額	210,000 円に満たない金額	200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 200,000 円をこえる金額の 30% に相当する金額を加算した金額							
210,000 円		37,500 円	35,750 円	34,000 円	32,250 円	30,500 円	28,750 円	27,000 円	25,420 円
210,000 円をこえない金額	280,000 円に満たない金額	210,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 210,000 円をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額							

ロ 乙 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
280,000 円		62,000 ^円	60,250 ^円	58,500 ^円	56,750 ^円	55,000 ^円	53,250 ^円	51,500 ^円	49,920 ^円
280,000 円をこえ 360,000 円に満た ない金額		280,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 280,000 円をこえる金額の 40 %に相当する金額を加算した金額							
360,000 円		94,000 ^円	92,250 ^円	90,500 ^円	88,750 ^円	87,000 ^円	85,250 ^円	83,500 ^円	81,920 ^円
360,000 円をこえ 530,000 円に満た ない金額		360,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 360,000 円をこえる金額の 45 %に相当する金額を加算した金額							
530,000 円		170,500 ^円	168,750 ^円	167,000 ^円	165,250 ^円	163,500 ^円	161,750 ^円	160,000 ^円	158,420 ^円
530,000 円をこえ 860,000 円に満た ない金額		530,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 530,000 円をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額							
860,000 円		335,500 ^円	333,750 ^円	332,000 ^円	330,250 ^円	328,500 ^円	326,750 ^円	325,000 ^円	323,420 ^円
860,000 円をこえ 1,700,000 円に満 たない金額		860,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 860,000 円をこえる金額の 55 %に相当する金額を加算した金額							
1,700,000 円		797,500 ^円	795,750 ^円	794,000 ^円	792,250 ^円	790,500 ^円	788,750 ^円	787,000 ^円	785,420 ^円
1,700,000 円をこ える金額		1,700,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,700,000 円をこえる金額の 60 %に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が 8 人をこえる場合には、扶養親族の数が 8 人の場合の税額から、その 8 人をこえる 1 人ごとに 900 円を控除した金額									

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち第八十四条第二項（扶養控除の特例）の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が 8 人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が 8 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が 8 人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 8 人をこえる 1 人ごとに 900 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに 1 人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者 1 人につき 1 人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲										乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人			
以 上	未 満	税 額										税 額	税 額
円 780	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
780	800	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
800	820	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
820	840	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
840	860	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
860	880	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
880	900	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
900	920	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0
920	940	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0
940	960	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0
960	980	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0
980	1,000	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0
1,000	1,020	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,020	1,040	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,040	1,060	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,060	1,080	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
1,080	1,100	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
1,100	1,120	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,120	1,140	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,140	1,160	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,160	1,180	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,180	1,200	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,200	1,220	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
1,220	1,240	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
1,240	1,260	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,260	1,280	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,280	1,300	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,300	1,320	40	5	0	0	0	0	0	0	0	0	160	0
1,320	1,340	45	5	0	0	0	0	0	0	0	0	170	0
1,340	1,360	45	5	0	0	0	0	0	0	0	0	170	0
1,360	1,380	45	5	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0
1,380	1,400	50	10	0	0	0	0	0	0	0	0	190	0
1,400	1,450	50	10	0	0	0	0	0	0	0	0	190	0
1,450	1,500	55	15	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0
1,500	1,550	60	20	0	0	0	0	0	0	0	0	230	0
1,550	1,600	65	20	5	0	0	0	0	0	0	0	240	0
1,600	1,650	65	25	10	0	0	0	0	0	0	0	260	0
1,650	1,700	70	30	10	0	0	0	0	0	0	0	280	0
1,700	1,750	75	35	15	0	0	0	0	0	0	0	300	0
1,750	1,800	80	35	20	0	0	0	0	0	0	0	300	0
1,800	1,850	85	40	20	5	0	0	0	0	0	0	300	0
1,850	1,900	90	45	25	10	0	0	0	0	0	0	300	0
1,900	1,950	100	50	30	10	0	0	0	0	0	0	300	0
1,950	2,000	105	55	35	15	0	0	0	0	0	0	300	0
2,000	2,050	110	60	40	20	5	0	0	0	0	0	300	0
2,050	2,100	120	65	45	25	5	0	0	0	0	0	300	0

300円に、そ
の日の社会
保険料控除
後の給与等
の金額のうち
1,700円金
額をこえる
額の40%に
相当する金
額を加算し
た金額

イ 甲 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲										乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人			
以 上	未 満	税 額										税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	300円に、その日 の社会保険料控除 後の給与等の金 額のうち、1,700 円を超えるる金 額を加算した金額	円
2,100	2,150	125	70	50	30	10	0	0	0	0	0	0	0
2,150	2,200	130	70	55	35	15	0	0	0	0	0	0	0
2,200	2,250	140	75	55	40	20	0	0	0	0	0	0	0
2,250	2,300	145	85	60	40	25	5	0	0	0	0	0	0
2,300	2,350	150	90	65	45	25	10	0	0	0	0	0	0
2,350	2,400	160	95	70	50	30	15	0	0	0	0	0	0
2,400	2,450	165	105	75	55	35	20	0	0	0	0	0	0
2,450	2,500	170	110	80	60	40	20	5	0	0	0	0	4
2,500	2,550	180	115	90	65	45	25	10	0	0	0	0	7
2,550	2,600	185	125	95	70	50	30	15	0	0	0	0	11
2,600	2,650	195	130	105	75	55	35	20	0	0	0	0	15
2,650	2,700	200	140	110	80	60	40	20	5	0	0	0	19
2,700	2,750	210	145	120	90	65	45	25	10	0	0	0	23
2,750	2,800	220	155	125	95	70	50	30	15	0	0	0	27
2,800	2,850	230	160	135	105	75	55	35	20	0	0	0	31
2,850	2,900	240	170	140	110	80	60	40	25	5	0	0	35
2,900	2,950	250	175	150	120	90	65	45	25	10	0	0	40
2,950	3,000	260	185	155	125	95	70	50	30	15	0	0	44
3,000	3,050	270	190	165	135	105	75	55	35	20	0	0	49
3,050	3,100	280	200	170	140	110	85	60	40	25	0	0	53
3,100	3,200	295	210	180	155	125	95	70	50	30	0	0	58
3,200	3,300	315	230	195	170	140	110	80	60	40	0	0	67
3,300	3,400	335	250	215	185	155	125	95	70	50	0	0	76
3,400	3,500	355	270	235	200	170	140	110	80	60	0	0	85
3,500	3,600	375	290	255	215	185	155	125	95	70	0	0	95
3,600	3,700	395	310	275	235	200	170	140	110	80	0	0	105
3,700	3,800	415	330	295	255	215	185	155	125	95	0	0	118
3,800	3,900	440	350	315	275	235	200	170	140	110	0	0	133
3,900	4,000	465	370	335	295	255	215	185	155	125	0	0	148
4,000	4,100	490	390	355	315	275	235	200	170	140	0	0	163
4,100	4,200	515	410	375	335	295	255	215	185	155	0	0	178
4,200	4,300	540	435	395	355	315	275	235	200	170	0	0	193
4,300	4,400	565	460	415	375	335	295	255	220	185	0	0	208
4,400	4,500	590	485	435	395	355	315	275	240	200	0	0	223
4,500	4,600	615	510	460	415	375	335	295	260	220	0	0	238
4,600	4,700	640	535	485	435	395	355	315	280	240	0	0	253
4,700	4,800	665	560	510	460	415	375	335	300	260	0	0	268
4,800	4,900	690	585	535	485	435	395	355	320	280	0	0	285
4,900	5,000	715	610	560	510	460	415	375	340	300	0	0	305
5,000	5,100	740	635	585	535	485	440	395	360	320	0	0	325
5,100	5,200	765	660	610	560	510	465	415	380	340	0	0	345
5,200	5,300	790	685	635	585	535	490	440	400	360	0	0	365
5,300	5,400	820	710	660	610	560	515	465	420	380	0	0	385
5,400	5,500	850	735	685	635	585	540	490	440	400	0	0	405
5,500	5,600	880	760	710	660	610	565	515	465	420	0	0	425
5,600	5,700	910	785	735	685	635	590	540	490	440	0	0	445
5,700	5,800	940	815	760	710	660	615	565	515	465	0	0	465
5,800	5,900	970	845	785	735	685	640	590	540	490	0	0	485
5,900	6,000	1,000	875	815	760	710	665	615	565	515	0	0	505
6,000	6,100	1,030	905	845	790	735	690	640	590	540	0	0	525

昭和四十二年五月三十一日 参議院会議録第十三号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

イ 甲 表

(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲										乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人			
以 上	未 満	税 額										税 額	税 額
円 6,100	円 6,200	円 1,060	円 935	円 875	円 820	円 760	円 715	円 665	円 615	円 565	1,960円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち5,000 円をこえる 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	円 545	
円 6,200	円 6,300	円 1,090	円 965	円 905	円 850	円 790	円 740	円 690	円 640	円 590		円 565	
円 6,300	円 6,400	円 1,120	円 995	円 935	円 880	円 820	円 765	円 715	円 665	円 615		円 585	
円 6,400	円 6,500	円 1,150	円 1,025	円 965	円 910	円 850	円 790	円 740	円 690	円 640		円 610	
6,500円		1,165	1,040	980	925	865	805	750	705	655		635	
6,500円をこえ 7,000円に満た ない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のう ち6,500円をこえる金額の30％に相当する金額を加算した金額										635円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち6,500 円をこえる 金額の25% に相当する 金額を加算 した金額	
7,000円		円 1,315	円 1,190	円 1,130	円 1,075	円 1,015	円 955	円 900	円 855	円 805			
7,000円をこえ 9,000円に満た ない金額		7,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のう ち7,000円をこえる金額の35％に相当する金額を加算した金額											
9,000円		円 2,015	円 1,890	円 1,830	円 1,775	円 1,715	円 1,655	円 1,600	円 1,555	円 1,505			
9,000円をこえ 12,000円に満た ない金額		9,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のう ち9,000円をこえる金額の40％に相当する金額を加算した金額											
12,000円		円 3,215	円 3,090	円 3,030	円 2,975	円 2,915	円 2,855	円 2,800	円 2,755	円 2,705			
12,000円をこえ 17,500円に満た ない金額		12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のう ち12,000円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額											
17,500円		円 5,690	円 5,565	円 5,505	円 5,450	円 5,390	円 5,330	円 5,275	円 5,230	円 5,180	円 9,460		
17,500円をこえ 28,500円に満た ない金額		17,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のう ち17,500円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額										9,460円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち17,500 円をこえる 金額の65% に相当する 金額を加算 した金額	

イ 甲 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額	甲										乙	丙
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人			
以 上 未 満	税 額										税 額	税 額
28,500 円	11,190 ^円	11,065 ^円	11,005 ^円	10,950 ^円	10,890 ^円	10,830 ^円	10,775 ^円	10,730 ^円	10,680 ^円	9,460円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち17,500 円をこえる 金額の65% に相当する 金額を加算 した金額	635 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち6,500 円をこえる 金額の25% に相当する 金額を加算 した金額	
28,500 円をこ え 56,500円に 満たない金額	28,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち 28,500 円をこえる金額の 55 %に相当する金額を加算した金額											
56,500 円	26,590 ^円	26,465 ^円	26,405 ^円	26,350 ^円	26,290 ^円	26,230 ^円	26,175 ^円	26,130 ^円	26,080 ^円			
56,500 円をこ える金額	56,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち 56,500 円をこえる金額の 60 %に相当する金額を加算した金額											
扶養親族等の数が 8 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 8 人の場合の税額から、 その 8 人をこえる 1 人ごとに 30 円を控除した金額											従たる給与 についての 扶養控除等 申告書が提 出されている 場 合 に は、当該申 告書に記載 された扶養 親族等の数 に応じ、扶 養親族等 1 人ごとに30 円を、上の 各欄によつ て求めた税 額から控除 した金額	—

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（第八十四条第三項（扶養控除額の特例の適用を受けない者）の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。）については、
- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が 8 人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が 8 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が 8 人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が 8 人をこえる 1 人ごとに 30 円を控除した金額が、その求める税額である。

- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき。（5）において同じ。）は、（5）に該当する場合を除き、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (5) (2)の場合において、扶養親族等がない居住者に係る当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、(1)により求めた金額からこれらの一に該当するごとに250円を控除した金額をその日の社会保険料控除後の給与等の金額とする。
- (イ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第八十四条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数(イ)の(4)に該当する場合には、(イ)の(4)による扶養親族の数)に応じ、その扶養親族1人につき250円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(イ)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。
- (ロ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、
- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに30円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (2) 日雇労働者の受ける給与等（第八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

乙 表
 (一)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,060	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	5	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	5	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	5	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	5	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	10	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	10	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	10	0	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	15	0	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	15	0	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	15	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	15	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	20	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	20	5	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	20	5	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	25	5	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	25	5	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	25	10	0	0	0	0	0	0
1,400	1,450	30	10	0	0	0	0	0	0
1,450	1,500	35	15	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	35	20	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	40	20	5	0	0	0	0	0
1,600	1,650	45	25	10	0	0	0	0	0
1,650	1,700	50	30	10	0	0	0	0	0
1,700	1,750	55	35	15	0	0	0	0	0
1,750	1,800	55	35	20	0	0	0	0	0
1,800	1,850	60	40	20	5	0	0	0	0
1,850	1,900	65	45	25	10	0	0	0	0
1,900	1,950	70	50	30	10	0	0	0	0
1,950	2,000	75	55	35	15	0	0	0	0
2,000	2,050	80	60	40	20	5	0	0	0
2,050	2,100	85	65	45	25	5	0	0	0
2,100	2,150	90	70	50	30	10	0	0	0
2,150	2,200	100	70	55	35	15	0	0	0
2,200	2,250	105	75	55	40	20	0	0	0
2,250	2,300	110	80	60	40	25	5	0	0
2,300	2,350	120	90	65	45	25	10	0	0
2,350	2,400	125	95	70	50	30	15	0	0
2,400	2,450	130	105	75	55	35	20	0	0
2,450	2,500	140	110	80	60	40	20	5	0
2,500	2,550	145	115	90	65	45	25	10	0
2,550	2,600	155	125	95	70	50	30	15	0
2,600	2,650	160	130	105	75	55	35	20	0
2,650	2,700	170	140	110	80	60	40	20	5
2,700	2,750	175	145	120	90	65	45	25	10
2,750	2,800	185	155	125	95	70	50	30	15
2,800	2,850	190	160	135	105	75	55	35	20
2,850	2,900	200	170	140	110	80	60	40	25
2,900	2,950	205	175	150	120	90	65	45	25
2,950	3,000	215	185	155	125	95	70	50	30
3,000	3,050	225	190	165	135	105	75	55	35

ロ 乙 表
(二)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,050	3,100	235	200	170	140	110	85	60	40
3,100	3,200	250	210	180	150	125	95	70	50
3,200	3,300	270	230	195	165	140	110	80	60
3,300	3,400	290	250	215	180	155	125	95	70
3,400	3,500	310	270	235	195	170	140	110	80
3,500	3,600	330	290	255	215	185	155	125	95
3,600	3,700	350	310	275	235	200	170	140	110
3,700	3,800	370	330	295	255	215	185	155	125
3,800	3,900	390	350	315	275	235	200	170	140
3,900	4,000	410	370	335	295	255	215	185	155
4,000	4,100	430	390	355	315	275	235	200	170
4,100	4,200	455	410	375	335	295	255	215	185
4,200	4,300	480	435	395	355	315	275	235	200
4,300	4,400	505	460	415	375	335	295	255	220
4,400	4,500	530	485	435	395	355	315	275	240
4,500	4,600	555	510	460	415	375	335	295	260
4,600	4,700	580	535	485	435	395	355	315	280
4,700	4,800	605	560	510	460	415	375	335	300
4,800	4,900	630	585	535	485	435	395	355	320
4,900	5,000	655	610	560	510	460	415	375	340
5,000	5,100	680	635	585	535	485	440	395	360
5,100	5,200	705	660	610	560	510	465	415	380
5,200	5,300	730	685	635	585	535	490	440	400
5,300	5,400	755	710	660	610	560	515	465	420
5,400	5,500	785	735	685	635	585	540	490	440
5,500	5,600	815	760	710	660	610	565	515	465
5,600	5,700	845	785	735	685	635	590	540	490
5,700	5,800	875	815	760	710	660	615	565	515
5,800	5,900	905	845	785	735	685	640	590	540
5,900	6,000	935	875	815	760	710	665	615	565
6,000	6,100	965	905	845	790	735	690	640	590
6,100	6,200	995	935	875	820	760	715	665	615
6,200	6,300	1,025	965	905	850	790	740	690	640
6,300	6,400	1,055	995	935	880	820	765	715	665
6,400	6,500	1,085	1,025	965	910	850	790	740	690
6,500 円		1,100	1,040	980	925	865	805	750	705
6,500 円 を こ え 7,000 円 に 満 た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 6,500 円を こえる金額の 30%に相当する金額を加算した金額								
7,000 円		円 1,250	円 1,190	円 1,130	円 1,075	円 1,015	円 955	円 900	円 855
7,000 円 を こ え 9,000 円 に 満 た ない金額	7,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 7,000 円を こえる金額の 35%に相当する金額を加算した金額								

ロ 乙 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
9,000 円		1,950 ^円	1,890 ^円	1,830 ^円	1,775 ^円	1,715 ^円	1,655 ^円	1,600 ^円	1,555 ^円
9,000 円 を こえ 12,000 円 に 満 た な い 金 額		9,000 円 の 場 合 の 税 額 に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 9,000円をこえる金額の 40 %に相当する金額を加算した金額							
12,000 円		3,150 ^円	3,090 ^円	3,030 ^円	2,975 ^円	2,915 ^円	2,855 ^円	2,800 ^円	2,755 ^円
12,000 円 を こえ 17,500 円 に 満 た な い 金 額		12,000 円 の 場 合 の 税 額 に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 12,000 円をこえる金額の 45 %に相当する金額を加算した金額							
17,500 円		5,625 ^円	5,565 ^円	5,505 ^円	5,450 ^円	5,390 ^円	5,330 ^円	5,275 ^円	5,230 ^円
17,500 円 を こえ 28,500 円 に 満 た な い 金 額		17,500 円 の 場 合 の 税 額 に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 17,500 円をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額							
28,500 円		11,125 ^円	11,065 ^円	11,005 ^円	10,950 ^円	10,890 ^円	10,830 ^円	10,775 ^円	10,730 ^円
28,500 円 を こえ 56,500 円 に 満 た な い 金 額		28,500 円 の 場 合 の 税 額 に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 28,500 円をこえる金額の 55 %に相当する金額を加算した金額							
56,500 円		26,525 ^円	26,465 ^円	26,405 ^円	26,350 ^円	26,290 ^円	26,230 ^円	26,175 ^円	26,130 ^円
56,500 円 を こえる 金 額		56,500 円 の 場 合 の 税 額 に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 56,500 円をこえる金額の 60 %に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が 8 人を こえる 場 合 に は、扶養親族の数が 8 人 の 場 合 の 税 額 から、その 8 人 を こえる 1 人 ごと に 30円 を 控 除 し た 金 額									

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち第八十四条第二項(扶養控除の特例)の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人をこえる1人ごとに30円を控除した金額が、その求める税額である。

- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

等 の 数								乙	
5 人		6 人		7 人		8 人 以 上			
後 の 給 与 等 の 金 額								前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
52,700円未満		57,600円未満		62,200円未満		66,800円未満			
52,700	56,300	57,600	61,100	62,200	66,000	66,800	70,800		
56,300	59,600	61,100	64,700	66,000	69,900	70,800	75,000		
59,600	63,300	64,700	68,800	69,900	74,200	75,000	79,700		
63,300	70,000	68,800	74,100	74,200	78,700	79,700	83,800		
70,000	76,400	74,100	81,300	78,700	86,200	83,800	91,200	30,000	円未満
76,400	85,900	81,300	91,400	86,200	96,500	91,200	101,400		
85,900	92,100	91,400	97,100	96,500	102,200	101,400	107,400		
92,100	102,900	97,100	108,100	102,200	113,200	107,400	118,400		
102,900	114,300	108,100	119,300	113,200	124,300	118,400	129,300		
114,300	125,000	119,300	129,900	124,300	134,700	129,300	139,600	30,000	60,000
125,000	140,600	129,900	146,100	134,700	151,600	139,600	156,900		
140,600	151,300	146,100	155,900	151,600	161,000	156,900	166,200		
151,300	169,100	155,900	174,300	161,000	179,400	166,200	184,600		
169,100	189,300	174,300	194,300	179,400	199,300	184,600	204,300		
189,300	208,300	194,300	213,200	199,300	218,100	204,300	222,900	60,000	100,000
208,300	242,900	213,200	247,900	218,100	252,900	222,900	257,900		
242,900	279,400	247,900	284,600	252,900	289,700	257,900	294,900		
279,400	316,200	284,600	321,300	289,700	326,500	294,900	331,600	100,000	120,000
316,200	375,000	321,300	380,500	326,500	385,900	331,600	391,400		
375,000	472,200	380,500	477,100	385,900	481,900	391,400	486,800	120,000	180,000
472,200	566,700	477,100	572,500	481,900	578,300	486,800	584,200		
566,700	900,000	572,500	905,800	578,300	911,700	584,200	917,500	180,000	300,000
900,000	1,733,300	905,800	1,739,200	911,700	1,745,000	917,500	1,750,800	300,000	570,000
1,733,300	2,566,700	1,739,200	2,572,500	1,745,000	2,578,300	1,750,800	2,584,200	570,000	850,000
2,566,700円以上		2,572,500円以上		2,578,300円以上		2,584,200円以上		850,000円以上	

ない者)の規定に該当するものを除く。)については、(四)に該当する場合を除き、金額から控除される社会保険料の金額(以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。)を控除した金

保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

該当する場合を除き、前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、扶養親族がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と

生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ(定義)に掲げる生徒に該当すると申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加の數にその障害者1人につき1人を加算した數を、それぞれ扶養親族等の數とする。

たものを含む。)については、(四)に該当する場合を除き、

る。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞 与 の 金 額 に 乗 ず る 率	甲 族										
	扶 養 親 族										
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		
	前 月 の 社 会 保 険 料 控 除										
	以 上		未 満		以 上		未 満		以 上		未 満
0 %	円 18,000	円未満	円 30,600	円未満	円 36,400	円未満	円 42,300	円未満	円 47,500	円未満	円
2	18,000	19,400	30,600	33,000	36,400	39,400	42,300	45,300	47,500	50,900	
4	19,400	21,100	33,000	35,900	39,400	42,700	45,300	48,500	50,900	54,300	
6	21,100	32,700	35,900	44,700	42,700	47,400	48,500	52,000	54,300	57,800	
8	32,700	44,900	44,700	54,300	47,400	57,900	52,000	61,800	57,800	65,900	
10	44,900	49,900	54,300	59,300	57,900	63,500	61,800	67,600	65,900	71,800	
12	49,900	60,000	59,300	65,500	63,500	70,100	67,600	75,000	71,800	80,500	
14	60,000	65,600	65,500	73,700	70,100	78,300	75,000	82,900	80,500	87,500	
16	65,600	71,700	73,700	82,400	78,300	87,500	82,900	92,600	87,500	97,800	
18	71,700	85,600	82,400	95,000	87,500	99,200	92,600	104,300	97,800	109,300	
20	85,600	95,100	95,000	105,600	99,200	110,400	104,300	115,300	109,300	120,100	
22	95,100	107,000	105,600	118,800	110,400	124,200	115,300	129,700	120,100	135,200	
24	107,000	123,000	118,800	132,900	124,200	137,500	129,700	142,100	135,200	146,700	
26	123,000	137,500	132,900	148,500	137,500	153,700	142,100	158,800	146,700	164,000	
28	137,500	160,600	148,500	170,000	153,700	174,400	158,800	179,300	164,000	184,300	
30	160,600	178,500	170,000	188,900	174,400	193,800	179,300	198,600	184,300	203,500	
32	178,500	212,100	188,900	222,900	193,800	227,900	198,600	232,900	203,500	237,900	
35	212,100	247,800	222,900	258,800	227,900	264,000	232,900	269,100	237,900	274,300	
38	247,800	287,500	258,800	297,400	264,000	302,000	269,100	306,600	274,300	311,200	
41	287,500	341,400	297,400	353,100	302,000	358,600	306,600	364,100	311,200	369,500	
44	341,400	442,400	353,100	452,800	358,600	457,600	364,100	462,500	369,500	467,400	
47	442,400	530,800	452,800	543,300	457,600	549,200	462,500	555,000	467,400	560,800	
50	530,800	864,200	543,300	876,700	549,200	882,500	555,000	888,300	560,800	894,200	
55	864,200	1,697,500	876,700	1,710,000	882,500	1,715,800	888,300	1,721,700	894,200	1,727,500	
60	1,697,500	2,530,800	1,710,000	2,543,300	1,715,800	2,549,200	1,721,700	2,555,000	1,727,500	2,560,800	
65	2,530,800円以上		2,543,300円以上		2,549,200円以上		2,555,000円以上		2,560,800円以上		

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（第八十四条第三項（扶養控除額の特例の適用を受け）
 (1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の額を求める。
 (2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会
 (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める
 (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第八十四条第三項の規定に該当する居住者については、別に
 当該申告書により申告された扶養親族の数に応じてその扶養親族1人につき7,500円を控除した金額に応じ、
 「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。
 (三) (一)及び(二)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学
 きは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等
 算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等
 (四) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつ
 (1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め

率である。

合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定により税

るときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額からは当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

- (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める
- (四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、この額を計算する。
- (五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められていから控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又

別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,000	円未満	0	51,000	52,000	4,500	137,000	139,000	12,700
2,000	3,000	100	52,000	53,000	4,600	139,000	141,000	12,900
3,000	4,000	200	53,000	54,000	4,700	141,000	143,000	13,100
4,000	5,000	300	54,000	55,000	4,800	143,000	145,000	13,300
5,000	6,000	400	55,000	56,000	4,900	145,000	147,000	13,500
6,000	7,000	500	56,000	57,000	5,000	147,000	149,000	13,700
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,100	149,000	151,000	13,900
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,200	151,000	153,000	14,100
9,000	10,000	800	59,000	60,000	5,300	153,000	155,000	14,300
10,000	11,000	900	60,000	61,000	5,400	155,000	157,000	14,500
11,000	12,000	900	61,000	62,000	5,400	157,000	159,000	14,700
12,000	13,000	1,000	62,000	63,000	5,500	159,000	161,000	14,900
13,000	14,000	1,100	63,000	64,000	5,600	161,000	163,000	15,100
14,000	15,000	1,200	64,000	65,000	5,700	163,000	165,000	15,300
15,000	16,000	1,300	65,000	67,000	5,800	165,000	167,000	15,500
16,000	17,000	1,400	67,000	69,000	6,000	167,000	169,000	15,700
17,000	18,000	1,500	69,000	71,000	6,200	169,000	171,000	15,900
18,000	19,000	1,600	71,000	73,000	6,300	171,000	173,000	16,100
19,000	20,000	1,700	73,000	75,000	6,500	173,000	175,000	16,300
20,000	21,000	1,800	75,000	77,000	6,700	175,000	177,000	16,500
21,000	22,000	1,800	77,000	79,000	6,900	177,000	179,000	16,700
22,000	23,000	1,900	79,000	81,000	7,100	179,000	181,000	16,900
23,000	24,000	2,000	81,000	83,000	7,200	181,000	183,000	17,100
24,000	25,000	2,100	83,000	85,000	7,400	183,000	185,000	17,300
25,000	26,000	2,200	85,000	87,000	7,600	185,000	187,000	17,500
26,000	27,000	2,300	87,000	89,000	7,800	187,000	189,000	17,700
27,000	28,000	2,400	89,000	91,000	8,000	189,000	191,000	17,900
28,000	29,000	2,500	91,000	93,000	8,100	191,000	193,000	18,100
29,000	30,000	2,600	93,000	95,000	8,300	193,000	195,000	18,300
30,000	31,000	2,700	95,000	97,000	8,500	195,000	198,000	18,500
31,000	32,000	2,700	97,000	99,000	8,700	198,000	201,000	18,800
32,000	33,000	2,800	99,000	101,000	8,900	201,000	204,000	19,100
33,000	34,000	2,900	101,000	103,000	9,100	204,000	207,000	19,400
34,000	35,000	3,000	103,000	105,000	9,300	207,000	210,000	19,700
35,000	36,000	3,100	105,000	107,000	9,500	210,000	213,000	20,000
36,000	37,000	3,200	107,000	109,000	9,700	213,000	216,000	20,300
37,000	38,000	3,300	109,000	111,000	9,900	216,000	219,000	20,600
38,000	39,000	3,400	111,000	113,000	10,100	219,000	222,000	20,900
39,000	40,000	3,500	113,000	115,000	10,300	222,000	225,000	21,200
40,000	41,000	3,600	115,000	117,000	10,500	225,000	228,000	21,500
41,000	42,000	3,600	117,000	119,000	10,700	228,000	231,000	21,800
42,000	43,000	3,700	119,000	121,000	10,900	231,000	234,000	22,100
43,000	44,000	3,800	121,000	123,000	11,100	234,000	237,000	22,400
44,000	45,000	3,900	123,000	125,000	11,300	237,000	240,000	22,700
45,000	46,000	4,000	125,000	127,000	11,500	240,000	243,000	23,000
46,000	47,000	4,100	127,000	129,000	11,700	243,000	246,000	23,300
47,000	48,000	4,200	129,000	131,000	11,900	246,000	249,000	23,600
48,000	49,000	4,300	131,000	133,000	12,100	249,000	252,000	23,900
49,000	50,000	4,400	133,000	135,000	12,300	252,000	255,000	24,200
50,000	51,000	4,500	135,000	137,000	12,500	255,000	258,000	24,500

昭和四十二年五月三十一日 参議院会議録第十三号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
258,000	261,000	24,800	414,000	418,000	46,100	614,000	618,000	76,800
261,000	264,000	25,100	418,000	422,000	46,700	618,000	622,000	77,600
264,000	267,000	25,400	422,000	426,000	47,300	622,000	626,000	78,400
267,000	270,000	25,700	426,000	430,000	47,900	626,000	630,000	79,200
270,000	273,000	26,000	430,000	434,000	48,500	630,000	634,000	80,000
273,000	276,000	26,300	434,000	438,000	49,100	634,000	638,000	80,800
276,000	279,000	26,600	438,000	442,000	49,700	638,000	642,000	81,600
279,000	282,000	26,900	442,000	446,000	50,300	642,000	646,000	82,400
282,000	285,000	27,200	446,000	450,000	50,900	646,000	650,000	83,200
285,000	288,000	27,500	450,000	454,000	51,500	650,000	655,000	84,000
288,000	291,000	27,800	454,000	458,000	52,100	655,000	660,000	85,000
291,000	294,000	28,100	458,000	462,000	52,700	660,000	665,000	86,000
294,000	297,000	28,400	462,000	466,000	53,300	665,000	670,000	87,000
297,000	300,000	28,700	466,000	470,000	53,900	670,000	675,000	88,000
300,000	303,000	29,000	470,000	474,000	54,500	675,000	680,000	89,000
303,000	306,000	29,400	474,000	478,000	55,100	680,000	685,000	90,000
306,000	309,000	29,900	478,000	482,000	55,700	685,000	690,000	91,000
309,000	312,000	30,300	482,000	486,000	56,300	690,000	695,000	92,000
312,000	315,000	30,800	486,000	490,000	56,900	695,000	700,000	93,000
315,000	318,000	31,200	490,000	494,000	57,500	700,000	705,000	94,000
318,000	321,000	31,700	494,000	498,000	58,100	705,000	710,000	95,000
321,000	324,000	32,100	498,000	502,000	58,700	710,000	715,000	96,000
324,000	327,000	32,600	502,000	506,000	59,300	715,000	720,000	97,000
327,000	330,000	33,000	506,000	510,000	59,900	720,000	725,000	98,000
330,000	333,000	33,500	510,000	514,000	60,500	725,000	730,000	99,000
333,000	336,000	33,900	514,000	518,000	61,100	730,000	735,000	100,000
336,000	339,000	34,400	518,000	522,000	61,700	735,000	740,000	101,000
339,000	342,000	34,800	522,000	526,000	62,300	740,000	745,000	102,000
342,000	345,000	35,300	526,000	530,000	62,900	745,000	750,000	103,000
345,000	348,000	35,700	530,000	534,000	63,500	750,000	755,000	104,000
348,000	351,000	36,200	534,000	538,000	64,100	755,000	760,000	105,000
351,000	354,000	36,600	538,000	542,000	64,700	760,000	765,000	106,000
354,000	357,000	37,100	542,000	546,000	65,300	765,000	770,000	107,000
357,000	360,000	37,500	546,000	550,000	65,900	770,000	775,000	108,000
360,000	363,000	38,000	550,000	554,000	66,500	775,000	780,000	109,000
363,000	366,000	38,400	554,000	558,000	67,100	780,000	785,000	110,000
366,000	369,000	38,900	558,000	562,000	67,700	785,000	790,000	111,000
369,000	372,000	39,300	562,000	566,000	68,300	790,000	795,000	112,000
372,000	375,000	39,800	566,000	570,000	68,900	795,000	800,000	113,000
375,000	378,000	40,200	570,000	574,000	69,500	800,000	805,000	114,000
378,000	381,000	40,700	574,000	578,000	70,100	805,000	810,000	115,000
381,000	384,000	41,100	578,000	582,000	70,700	810,000	815,000	116,000
384,000	387,000	41,600	582,000	586,000	71,300	815,000	820,000	117,000
387,000	390,000	42,000	586,000	590,000	71,900	820,000	825,000	118,000
390,000	394,000	42,500	590,000	594,000	72,500	825,000	830,000	119,000
394,000	398,000	43,100	594,000	598,000	73,100	830,000	835,000	120,000
398,000	402,000	43,700	598,000	602,000	73,700	835,000	840,000	121,000
402,000	406,000	44,300	602,000	606,000	74,400	840,000	845,000	122,000
406,000	410,000	44,900	606,000	610,000	75,200	845,000	850,000	123,000
410,000	414,000	45,500	610,000	614,000	76,000	850,000	855,000	124,000

(三)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 855,000	円 860,000	円 125,000	円 955,000	円 960,000	円 145,000	円 2,200,000	円 3,000,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から281,000円を控除した金額
860,000	865,000	126,000	960,000	965,000	146,000			
865,000	870,000	127,000	965,000	970,000	147,000			
870,000	875,000	128,000	970,000	975,000	148,000			
875,000	880,000	129,000	975,000	980,000	149,000			
880,000	885,000	130,000	980,000	985,000	150,000	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から431,000円を控除した金額
885,000	890,000	131,000	985,000	990,000	151,000			
890,000	895,000	132,000	990,000	995,000	152,000			
895,000	900,000	133,000	995,000	1,000,000	153,000			
900,000	905,000	134,000						
905,000	910,000	135,000	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から96,000円を控除した金額	4,000,000	4,630,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から681,000円を控除した金額
910,000	915,000	136,000						
915,000	920,000	137,000						
920,000	925,000	138,000						
925,000	930,000	139,000						
930,000	935,000	140,000	1,500,000	2,200,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から171,000円を控除した金額	4,630,000円		1,452,500円
935,000	940,000	141,000						
940,000	945,000	142,000						
945,000	950,000	143,000						
950,000	955,000	144,000						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、第百九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(第七十六条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (ロ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 37,500円
- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(第七十七条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円)
 - (ロ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)
 - (ハ) その損害保険料の金額のうちに第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものがある場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。

- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに70,000円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき70,000円を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (三) 次に、(一)及び(二)により求めた金額から、
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、第八十四条第一項（扶養控除）の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
 - (a) (b)に該当するときを除くほか、第八十四条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (b) 当該申告書に第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載がないときは、同条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、それぞれその残額を求める。
- (四) (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第七の附表

(一)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
270,000	円未満	152,000	円未満	314,000	円	359,000	円	223,200
270,000	271,000	152,000	315,000	315,000	187,200	360,000	360,000	224,000
271,000	272,000	152,800	316,000	316,000	188,000	361,000	361,000	224,800
272,000	273,000	153,600	317,000	317,000	188,800	362,000	362,000	225,600
273,000	274,000	154,400	318,000	318,000	189,600	363,000	363,000	226,400
			319,000	319,000	190,400	364,000	364,000	
274,000	275,000	155,200	320,000	320,000	191,200	365,000	365,000	227,200
275,000	276,000	156,000	321,000	321,000	192,000	366,000	366,000	228,000
276,000	277,000	156,800	322,000	322,000	192,800	367,000	367,000	228,800
277,000	278,000	157,600	323,000	323,000	193,600	368,000	368,000	229,600
278,000	279,000	158,400	324,000	324,000	194,400	369,000	369,000	230,400
279,000	280,000	159,200	325,000	325,000	195,200	370,000	370,000	231,200
280,000	281,000	160,000	326,000	326,000	196,000	371,000	371,000	232,000
281,000	282,000	160,800	327,000	327,000	196,800	372,000	372,000	232,800
282,000	283,000	161,600	328,000	328,000	197,600	373,000	373,000	233,600
283,000	284,000	162,400	329,000	329,000	198,400	374,000	374,000	234,400
284,000	285,000	163,200	330,000	330,000	199,200	375,000	375,000	235,200
285,000	286,000	164,000	331,000	331,000	200,000	376,000	376,000	236,000
286,000	287,000	164,800	332,000	332,000	200,800	377,000	377,000	236,800
287,000	288,000	165,600	333,000	333,000	201,600	378,000	378,000	237,600
288,000	289,000	166,400	334,000	334,000	202,400	379,000	379,000	238,400
289,000	290,000	167,200	335,000	335,000	203,200	380,000	380,000	239,200
290,000	291,000	168,000	336,000	336,000	204,000	381,000	381,000	240,000
291,000	292,000	168,800	337,000	337,000	204,800	382,000	382,000	240,800
292,000	293,000	169,600	338,000	338,000	205,600	383,000	383,000	241,600
293,000	294,000	170,400	339,000	339,000	206,400	384,000	384,000	242,400
294,000	295,000	171,200	340,000	340,000	207,200	385,000	385,000	243,200
295,000	296,000	172,000	341,000	341,000	208,000	386,000	386,000	244,000
296,000	297,000	172,800	342,000	342,000	208,800	387,000	387,000	244,800
297,000	298,000	173,600	343,000	343,000	209,600	388,000	388,000	245,600
298,000	299,000	174,400	344,000	344,000	210,400	389,000	389,000	246,400
299,000	300,000	175,200	345,000	345,000	211,200	390,000	390,000	247,200
300,000	301,000	176,000	346,000	346,000	212,000	391,000	391,000	248,000
301,000	302,000	176,800	347,000	347,000	212,800	392,000	392,000	248,800
302,000	303,000	177,600	348,000	348,000	213,600	393,000	393,000	249,600
303,000	304,000	178,400	349,000	349,000	214,400	394,000	394,000	250,400
304,000	305,000	179,200	350,000	350,000	215,200	395,000	395,000	251,200
305,000	306,000	180,000	351,000	351,000	216,000	396,000	396,000	252,000
306,000	307,000	180,800	352,000	352,000	216,800	397,000	397,000	252,800
307,000	308,000	181,600	353,000	353,000	217,600	398,000	398,000	253,600
308,000	309,000	182,400	354,000	354,000	218,400	399,000	399,000	254,400
309,000	310,000	183,200	355,000	355,000	219,200	400,000	400,000	255,200
310,000	311,000	184,000	356,000	356,000	220,000	401,000	401,000	256,000
311,000	312,000	184,800	357,000	357,000	220,800	402,000	402,000	256,800
312,000	313,000	185,600	358,000	358,000	221,600	403,000	403,000	257,600
313,000	314,000	186,400	359,000	359,000	222,400	404,000	404,000	258,400

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
404,000	405,000	259,200	449,000	450,000	295,200	530,000	532,000	360,000
405,000	406,000	260,000	450,000	451,000	296,000	532,000	534,000	361,600
406,000	407,000	260,800	451,000	452,000	296,800	534,000	536,000	363,200
407,000	408,000	261,600	452,000	453,000	297,600	536,000	538,000	364,800
408,000	409,000	262,400	453,000	454,000	298,400	538,000	540,000	366,400
409,000	410,000	263,200	454,000	455,000	299,200	540,000	542,000	368,000
410,000	411,000	264,000	455,000	456,000	300,000	542,000	544,000	369,600
411,000	412,000	264,800	456,000	457,000	300,800	544,000	546,000	371,200
412,000	413,000	265,600	457,000	458,000	301,600	546,000	548,000	372,800
413,000	414,000	266,400	458,000	460,000	302,400	548,000	550,000	374,400
414,000	415,000	267,200	460,000	462,000	304,000	550,000	552,000	376,000
415,000	416,000	268,000	462,000	464,000	305,600	552,000	554,000	377,600
416,000	417,000	268,800	464,000	466,000	307,200	554,000	556,000	379,200
417,000	418,000	269,600	466,000	468,000	308,800	556,000	558,000	380,800
418,000	419,000	270,400	468,000	470,000	310,400	558,000	560,000	382,400
419,000	420,000	271,200	470,000	472,000	312,000	560,000	562,000	384,000
420,000	421,000	272,000	472,000	474,000	313,600	562,000	564,000	385,600
421,000	422,000	272,800	474,000	476,000	315,200	564,000	566,000	387,200
422,000	423,000	273,600	476,000	478,000	316,800	566,000	568,000	388,800
423,000	424,000	274,400	478,000	480,000	318,400	568,000	570,000	390,400
424,000	425,000	275,200	480,000	482,000	320,000	570,000	572,000	392,000
425,000	426,000	276,000	482,000	484,000	321,600	572,000	574,000	393,600
426,000	427,000	276,800	484,000	486,000	323,200	574,000	576,000	395,200
427,000	428,000	277,600	486,000	488,000	324,800	576,000	578,000	396,800
428,000	429,000	278,400	488,000	490,000	326,400	578,000	580,000	398,400
429,000	430,000	279,200	490,000	492,000	328,000	580,000	582,000	400,000
430,000	431,000	280,000	492,000	494,000	329,600	582,000	584,000	401,600
431,000	432,000	280,800	494,000	496,000	331,200	584,000	586,000	403,200
432,000	433,000	281,600	496,000	498,000	332,800	586,000	588,000	404,800
433,000	434,000	282,400	498,000	500,000	334,400	588,000	590,000	406,400
434,000	435,000	283,200	500,000	502,000	336,000	590,000	592,000	408,000
435,000	436,000	284,000	502,000	504,000	337,600	592,000	594,000	409,600
436,000	437,000	284,800	504,000	506,000	339,200	594,000	596,000	411,200
437,000	438,000	285,600	506,000	508,000	340,800	596,000	598,000	412,800
438,000	439,000	286,400	508,000	510,000	342,400	598,000	600,000	414,400
439,000	440,000	287,200	510,000	512,000	344,000	600,000	602,000	416,000
440,000	441,000	288,000	512,000	514,000	345,600	602,000	604,000	417,600
441,000	442,000	288,800	514,000	516,000	347,200	604,000	606,000	419,200
442,000	443,000	289,600	516,000	518,000	348,800	606,000	608,000	420,800
443,000	444,000	290,400	518,000	520,000	350,400	608,000	610,000	422,400
444,000	445,000	291,200	520,000	522,000	352,000	610,000	612,000	424,000
445,000	446,000	292,000	522,000	524,000	353,600	612,000	614,000	425,600
446,000	447,000	292,800	524,000	526,000	355,200	614,000	616,000	427,200
447,000	448,000	293,600	526,000	528,000	356,800	616,000	618,000	428,800
448,000	449,000	294,400	528,000	530,000	358,400	618,000	620,000	430,400

(三)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
620,000	622,000	432,000	710,000	712,000	507,000	800,000	802,000	588,000
622,000	624,000	433,600	712,000	714,000	508,800	802,000	804,000	589,800
624,000	626,000	435,200	714,000	716,000	510,600	804,000	806,000	591,600
626,000	628,000	436,800	716,000	718,000	512,400	806,000	808,000	593,400
628,000	630,000	438,400	718,000	720,000	514,200	808,000	810,000	595,200
630,000	632,000	440,000	720,000	722,000	516,000	810,000	812,000	597,000
632,000	634,000	441,600	722,000	724,000	517,800	812,000	814,000	598,800
634,000	636,000	443,200	724,000	726,000	519,600	814,000	816,000	600,600
636,000	638,000	444,800	726,000	728,000	521,400	816,000	818,000	602,400
638,000	640,000	446,400	728,000	730,000	523,200	818,000	820,000	604,200
640,000	642,000	448,000	730,000	732,000	525,000	820,000	822,000	606,000
642,000	644,000	449,600	732,000	734,000	526,800	822,000	824,000	607,800
644,000	646,000	451,200	734,000	736,000	528,600	824,000	826,000	609,600
646,000	648,000	452,800	736,000	738,000	530,400	826,000	828,000	611,400
648,000	650,000	454,400	738,000	740,000	532,200	828,000	830,000	613,200
650,000	652,000	456,000	740,000	742,000	534,000	830,000	832,000	615,000
652,000	654,000	457,600	742,000	744,000	535,800	832,000	834,000	616,800
654,000	656,000	459,200	744,000	746,000	537,600	834,000	836,000	618,600
656,000	658,000	460,800	746,000	748,000	539,400	836,000	838,000	620,400
658,000	660,000	462,400	748,000	750,000	541,200	838,000	840,000	622,200
660,000	662,000	464,000	750,000	752,000	543,000	840,000	842,000	624,000
662,000	664,000	465,600	752,000	754,000	544,800	842,000	844,000	625,800
664,000	666,000	467,200	754,000	756,000	546,600	844,000	846,000	627,600
666,000	668,000	468,800	756,000	758,000	548,400	846,000	848,000	629,400
668,000	670,000	470,400	758,000	760,000	550,200	848,000	850,000	631,200
670,000	672,000	472,000	760,000	762,000	552,000	850,000	852,000	633,000
672,000	674,000	473,600	762,000	764,000	553,800	852,000	854,000	634,800
674,000	676,000	475,200	764,000	766,000	555,600	854,000	856,000	636,600
676,000	678,000	476,800	766,000	768,000	557,400	856,000	858,000	638,400
678,000	680,000	478,400	768,000	770,000	559,200	858,000	860,000	640,200
680,000	682,000	480,000	770,000	772,000	561,000	860,000	862,000	642,000
682,000	684,000	481,600	772,000	774,000	562,800	862,000	864,000	643,800
684,000	686,000	483,600	774,000	776,000	564,600	864,000	866,000	645,600
686,000	688,000	485,400	776,000	778,000	566,400	866,000	868,000	647,400
688,000	690,000	487,200	778,000	780,000	568,200	868,000	870,000	649,200
690,000	692,000	489,000	780,000	782,000	570,000	870,000	872,000	651,000
692,000	694,000	490,800	782,000	784,000	571,800	872,000	874,000	652,800
694,000	696,000	492,600	784,000	786,000	573,600	874,000	876,000	654,600
696,000	698,000	494,400	786,000	788,000	575,400	876,000	878,000	656,400
698,000	700,000	496,200	788,000	790,000	577,200	878,000	880,000	658,200
700,000	702,000	498,000	790,000	792,000	579,000	880,000 円以上		給与等の金額 から 220,000 円を控除した 金額
702,000	704,000	499,800	792,000	794,000	580,800			
704,000	706,000	501,600	794,000	796,000	582,600			
706,000	708,000	503,400	796,000	798,000	584,400			
708,000	710,000	505,200	798,000	800,000	586,200			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

別表第八 退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,000	円未満	0	102,000	104,000	4,500	274,000	278,000	12,700
4,000	6,000	100	104,000	106,000	4,600	278,000	282,000	12,900
6,000	8,000	200	106,000	108,000	4,700	282,000	286,000	13,100
8,000	10,000	300	108,000	110,000	4,800	286,000	290,000	13,300
10,000	12,000	400	110,000	112,000	4,900	290,000	294,000	13,500
12,000	14,000	500	112,000	114,000	5,000	294,000	298,000	13,700
14,000	16,000	600	114,000	116,000	5,100	298,000	302,000	13,900
16,000	18,000	700	116,000	118,000	5,200	302,000	306,000	14,100
18,000	20,000	800	118,000	120,000	5,300	306,000	310,000	14,300
20,000	22,000	900	120,000	122,000	5,400	310,000	314,000	14,500
22,000	24,000	900	122,000	124,000	5,400	314,000	318,000	14,700
24,000	26,000	1,000	124,000	126,000	5,500	318,000	322,000	14,900
26,000	28,000	1,100	126,000	128,000	5,600	322,000	326,000	15,100
28,000	30,000	1,200	128,000	130,000	5,700	326,000	330,000	15,300
30,000	32,000	1,300	130,000	134,000	5,800	330,000	334,000	15,500
32,000	34,000	1,400	134,000	138,000	6,000	334,000	338,000	15,700
34,000	36,000	1,500	138,000	142,000	6,200	338,000	342,000	15,900
36,000	38,000	1,600	142,000	146,000	6,300	342,000	346,000	16,100
38,000	40,000	1,700	146,000	150,000	6,500	346,000	350,000	16,300
40,000	42,000	1,800	150,000	154,000	6,700	350,000	354,000	16,500
42,000	44,000	1,800	154,000	158,000	6,900	354,000	358,000	16,700
44,000	46,000	1,900	158,000	162,000	7,100	358,000	362,000	16,900
46,000	48,000	2,000	162,000	166,000	7,200	362,000	366,000	17,100
48,000	50,000	2,100	166,000	170,000	7,400	366,000	370,000	17,300
50,000	52,000	2,200	170,000	174,000	7,600	370,000	374,000	17,500
52,000	54,000	2,300	174,000	178,000	7,800	374,000	378,000	17,700
54,000	56,000	2,400	178,000	182,000	8,000	378,000	382,000	17,900
56,000	58,000	2,500	182,000	186,000	8,100	382,000	386,000	18,100
58,000	60,000	2,600	186,000	190,000	8,300	386,000	390,000	18,300
60,000	62,000	2,700	190,000	194,000	8,500	390,000	396,000	18,500
62,000	64,000	2,700	194,000	198,000	8,700	396,000	402,000	18,800
64,000	66,000	2,800	198,000	202,000	8,900	402,000	408,000	19,100
66,000	68,000	2,900	202,000	206,000	9,100	408,000	414,000	19,400
68,000	70,000	3,000	206,000	210,000	9,300	414,000	420,000	19,700
70,000	72,000	3,100	210,000	214,000	9,500	420,000	426,000	20,000
72,000	74,000	3,200	214,000	218,000	9,700	426,000	432,000	20,300
74,000	76,000	3,300	218,000	222,000	9,900	432,000	438,000	20,600
76,000	78,000	3,400	222,000	226,000	10,100	438,000	444,000	20,900
78,000	80,000	3,500	226,000	230,000	10,300	444,000	450,000	21,200
80,000	82,000	3,600	230,000	234,000	10,500	450,000	456,000	21,500
82,000	84,000	3,600	234,000	238,000	10,700	456,000	462,000	21,800
84,000	86,000	3,700	238,000	242,000	10,900	462,000	468,000	22,100
86,000	88,000	3,800	242,000	246,000	11,100	468,000	474,000	22,400
88,000	90,000	3,900	246,000	250,000	11,300	474,000	480,000	22,700
90,000	92,000	4,000	250,000	254,000	11,500	480,000	486,000	23,000
92,000	94,000	4,100	254,000	258,000	11,700	486,000	492,000	23,300
94,000	96,000	4,200	258,000	262,000	11,900	492,000	498,000	23,600
96,000	98,000	4,300	262,000	266,000	12,100	498,000	504,000	23,900
98,000	100,000	4,400	266,000	270,000	12,300	504,000	510,000	24,200
100,000	102,000	4,500	270,000	274,000	12,500	510,000	516,000	24,500

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額		
以	上	未	満			以	上	未	満			以	上	未	満		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	24,800	828,000	836,000	46,100	1,228,000	1,236,000	76,800									
522,000	528,000	25,100	836,000	844,000	46,700	1,236,000	1,244,000	77,600									
528,000	534,000	25,400	844,000	852,000	47,300	1,244,000	1,252,000	78,400									
534,000	540,000	25,700	852,000	860,000	47,900	1,252,000	1,260,000	79,200									
540,000	546,000	26,000	860,000	868,000	48,500	1,260,000	1,268,000	80,000									
546,000	552,000	26,300	868,000	876,000	49,100	1,268,000	1,276,000	80,800									
552,000	558,000	26,600	876,000	884,000	49,700	1,276,000	1,284,000	81,600									
558,000	564,000	26,900	884,000	892,000	50,300	1,284,000	1,292,000	82,400									
564,000	570,000	27,200	892,000	900,000	50,900	1,292,000	1,300,000	83,200									
570,000	576,000	27,500	900,000	908,000	51,500	1,300,000	1,310,000	84,000									
576,000	582,000	27,800	908,000	916,000	52,100	1,310,000	1,320,000	85,000									
582,000	588,000	28,100	916,000	924,000	52,700	1,320,000	1,330,000	86,000									
588,000	594,000	28,400	924,000	932,000	53,300	1,330,000	1,340,000	87,000									
594,000	600,000	28,700	932,000	940,000	53,900	1,340,000	1,350,000	88,000									
600,000	606,000	29,000	940,000	948,000	54,500	1,350,000	1,360,000	89,000									
606,000	612,000	29,400	948,000	956,000	55,100	1,360,000	1,370,000	90,000									
612,000	618,000	29,900	956,000	964,000	55,700	1,370,000	1,380,000	91,000									
618,000	624,000	30,300	964,000	972,000	56,300	1,380,000	1,390,000	92,000									
624,000	630,000	30,800	972,000	980,000	56,900	1,390,000	1,400,000	93,000									
630,000	636,000	31,200	980,000	988,000	57,500	1,400,000	1,410,000	94,000									
636,000	642,000	31,700	988,000	996,000	58,100	1,410,000	1,420,000	95,000									
642,000	648,000	32,100	996,000	1,004,000	58,700	1,420,000	1,430,000	96,000									
648,000	654,000	32,600	1,004,000	1,012,000	59,300	1,430,000	1,440,000	97,000									
654,000	660,000	33,000	1,012,000	1,020,000	59,900	1,440,000	1,450,000	98,000									
660,000	666,000	33,500	1,020,000	1,028,000	60,500	1,450,000	1,460,000	99,000									
666,000	672,000	33,900	1,028,000	1,036,000	61,100	1,460,000	1,470,000	100,000									
672,000	678,000	34,400	1,036,000	1,044,000	61,700	1,470,000	1,480,000	101,000									
678,000	684,000	34,800	1,044,000	1,052,000	62,300	1,480,000	1,490,000	102,000									
684,000	690,000	35,300	1,052,000	1,060,000	62,900	1,490,000	1,500,000	103,000									
690,000	696,000	35,700	1,060,000	1,068,000	63,500	1,500,000	1,510,000	104,000									
696,000	702,000	36,200	1,068,000	1,076,000	64,100	1,510,000	1,520,000	105,000									
702,000	708,000	36,600	1,076,000	1,084,000	64,700	1,520,000	1,530,000	106,000									
708,000	714,000	37,100	1,084,000	1,092,000	65,300	1,530,000	1,540,000	107,000									
714,000	720,000	37,500	1,092,000	1,100,000	65,900	1,540,000	1,550,000	108,000									
720,000	726,000	38,000	1,100,000	1,108,000	66,500	1,550,000	1,560,000	109,000									
726,000	732,000	38,400	1,108,000	1,116,000	67,100	1,560,000	1,570,000	110,000									
732,000	738,000	38,900	1,116,000	1,124,000	67,700	1,570,000	1,580,000	111,000									
738,000	744,000	39,300	1,124,000	1,132,000	68,300	1,580,000	1,590,000	112,000									
744,000	750,000	39,800	1,132,000	1,140,000	68,900	1,590,000	1,600,000	113,000									
750,000	756,000	40,200	1,140,000	1,148,000	69,500	1,600,000	1,610,000	114,000									
756,000	762,000	40,700	1,148,000	1,156,000	70,100	1,610,000	1,620,000	115,000									
762,000	768,000	41,100	1,156,000	1,164,000	70,700	1,620,000	1,630,000	116,000									
768,000	774,000	41,600	1,164,000	1,172,000	71,300	1,630,000	1,640,000	117,000									
774,000	780,000	42,000	1,172,000	1,180,000	71,900	1,640,000	1,650,000	118,000									
780,000	788,000	42,500	1,180,000	1,188,000	72,500	1,650,000	1,660,000	119,000									
788,000	796,000	43,100	1,188,000	1,196,000	73,100	1,660,000	1,670,000	120,000									
796,000	804,000	43,700	1,196,000	1,204,000	73,700	1,670,000	1,680,000	121,000									
804,000	812,000	44,300	1,204,000	1,212,000	74,400	1,680,000	1,690,000	122,000									
812,000	820,000	44,900	1,212,000	1,220,000	75,200	1,690,000	1,700,000	123,000									
820,000	828,000	45,500	1,220,000	1,228,000	76,000	1,700,000	1,710,000	124,000									

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 1,710,000	円 1,720,000	円 125,000	円 2,000,000	円 3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から96,000円を控除した金額	円 20,000,000	円 40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,431,000円を控除した金額
1,720,000	1,730,000	126,000						
1,730,000	1,740,000	127,000						
1,740,000	1,750,000	128,000						
1,750,000	1,760,000	129,000						
1,760,000	1,770,000	130,000	3,000,000	4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から171,000円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,431,000円を控除した金額
1,770,000	1,780,000	131,000						
1,780,000	1,790,000	132,000						
1,790,000	1,800,000	133,000						
1,800,000	1,810,000	134,000						
1,810,000	1,820,000	135,000	4,400,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から281,000円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,931,000円を控除した金額
1,820,000	1,830,000	136,000						
1,830,000	1,840,000	137,000						
1,840,000	1,850,000	138,000						
1,850,000	1,860,000	139,000						
1,860,000	1,870,000	140,000	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から431,000円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,181,000円を控除した金額
1,870,000	1,880,000	141,000						
1,880,000	1,890,000	142,000						
1,890,000	1,900,000	143,000						
1,900,000	1,910,000	144,000						
1,910,000	1,920,000	145,000	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から631,000円を控除した金額	120,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,181,000円を控除した金額
1,920,000	1,930,000	146,000						
1,930,000	1,940,000	147,000						
1,940,000	1,950,000	148,000						
1,950,000	1,960,000	149,000						
1,960,000	1,970,000	150,000	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から831,000円を控除した金額			
1,970,000	1,980,000	151,000						
1,980,000	1,990,000	152,000						
1,990,000	2,000,000	153,000						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の附表により第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第八の附表

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額		勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
4 年以下	200,000 ^円	700,000 ^円	23 年	2,100,000 ^円	2,600,000 ^円
			24 年	2,300,000	2,800,000
			25 年	2,500,000	3,000,000
5 年	250,000	750,000	26 年	2,700,000	3,200,000
6 年	300,000	800,000	27 年	2,900,000	3,400,000
7 年	350,000	850,000	28 年	3,100,000	3,600,000
8 年	400,000	900,000	29 年	3,300,000	3,800,000
9 年	450,000	950,000	30 年	3,500,000	4,000,000
10 年	500,000	1,000,000	31 年	3,800,000	4,300,000
11 年	600,000	1,100,000	32 年	4,100,000	4,600,000
12 年	700,000	1,200,000	33 年	4,400,000	4,900,000
13 年	800,000	1,300,000	34 年	4,700,000	5,200,000
14 年	900,000	1,400,000	35 年	5,000,000	5,500,000
15 年	1,000,000	1,500,000	36 年	5,300,000	5,800,000
16 年	1,100,000	1,600,000	37 年	5,600,000	6,100,000
17 年	1,200,000	1,700,000	38 年	5,900,000	6,400,000
18 年	1,300,000	1,800,000	39 年	6,200,000	6,700,000
19 年	1,400,000	1,900,000	40 年	6,500,000	7,000,000
20 年	1,500,000	2,000,000	41 年以上	6,500,000 ^{円に、勤続年数が 40 年をこえる 1 年ごとに 300,000 円を加算した金額}	7,000,000 ^{円に、勤続年数が 40 年をこえる 1 年ごとに 300,000 円を加算した金額}
21 年	1,700,000	2,200,000			
22 年	1,900,000	2,400,000			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「勤続年数」とは、第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。
- (二) 「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第二号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。
- (三) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考) 退職所得控除額を求めるには、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、所得税法第十条(少額預金等の利子所得の非課税)の改正規定は、同年七月一日から施行する。

(経過規定の原則)

第二条 この附則において別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法(以下「新法」とい

う。)の規定は、昭和四十二年分以後の所得税について適用し、昭和四十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)

第三条 昭和四十二年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十八条第三項第一号(給与所得控除額)	六十八万円	六十七万円
第二十八条第三項第二号	八万円	七万円
第二十八条第三項第三号	六十八万円	六十七万円
第二十八条第三項第四号	八十八万円	八十七万円
第二十八条第三項第五号	二十万円	十九万円
第二十八条第三項第六号	八十八万円	八十七万円
第二十八条第三項第七号	二十二万円	二十一万円
第八十三条第一項(配偶者控除)	十五万円	十四万五千円
第八十四条第一項(扶養控除)	七万円	六万七千五百円
第八十六条第一項(基礎控除)	十五万円	十四万七千五百円
第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税)	百万円以下	百万円未満
第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税)	別表第二	所得税法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第...号)以下「改正法」という。附則別表第一
第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税)	別表第七の附表	改正法附則別表第五の附表
第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税)	別表第七	改正法附則別表第五
第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税)	別表第八	改正法附則別表第六
第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税)	別表第八	改正法附則別表第六

2 昭和四十二年分の課税総所得金額、課税退職所得金額若しくは課税山林所得金額に係る所得税の額又は新法第九十条第一項第一号に掲げる税額は、次の各号に掲げる税額の区分に応じ当

該各号に掲げる税額によるものとする。

一 課税総所得金額又は課税退職所得金額に係る所得税の額 当該課税総所得金額又は課税退職所得金額に応じ附則別表第一に定める税

額

二 課税山林所得金額に係る所得税の額 当該課税山林所得金額に応じ附則別表第二に定める税額

三 新法第九十条第一項第一号に掲げる税額 同号に規定する調整所得金額に応じ附則別表第一に定める税額

(内国法人が支払を受ける賞金に対する所得税の課税に関する経過規定)

第四条 新法第五十条第三項(内国法人の納税義務)、第七十条第一項第四号(内国法人に係る課税所得の範囲)、第七十四条(内国法人に係る所得税の課税標準)、第七十五条(内国法人に係る所得税の税率)、第二百二十二条第三項(内国法人の所得に係る源泉徴収義務)及び第二百三十三条第二項(内国法人の所得に係る源泉徴収税額)(新法第七十四条第五号に掲げる賞金に係る部分に限る。)の規定は、昭和四十三年一月一日以後に支払を受ける当該賞金について適用する。

(法人の解散等の場合に交付される金銭等に関する経過規定)

第五条 新法第九十条第一項第十五号及び第十六号並びに同条第二項第六号及び第七号(非課税所得)並びに第二十五条第一項第三号及び第四号(配当等の額とみなす金額)の規定は、法人税法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第...号)の施行の日以後に解散し又は合併した法人から交付を受ける金銭その他の資産について適用し、同日前に解散し又は合併した法人から交付を受ける金銭その他の資産については、なお従前の例による。

(少額預金等の利子所得の非課税に関する経過規定)

第六条 新法第十條第一項(少額預金等の利子所得の非課税)の規定は、昭和四十二年七月一日以後に支払を受けるべき同項各号に掲げる利子又は収益の分配について適用し、同日前に支払を受けるべき当該利子又は収益の分配については、なお従前の例による。

2 昭和四十二年七月一日前に改正前の所得税法

(以下「旧法」という。)第十條第三項(少額預金等の利子所得の非課税)の規定により提出された同項に規定する非課税貯蓄申告書は、同日以後においては、新法第十條第三項第四号に規定する最高限度額が百万円と記載された同項に規定する非課税貯蓄申告書とみなす。

(青色事業専従者給与に関する経過規定)

第七条 新法第五十七條第一項(同項の親族の範囲に属する部分を除く。)及び第二項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)の規定は、昭和四十三年分以後の所得税について適用し、昭和四十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(小規模事業者の収入及び費用の帰属時期に関する経過規定)

第八条 新法第六十七條の二(小規模事業者の収入及び費用の帰属時期)の規定は、昭和四十三年分以後の所得税について適用する。

(昭和四十二年分の予定納税基準額の計算の特例)

第九条 居住者の昭和四十二年分の所得税については、新法第四十四條第一項(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額(以下「予定納税基準額」という。)は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額の第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和四十一年分の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第四十四條第一項第一号(予定納税額の納付)の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算したところにより、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)第二条(所得税の軽減又は免除)の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。)から、当該各種所得につき源泉徴収

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

をされた又はされるべき所得税の額(一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く)を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税所得金額(昭和四十一年分の所得税について旧法第八十四条第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の選択がされている場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第八十四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下この条において「課税所得金額等」という。)と当該課税所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表第三により求めた率

2 昭和四十一年分の課税所得金額等が二十万円以上である居住者の昭和四十二年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から三万五千円を控除した金額によるものとする。

3 昭和四十一年分の所得税につき旧法第九十七条第一項(計算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における昭和四十二年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和四十二年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

(昭和四十三年分の予定納税基準額の計算の特例)

第十条 居住者の昭和四十三年分の所得税に係る予定納税基準額は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

に係る所得税の額(当該課税所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第四十条第一項第一号(予定納税額の納付)の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算したところにより、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に關する法律第二條(所得税の軽減又は免除の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算したところによる)から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額(一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く)を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税所得金額(昭和四十二年分の所得税について新法第九十条第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の選択がされている場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第四十条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下この条において「課税所得金額等」という。)と当該課税所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表第四により求めた率

2 昭和四十二年分の課税所得金額等が五百万円以上である居住者の昭和四十三年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から三万五千円を控除した金額によるものとする。

3 昭和四十二年分の所得税につき新法第九十七条第一項(計算対象世帯員がある場合の税額)の

規定の適用があつた場合における昭和四十三年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和四十三年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

(昭和四十二年分及び昭和四十三年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例)

第十一条 昭和四十二年において純損失の金額がある場合における新法第四十条第一項(純損失の繰戻しによる還付の請求又は第四十一条第一項(相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求)これらの規定を新法第六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、所得税法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十一号)附則第三条第二項(昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算の特例)の規定(同条第一項の規定により読み替えられた同法による改正後の所得税法第八十四条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定を含む。)を適用して計算した所得税の額による。

2 昭和四十三年において純損失の金額がある場合における新法第四十条第一項又は第四十一条第一項の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、附則第三条第二項(昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定(同条第一項の規定により読み替えられた新法第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定を含む。)を適用して計算した所得税の額による。

(青色申告の承認の取消しに關する経過規定)

第十二条 新法第五十条第一項第二号(青色申告の承認の取消し)(新法第六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事

実が生じた場合については、なお従前の例による。(非居住者に対する所得税の課税標準等に關する経過規定)

第十三条 新法第六十九条第三号(分離課税に係る所得税の課税標準)及び第二百三十三条第一項第一号(非居住者の所得に係る源泉徴収税額)の規定は、昭和四十二年八月一日以後に支払うべきこれらの規定に規定する資金について適用し、同日前に支払うべき当該資金については、なお従前の例による。

(給与所得に係る源泉徴収に關する経過規定)

第十四条 新法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定及び新法別表第四から別表第六までは、施行日以後に支払うべき新法第八十三条第一項(源泉徴収義務)に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。)について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 附則第三条第一項(昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第九十条(年末調整)及び新法第九十一条(過納額の還付)の規定並びに附則別表第五及び同表の附表は、昭和四十二年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

(退職所得に係る源泉徴収に關する経過規定)

第十五条 附則第三条第一項(昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第二百一条(退職所得に係る源泉徴収義務)の規定並びに附則別表第六及び新法別表第八の附表は、昭和四十二年中に支払うべき新法第九十九条(退職所得に係る源泉徴収義務)に規定する退職手当等(以下「退職手当等」という。)で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものに

つては、なお従前の例による。

(報酬、料金等に係る源泉徴収に関する経過規定)

第十六条 新法第四編第四章第一節(報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収)(新法第二百四十一条第四号(源泉徴収義務)に掲げる職業、開業家の報酬、同項第六号に掲げる報酬及び料金並びに同項第八号に掲げる馬主が受ける競馬の賞金に係る部分を除く。)の規定は、昭和四十二年八月一日以後に支払うべき同項の報酬若しくは料金、契約金又は賞金について適用し、同日前に支払うべきこれらの報酬若しくは料金、契約金又は賞金については、なお従前の例による。

2 新法第二百四十一条第四号に掲げる職業、開業家の報酬、同項第六号に掲げる報酬若しくは料金又は同項第八号に掲げる馬主が受ける競馬の賞金に係る新法第四編第四章第一節の規定は、昭和四十三年一月一日以後に支払うべきこれらの報酬若しくは料金又は賞金について適用する。

(源泉徴収に係る所得税の納期の特例に関する経過規定)

第十七条 新法第二百六十六条(源泉徴収に係る所得の納期の特例)の規定は、昭和四十二年七月一日以後に徴収した同条に規定する所得税の額を納付する場合について適用し、同日前に徴収した当該所得税の額については、なお従前の例による。

2 昭和四十二年七月一日前にした旧法第二百六十六条(源泉徴収に係る所得税の納期の特例)の承認で同日において効力を有するもの及び同日前に提出した旧法第二百六十七条第一項(納期の特例)に関する承認の申請等)の申請書は、それぞれ新法第二百六十六条の承認及び新法第二百六十七条第一項(納期の特例)に関する承認の申請等)の

申請書とみなす。

(不徴収税額の支払金額からの控除及び支払請求等に関する経過規定)

第十八条 新法第二百二十二条(不徴収税額の支払金額からの控除及び支払請求等)の規定は、施行日以後に新法第二百二十一条(源泉徴収に係る所得税の徴収)の規定による徴収をされ又は新法第二百二十二条に規定する納付をした場合について適用し、同日前に当該徴収をされ又は当該納付をした場合については、なお従前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第十九条 施行日前に昭和四十二年分の所得税につき旧法第二百七条(年の中途中で出国をする場合の確定申告)(旧法第六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)第二十五条(決定)の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、昭和四十二年八月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をすることができ

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第五十九条第二項(更正又は決定による源泉徴収税額の還付)(新法第六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による還付金につ

て国税通則法第五十八条第一項(還付加算金に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項(充當)の規定による充當(以下「充當」という。)をする日(同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(昭和四十二年三月三十一日までに支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)

第二十条 昭和四十二年中に支払うべき退職手当等で同年三月三十一日までに支払われたものにつき旧法第九十九条から第二百二条まで(退職所得に係る源泉徴収)の規定により徴収された所得税の額が、当該退職手当等につき附則第三條第一項(昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算の特例)の規定により読み替えられた新法第二百二条(退職所得に係る源泉徴収)及び新法第二百二条(退職所得とみなされる退職一時金に係る源泉徴収)の規定を適用した場合における所得税の額をこえるときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めるところにより、同年八月三十一日までに、納税地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額の還付を請求することができる。

2 前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住者の昭和四十二年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収(退職手当等に係る源泉徴収を除く。)及び還付(当該請求に係る還付を除く。)に関する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する附則第三條第一項の規定により読み替えられた新法第二百二条第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職手

当等について旧法第九十九条から第二百二条までの規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日(同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(罰則に関する経過規定)

第二十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる所得税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)

第二十二条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第五号」を「第六号」に改める。

(所得税法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 所得税法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六条を次のように改める。

第六条 附則第七條の見出し中「及び昭和四十二年分」を削り、同条第二項を削る。

附則別表第四を次のように改める。

逕臨逕離逕置 逕器

附則別表第一 昭和42年分の所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
2,000円	2,000円未満	0	0	51,000	52,000	4,400	8.8	137,000	139,000	12,500	9
2,000	3,000	100	8.8	52,000	53,000	4,500	8.8	139,000	141,000	12,700	9
3,000	4,000	200	8.8	53,000	54,000	4,600	8.8	141,000	143,000	12,900	9
4,000	5,000	300	8.8	54,000	55,000	4,700	8.8	143,000	145,000	13,100	9
5,000	6,000	400	8.8	55,000	56,000	4,800	8.8	145,000	147,000	13,300	9
6,000	7,000	500	8.8	56,000	57,000	4,900	8.8	147,000	149,000	13,500	9
7,000	8,000	600	8.8	57,000	58,000	5,000	8.8	149,000	151,000	13,700	9
8,000	9,000	700	8.8	58,000	59,000	5,100	8.8	151,000	153,000	13,900	9
9,000	10,000	700	8.8	59,000	60,000	5,100	8.8	153,000	155,000	14,100	9
10,000	11,000	800	8.8	60,000	61,000	5,200	8.8	155,000	157,000	14,300	9
11,000	12,000	900	8.8	61,000	62,000	5,300	8.8	157,000	159,000	14,500	9
12,000	13,000	1,000	8.8	62,000	63,000	5,400	8.8	159,000	161,000	14,700	9
13,000	14,000	1,100	8.8	63,000	64,000	5,500	8.8	161,000	163,000	14,900	9
14,000	15,000	1,200	8.8	64,000	65,000	5,600	8.8	163,000	165,000	15,100	9
15,000	16,000	1,300	8.8	65,000	67,000	5,700	8.8	165,000	167,000	15,300	9
16,000	17,000	1,400	8.8	67,000	69,000	5,800	8.8	167,000	169,000	15,500	9
17,000	18,000	1,400	8.8	69,000	71,000	6,000	8.8	169,000	171,000	15,700	9
18,000	19,000	1,500	8.8	71,000	73,000	6,200	8.8	171,000	173,000	15,900	9
19,000	20,000	1,600	8.8	73,000	75,000	6,400	8.8	173,000	175,000	16,100	9
20,000	21,000	1,700	8.8	75,000	77,000	6,600	8.8	175,000	177,000	16,300	9
21,000	22,000	1,800	8.8	77,000	79,000	6,700	8.8	177,000	179,000	16,500	9
22,000	23,000	1,900	8.8	79,000	81,000	6,900	8.8	179,000	181,000	16,700	9
23,000	24,000	2,000	8.8	81,000	83,000	7,100	8.8	181,000	183,000	16,900	9
24,000	25,000	2,100	8.8	83,000	85,000	7,300	8.8	183,000	185,000	17,100	9
25,000	26,000	2,200	8.8	85,000	87,000	7,400	8.8	185,000	187,000	17,300	9
26,000	27,000	2,200	8.8	87,000	89,000	7,600	8.8	187,000	189,000	17,500	9
27,000	28,000	2,300	8.8	89,000	91,000	7,800	8.8	189,000	191,000	17,700	9
28,000	29,000	2,400	8.8	91,000	93,000	8,000	8.8	191,000	193,000	17,900	9
29,000	30,000	2,500	8.8	93,000	95,000	8,100	8.8	193,000	195,000	18,100	9
30,000	31,000	2,600	8.8	95,000	97,000	8,300	8.8	195,000	198,000	18,300	9
31,000	32,000	2,700	8.8	97,000	99,000	8,500	8.8	198,000	201,000	18,600	9
32,000	33,000	2,800	8.8	99,000	101,000	8,700	8.8	201,000	204,000	18,900	9
33,000	34,000	2,900	8.8	101,000	103,000	8,900	8.8	204,000	207,000	19,200	9
34,000	35,000	2,900	8.8	103,000	105,000	9,100	8.8	207,000	210,000	19,500	9
35,000	36,000	3,000	8.8	105,000	107,000	9,300	8.8	210,000	213,000	19,800	9
36,000	37,000	3,100	8.8	107,000	109,000	9,500	8.8	213,000	216,000	20,100	9
37,000	38,000	3,200	8.8	109,000	111,000	9,700	8.8	216,000	219,000	20,400	9
38,000	39,000	3,300	8.8	111,000	113,000	9,900	8.8	219,000	222,000	20,700	9
39,000	40,000	3,400	8.8	113,000	115,000	10,100	8.8	222,000	225,000	21,000	9
40,000	41,000	3,500	8.8	115,000	117,000	10,300	8.8	225,000	228,000	21,300	9
41,000	42,000	3,600	8.8	117,000	119,000	10,500	8.8	228,000	231,000	21,600	9
42,000	43,000	3,600	8.8	119,000	121,000	10,700	8.8	231,000	234,000	21,900	9
43,000	44,000	3,700	8.8	121,000	123,000	10,900	9	234,000	237,000	22,200	9
44,000	45,000	3,800	8.8	123,000	125,000	11,100	9	237,000	240,000	22,500	9
45,000	46,000	3,900	8.8	125,000	127,000	11,300	9	240,000	243,000	22,800	9
46,000	47,000	4,000	8.8	127,000	129,000	11,500	9	243,000	246,000	23,100	9
47,000	48,000	4,100	8.8	129,000	131,000	11,700	9	246,000	249,000	23,400	9
48,000	49,000	4,200	8.8	131,000	133,000	11,900	9	249,000	252,000	23,700	9
49,000	50,000	4,300	8.8	133,000	135,000	12,100	9	252,000	255,000	24,000	9
50,000	51,000	4,400	8.8	135,000	137,000	12,300	9	255,000	258,000	24,300	9

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(四)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(四)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(四)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
258,000	261,000	24,600	9	414,000	418,000	45,900	11	614,000	618,000	76,600	12
261,000	264,000	24,900	9	418,000	422,000	46,500	11	618,000	622,000	77,400	12
264,000	267,000	25,200	9	422,000	426,000	47,100	11	622,000	626,000	78,200	12
267,000	270,000	25,500	9	426,000	430,000	47,700	11	626,000	630,000	79,000	12
270,000	273,000	25,800	9	430,000	434,000	48,300	11	630,000	634,000	79,800	12
273,000	276,000	26,100	9	434,000	438,000	48,900	11	634,000	638,000	80,600	12
276,000	279,000	26,400	9	438,000	442,000	49,500	11	638,000	642,000	81,400	12
279,000	282,000	26,700	9	442,000	446,000	50,100	11	642,000	646,000	82,200	12
282,000	285,000	27,000	9	446,000	450,000	50,700	11	646,000	650,000	83,000	12
285,000	288,000	27,300	9	450,000	454,000	51,300	11	650,000	655,000	83,800	12
288,000	291,000	27,600	9	454,000	458,000	51,900	11	655,000	660,000	84,800	12
291,000	294,000	27,900	9	458,000	462,000	52,500	11	660,000	665,000	85,800	13
294,000	297,000	28,200	9	462,000	466,000	53,100	11	665,000	670,000	86,800	13
297,000	300,000	28,500	9	466,000	470,000	53,700	11	670,000	675,000	87,800	13
300,000	303,000	28,800	9	470,000	474,000	54,300	11	675,000	680,000	88,800	13
303,000	306,000	29,200	9	474,000	478,000	54,900	11	680,000	685,000	89,800	13
306,000	309,000	29,700	9	478,000	482,000	55,500	11	685,000	690,000	90,800	13
309,000	312,000	30,100	9	482,000	486,000	56,100	11	690,000	695,000	91,800	13
312,000	315,000	30,600	9	486,000	490,000	56,700	11	695,000	700,000	92,800	13
315,000	318,000	31,000	9	490,000	494,000	57,300	11	700,000	705,000	93,800	13
318,000	321,000	31,500	9	494,000	498,000	57,900	11	705,000	710,000	94,800	13
321,000	324,000	31,900	9	498,000	502,000	58,500	11	710,000	715,000	95,800	13
324,000	327,000	32,400	10	502,000	506,000	59,100	11	715,000	720,000	96,800	13
327,000	330,000	32,800	10	506,000	510,000	59,700	11	720,000	725,000	97,800	13
330,000	333,000	33,300	10	510,000	514,000	60,300	11	725,000	730,000	98,800	13
333,000	336,000	33,700	10	514,000	518,000	60,900	11	730,000	735,000	99,800	13
336,000	339,000	34,200	10	518,000	522,000	61,500	11	735,000	740,000	100,800	13
339,000	342,000	34,600	10	522,000	526,000	62,100	11	740,000	745,000	101,800	13
342,000	345,000	35,100	10	526,000	530,000	62,700	11	745,000	750,000	102,800	13
345,000	348,000	35,500	10	530,000	534,000	63,300	11	750,000	755,000	103,800	13
348,000	351,000	36,000	10	534,000	538,000	63,900	11	755,000	760,000	104,800	13
351,000	354,000	36,400	10	538,000	542,000	64,500	11	760,000	765,000	105,800	13
354,000	357,000	36,900	10	542,000	546,000	65,100	12	765,000	770,000	106,800	13
357,000	360,000	37,300	10	546,000	550,000	65,700	12	770,000	775,000	107,800	14
360,000	363,000	37,800	10	550,000	554,000	66,300	12	775,000	780,000	108,800	14
363,000	366,000	38,200	10	554,000	558,000	66,900	12	780,000	785,000	109,800	14
366,000	369,000	38,700	10	558,000	562,000	67,500	12	785,000	790,000	110,800	14
369,000	372,000	39,100	10	562,000	566,000	68,100	12	790,000	795,000	111,800	14
372,000	375,000	39,600	10	566,000	570,000	68,700	12	795,000	800,000	112,800	14
375,000	378,000	40,000	10	570,000	574,000	69,300	12	800,000	805,000	113,800	14
378,000	381,000	40,500	10	574,000	578,000	69,900	12	805,000	810,000	114,800	14
381,000	384,000	40,900	10	578,000	582,000	70,500	12	810,000	815,000	115,800	14
384,000	387,000	41,400	10	582,000	586,000	71,100	12	815,000	820,000	116,800	14
387,000	390,000	41,800	10	586,000	590,000	71,700	12	820,000	825,000	117,800	14
390,000	394,000	42,300	10	590,000	594,000	72,300	12	825,000	830,000	118,800	14
394,000	398,000	42,900	10	594,000	598,000	72,900	12	830,000	835,000	119,800	14
398,000	402,000	43,500	10	598,000	602,000	73,500	12	835,000	840,000	120,800	14
402,000	406,000	44,100	10	602,000	606,000	74,200	12	840,000	845,000	121,800	14
406,000	410,000	44,700	11	606,000	610,000	75,000	12	845,000	850,000	122,800	14
410,000	414,000	45,300	11	610,000	614,000	75,800	12	850,000	855,000	123,800	14

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円		%	円	円		%
855,000	860,000	124,800	14	1,000,000	1,500,000	(イ)の金額に25%を乗じて算出した金額から96,200円を控除した金額		10,000,000	20,000,000	(イ)の金額に55%を乗じて算出した金額から1,431,200円を控除した金額	
860,000	865,000	125,800	14								
865,000	870,000	126,800	14								
870,000	875,000	127,800	14								
875,000	880,000	128,800	14								
880,000	885,000	129,800	14	1,500,000	2,200,000	(イ)の金額に30%を乗じて算出した金額から171,200円を控除した金額		20,000,000	30,000,000	(イ)の金額に60%を乗じて算出した金額から2,431,200円を控除した金額	
885,000	890,000	130,800	14								
890,000	895,000	131,800	14								
895,000	900,000	132,800	14								
900,000	905,000	133,800	14								
905,000	910,000	134,800	14	2,200,000	3,000,000	(イ)の金額に35%を乗じて算出した金額から281,200円を控除した金額		30,000,000	45,000,000	(イ)の金額に65%を乗じて算出した金額から3,831,200円を控除した金額	
910,000	915,000	135,800	14								
915,000	920,000	136,800	14								
920,000	925,000	137,800	14								
925,000	930,000	138,800	15								
930,000	935,000	139,800	15	3,000,000	4,000,000	(イ)の金額に40%を乗じて算出した金額から431,200円を控除した金額		45,000,000	60,000,000	(イ)の金額に70%を乗じて算出した金額から6,181,200円を控除した金額	
935,000	940,000	140,800	15								
940,000	945,000	141,800	15								
945,000	950,000	142,800	15								
950,000	955,000	143,800	15								
955,000	960,000	144,800	15	4,000,000	6,000,000	(イ)の金額に45%を乗じて算出した金額から631,200円を控除した金額		60,000,000	円以上	(イ)の金額に75%を乗じて算出した金額から9,181,200円を控除した金額	
960,000	965,000	145,800	15								
965,000	970,000	146,800	15								
970,000	975,000	147,800	15								
975,000	980,000	148,800	15								
980,000	985,000	149,800	15	6,000,000	10,000,000	(イ)の金額に50%を乗じて算出した金額から831,200円を控除した金額					
985,000	990,000	150,800	15								
990,000	995,000	151,800	15								
995,000	1,000,000	152,800	15								

(注) この表において「調整所得金額」とは、新法第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 附則第三条第一項(昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第九十条第一項第二号に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(イ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

附則別表第二 昭和42年分の山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
2,000円未満	3,000	0	51,000	52,000	4,400	137,000	139,000	12,000
2,000	3,000	100	52,000	53,000	4,500	139,000	141,000	12,200
3,000	4,000	200	53,000	54,000	4,600	141,000	143,000	12,400
4,000	5,000	300	54,000	55,000	4,700	143,000	145,000	12,500
5,000	6,000	400	55,000	56,000	4,800	145,000	147,000	12,700
6,000	7,000	500	56,000	57,000	4,900	147,000	149,000	12,900
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,000	149,000	151,000	13,100
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,100	151,000	153,000	13,200
9,000	10,000	700	59,000	60,000	5,100	153,000	155,000	13,400
10,000	11,000	800	60,000	61,000	5,200	155,000	157,000	13,600
11,000	12,000	900	61,000	62,000	5,300	157,000	159,000	13,800
12,000	13,000	1,000	62,000	63,000	5,400	159,000	161,000	13,900
13,000	14,000	1,100	63,000	64,000	5,500	161,000	163,000	14,100
14,000	15,000	1,200	64,000	65,000	5,600	163,000	165,000	14,300
15,000	16,000	1,300	65,000	67,000	5,700	165,000	167,000	14,500
16,000	17,000	1,400	67,000	69,000	5,800	167,000	169,000	14,600
17,000	18,000	1,400	69,000	71,000	6,000	169,000	171,000	14,800
18,000	19,000	1,500	71,000	73,000	6,200	171,000	173,000	15,000
19,000	20,000	1,600	73,000	75,000	6,400	173,000	175,000	15,200
20,000	21,000	1,700	75,000	77,000	6,600	175,000	177,000	15,400
21,000	22,000	1,800	77,000	79,000	6,700	177,000	179,000	15,500
22,000	23,000	1,900	79,000	81,000	6,900	179,000	181,000	15,700
23,000	24,000	2,000	81,000	83,000	7,100	181,000	183,000	15,900
24,000	25,000	2,100	83,000	85,000	7,300	183,000	185,000	16,100
25,000	26,000	2,200	85,000	87,000	7,400	185,000	187,000	16,200
26,000	27,000	2,200	87,000	89,000	7,600	187,000	189,000	16,400
27,000	28,000	2,300	89,000	91,000	7,800	189,000	191,000	16,600
28,000	29,000	2,400	91,000	93,000	8,000	191,000	193,000	16,800
29,000	30,000	2,500	93,000	95,000	8,100	193,000	195,000	16,900
30,000	31,000	2,600	95,000	97,000	8,300	195,000	198,000	17,100
31,000	32,000	2,700	97,000	99,000	8,500	198,000	201,000	17,400
32,000	33,000	2,800	99,000	101,000	8,700	201,000	204,000	17,600
33,000	34,000	2,900	101,000	103,000	8,800	204,000	207,000	17,900
34,000	35,000	2,900	103,000	105,000	9,000	207,000	210,000	18,200
35,000	36,000	3,000	105,000	107,000	9,200	210,000	213,000	18,400
36,000	37,000	3,100	107,000	109,000	9,400	213,000	216,000	18,700
37,000	38,000	3,200	109,000	111,000	9,500	216,000	219,000	19,000
38,000	39,000	3,300	111,000	113,000	9,700	219,000	222,000	19,200
39,000	40,000	3,400	113,000	115,000	9,900	222,000	225,000	19,500
40,000	41,000	3,500	115,000	117,000	10,100	225,000	228,000	19,800
41,000	42,000	3,600	117,000	119,000	10,200	228,000	231,000	20,000
42,000	43,000	3,600	119,000	121,000	10,400	231,000	234,000	20,300
43,000	44,000	3,700	121,000	123,000	10,600	234,000	237,000	20,500
44,000	45,000	3,800	123,000	125,000	10,800	237,000	240,000	20,800
45,000	46,000	3,900	125,000	127,000	11,000	240,000	243,000	21,100
46,000	47,000	4,000	127,000	129,000	11,100	243,000	246,000	21,300
47,000	48,000	4,100	129,000	131,000	11,300	246,000	249,000	21,600
48,000	49,000	4,200	131,000	133,000	11,500	249,000	252,000	21,900
49,000	50,000	4,300	133,000	135,000	11,700	252,000	255,000	22,100
50,000	51,000	4,400	135,000	137,000	11,800	255,000	258,000	22,400

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
258,000	261,000	22,700	414,000	418,000	36,400	614,000	618,000	55,400
261,000	264,000	22,900	418,000	422,000	36,700	618,000	622,000	55,800
264,000	267,000	23,200	422,000	426,000	37,100	622,000	626,000	56,200
267,000	270,000	23,400	426,000	430,000	37,400	626,000	630,000	56,600
270,000	273,000	23,700	430,000	434,000	37,800	630,000	634,000	57,000
273,000	276,000	24,000	434,000	438,000	38,100	634,000	638,000	57,400
276,000	279,000	24,200	438,000	442,000	38,500	638,000	642,000	57,800
279,000	282,000	24,500	442,000	446,000	38,800	642,000	646,000	58,200
282,000	285,000	24,800	446,000	450,000	39,200	646,000	650,000	58,600
285,000	288,000	25,000	450,000	454,000	39,600	650,000	655,000	59,000
288,000	291,000	25,300	454,000	458,000	39,900	655,000	660,000	59,500
291,000	294,000	25,600	458,000	462,000	40,300	660,000	665,000	60,000
294,000	297,000	25,800	462,000	466,000	40,600	665,000	670,000	60,500
297,000	300,000	26,100	466,000	470,000	41,000	670,000	675,000	61,000
300,000	303,000	26,400	470,000	474,000	41,300	675,000	680,000	61,500
303,000	306,000	26,600	474,000	478,000	41,700	680,000	685,000	62,000
306,000	309,000	26,900	478,000	482,000	42,000	685,000	690,000	62,500
309,000	312,000	27,100	482,000	486,000	42,400	690,000	695,000	63,000
312,000	315,000	27,400	486,000	490,000	42,700	695,000	700,000	63,500
315,000	318,000	27,700	490,000	494,000	43,100	700,000	705,000	64,000
318,000	321,000	27,900	494,000	498,000	43,400	705,000	710,000	64,500
321,000	324,000	28,200	498,000	502,000	43,800	710,000	715,000	65,000
324,000	327,000	28,500	502,000	506,000	44,200	715,000	720,000	65,500
327,000	330,000	28,700	506,000	510,000	44,600	720,000	725,000	66,000
330,000	333,000	29,000	510,000	514,000	45,000	725,000	730,000	66,500
333,000	336,000	29,300	514,000	518,000	45,400	730,000	735,000	67,000
336,000	339,000	29,500	518,000	522,000	45,800	735,000	740,000	67,500
339,000	342,000	29,800	522,000	526,000	46,200	740,000	745,000	68,000
342,000	345,000	30,000	526,000	530,000	46,600	745,000	750,000	68,500
345,000	348,000	30,300	530,000	534,000	47,000	750,000	755,000	69,000
348,000	351,000	30,600	534,000	538,000	47,400	755,000	760,000	69,500
351,000	354,000	30,800	538,000	542,000	47,800	760,000	765,000	70,000
354,000	357,000	31,100	542,000	546,000	48,200	765,000	770,000	70,500
357,000	360,000	31,400	546,000	550,000	48,600	770,000	775,000	71,000
360,000	363,000	31,600	550,000	554,000	49,000	775,000	780,000	71,500
363,000	366,000	31,900	554,000	558,000	49,400	780,000	785,000	72,000
366,000	369,000	32,200	558,000	562,000	49,800	785,000	790,000	72,500
369,000	372,000	32,400	562,000	566,000	50,200	790,000	795,000	73,000
372,000	375,000	32,700	566,000	570,000	50,600	795,000	800,000	73,500
375,000	378,000	33,000	570,000	574,000	51,000	800,000	805,000	74,000
378,000	381,000	33,200	574,000	578,000	51,400	805,000	810,000	74,500
381,000	384,000	33,500	578,000	582,000	51,800	810,000	815,000	75,000
384,000	387,000	33,700	582,000	586,000	52,200	815,000	820,000	75,500
387,000	390,000	34,000	586,000	590,000	52,600	820,000	825,000	76,000
390,000	394,000	34,300	590,000	594,000	53,000	825,000	830,000	76,500
394,000	398,000	34,600	594,000	598,000	53,400	830,000	835,000	77,000
398,000	402,000	35,000	598,000	602,000	53,800	835,000	840,000	77,500
402,000	406,000	35,300	602,000	606,000	54,200	840,000	845,000	78,000
406,000	410,000	35,700	606,000	610,000	54,600	845,000	850,000	78,500
410,000	414,000	36,000	610,000	614,000	55,000	850,000	855,000	79,000

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

三七二

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 855,000	円 860,000	円 79,500	円 1,500,000	円 3,000,000	課税山林所得金額に15%を乗じて算出した金額から81,000円を控除した金額	円 30,000,000	円 50,000,000	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から4,656,000円を控除した金額
860,000	865,000	80,000						
865,000	870,000	80,500						
870,000	875,000	81,000						
875,000	880,000	81,500						
880,000	885,000	82,000	円 3,000,000	円 5,000,000	課税山林所得金額に20%を乗じて算出した金額から231,000円を控除した金額	円 50,000,000	円 100,000,000	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から7,156,000円を控除した金額
885,000	890,000	82,500						
890,000	895,000	83,000						
895,000	900,000	83,500						
900,000	905,000	84,000						
905,000	910,000	84,500	円 5,000,000	円 7,500,000	課税山林所得金額に25%を乗じて算出した金額から481,000円を控除した金額	円 100,000,000	円 150,000,000	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から12,156,000円を控除した金額
910,000	915,000	85,000						
915,000	920,000	85,500						
920,000	925,000	86,000						
925,000	930,000	86,500						
930,000	935,000	87,000	円 7,500,000	円 11,000,000	課税山林所得金額に30%を乗じて算出した金額から856,000円を控除した金額	円 150,000,000	円 225,000,000	課税山林所得金額に65%を乗じて算出した金額から19,656,000円を控除した金額
935,000	940,000	87,500						
940,000	945,000	88,000						
945,000	950,000	88,500						
950,000	955,000	89,000						
955,000	960,000	89,500	円 11,000,000	円 15,000,000	課税山林所得金額に35%を乗じて算出した金額から1,406,000円を控除した金額	円 225,000,000	円 300,000,000	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から30,906,000円を控除した金額
960,000	965,000	90,000						
965,000	970,000	90,500						
970,000	975,000	91,000						
975,000	980,000	91,500						
980,000	985,000	92,000	円 15,000,000	円 20,000,000	課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から2,156,000円を控除した金額	300,000,000円以上		課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から45,906,000円を控除した金額
985,000	990,000	92,500						
990,000	995,000	93,000						
995,000	1,000,000	93,500						
1,000,000	1,500,000	課税山林所得金額に10%を乗じて算出した金額から6,000円を控除した金額	円 20,000,000	円 30,000,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から3,156,000円を控除した金額			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

族 等 の 数									
4 人		5 人		6 人		7 人		8 人 以 上	
税 総 所 得 金 額 等									
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
219,500	円未満	229,500	円未満	239,500	円未満	249,500	円未満	259,500	円未満
						249,500	270,000	259,500	370,000
				239,500	380,000	270,000	420,000	370,000	450,000
219,500	250,000	229,500	400,000	380,000	440,000	420,000	480,000	450,000	520,000
250,000	420,000	400,000	470,000	440,000	530,000	480,000	710,000	520,000	760,000
420,000	670,000	470,000	740,000	530,000	810,000	710,000	910,000	760,000	1,140,000
670,000	1,120,000	740,000	1,230,000	810,000	1,410,000	910,000	1,690,000	1,140,000	1,790,000
1,120,000	3,120,000	1,230,000	3,320,000	1,410,000	3,520,000	1,690,000	3,720,000	1,790,000	4,150,000
3,120,000	11,730,000	3,320,000	12,730,000	3,520,000	13,730,000	3,720,000	14,730,000	4,150,000	15,730,000
11,730,000	20,000,000	12,730,000	20,000,000	13,730,000	20,000,000	14,730,000	20,000,000	15,730,000	20,000,000

計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

た控除対象配偶者及び旧法第七十八条(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

第一項第一号に掲げる金額から 35,000 円を控除した金額が昭和 42 年分の所得税の予定納税基準額である。

附則別表第三 昭和42年分の所得税の予定納税基準額の算出率の表

昭和41年分の課税総 所得金額等に係る所 得税の額に乘すべき 率	扶 養 親							
	0 人		1 人		2 人		3 人	
	昭 和 41 年 分 の 課							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	172,000円	円未満	189,500円	円未満	199,500円	円未満	209,500円	円未満
60								
65								
70								
75							209,500	370,000
80					199,500	390,000	370,000	460,000
85			189,500	430,000	390,000	700,000	460,000	800,000
90			430,000	1,630,000	700,000	2,250,000	800,000	2,450,000
95	172,000	6,580,000	1,630,000	8,330,000	2,250,000	9,330,000	2,450,000	10,730,000
99	6,580,000	20,000,000	8,330,000	20,000,000	9,330,000	20,000,000	10,730,000	20,000,000

(注)

- (一) この表は、昭和41年分の課税総所得金額等が20,000,000円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (1) 「昭和41年分の課税総所得金額等」とは、附則第九条第一項第二号(昭和四十二年分の予定納税基準額の
- (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和41年分の所得税につき旧法第七十七条(配偶者控除)の規定の適用を受け
- (三) 昭和41年分の課税総所得金額等が20,000,000円以上である者については、この表によらず、附則第九条

族 等 の 数									
4 人		5 人		6 人		7 人		8 人 以 上	
税 総 所 得 金 額 等									
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円 175,000	円未満	円 178,000	円未満	円 180,000	円未満	円 183,000	円未満	円 185,000	円未満
						183,000	220,000	185,000	350,000
175,000	390,000	178,000	440,000	180,000	490,000	220,000	670,000	350,000	720,000
390,000	2,250,000	440,000	2,500,000	490,000	2,750,000	670,000	3,280,000	720,000	3,530,000
2,250,000	5,000,000	2,500,000	5,000,000	2,750,000	5,000,000	3,280,000	5,000,000	3,530,000	5,000,000

計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

一項第一号に掲げる金額から 3,500 円を控除した金額が昭和 43 年分の所得税の予定納税基準額である。

附則別表第四 昭和43年分の所得税の予定納税基準額の算出率の表

昭和42年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘すべき率	扶 養 親							
	0 人		1 人		2 人		3 人	
	昭和42年分の課							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	163,000 ^円	円未満 ^円	168,000 ^円	円未満 ^円	170,000 ^円	円未満 ^円	173,000 ^円	円未満 ^円
85								
90							173,000	340,000
95			168,000	1,060,000	170,000	1,310,000	340,000	1,760,000
99	163,000	5,000,000	1,060,000	5,000,000	1,310,000	5,000,000	1,760,000	5,000,000

(注)

- (一) この表は、昭和42年分の課税総所得金額等が5,000,000円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (1) 「昭和42年分の課税総所得金額等」とは、附則第十条第一項第二号(昭和四十三年分の予定納税基準額の
- (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和42年分の所得税につき附則第三条第一項(昭和四十二年分の所得税の所得控除対象配偶者及び附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条(扶養控除)の規定の適
- (三) 昭和42年分の課税総所得金額等が5,000,000円以上である者については、この表によらず、附則第十条第

附則別表第五 昭和42年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
2,000	円未満	0	51,000	52,000	4,400	137,000	139,000	12,500
2,000	3,000	100	52,000	53,000	4,500	139,000	141,000	12,700
3,000	4,000	200	53,000	54,000	4,600	141,000	143,000	12,900
4,000	5,000	300	54,000	55,000	4,700	143,000	145,000	13,100
5,000	6,000	400	55,000	56,000	4,800	145,000	147,000	13,300
6,000	7,000	500	56,000	57,000	4,900	147,000	149,000	13,500
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,000	149,000	151,000	13,700
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,100	151,000	153,000	13,900
9,000	10,000	700	59,000	60,000	5,100	153,000	155,000	14,100
10,000	11,000	800	60,000	61,000	5,200	155,000	157,000	14,300
11,000	12,000	900	61,000	62,000	5,300	157,000	159,000	14,500
12,000	13,000	1,000	62,000	63,000	5,400	159,000	161,000	14,700
13,000	14,000	1,100	63,000	64,000	5,500	161,000	163,000	14,900
14,000	15,000	1,200	64,000	65,000	5,600	163,000	165,000	15,100
15,000	16,000	1,300	65,000	67,000	5,700	165,000	167,000	15,300
16,000	17,000	1,400	67,000	69,000	5,800	167,000	169,000	15,500
17,000	18,000	1,400	69,000	71,000	6,000	169,000	171,000	15,700
18,000	19,000	1,500	71,000	73,000	6,200	171,000	173,000	15,900
19,000	20,000	1,600	73,000	75,000	6,400	173,000	175,000	16,100
20,000	21,000	1,700	75,000	77,000	6,600	175,000	177,000	16,300
21,000	22,000	1,800	77,000	79,000	6,700	177,000	179,000	16,500
22,000	23,000	1,900	79,000	81,000	6,900	179,000	181,000	16,700
23,000	24,000	2,000	81,000	83,000	7,100	181,000	183,000	16,900
24,000	25,000	2,100	83,000	85,000	7,300	183,000	185,000	17,100
25,000	26,000	2,200	85,000	87,000	7,400	185,000	187,000	17,300
26,000	27,000	2,200	87,000	89,000	7,600	187,000	189,000	17,500
27,000	28,000	2,300	89,000	91,000	7,800	189,000	191,000	17,700
28,000	29,000	2,400	91,000	93,000	8,000	191,000	193,000	17,900
29,000	30,000	2,500	93,000	95,000	8,100	193,000	195,000	18,100
30,000	31,000	2,600	95,000	97,000	8,300	195,000	198,000	18,300
31,000	32,000	2,700	97,000	99,000	8,500	198,000	201,000	18,600
32,000	33,000	2,800	99,000	101,000	8,700	201,000	204,000	18,900
33,000	34,000	2,900	101,000	103,000	8,900	204,000	207,000	19,200
34,000	35,000	2,900	103,000	105,000	9,100	207,000	210,000	19,500
35,000	36,000	3,000	105,000	107,000	9,300	210,000	213,000	19,800
36,000	37,000	3,100	107,000	109,000	9,500	213,000	216,000	20,100
37,000	38,000	3,200	109,000	111,000	9,700	216,000	219,000	20,400
38,000	39,000	3,300	111,000	113,000	9,900	219,000	222,000	20,700
39,000	40,000	3,400	113,000	115,000	10,100	222,000	225,000	21,000
40,000	41,000	3,500	115,000	117,000	10,300	225,000	228,000	21,300
41,000	42,000	3,600	117,000	119,000	10,500	228,000	231,000	21,600
42,000	43,000	3,600	119,000	121,000	10,700	231,000	234,000	21,900
43,000	44,000	3,700	121,000	123,000	10,900	234,000	237,000	22,200
44,000	45,000	3,800	123,000	125,000	11,100	237,000	240,000	22,500
45,000	46,000	3,900	125,000	127,000	11,300	240,000	243,000	22,800
46,000	47,000	4,000	127,000	129,000	11,500	243,000	246,000	23,100
47,000	48,000	4,100	129,000	131,000	11,700	246,000	249,000	23,400
48,000	49,000	4,200	131,000	133,000	11,900	249,000	252,000	23,700
49,000	50,000	4,300	133,000	135,000	12,100	252,000	255,000	24,000
50,000	51,000	4,400	135,000	137,000	12,300	255,000	258,000	24,300

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	24,600	414,000	418,000	45,900	614,000	618,000	76,600
261,000	264,000	24,900	418,000	422,000	46,500	618,000	622,000	77,400
264,000	267,000	25,200	422,000	426,000	47,100	622,000	626,000	78,200
267,000	270,000	25,500	426,000	430,000	47,700	626,000	630,000	79,000
270,000	273,000	25,800	430,000	434,000	48,300	630,000	634,000	79,800
273,000	276,000	26,100	434,000	438,000	48,900	634,000	638,000	80,600
276,000	279,000	26,400	438,000	442,000	49,500	638,000	642,000	81,400
279,000	282,000	26,700	442,000	446,000	50,100	642,000	646,000	82,200
282,000	285,000	27,000	446,000	450,000	50,700	646,000	650,000	83,000
285,000	288,000	27,300	450,000	454,000	51,300	650,000	655,000	83,800
288,000	291,000	27,600	454,000	458,000	51,900	655,000	660,000	84,800
291,000	294,000	27,900	458,000	462,000	52,500	660,000	665,000	85,800
294,000	297,000	28,200	462,000	466,000	53,100	665,000	670,000	86,800
297,000	300,000	28,500	466,000	470,000	53,700	670,000	675,000	87,800
300,000	303,000	28,800	470,000	474,000	54,300	675,000	680,000	88,800
303,000	306,000	29,200	474,000	478,000	54,900	680,000	685,000	89,800
306,000	309,000	29,700	478,000	482,000	55,500	685,000	690,000	90,800
309,000	312,000	30,100	482,000	486,000	56,100	690,000	695,000	91,800
312,000	315,000	30,600	486,000	490,000	56,700	695,000	700,000	92,800
315,000	318,000	31,000	490,000	494,000	57,300	700,000	705,000	93,800
318,000	321,000	31,500	494,000	498,000	57,900	705,000	710,000	94,800
321,000	324,000	31,900	498,000	502,000	58,500	710,000	715,000	95,800
324,000	327,000	32,400	502,000	506,000	59,100	715,000	720,000	96,800
327,000	330,000	32,800	506,000	510,000	59,700	720,000	725,000	97,800
330,000	333,000	33,300	510,000	514,000	60,300	725,000	730,000	98,800
333,000	336,000	33,700	514,000	518,000	60,900	730,000	735,000	99,800
336,000	339,000	34,200	518,000	522,000	61,500	735,000	740,000	100,800
339,000	342,000	34,600	522,000	526,000	62,100	740,000	745,000	101,800
342,000	345,000	35,100	526,000	530,000	62,700	745,000	750,000	102,800
345,000	348,000	35,500	530,000	534,000	63,300	750,000	755,000	103,800
348,000	351,000	36,000	534,000	538,000	63,900	755,000	760,000	104,800
351,000	354,000	36,400	538,000	542,000	64,500	760,000	765,000	105,800
354,000	357,000	36,900	542,000	546,000	65,100	765,000	770,000	106,800
357,000	360,000	37,300	546,000	550,000	65,700	770,000	775,000	107,800
360,000	363,000	37,800	550,000	554,000	66,300	775,000	780,000	108,800
363,000	366,000	38,200	554,000	558,000	66,900	780,000	785,000	109,800
366,000	369,000	38,700	558,000	562,000	67,500	785,000	790,000	110,800
369,000	372,000	39,100	562,000	566,000	68,100	790,000	795,000	111,800
372,000	375,000	39,600	566,000	570,000	68,700	795,000	800,000	112,800
375,000	378,000	40,000	570,000	574,000	69,300	800,000	805,000	113,800
378,000	381,000	40,500	574,000	578,000	69,900	805,000	810,000	114,800
381,000	384,000	40,900	578,000	582,000	70,500	810,000	815,000	115,800
384,000	387,000	41,400	582,000	586,000	71,100	815,000	820,000	116,800
387,000	390,000	41,800	586,000	590,000	71,700	820,000	825,000	117,800
390,000	394,000	42,300	590,000	594,000	72,300	825,000	830,000	118,800
394,000	398,000	42,900	594,000	598,000	72,900	830,000	835,000	119,800
398,000	402,000	43,500	598,000	602,000	73,500	835,000	840,000	120,800
402,000	406,000	44,100	602,000	606,000	74,200	840,000	845,000	121,800
406,000	410,000	44,700	606,000	610,000	75,000	845,000	850,000	122,800
410,000	414,000	45,300	610,000	614,000	75,800	850,000	855,000	123,800

(三)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 855,000	円 860,000	円 124,800	円 955,000	円 960,000	円 144,800	円 2,200,000	円 3,000,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から281,200円を控除した金額
860,000	865,000	125,800	960,000	965,000	145,800			
865,000	870,000	126,800	965,000	970,000	146,800			
870,000	875,000	127,800	970,000	975,000	147,800			
875,000	880,000	128,800	975,000	980,000	148,800			
880,000	885,000	129,800	980,000	985,000	149,800	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から431,200円を控除した金額
885,000	890,000	130,800	985,000	990,000	150,800			
890,000	895,000	131,800	990,000	995,000	151,800			
895,000	900,000	132,800	995,000	1,000,000	152,800			
900,000	905,000	133,800						
905,000	910,000	134,800	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から96,200円を控除した金額	4,000,000	4,642,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から631,200円を控除した金額
910,000	915,000	135,800						
915,000	920,000	136,800						
920,000	925,000	137,800						
925,000	930,000	138,800						
930,000	935,000	139,800	1,500,000	2,200,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から171,200円を控除した金額	4,642,000円		1,457,700円
935,000	940,000	140,800						
940,000	945,000	141,800						
945,000	950,000	142,800						
950,000	955,000	143,800						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、附則第三条第一項(昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。
- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(新法第七十六条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (ロ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 37,500円
 - (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(新法第七十七条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円)
 - (ロ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)
 - (ハ) その損害保険料の金額のうちに新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものがある場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が新法第二条第一項第三十一号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、新法第九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当することに 70,000 円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者 1 人につき 70,000 円を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。

(三) 次に、(一)及び(二)により求めた金額から、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、

(イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項(扶養控除)の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者が不在の場合において、

(イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、

(a) (b)に該当するときを除くほか、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、

(b) 当該申告書に新法第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載がないときは、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、

それぞれその残額を求める。

(四) (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

(五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が 1,000,000 円以上の居住者のその残額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則別表第五の附表

(一)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
256,875	円未満	149,500	円未満	300,000	301,000	184,000	345,000	346,000
256,875	257,000	149,500	301,000	302,000	184,800	346,000	347,000	220,000
257,000	258,000	149,600	302,000	303,000	185,600	347,000	348,000	220,800
258,000	259,000	150,400	303,000	304,000	186,400	348,000	349,000	221,600
259,000	260,000	151,200	304,000	305,000	187,200	349,000	350,000	222,400
								223,200
260,000	261,000	152,000	305,000	306,000	188,000	350,000	351,000	224,000
261,000	262,000	152,800	306,000	307,000	188,800	351,000	352,000	224,800
262,000	263,000	153,600	307,000	308,000	189,600	352,000	353,000	225,600
263,000	264,000	154,400	308,000	309,000	190,400	353,000	354,000	226,400
264,000	265,000	155,200	309,000	310,000	191,200	354,000	355,000	227,200
265,000	266,000	156,000	310,000	311,000	192,000	355,000	356,000	228,000
266,000	267,000	156,800	311,000	312,000	192,800	356,000	357,000	228,800
267,000	268,000	157,600	312,000	313,000	193,600	357,000	358,000	229,600
268,000	269,000	158,400	313,000	314,000	194,400	358,000	359,000	230,400
269,000	270,000	159,200	314,000	315,000	195,200	359,000	360,000	231,200
270,000	271,000	160,000	315,000	316,000	196,000	360,000	361,000	232,000
271,000	272,000	160,800	316,000	317,000	196,800	361,000	362,000	232,800
272,000	273,000	161,600	317,000	318,000	197,600	362,000	363,000	233,600
273,000	274,000	162,400	318,000	319,000	198,400	363,000	364,000	234,400
274,000	275,000	163,200	319,000	320,000	199,200	364,000	365,000	235,200
275,000	276,000	164,000	320,000	321,000	200,000	365,000	366,000	236,000
276,000	277,000	164,800	321,000	322,000	200,800	366,000	367,000	236,800
277,000	278,000	165,600	322,000	323,000	201,600	367,000	368,000	237,600
278,000	279,000	166,400	323,000	324,000	202,400	368,000	369,000	238,400
279,000	280,000	167,200	324,000	325,000	203,200	369,000	370,000	239,200
280,000	281,000	168,000	325,000	326,000	204,000	370,000	371,000	240,000
281,000	282,000	168,800	326,000	327,000	204,800	371,000	372,000	240,800
282,000	283,000	169,600	327,000	328,000	205,600	372,000	373,000	241,600
283,000	284,000	170,400	328,000	329,000	206,400	373,000	374,000	242,400
284,000	285,000	171,200	329,000	330,000	207,200	374,000	375,000	243,200
285,000	286,000	172,000	330,000	331,000	208,000	375,000	376,000	244,000
286,000	287,000	172,800	331,000	332,000	208,800	376,000	377,000	244,800
287,000	288,000	173,600	332,000	333,000	209,600	377,000	378,000	245,600
288,000	289,000	174,400	333,000	334,000	210,400	378,000	379,000	246,400
289,000	290,000	175,200	334,000	335,000	211,200	379,000	380,000	247,200
290,000	291,000	176,000	335,000	336,000	212,000	380,000	381,000	248,000
291,000	292,000	176,800	336,000	337,000	212,800	381,000	382,000	248,800
292,000	293,000	177,600	337,000	338,000	213,600	382,000	383,000	249,600
293,000	294,000	178,400	338,000	339,000	214,400	383,000	384,000	250,400
294,000	295,000	179,200	339,000	340,000	215,200	384,000	385,000	251,200
295,000	296,000	180,000	340,000	341,000	216,000	385,000	386,000	252,000
296,000	297,000	180,800	341,000	342,000	216,800	386,000	387,000	252,800
297,000	298,000	181,600	342,000	343,000	217,600	387,000	388,000	253,600
298,000	299,000	182,400	343,000	344,000	218,400	388,000	389,000	254,400
299,000	300,000	183,200	344,000	345,000	219,200	389,000	390,000	255,200

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

給 与 等 の 金 額			給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額			給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額			給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
390,000	391,000	256,000	435,000	436,000	292,000	520,000	522,000	360,000			
391,000	392,000	256,800	436,000	437,000	292,800	522,000	524,000	361,600			
392,000	393,000	257,600	437,000	438,000	293,600	524,000	526,000	363,200			
393,000	394,000	258,400	438,000	439,000	294,400	526,000	528,000	364,800			
394,000	395,000	259,200	439,000	440,000	295,200	528,000	530,000	366,400			
395,000	396,000	260,000	440,000	442,000	296,000	530,000	532,000	368,000			
396,000	397,000	260,800	442,000	444,000	297,600	532,000	534,000	369,600			
397,000	398,000	261,600	444,000	446,000	299,200	534,000	536,000	371,200			
398,000	399,000	262,400	446,000	448,000	300,800	536,000	538,000	372,800			
399,000	400,000	263,200	448,000	450,000	302,400	538,000	540,000	374,400			
400,000	401,000	264,000	450,000	452,000	304,000	540,000	542,000	376,000			
401,000	402,000	264,800	452,000	454,000	305,600	542,000	544,000	377,600			
402,000	403,000	265,600	454,000	456,000	307,200	544,000	546,000	379,200			
403,000	404,000	266,400	456,000	458,000	308,800	546,000	548,000	380,800			
404,000	405,000	267,200	458,000	460,000	310,400	548,000	550,000	382,400			
405,000	406,000	268,000	460,000	462,000	312,000	550,000	552,000	384,000			
406,000	407,000	268,800	462,000	464,000	313,600	552,000	554,000	385,600			
407,000	408,000	269,600	464,000	466,000	315,200	554,000	556,000	387,200			
408,000	409,000	270,400	466,000	468,000	316,800	556,000	558,000	388,800			
409,000	410,000	271,200	468,000	470,000	318,400	558,000	560,000	390,400			
410,000	411,000	272,000	470,000	472,000	320,000	560,000	562,000	392,000			
411,000	412,000	272,800	472,000	474,000	321,600	562,000	564,000	393,600			
412,000	413,000	273,600	474,000	476,000	323,200	564,000	566,000	395,200			
413,000	414,000	274,400	476,000	478,000	324,800	566,000	568,000	396,800			
414,000	415,000	275,200	478,000	480,000	326,400	568,000	570,000	398,400			
415,000	416,000	276,000	480,000	482,000	328,000	570,000	572,000	400,000			
416,000	417,000	276,800	482,000	484,000	329,600	572,000	574,000	401,600			
417,000	418,000	277,600	484,000	486,000	331,200	574,000	576,000	403,200			
418,000	419,000	278,400	486,000	488,000	332,800	576,000	578,000	404,800			
419,000	420,000	279,200	488,000	490,000	334,400	578,000	580,000	406,400			
420,000	421,000	280,000	490,000	492,000	336,000	580,000	582,000	408,000			
421,000	422,000	280,800	492,000	494,000	337,600	582,000	584,000	409,600			
422,000	423,000	281,600	494,000	496,000	339,200	584,000	586,000	411,200			
423,000	424,000	282,400	496,000	498,000	340,800	586,000	588,000	412,800			
424,000	425,000	283,200	498,000	500,000	342,400	588,000	590,000	414,400			
425,000	426,000	284,000	500,000	502,000	344,000	590,000	592,000	416,000			
426,000	427,000	284,800	502,000	504,000	345,600	592,000	594,000	417,600			
427,000	428,000	285,600	504,000	506,000	347,200	594,000	596,000	419,200			
428,000	429,000	286,400	506,000	508,000	348,800	596,000	598,000	420,800			
429,000	430,000	287,200	508,000	510,000	350,400	598,000	600,000	422,400			
430,000	431,000	288,000	510,000	512,000	352,000	600,000	602,000	424,000			
431,000	432,000	288,800	512,000	514,000	353,600	602,000	604,000	425,600			
432,000	433,000	289,600	514,000	516,000	355,200	604,000	606,000	427,200			
433,000	434,000	290,400	516,000	518,000	356,800	606,000	608,000	428,800			
434,000	435,000	291,200	518,000	520,000	358,400	608,000	610,000	430,400			

(三)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
610,000	612,000	432,000	700,000	702,000	507,000	790,000	792,000	588,000
612,000	614,000	433,600	702,000	704,000	508,800	792,000	794,000	589,800
614,000	616,000	435,200	704,000	706,000	510,600	794,000	796,000	591,600
616,000	618,000	436,800	706,000	708,000	512,400	796,000	798,000	593,400
618,000	620,000	438,400	708,000	710,000	514,200	798,000	800,000	595,200
620,000	622,000	440,000	710,000	712,000	516,000	800,000	802,000	597,000
622,000	624,000	441,600	712,000	714,000	517,800	802,000	804,000	598,800
624,000	626,000	443,200	714,000	716,000	519,600	804,000	806,000	600,600
626,000	628,000	444,800	716,000	718,000	521,400	806,000	808,000	602,400
628,000	630,000	446,400	718,000	720,000	523,200	808,000	810,000	604,200
630,000	632,000	448,000	720,000	722,000	525,000	810,000	812,000	606,000
632,000	634,000	449,600	722,000	724,000	526,800	812,000	814,000	607,800
634,000	636,000	451,200	724,000	726,000	528,600	814,000	816,000	609,600
636,000	638,000	452,800	726,000	728,000	530,400	816,000	818,000	611,400
638,000	640,000	454,400	728,000	730,000	532,200	818,000	820,000	613,200
640,000	642,000	456,000	730,000	732,000	534,000	820,000	822,000	615,000
642,000	644,000	457,600	732,000	734,000	535,800	822,000	824,000	616,800
644,000	646,000	459,200	734,000	736,000	537,600	824,000	826,000	618,600
646,000	648,000	460,800	736,000	738,000	539,400	826,000	828,000	620,400
648,000	650,000	462,400	738,000	740,000	541,200	828,000	830,000	622,200
650,000	652,000	464,000	740,000	742,000	543,000	830,000	832,000	624,000
652,000	654,000	465,600	742,000	744,000	544,800	832,000	834,000	625,800
654,000	656,000	467,200	744,000	746,000	546,600	834,000	836,000	627,600
656,000	658,000	468,800	746,000	748,000	548,400	836,000	838,000	629,400
658,000	660,000	470,400	748,000	750,000	550,200	838,000	840,000	631,200
660,000	662,000	472,000	750,000	752,000	552,000	840,000	842,000	633,000
662,000	664,000	473,600	752,000	754,000	553,800	842,000	844,000	634,800
664,000	666,000	475,200	754,000	756,000	555,600	844,000	846,000	636,600
666,000	668,000	476,800	756,000	758,000	557,400	846,000	848,000	638,400
668,000	670,000	478,400	758,000	760,000	559,200	848,000	850,000	640,200
670,000	672,000	480,000	760,000	762,000	561,000	850,000	852,000	642,000
672,000	674,000	481,600	762,000	764,000	562,800	852,000	854,000	643,800
674,000	676,000	483,200	764,000	766,000	564,600	854,000	856,000	645,600
676,000	678,000	485,400	766,000	768,000	566,400	856,000	858,000	647,400
678,000	680,000	487,200	768,000	770,000	568,200	858,000	860,000	649,200
680,000	682,000	489,000	770,000	772,000	570,000	860,000	862,000	651,000
682,000	684,000	490,800	772,000	774,000	571,800	862,000	864,000	652,800
684,000	686,000	492,600	774,000	776,000	573,600	864,000	866,000	654,600
686,000	688,000	494,400	776,000	778,000	575,400	866,000	868,000	656,400
688,000	690,000	496,200	778,000	780,000	577,200	868,000	870,000	658,200
690,000	692,000	498,000	780,000	782,000	579,000	870,000円以上		給与等の金額 から210,000 円を控除した 金額
692,000	694,000	499,800	782,000	784,000	580,800			
694,000	696,000	501,600	784,000	786,000	582,600			
696,000	698,000	503,400	786,000	788,000	584,400			
698,000	700,000	505,200	788,000	790,000	586,200			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

附則別表第六 昭和42年分の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額			税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額			税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,000	円未満	6,000	0	102,000	104,000	4,400	274,000	278,000	12,500		
4,000		6,000	100	104,000	106,000	4,500	278,000	282,000	12,700		
6,000		8,000	200	106,000	108,000	4,600	282,000	286,000	12,900		
8,000		10,000	300	108,000	110,000	4,700	286,000	290,000	13,100		
10,000		12,000	400	110,000	112,000	4,800	290,000	294,000	13,300		
12,000		14,000	500	112,000	114,000	4,900	294,000	298,000	13,500		
14,000		16,000	600	114,000	116,000	5,000	298,000	302,000	13,700		
16,000		18,000	700	116,000	118,000	5,100	302,000	306,000	13,900		
18,000		20,000	700	118,000	120,000	5,100	306,000	310,000	14,100		
20,000		22,000	800	120,000	122,000	5,200	310,000	314,000	14,300		
22,000		24,000	900	122,000	124,000	5,300	314,000	318,000	14,500		
24,000		26,000	1,000	124,000	126,000	5,400	318,000	322,000	14,700		
26,000		28,000	1,100	126,000	128,000	5,500	322,000	326,000	14,900		
28,000		30,000	1,200	128,000	130,000	5,600	326,000	330,000	15,100		
30,000		32,000	1,300	130,000	134,000	5,700	330,000	334,000	15,300		
32,000		34,000	1,400	134,000	138,000	5,800	334,000	338,000	15,500		
34,000		36,000	1,400	138,000	142,000	6,000	338,000	342,000	15,700		
36,000		38,000	1,500	142,000	146,000	6,200	342,000	346,000	15,900		
38,000		40,000	1,600	146,000	150,000	6,400	346,000	350,000	16,100		
40,000		42,000	1,700	150,000	154,000	6,600	350,000	354,000	16,300		
42,000		44,000	1,800	154,000	158,000	6,700	354,000	358,000	16,500		
44,000		46,000	1,900	158,000	162,000	6,900	358,000	362,000	16,700		
46,000		48,000	2,000	162,000	166,000	7,100	362,000	366,000	16,900		
48,000		50,000	2,100	166,000	170,000	7,300	366,000	370,000	17,100		
50,000		52,000	2,200	170,000	174,000	7,400	370,000	374,000	17,300		
52,000		54,000	2,200	174,000	178,000	7,600	374,000	378,000	17,500		
54,000		56,000	2,300	178,000	182,000	7,800	378,000	382,000	17,700		
56,000		58,000	2,400	182,000	186,000	8,000	382,000	386,000	17,900		
58,000		60,000	2,500	186,000	190,000	8,100	386,000	390,000	18,100		
60,000		62,000	2,600	190,000	194,000	8,300	390,000	396,000	18,300		
62,000		64,000	2,700	194,000	198,000	8,500	396,000	402,000	18,600		
64,000		66,000	2,800	198,000	202,000	8,700	402,000	408,000	18,900		
66,000		68,000	2,900	202,000	206,000	8,900	408,000	414,000	19,200		
68,000		70,000	2,900	206,000	210,000	9,100	414,000	420,000	19,500		
70,000		72,000	3,000	210,000	214,000	9,300	420,000	426,000	19,800		
72,000		74,000	3,100	214,000	218,000	9,500	426,000	432,000	20,100		
74,000		76,000	3,200	218,000	222,000	9,700	432,000	438,000	20,400		
76,000		78,000	3,300	222,000	226,000	9,900	438,000	444,000	20,700		
78,000		80,000	3,400	226,000	230,000	10,100	444,000	450,000	21,000		
80,000		82,000	3,500	230,000	234,000	10,300	450,000	456,000	21,300		
82,000		84,000	3,600	234,000	238,000	10,500	456,000	462,000	21,600		
84,000		86,000	3,600	238,000	242,000	10,700	462,000	468,000	21,900		
86,000		88,000	3,700	242,000	246,000	10,900	468,000	474,000	22,200		
88,000		90,000	3,800	246,000	250,000	11,100	474,000	480,000	22,500		
90,000		92,000	3,900	250,000	254,000	11,300	480,000	486,000	22,800		
92,000		94,000	4,000	254,000	258,000	11,500	486,000	492,000	23,100		
94,000		96,000	4,100	258,000	262,000	11,700	492,000	498,000	23,400		
96,000		98,000	4,200	262,000	266,000	11,900	498,000	504,000	23,700		
98,000		100,000	4,300	266,000	270,000	12,100	504,000	510,000	24,000		
100,000		102,000	4,400	270,000	274,000	12,300	510,000	516,000	24,300		

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
516,000	522,000	24,600	828,000	836,000	45,900	1,228,000	1,236,000	76,600
522,000	528,000	24,900	836,000	844,000	46,500	1,236,000	1,244,000	77,400
528,000	534,000	25,200	844,000	852,000	47,100	1,244,000	1,252,000	78,200
534,000	540,000	25,500	852,000	860,000	47,700	1,252,000	1,260,000	79,000
540,000	546,000	25,800	860,000	868,000	48,300	1,260,000	1,268,000	79,800
546,000	552,000	26,100	868,000	876,000	48,900	1,268,000	1,276,000	80,600
552,000	558,000	26,400	876,000	884,000	49,500	1,276,000	1,284,000	81,400
558,000	564,000	26,700	884,000	892,000	50,100	1,284,000	1,292,000	82,200
564,000	570,000	27,000	892,000	900,000	50,700	1,292,000	1,300,000	83,000
570,000	576,000	27,300	900,000	908,000	51,300	1,300,000	1,310,000	83,800
576,000	582,000	27,600	908,000	916,000	51,900	1,310,000	1,320,000	84,800
582,000	588,000	27,900	916,000	924,000	52,500	1,320,000	1,330,000	85,800
588,000	594,000	28,200	924,000	932,000	53,100	1,330,000	1,340,000	86,800
594,000	600,000	28,500	932,000	940,000	53,700	1,340,000	1,350,000	87,800
600,000	606,000	28,800	940,000	948,000	54,300	1,350,000	1,360,000	88,800
606,000	612,000	29,200	948,000	956,000	54,900	1,360,000	1,370,000	89,800
612,000	618,000	29,700	956,000	964,000	55,500	1,370,000	1,380,000	90,800
618,000	624,000	30,100	964,000	972,000	56,100	1,380,000	1,390,000	91,800
624,000	630,000	30,600	972,000	980,000	56,700	1,390,000	1,400,000	92,800
630,000	636,000	31,000	980,000	988,000	57,300	1,400,000	1,410,000	93,800
636,000	642,000	31,500	988,000	996,000	57,900	1,410,000	1,420,000	94,800
642,000	648,000	31,900	996,000	1,004,000	58,500	1,420,000	1,430,000	95,800
648,000	654,000	32,400	1,004,000	1,012,000	59,100	1,430,000	1,440,000	96,800
654,000	660,000	32,800	1,012,000	1,020,000	59,700	1,440,000	1,450,000	97,800
660,000	666,000	33,300	1,020,000	1,028,000	60,300	1,450,000	1,460,000	98,800
666,000	672,000	33,700	1,028,000	1,036,000	60,900	1,460,000	1,470,000	99,800
672,000	678,000	34,200	1,036,000	1,044,000	61,500	1,470,000	1,480,000	100,800
678,000	684,000	34,600	1,044,000	1,052,000	62,100	1,480,000	1,490,000	101,800
684,000	690,000	35,100	1,052,000	1,060,000	62,700	1,490,000	1,500,000	102,800
690,000	696,000	35,500	1,060,000	1,068,000	63,300	1,500,000	1,510,000	103,800
696,000	702,000	36,000	1,068,000	1,076,000	63,900	1,510,000	1,520,000	104,800
702,000	708,000	36,400	1,076,000	1,084,000	64,500	1,520,000	1,530,000	105,800
708,000	714,000	36,900	1,084,000	1,092,000	65,100	1,530,000	1,540,000	106,800
714,000	720,000	37,300	1,092,000	1,100,000	65,700	1,540,000	1,550,000	107,800
720,000	726,000	37,800	1,100,000	1,108,000	66,300	1,550,000	1,560,000	108,800
726,000	732,000	38,200	1,108,000	1,116,000	66,900	1,560,000	1,570,000	109,800
732,000	738,000	38,700	1,116,000	1,124,000	67,500	1,570,000	1,580,000	110,800
738,000	744,000	39,100	1,124,000	1,132,000	68,100	1,580,000	1,590,000	111,800
744,000	750,000	39,600	1,132,000	1,140,000	68,700	1,590,000	1,600,000	112,800
750,000	756,000	40,000	1,140,000	1,148,000	69,300	1,600,000	1,610,000	113,800
756,000	762,000	40,500	1,148,000	1,156,000	69,900	1,610,000	1,620,000	114,800
762,000	768,000	40,900	1,156,000	1,164,000	70,500	1,620,000	1,630,000	115,800
768,000	774,000	41,400	1,164,000	1,172,000	71,100	1,630,000	1,640,000	116,800
774,000	780,000	41,800	1,172,000	1,180,000	71,700	1,640,000	1,650,000	117,800
780,000	788,000	42,300	1,180,000	1,188,000	72,300	1,650,000	1,660,000	118,800
788,000	796,000	42,900	1,188,000	1,196,000	72,900	1,660,000	1,670,000	119,800
796,000	804,000	43,500	1,196,000	1,204,000	73,500	1,670,000	1,680,000	120,800
804,000	812,000	44,100	1,204,000	1,212,000	74,200	1,680,000	1,690,000	121,800
812,000	820,000	44,700	1,212,000	1,220,000	75,000	1,690,000	1,700,000	122,800
820,000	828,000	45,300	1,220,000	1,228,000	75,800	1,700,000	1,710,000	123,800

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 1,710,000	円 1,720,000	円 124,800	円 2,000,000	円 3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から96,200円を控除した金額	円 20,000,000	円 40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,431,200円を控除した金額
1,720,000	1,730,000	125,800						
1,730,000	1,740,000	126,800						
1,740,000	1,750,000	127,800						
1,750,000	1,760,000	128,800						
1,760,000	1,770,000	129,800	円 3,000,000	円 4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から171,200円を控除した金額	円 40,000,000	円 60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,431,200円を控除した金額
1,770,000	1,780,000	130,800						
1,780,000	1,790,000	131,800						
1,790,000	1,800,000	132,800						
1,800,000	1,810,000	133,800						
1,810,000	1,820,000	134,800	円 4,400,000	円 6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から281,200円を控除した金額	円 60,000,000	円 90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,931,200円を控除した金額
1,820,000	1,830,000	135,800						
1,830,000	1,840,000	136,800						
1,840,000	1,850,000	137,800						
1,850,000	1,860,000	138,800						
1,860,000	1,870,000	139,800	円 6,000,000	円 8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から431,200円を控除した金額	円 90,000,000	円 120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,181,200円を控除した金額
1,870,000	1,880,000	140,800						
1,880,000	1,890,000	141,800						
1,890,000	1,900,000	142,800						
1,900,000	1,910,000	143,800						
1,910,000	1,920,000	144,800	円 8,000,000	円 12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から631,200円を控除した金額	120,000,000 円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,181,200円を控除した金額
1,920,000	1,930,000	145,800						
1,930,000	1,940,000	146,800						
1,940,000	1,950,000	147,800						
1,950,000	1,960,000	148,800						
1,960,000	1,970,000	149,800	円 12,000,000	円 20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から931,200円を控除した金額			
1,970,000	1,980,000	150,800						
1,980,000	1,990,000	151,800						
1,990,000	2,000,000	152,800						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から新法第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額から新法別表第八の附表により新法第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号(その二) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条を「第九条の二」に、「特定設備廃棄の場合の税額控除の特例(第十条)」を「特定設備廃棄の場合等の税額控除の特例(第十条・第十条の二)」に、「第二十条の二」を「第二十条の三」に、「第二十四条・第二十五条」を「第二十四条・第二十五条の二」に、「第三十条・第三十条の二」を「第三十条・第三十条の三」に、「第五節 削除」を「第五節 住宅貯蓄控除(第四十一条の二・第四十一条の六)」に、「第四十一条の二」を「第四十一条の三」に、「第四十二条の五」を「第四十二条の六」に、「第五十二条の二」を「第五十二条の四」に、「第六十一条」を「第六十二条」に改め、「第六十二条」を削り、「第七節 合併の場合の清算所得等の課税の特例(第六十六条の二・第六十六条の六)」を「第七節 合併の場合の清算所得等の課税の特例(第六十六条の二・第六十六条の四)」に、特例(第六十六条の五・第六十六条の六)」に、「第八十八条・第八十八条の二」を「第八十八条・第八十八条の三」に、「第九十一条」を「第九十条の三」に改める。

第一条中「税に係る」の下に「納税義務若しくは」を加える。

第三条第一項中「昭和四十年四月一日」を「昭和四十二年七月一日」に、「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に、「第八十三条及び第八十五条」を「第八十九条及び第九十一条」に、「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に、「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中

一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に、「百分の十」を「百分の十五」に改め、第二章第一節の二中同条の次に次の一条を加える。

「特定の農業協同組合等の合併によるみなし配当に対する源泉徴収の不適用」

第九条の二 青色申告書を提出する法人(清算中の法人を除く)で次に掲げるものの合併により、居住者又は内国法人が交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち所得税法第二十五条第一項第四号の規定により剰余金の分配の額とみなされる金額については、同法第七十四条、第七十五条、第八十一条並びに第二百二十二条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

一 農業協同組合で農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)第四条第三項又は附則第三項の規定を受けたもの

二 森林組合で森林組合合併助成法(昭和三十一年法律第五十六号)第四条第二項の規定を受けたもの

三 漁業協同組合で漁業協同組合整備促進法(昭和三十五年法律第六十一号)第十四条第一項の規定による勧告を受けたもの

四 漁業協同組合で漁業協同組合合併助成法(昭和四十二年法律第 号)第四条第二項の規定を受けたもの

第二章第二節第一款の款名中「場合」を「場合等」に改める。

第十条第一項中「その有する」を「政令で定めるところによりその有する」に、「を政令で定めるところにより廃棄した」を「の廃棄(特定繊維工業精造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第 号)第七条の規定により廃棄とみなされる引渡しを含む。以下この項において同じ)をした」に、「その廃棄した」を「その廃棄をした」に改め、第二章第二節第一款中同条の次に次の一条を加える。

(試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除)

第十条の二 青色申告書を提出する個人の昭和四十三年から昭和四十五年までの各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額(その試験研究費に充てられた他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ)が、昭和四十一年からその年の前年までの各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額(当該各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該年については、当該年の試験研究費の額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額)のうち最も多い額をこえる場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、そのこえる部分の金額の百分の二十五に相当する金額(当該金額がその年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十に相当する金額をこえる場合には、当該百分の十に相当する金額)を控除する。ただし、昭和四十三年以後に事業を開始した個人(相続又は包括遺贈により当該事業を承継した者を除く)のその開始した日の属する年分については、この限りでない。

2 前項に規定する試験研究費とは、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用で政令で定めるものをいう。

3 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定

特別控除)

第十条の二 青色申告書を提出する個人の昭和四十三年から昭和四十五年までの各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額(その試験研究費に充てられた他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ)が、昭和四十一年からその年の前年までの各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額(当該各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該年については、当該年の試験研究費の額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額)のうち最も多い額をこえる場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、そのこえる部分の金額の百分の二十五に相当する金額(当該金額がその年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十に相当する金額)を控除する。ただし、昭和四十三年以後に事業を開始した個人(相続又は包括遺贈により当該事業を承継した者を除く)のその開始した日の属する年分については、この限りでない。

2 前項に規定する試験研究費とは、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用で政令で定めるものをいう。

3 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定

特別控除)

第十条の二 青色申告書を提出する個人の昭和四十三年から昭和四十五年までの各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額(その試験研究費に充てられた他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ)が、昭和四十一年からその年の前年までの各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額(当該各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該年については、当該年の試験研究費の額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額)のうち最も多い額をこえる場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、そのこえる部分の金額の百分の二十五に相当する金額(当該金額がその年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十に相当する金額)を控除する。ただし、昭和四十三年以後に事業を開始した個人(相続又は包括遺贈により当該事業を承継した者を除く)のその開始した日の属する年分については、この限りでない。

による控除を受ける金額についてのその控除に
関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関
する明細書の添附がある場合に限り、適用す
る。この場合において、同項の規定により控除
される金額は、当該金額として記載された金額
に限るものとする。

5 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する個人が同項に規定する事業所得を生ずべき事業を昭和四十二年以後に相続又は包括遺贈により承継した者である場合における同年からその年の前年までの各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十条の二第一項(試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除)」とする。

第十一條第一項の表の第一号中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同表中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人	当該機械三分の一 その他の設備
--	--------------------

第十二条を削り、第十二条の二第二項中「第十一条」を「前条」に、「第十二条の二」を「第十二条」に改め、同条第三項中「第十一条」を「前条」に改め、同条を第十二条とする。

第十三条第一項中「第十一条から前条まで」を

「前」一条に改める。

第十三条の二第二項中「第十一条から前条まで」を「前三条」に、「第九条」を「第二条」に改め、第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 当該個人がその年十二月三十一日において中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年法律第 号）第六条第一項に規定する中小漁業

業者に該当し、かつ、その年において同法第二條第二項に規定する指定業種（昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同項に規定する政令で定められ、かつ、その定められた日がその年又はその年の前年以前五年の期間内に含まれるものに限る。）に属する事業を主として営む場合として政令で定める場合　漁船

第十三条の三第一項中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に、「第二号」を「第三号」に、「第一号」を「第一号又は第二号」に、「同号」を「これら」に改め、同条第四項第三号中「著作権（映画フィルムの上映権を含む。）の譲渡又は提供」を「映画フィルムの上映権その他著作権の譲渡又は提供（映画フィルムの上映権の譲渡又は提供に準ずるものとして政令で定めるも

のを含むものとし、「に改め、「当該取引」の下に「とする。」を加え、同項第四号中「又は検査」を「若しくは検査」に、「又は製造に関するもののうち」を「若しくは製造に関するもの又は測量に係る役務の提供のうち、」に、「当該取引を」を「これらの取引を」に改め、同条第七項第五号を次のように改める。

五 第四項第三号に規定する映画フィルムの上
映権の譲渡又は提供に準ずるものとして政令
で定める取引をした場合には、当該取引によ
る収入金額として政令で定める金額

第十三条の三第七項第六号中「第四項第七号」を「第四項第四号に規定する測量に係る役務の提供又は同項第七号」に、「当該建設請負を、当該役務の提供又は建設請負」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 第四項第五号又は第六号に規定する用船契

約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づきこれらの号に掲げる運送を行なつた場合には、当該再運送契約に基づく運送による収入金額から当該用船契約に基づく運送についての運送料として支払う金額に相当する金額を控除した金額

第十三条の三第八項に次のただし書を加える。

ただし、第三項各号に掲げる取引による収入金額については、その保存する大蔵省令で定める書類又は帳簿によつて次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に掲げる事実と該当することが認められる当該取引による収入金額（納税地の所轄税務署長が指定した個人については、政令で定めるところにより証明された当該

取引による収入金額)によることができる。

第十四条第二項中「昭和四十二年五月三十一日」
「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第十六条第一項中「昭和四十二年五月三十一日」
「昭和四十四年三月三十一日」に改め、同条第二
項中「政令で定める年数をその耐用年数として定
め、その計算した額を」を「当該通気坑道又は排水
坑道について同項の規定により計算した償却費の

改める。

第十九条の見出しを「(価格変動準備金)」に改め、同条第一項中「以下この条において『繰入限度』という。」を削り、「勘定に繰り入れたとき、その繰り入れた金額を」として積み立てたときは、当該積み立てた金額に、「当該繰入を」当

積立て」に改め、同項第二号中「又は同日における当該たな卸資産の価格の合計額のうちいづれもない金額」を削り、同条第二項を削り、同条第二項中「第一項を」前項に改め、同項を同条第二

とし、同条第四項中「勘定の額」を「の金額に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第三項から前項まで」を「前二項」とし、「及び第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「その年分の繰入限度限

を「同項の積み立てた金額」に改め、同項を同条

第五項とする。

第二十條の見出しを「海外市場開拓準備金」に改め、同条第一項中「(以下この条において「海外取引」という。)」及び「(以下この条において「海外市場開拓準備金勘定の繰入限度額」という。)」を削り、「勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」

を」として積み立てたときは、当該積み立てた金額に、「その繰入れを、当該積立て」に改め、同条第二項中「勘定の金額」を「の金額」に、「第四項を、次項」に改め、「若しくは次項」を削り、「繰入れを」を「積立て」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「前項後段の規定を準用する」を「当該海外市場開拓準備金の金額をその積立てをした年別

に区分した各金額のうち、その積立てをした年が最も古いものから順次総収入金額に算入されるものとする」に、「勘定の金額を」の金額に、「前二項を」前項に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「勘定を設けているを」を積み立てている」に、「勘定の金額を」の金額に、「前三項及び第十項を」前二項及び第八項に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「及び第三項を前

り同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「勘定の金額を」の金額に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、

同項を同条第十項とする。

第二十條の二の見出しを「(商品取引責任準備金)」に改め、同条第一項中「勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額一を」として讀み立てたとき

は、当該積立立てた金額に、「その繰入れを当該積立立てに、「勘定の金額」を「の金額に改め、同条第二項から第五項までの規定中「勘定を設けている」を「積立立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第六項中「第七項」を「第

業所得の明細に關する事項の記載があり、かつ、肉用牛の売却が同項の市場において行なわれたこと及びその売却価額を証する書類の添附がある場合に限り、適用する。

第二十七條中「第二百五條第一号」を「第二百五條第二号」に改める。

第二十八條を削り、第二十八條の二の見出し中「準備金勘定」を「準備金」に改め、同条を第二十八條の二とし、第二十八條の三の見出し中「準備金勘定」を「準備金」とする。

第二十八條の三の見出し中「準備金勘定」を「準備金」に改め、同条を第二十八條の二とし、第二十八條の五款中同条の次に次の一条を加える。

(特定繊維布業商工組合に納付した特定繊維布業構造改善準備金に係る納付金の必要経費算入)

第二十八條の三 第五十六條の三第一項に規定する特定繊維布業商工組合の組合員である事業を営む個人が当該特定繊維布業商工組合に同項に規定する納付金を納付した場合には、当該納付金に相当する金額は、当該個人のその納付の日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

第二十九條の見出し中「貸付け」を「貸付け等」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「経済的利益の下に」又は支払を受けた金額を加え、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 給与所得者等が、自己の居住の用に供する住宅等の取得に要する資金を金融機関その他政令で定めるものから借り受けた場合において、その利子で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に支払うべきものに充てたための全部又は一部に相当する金額を当該期間内にその使用者から使用人である地位に基づいて支払を受けたときは、その支払を受けた金額については、所得税を課さない。

第三十條の二第二項中「昭和四十二年十二月三十一日」を「昭和四十四年十二月三十一日」に改め、第二章第四節第一款同条の次に次の一項を加える。

(山林所得に係る森林計画特別控除)

第三十條の三 個人が、昭和四十二年六月一日から昭和四十四年十二月三十一日までの間に、その有する山林の全部につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五十五條第一項の規定による地域森林計画の達成に資するものとして作成した政令で定める要件に該当する森林の施業に関する計画に基づいてその山林の全部又は一部の伐採(間伐のための伐採を除く)をし、又は譲渡(交換及び出資による譲渡その他政令で定める譲渡を除く)をした場合(所得税法第五十九條第一項第一号の規定の適用がある場合及び

当該山林の伐採又は譲渡につき前条の規定の適用を受ける場合を除く)には、当該伐採又は譲渡の日の属する年分の当該伐採又は譲渡に係る山林所得の金額に対する同法第三十二條第三項の規定の適用については、同項に規定する必要経費を控除した残額は、当該残額に相当する金額から当該山林に係る森林計画特別控除額を控除した残額に相当する金額とする。

2 前項に規定する森林計画特別控除額は、同項に規定する山林の伐採又は譲渡に係る収入金額の百分の二十に相当する金額(当該金額が当該収入金額の百分の五十に相当する金額から所得税法第三十二條第三項に規定する必要経費の額を控除した残額をこえる場合には、当該残額)とする。

3 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定による山林所得の金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

第三十一條第一項第一号中「次条及び第三十四條」を「第三十四條まで」に改め、「昭和二十六年法律第二百四十九号」を削り、同条第二項中「一年」を「二年」に改める。

第三十二條第一項中「所得税法第二十七條、第三十二條、第三十三條又は第三十五條の規定の適用については」を「その者については、その選択により、「みなす」をして、所得税法第二十七條、第三十二條、第三十三條又は第三十五條の規定の適用を受けることができる」に改める。

第三十三條第一項中「含む」の規定の適用を受けるとき(その適用を「含む」以下この項において同じ)又は次条の規定の適用を受けるとき(第三十一條の規定の適用に、「これらの規定の適用」を「第三十一條の規定の適用」に、「この条及び第三十三條の三」を「第三十四條まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4 所得税法第三十二條第一項に規定する延納の許可に係る所得税の額の計算の基礎となつた山林所得の金額又は譲渡所得の金額のうち第一項(第二項において準用する場合を含む)の規定の適用を受けた資産の譲渡に係る山林所得の金額又は譲渡所得の金額がある場合には、当該譲渡に係る同法第三十六條の規定による利子税のうちの当該譲渡に係る山林所得の金額又は譲渡所得の金額に対する所得税の額に對應する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、免除する。

第三十三條の二を次のように改める。

第三十三條の二 個人の有する資産で第三十一條第一項各号又は第三十二條第一項各号に規定するものがこれらの規定に該当することとなつた場合(第三十一條第三項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとなつた場合及び市街地改造法第三十六條第一項又は第四十一條第二項の規定に該当することとなつたことに伴い、第三十二條第五項の規定により同項に規定する土地等又は建築物につき収用等による譲渡があつたものとなつた場合を含む)において、その者がその年中にその該当することとなつた資産の全部につき第三十一條及び第三十二條の規定の適用を受けないとき(第三十二條の規定の適用を受けず、かつ、第三十一條の規定の適用を受けた場合において、次条第一項の規定による修正申告書を提出したことにより第三十一條の規定の適用を受けないこととなる場合を含む)は、これらの全部の資産の収用換地等による譲渡に對する所得税法第三十二條又は第三十三條の規定の適用については、山林所得に係る収入金額から必要経費を控除した残額又は譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額は、これらの資産の収用換地等による譲渡に係るこれらの残額に相当する金額から、政令で定めるところにより、

千二百万円(当該残額に相当する金額が千二百万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額)を控除した金額の二分の一に相当する金額とする。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合に、当該各号に掲げる資産について適用しない。

一 前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が、当該資産の買取り、消滅、交換、取り

こわし、除去又は使用(以下この条において「買取り等」という)の申出をする者(以下この条において「公共事業施行者」という)から当該資産につき最初に当該申出のあつた日から六月を経過した日(当該資産の当該譲渡につき土地収用法第四十六條の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合又は農地法第三條第一項若しくは第五條第一項の規定による許可を受けなければならぬ場合には、同日から政令で定める期間を経過した日)までにされなかつた場合 当該資産

二 一の買取り等の申出に係る前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が二以上あつた場合において、これらの譲渡が当該資産につき最初に申出のあつた日の属する年以後の二以上の年にわたつてされたとき 当該資産のうち、最初に当該譲渡があつた年において譲渡された資産以外の資産

三 前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が当該資産につき最初に買取り等の申出を受けた者以外の者からされた場合(当該申出を受けた者の死亡によりその者から当該資産を取得した者が当該譲渡をした場合を除く) 当該資産

3 第一項の規定は、同項に規定する残額に相当する金額が千二百万円をこえる場合には、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書又は同項の修正申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする資産につき公共

事業施行者から交付を受けた前項の買取り等の申出があつたことを証する書類その他の大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。ただし、これらの申告書の提出がなかつたこと又は当該記載若しくは添附がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合において、当該資産の取用換地等による譲渡に係る譲渡所得につき国税通則法第二十四条から第二十六条までの規定による更正又は決定を受けるまでの間に、当該記載をした書類及び当該大蔵省令で定める書類を提出したときは、この限りでない。

4 公共事業施行者は、大蔵省令で定めるところにより、第二項の買取り等の申出に係る資産の全部につき前項に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類の写し及び当該資産の買取り等に係る支払に関する調書を、その事業の施行に係る営業所、事業所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 前条第四項の規定は、所得税法第百三十二条第一項に規定する延納の許可に係る所得税の額の計算の基礎となつた山林所得の金額又は譲渡所得の金額のうち第一項の規定の適用を受けた資産の譲渡に係る山林所得の金額又は譲渡所得の金額がある場合について準用する。

第三十四条第一項第一号及び第二号中「譲渡等」を「取用換地等による譲渡」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第三十八条の二第一項中「第三十三條又は」を「第三十三條、第三十三條の二又は」に改める。

第三十八条の六第一項及び第三項並びに第三十八条の九中「昭和四十二年十二月三十一日」を「昭和四十二年十二月三十一日」に改める。

第三十八条の十三 個人が、昭和四十三年一月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に、その所有する土地又は土地の上に存する権利(以下この項において「土地等」という。)を特定住宅地造成事業の用に供するために譲渡した場合において、その者がその年中に当該譲渡をした土地等の全部につき第三十五條、第三十八條、第三十八條の二、第三十八條の三、第三十八條の六、第三十八條の九及び前条の規定の適用を受けないときは、これらの全部の土地等の当該譲渡に対する所得税法第三十三條の規定の適用については、譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基因となつた土地等の取得費及びその土地等の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額は、当該土地等の譲渡に係る当該残額に相当する金額から三百万円(当該残額に相当する金額が三百万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額)を控除した金額とする。

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定による譲渡所得の金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

3 第一項に規定する特定住宅地造成事業とは、住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第百六十号)第四条の規定による都道府県知事の認可を受けた同法第二条第三項に規定する事業主が行なう同条第二項に規定する住宅地造成事業で、次の要件に該当するものとして都道府県知事が建設大臣の承認を得て指定した事業をいう。

一 住宅地造成事業に関する法律第二条第五項に規定する施行地区の面積が政令で定める面積以上であること。

二 前号の施行地区内の道路、公園その他の公共の用に供する空地の面積の合計が当該施行地区の面積の百分の二十五以上であり、かつ、学校その他の公益施設の敷地が確保されていること。

三 当該事業により造成された宅地の処分予定価額が政令で定める金額以下であること。

四 その他政令で定める要件

第四十条第五項中「第九十一条第一項」を「第七十八條第一項」に改める。

第二章第五節を次のように改める。

第五節 住宅貯蓄控除

(用語の意義)

第四十一条の二 この節において「住宅貯蓄契約」とは、地方住宅供給公社と締結した地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第二十一条に規定する住宅の積立分譲に関する契約、住宅金融公庫と締結した住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)第二十七条の三第一項に規定する宅地債券の購入に関する契約、日本住宅公団と締結した日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第四十九条第二項に規定する特別住宅債券若しくは宅地債券の購入に関する契約又は金融機関と締結した預貯金の預入、合同運用信託(貸付信託を除く)の信託、貸付信託の受益証券若しくは公社債の購入に関する契約で住宅の用に供する家屋若しくはその敷地の取得を目的とするもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

一 三年以上の期間(以下この条において「積立期間」という。)にわたつて定期に金銭の積立て、預入若しくは信託又は債券の購入(以下この節において「積立て等」という。)をするものであること。

二 積立期間の満了後貯蓄取扱機関その他政令で定める者からすみやかに住宅の用に供する家屋又はその敷地を取得するものであること。

三 積立期間中に積立て等をした金額(当該金額に係る利子その他政令で定めるものを含む)は、住宅の用に供する家屋又はその敷地の取得のための対価の一部(以下この条において「頭金」という。)に充てられるものであること。

四 住宅の用に供する家屋及びその敷地の取得のための対価から頭金を控除した残額に相当する金額は、貯蓄取扱機関から、若しくはそのあつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払うか、又は第二号に規定する者に対し賦払の方法により支払うものであること。

五 前号の貸付金の返済又は賦払の期間が二十年(耐火構造及び簡易耐火構造以外の家屋又はその敷地に係る貸付金については、十八年)以上であり、かつ、その利率(賦払の方法によるものについては、政令で定めるところにより計算した割合)が年七分五厘以下であること。

六 取得する家屋の床面積及びその敷地の面積が政令で定める面積以下であること。

七 当該契約が金銭の積立て、預入若しくは信託に関するものである場合には、その積立て、預入若しくは信託の日から頭金の支払をする日までの間のその払出しをしないこと又は当該契約が債券の購入に関するものである場合には、その購入の日から頭金の支払をする日までの間の金融機関に保管の委託をし、若しくは登録をするものであること。

八 その他政令で定める要件

2 この節において「貯蓄取扱機関」とは、居住者と住宅貯蓄契約を締結した者をいう。

3 この節において「住宅貯蓄控除」とは、次条第一項の規定による控除をいう。

(住宅貯蓄控除)

第四十一条の三 居住者が昭和四十三年一月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に締結した住宅貯蓄契約に基づいて積立て等をした場合には、その者のその積立て等をした年分の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税額から、それぞれその年中に積立て等をした金額の百分の四に相当する金額(その金額が一万円をこえる場合には、一万円)を控除する。

第四十一条の三 居住者が昭和四十三年一月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に締結した住宅貯蓄契約に基づいて積立て等をした場合には、その者のその積立て等をした年分の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税額から、それぞれその年中に積立て等をした金額の百分の四に相当する金額(その金額が一万円をこえる場合には、一万円)を控除する。

第四十一条の三 居住者が昭和四十三年一月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に締結した住宅貯蓄契約に基づいて積立て等をした場合には、その者のその積立て等をした年分の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税額から、それぞれその年中に積立て等をした金額の百分の四に相当する金額(その金額が一万円をこえる場合には、一万円)を控除する。

第四十一条の三 居住者が昭和四十三年一月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に締結した住宅貯蓄契約に基づいて積立て等をした場合には、その者のその積立て等をした年分の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税額から、それぞれその年中に積立て等をした金額の百分の四に相当する金額(その金額が一万円をこえる場合には、一万円)を控除する。

第四十一条の三 居住者が昭和四十三年一月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に締結した住宅貯蓄契約に基づいて積立て等をした場合には、その者のその積立て等をした年分の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税額から、それぞれその年中に積立て等をした金額の百分の四に相当する金額(その金額が一万円をこえる場合には、一万円)を控除する。

第四十一条の三 居住者が昭和四十三年一月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に締結した住宅貯蓄契約に基づいて積立て等をした場合には、その者のその積立て等をした年分の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税額から、それぞれその年中に積立て等をした金額の百分の四に相当する金額(その金額が一万円をこえる場合には、一万円)を控除する。

第四十一条の三 居住者が昭和四十三年一月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に締結した住宅貯蓄契約に基づいて積立て等をした場合には、その者のその積立て等をした年分の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税額から、それぞれその年中に積立て等をした金額の百分の四に相当する金額(その金額が一万円をこえる場合には、一万円)を控除する。

第四十一条の三 居住者が昭和四十三年一月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に締結した住宅貯蓄契約に基づいて積立て等をした場合には、その者のその積立て等をした年分の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税額から、それぞれその年中に積立て等をした金額の百分の四に相当する金額(その金額が一万円をこえる場合には、一万円)を控除する。

第四十一条の三 居住者が昭和四十三年一月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に締結した住宅貯蓄契約に基づいて積立て等をした場合には、その者のその積立て等をした年分の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税額から、それぞれその年中に積立て等をした金額の百分の四に相当する金額(その金額が一万円をこえる場合には、一万円)を控除する。

第四十一条の三 居住者が昭和四十三年一月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に締結した住宅貯蓄契約に基づいて積立て等をした場合には、その者のその積立て等をした年分の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税額から、それぞれその年中に積立て等をした金額の百分の四に相当する金額(その金額が一万円をこえる場合には、一万円)を控除する。

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨その他住宅貯蓄控除に関する事項の記載があり、かつ、第四十一条の五第一項の規定により交付された積立て等による金額の証明に關する書類の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、前項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

3 所得税法第九十二条第二項の規定は、住宅貯蓄控除をすべき金額について準用する。この場合において、同項中「前項の規定による控除」とあるのは、「前項の規定による控除及び租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四十一条の二第三項(住宅貯蓄控除)に規定する住宅貯蓄控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは、「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替へるものとする。

4 その年分の所得税について住宅貯蓄控除を受ける場合における所得税法第二百一十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第四十一条の三第二項(住宅貯蓄控除)」とする。

(住宅貯蓄控除相当額の徴収)
第四十一条の四 貯蓄取扱機関は、政令で定めるところにより、その居住者が住宅貯蓄控除を受けた後、住宅貯蓄契約又はその履行につき第四十一条の二第一項各号に掲げる要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、その居住者から当該契約に係る住宅貯蓄控除の額に相当する金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、これを国に納付しなければならぬ。

2 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、貯蓄取扱機関については、所得税法第二条第一項第四十四号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなし、居住者については、同項の事実が生じた日の属する年分の当該源泉徴収に係る所得税とみなして、それぞれ同法(第二編第五

章、第三編及び第五編第一章を除く。)並びに国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

(住宅貯蓄控除に係る実施規定等)
第四十一条の五 貯蓄取扱機関は、政令で定めるところにより、住宅貯蓄契約をした居住者に対し、その者が積立て等による金額その他必要な事項を証する書類を交付しなければならぬ。

2 税務署長は、住宅貯蓄控除を受ける居住者が提出した確定申告書を受理した場合には、遅滞なく、当該申告書に記載された住宅貯蓄控除の額を書面により当該住宅貯蓄控除に係る貯蓄取扱機関に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた貯蓄取扱機関は、帳簿を備え、当該通知に係る居住者の各人別にその者の住宅貯蓄控除の額を明らかにし、かつ、当該帳簿を大蔵省令で定めるところにより保存しなければならない。

4 前二条及び前三項に定めるもののほか、第四十一条の三第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の六 削除
第四十一条の九第一項並びに第四十一条の十一第一項及び第二項中「昭和四十二年十二月三十一日」を「昭和四十四年十二月三十一日」に改める。

定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に對し、百分の五の税率を適用して所得税を課する。

2 内国法人又は外国法人は、国内において昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債につき支払を受けるべき償還差益について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の五の税率を適用して所得税を課する。

3 昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債の発行者は、政令で定めるところにより、当該割引債の発行の際これを取得する者からその割引債の券面金額から発行価額を控除した金額に百分の五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

4 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十四号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法(第二編、第三編及び第五編第一章を除く。)並びに国税通則法及び国税徴収法の規定を適用するものとし、前項の割引債につき償還(買入消却を含む。)が行なわれる場合には、同項の規定により徴収される所得税は、政令で定めるところにより、同項の取得者(当該取得者と当該償還を受ける者)とが異なる場合には、当該償還を受ける者が償還差益に對する所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税とみなす。この場合において、当該取得者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に對する法人税法の規定の適用については、同法第六十八條第一項及び第九十條第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四十一条の二第二項(償還差益に對する分離課税等)に規定する償還差益」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

5 昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債につき、その発行者が償還期限を繰り上げて償還をする場合又は当該期限内に買入消却をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その償還(買入消却を含む。)を受ける者に対し、第三項の規定により徴収された所得税で前項の所得税とみなされたものの額に相當する金額の一部を還付する。

6 昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債につき、その発行者が所得税法第十一条第一項若しくは第二項に規定する法人又は同条第三項に規定する公益信託の受託者に対し、償還差益の支払(公益信託の受託者にあつては、当該信託財産について受ける支払に限る。)をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、第三項の規定により徴収された所得税で第四項の所得税とみなされたものの額(前項の規定により還付を受ける額を除く。)に相當する金額の全部又は一部を還付する。

31日までの間に発行された割引債につき、その発行者が償還期限を繰り上げて償還をする場合又は当該期限内に買入消却をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その償還(買入消却を含む。)を受ける者に対し、第三項の規定により徴収された所得税で前項の所得税とみなされたものの額に相當する金額の一部を還付する。

6 昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債につき、その発行者が所得税法第十一条第一項若しくは第二項に規定する法人又は同条第三項に規定する公益信託の受託者に対し、償還差益の支払(公益信託の受託者にあつては、当該信託財産について受ける支払に限る。)をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、第三項の規定により徴収された所得税で第四項の所得税とみなされたものの額(前項の規定により還付を受ける額を除く。)に相當する金額の全部又は一部を還付する。

7 第一項から前項までに規定する割引債とは、割引の方法により発行される公社債(大蔵省証券その他の政令で定めるところのもの)をいい、これらの規定に規定する償還差益とは、割引債の償還金額(買入消却が行なわれる場合には、その買入金額)がその発行価額をこえる場合におけるその差益をいう。

8 第三項から第六項までに定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条第三項中「第七十條」を「第六十九條」に改める。
第四十二条の二第四項中「第九十條」を「第九十三條」に、「第三項」を「第二項」に改める。
第四十二条の三第一項及び第五項中「第七十條の三」を「第七十條の二」に改める。
第四十二条の四第一項中「その有する」を「当該期間内に政令で定めるところによりその有する」

三九四

十一條第一項の規定にかかわらず、当該機械設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該機械設備等の取得価額の三分の一に相当する金額をいう。）との合計額に改め、同条第二項中「第四十三條を「前条」に改め、同条を第四十四条とする。」第四十五條第一項中「第四十三條から前条まで」を「前二條又はこれらの規定に係る第五十二條の（四第一項）」に、「この條を」この項に、「法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当

該工業用機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額と「その」を「当該工業用機械等の償却範囲額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該工業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該工業用機械等の）に改め、「相当する金額」の下に「をいう。」を加える。

第四十六條第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

青色申告書を提出する法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、各事業年度終了の日において当該法人の有する当該各号に掲げる減価償却資産（当該事業年度における償却額の計算に關し第四十三條から前条まで、第四十八條、第四十九條若しくは第五十一条又はこれらの規定に係る第五十二條の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該資産の普通償却限度額（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の三分の一に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第四十六條第一項第一号中「第九條」を「第二條」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 当該法人が当該事業年度終了の日において中小漁業振興特別措置法第六條第一項に規定する中小漁業者に該当し、かつ、当該事業年度において同法第二條第二項に規定する指定業種（昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同項に規定する政令で定められ、かつ、その定められた日が当該事業年度中又は当該事業年度開始の日前五

年の期間内に含まれるものに限る。）に属する事業を主として営む場合として政令で定める場合 漁船

第四十六條の二第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人の昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度の直前の事業年度（事業年度が一年である法人以外の法人については、当該直前の事業年度の直前の事業年度。以下この条において「基準年度」という。）の総収入金額（政令で定める収入金額を除く。）以下この条において同じ。）のうちに海外取引及び技術等海外取引（以下この条において「海外取引等」という。）による収入金額がある場合には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する減価償却資産（当該事業年度における償却額の計算に關し第四十三條から第四十五條まで、前条第一項第三号若しくは次条から第五十一条まではこれらの規定に係る第五十二條の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定（当該資産について前条第一項第一号若しくは第二号又は第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、これらの規定を含む。）にかかわらず、当該資産の普通償却限度額（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の三分の一に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第四十六條の二第三項第三号中「著作権（映画フィルムの上映権を含む。）の譲渡又は提供（を）映画フィルムの上映権その他著作権の譲渡又は提供

（映画フィルムの上映権の譲渡又は提供に準ずるものとして政令で定めるものを含むものとし、）に改め、「当該取引の下に」とする。」を加え、同項第四号中「又は検査」を「若しくは検査」に、「又は製造に關するもの」を「若しくは製造に關するもの又は測量に係る役務の提供のうち、に、」に、「当該取引を」を「これらの取引を」に改め、同条第六項第五号を次のように改める。

五 第三項第三号に規定する映画フィルムの上映権の譲渡又は提供に準ずるものとして政令で定める取引をした場合には、当該取引による収入金額として政令で定める金額

第四十六條の二第六項第六号中「第三項第七号」を「第三項第四号に規定する測量に係る役務の提供又は同項第七号に、」に、「当該建設請負」を「当該役務の提供又は建設請負」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 第三項第五号又は第六号に規定する用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づきこれらの号に掲げる運送を行なつた場合には、当該再運送契約に基づく運送による収入金額から当該用船契約に基づく運送についての運送料として支払う金額に相当する金額を控除した金額

第四十六條の二第七項に次のただし書を加える。

ただし、第二項各号に掲げる取引による収入金額については、その保存する大蔵省令で定める書類又は帳簿によつて次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に掲げる事実と該当することが認められる当該取引による収入金額（納税地の所轄税務署長が指定した法人について、政令で定めるところにより証明された当該取引による収入金額）によることができる。

第四十六條の二第九項中「償却範囲額」を「償却限度額」に改める。

第四十七條第一項及び第二項を次のように改める。

法人が、昭和三十二年四月一日から昭和三十

九年三月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、新築した貸家住宅で第十四條第一項に規定する政令で定めるものを取得し、又は当該貸家住宅を新築して、これを貸家の用（当該法人の従業員居住の用を含む。以下この条において同じ。）に供した場合には、当該法人の貸家の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該貸家住宅の償却限度額は、その貸家の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、同法第三十一条第一項の規定（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該貸家住宅の普通償却限度額（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の百（当該貸家住宅についてその新築の時にその耐用年数が五十年以上であるときは、百分の二百）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 法人が、昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、新築した貸家住宅で第十四條第二項に規定する政令で定めるものを取得し、又は当該貸家住宅を新築して、これを貸家の用に供した場合には、当該法人の貸家の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該貸家住宅の償却限度額は、その貸家の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、同法第三十一条第一項の規定（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該貸家住宅の普通償却限度額（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二百（当該貸家住宅についてその新築の時にその耐用年数が五十年以上であるときは、百分の二百）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

耐用年数が四十五年(当該法人の昭和四十一年三月三十一日を含む事業年度終了の日以前に新築した当該貸家住宅については、五十年)以上であるときは、百分の三百に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

第四十八条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人が、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造を有する建物その他の政令で定めるもの(以下この項において「耐火建築物等」という。)で建設後使用されたことのないものを取得し、又は当該耐火建築物等を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該耐火建築物等の償却限度額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項の規定(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該耐火建築物等の普通償却限度額(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の百に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額を加算した金額)とする。

第五十条第一項中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第五十一条第一項中「勘定の金額を」の金額に、「又は第四十七条から前条まで」を「若しくは第四十七条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の四第一項に、」法人税法及び同法に

基づく命令の規定により計算される当該共同利用施設の償却範囲額と、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とを、当該共同利用施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額(当該共同利用施設の「相当する金額」の下に「をいう。」を加える。

第五十二条第一項中「及び同法に基づき命令」を「第三十二条第一項」に改める。

第五十二条の二の見出し中「償却範囲額」を「償却限度額」に改め、同条第一項中「法人税法及び同法に基づき命令の規定により計算される償却範囲額は、これを」を「償却限度額は、法人税法第三十一条第一項に、」の規定の適用を受けるときは、同条を「又は次条の規定の適用を受けるときは、これらに、」償却範囲額として「を」償却限度額として「に改め、同項第一号中「法人税法及び同法に基づき命令の規定」を「法人税法の一部を改正する法律

律(昭和四十二年法律第 号)による改正前の法人税法及び同法に基づき命令の規定(以下この条において「旧規定」という。)に、「償却範囲額」を「旧規定による償却範囲額」に改め、同項第二号中「法人税法及び同法に基づき命令の規定により計算される償却範囲額に含まれるこれらの規定」を「償却限度額に旧規定により含まれることとなる旧規定」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項を」前項に、「第二項を」同項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「償却範囲額」を「償却限度額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、第三章第一節の三中同条の次に次の二条を加える。

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第五十二条の三 法人の有する減価償却資産で第四十三条から第四十九条まで又は第五十一条の規定の適用を受けたものにつき当該事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

2 前項に規定する特別償却不足額とは、当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度(当該事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限る。)において生じた第四十三条から第四十九条まで又は第五十一条に規定する減価償却資産の特別償却限度額に係る不足額(当該法人の各事業年度における当該資産の償却費として損金の額に算入された金額が当該資産のこれらの規定により計算される償却限度額(第四十六条から第四十九条までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する普通償却限度額と特別償却限度額との合計額)に満たない場合のその差額のう

ち、当該特別償却限度額に達するまでの金額をいう。以下この条において同じ。)のうち、当該不足額を生じた事業年度の翌事業年度から当該事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額以外の金額をいう。

3 第一項の規定は、第四十三条から第四十九条まで又は第五十一条に規定する減価償却資産の特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度から当該事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書及び同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項に規定する減価償却資産の償却限度額の計算に関する明細書の添附がない場合には、適用しない。

(準備金方式による特別償却)

第五十二条の四 法人で第四十三条から第四十九条まで又は第五十一条の規定の適用を受けることができないものが、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、それぞれこれらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)以下この条において同じ。)により特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 法人が、前項の規定により損金の額に算入した金額が同項の特別償却限度額に満たない場合には、同項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後三年以内に終了する各事業年度の(当該各事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合に限る。)において、その満たない金額(その金額のうちこの項の規定により既に損金の額に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額)以下の金額を損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘きくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度以後の各事業年度(当該

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘きくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度以後の各事業年度(当該

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘きくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度以後の各事業年度(当該

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘きくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度以後の各事業年度(当該

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘きくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度以後の各事業年度(当該

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘きくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度以後の各事業年度(当該

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘きくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度以後の各事業年度(当該

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘きくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度以後の各事業年度(当該

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘きくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度以後の各事業年度(当該

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘きくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度以後の各事業年度(当該

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘きくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度以後の各事業年度(当該

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘きくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度以後の各事業年度(当該

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘きくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度以後の各事業年度(当該

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘きくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度以後の各事業年度(当該

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘きくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度以後の各事業年度(当該

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘きくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度以後の各事業年度(当該

所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 法人が第一項及び前項の規定の適用を受ける事業年度において、損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てた金額があるときは、当該積み立てた金額のうち第一項の特別償却限度額に達するまでの金額は、まず同項の規定による積立てがあつたものとみなす。

二 前項及び前号の場合以外の場合において特別償却準備金の金額を取りくずした場合は、その取りくずした日における特別償却準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額の金額

第四項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とす

6

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人

の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額（その日まで）に次の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合に

7 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に關する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等による積み立てた金額の計算に關する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

は、これらの金額を控除した金額。以下この条

において同じ。がある場合には、当該特別償却準備金の金額については、その積立てをした事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立てをした事業年度の所得の金額の計算上第一項又は第二項の規定により損金の額に算入された金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該区分した金額をこえる場合

た事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に第二項に規定する満たない金額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載及びその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

には、当該区分した金額）に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

9 第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該法人の特別償却準備金の金額でそ

5 第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事

10 合併に係る合併法人に引き継がれたものは、その合併法人がその合併の日において有する特別償却準備金の金額とみなす。

前項に規定する合併法人のその合併の日を合

業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、特別償却準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

む事業年度に係る第四項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額は、前項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合に
おいて、当該合併法人が合併後存続する法人で

一 合併により消滅した場合 当該合併の日に
おける特別償却準備金の金額のうちその合併
法人に引き継がれなかったもの

あるときは、その有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第四項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該合併の日

から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

第五十三条の見出しを、「価格変動準備金」に改め、同条第一項中「以下この条において、繰入限度度」というのを「次項において、積立限度額」というに、「損金経理により価格変動準備金勘定に繰りこめられたときは、当該繰入金額を「損金経理の方法」

確定した決算において、利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により、価格変動準備金として積み立てたときは、当該積立金から、同項第二号イ中「又は同日における当該たなにおける当該たな」に改め、同項第二号ロ中「少い」を「少ない」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の場合において、同項に規定する法人が

当該事業年度の確定した決算において、配当、賞与その他の利益又は剰余金の処分により支出する金額と価格変動準備金として積み立てた金額との合計額が当該事業年度の所得の金額をこえるときは、同項に規定する積立限度額は、同項の規定にかかわらず、当該積立限度額（当該積み立てた金額が当該積立限度額に満たないときは、当該積み立てた金額）からそのこえる金額のうち当該支出する金額に相当する金額を控除した金額とする。

第五十三條第四項中「勘定の金額」を「の金額」に

に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第二項五項とし、同条第七項中『勘定の金額』を『金額』に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の項を加え、同条第八項を削る。

第一項の規定は、同項の規定の適用を受けよ

うとする事業年度の確定申告書等に価格変動準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等による積み立てた金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

第五十四条の見出しを「(海外市場開拓準備金)」

に改め、同条第一項中「以下この条及び」及び「(以下この条において「海外市場開拓準備金勘定の繰上限度額」という。)」を削り、「損金経理により海外市場開拓準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金金額を「損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)」により海外市場開拓準備金と

して積み立てたときは、当該積み立てた金額」に改め、同条第二項中「勘定の金額」を「の金額」に、「第四項」を「次項」に改め、「若しくは次項を削り」、「繰入れ」を「積み立て」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「勘定を設けている」を「積み立てている」に、「前項後段の規定を準用する」を「当該海外市場開拓準備金の金額をその積み立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積み立て

をした事業年度が最も古いものから順次益金の額

に算入されるものとする」に、「勘定の金額」を「金額」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「勘定を設けている」を「積み立てている」に、「勘定のお金」を「金額」に、「前三項及び第十項を」を「前二項及び第八項に」改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「償却範囲額」を「償却限度額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第八項」を「

「第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第

十項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額を」の「金額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十項中「第十項」を「第八項」に、「勘定の金額」を

「の金額」に改め、同項を同条第十項とする。

第五十五条の見出しを「中小企業海外市場開拓準備金等」に改め、同条第一項中「損金総理により中小企業海外市場開拓準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額を「損金総理の方法」(確定した決算において剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により中小企業海外市

場閉鎖準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額に改め、同条第三項中「第七項」を「第五項」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「第六項」を「第五項」に、「第十項」から第十二項までを「第八項」から第十項まで、「勘定を設けている」を「積み立てている」に、「第四項」を「第三項」に、「第十一項」を「第九項」に改め、同条第五項中「第八項」を「第七項」に改める。

第五十六条の見出しを「(海外投資損失準備金)」に改め、同条第一項中「損金経理により特定法人別に海外投資損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰り入れた金額」を「損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む)」により特定法人別に海外投資損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額に改め、同条第四項中「勘定の金額」を「の金額」に、「繰り入れ」を「積み立て」に、「勘定への繰り入れ金額」を「積み立てた金額」に改め、同条第五項中「勘定を設けている」を「積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「繰り入れ」を「積み立て」に、「勘定に係る」を「に係る」に改め、同条第六項中「勘定を設けている」を「積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第九項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第十項中「第十項」を「第八項」に、「第十一項」を「第十項」に、「勘定を設けている」を「積み立てている」を「積み立てる」に改める。

第五十六条の二の見出しを「(中小企業構造改善準備金等)」に改め、同条第一項中「損金経理により中小企業構造改善準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰り入れた金額」を「損金経理の方法(確定した決算において剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む)」により中小企業構造改善準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額に改め、同条第二項から第四項までの規定中「勘定を設けている」を「積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第五項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第六項中「第十項」を「第九項」に、「第十一項」を「第十項」に改める。

定を設けている」を「積み立てている」に改める。

第五十六条の三の見出しを「(株式売買損失準備金)」に改め、同条第一項中「損金経理により株式売買損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰り入れた金額」を「損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む)」により株式売買損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額に改め、同条第二項中「勘定を設けている」を「積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「繰り入れ」を「積み立て」に改め、同条第三項中「勘定を設けている」を「積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第四項及び第五項中「勘定を設けている」を「積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第六項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第七項中「第十項」を「第九項」に改め、同条第九項に、「第十一項」を「第十項」に、「勘定を設けている」を「積み立てている」に改め、同条第十項に、「勘定を設けている」を「積み立てている」に改め、同条第五十六条の七とし、同条の前に次の四条を加える。

(特定繊維産業構造改善準備金等)

第五十六条の三 特定繊維産業構造改善臨時措置法第二条第三項に規定する特定繊維産業商工組合(以下この条において「特定繊維産業商工組合」という。)で青色申告書を提出するものが、各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に受けた同法第六十六条第一項の承認に係る特定繊維産業構造改善事業計画(以下この条において「事業計画」という。)に従つて実施する特定繊維産業構造改善事業(以下この条において「構造改善事業」という。)に係る特定損失に備えるため、当該事業計画に定める賦課の基準によりその組合員に賦課し、かつ、当該賦課に基づいて納付された金額(以下この条において「納付金」という。)の合計額に相当する

金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により特定繊維産業構造改善準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する特定損失とは、構造改善事業に係る貸付金及び未収入金でその組合員に対するもの(以下この条において「特定貸金」という。)の貸倒れによる損失をいう。

3 第一項の特定繊維産業構造改善準備金を積み立てている特定繊維産業商工組合について構造改善事業に係る同項に規定する特定損失が生じた場合は、その生じた日における当該特定繊維産業構造改善準備金の金額(その日までにこの項若しくは第五項の規定により益金の額に算入され、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該特定損失の額に相当する金額は、当該特定損失が生じた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の特定繊維産業構造改善準備金を積み立てている特定繊維産業商工組合の同項の承認の日以後五年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度終了の日における当該特定繊維産業構造改善準備金の金額が同日における特定貸金の額の合計額の百分の四に相当する金額をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の特定繊維産業構造改善準備金を積み立てている特定繊維産業商工組合が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 事業計画の承認を取り消された場合 その

取消しの日における特定繊維産業構造改善準備金の金額

二 解散した場合 当該解散の日における特定繊維産業構造改善準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く)

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において特定繊維産業構造改善準備金の金額を取りくずした場合は、その取りくずした日における特定繊維産業構造改善準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

6 第一項の特定繊維産業構造改善準備金を積み立てている特定繊維産業商工組合が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日若しくは青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における特定繊維産業構造改善準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該特定繊維産業構造改善準備金の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

7 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十四条第八項及び第九項の規定は、第一項の特定繊維産業構造改善準備金を積み立てている特定繊維産業商工組合が合併した場合について準用する。この場合において、同条第九項中「者でないとき」とあるのは、「若しくは当該事業年度終了の日までに第五十六条の三第一項に規定する事業計画につき同項の承認を受けた者でないとき」と読み替へるものとする。

9 特定繊維産業商工組合の特定貸金に該当する法人税法第五十二条第一項に規定する貸金につい

ては、同項の規定は、適用しない。

10 特定繊維産業組合の組合員である法人が当該特定繊維産業組合に納付金を納付した場合に、当該納付金に相当する金額は、当該法人のその納付の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

(特定鉄道工事償却準備金)

第五十六条の四 青色申告書を提出する法人で第四十三条第一項の表の第七号に規定するものが、各事業年度(解散(合併)による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。において、同号に規定する設備の償却に係る費用に充てるため、同号に規定する工事ごとに、政令で定める期間内に当該設備の取得のために支出する金額の四分の一に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により特定鉄道工事償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が同項の設備を取得してこれをその事業の用に供した場合において、当該設備につき第四十三条第一項又は同項に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるときは、その用に供した日において有する当該特定鉄道工事償却準備金の金額(その日までに第四項の規定により積み金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項若しくは次項の規定により積み金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち、当該設備に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人の同項の設備を取得してこれをその事業の用に供した日を含む事業年度後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定鉄道工事償却準備金の金額がある場合には、当該特定鉄道工事償却準備金の金額については、当該設備をその用に供した日を含む事業年度別に区分し、その区分した設備に係る各金額(以下この項において「設備別残額」という。)ごとに、その区分した設備を事業の用に供した日を含む事業年度の翌事業年度開始の日における特定鉄道工事償却準備金の金額のうち当該設備に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額(当該計算した金額が当該設備別残額をこえる場合には、当該設備別残額)に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

事業の用に供した日を含む事業年度後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定鉄道工事償却準備金の金額がある場合には、当該特定鉄道工事償却準備金の金額については、当該設備をその用に供した日を含む事業年度別に区分し、その区分した設備に係る各金額(以下この項において「設備別残額」という。)ごとに、その区分した設備を事業の用に供した日を含む事業年度の翌事業年度開始の日における特定鉄道工事償却準備金の金額のうち当該設備に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額(当該計算した金額が当該設備別残額をこえる場合には、当該設備別残額)に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該特定鉄道工事償却準備金の金額のうち既にその事業の用に供した同項の設備に係るものがあるときは、当該設備をその用に供した日を含む事業年度別に区分し、その区分した設備に係る特定鉄道工事償却準備金の金額のうち、その用に供した日を含む事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 解散した場合 当該解散の日における特定鉄道工事償却準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く)。

二 前二項、前号及び次項の場合以外の場合において特定鉄道工事償却準備金の金額を取りくずした場合 その取りくずした日における特定鉄道工事償却準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

5 第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消の基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における特定鉄道工事償却準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該特定鉄道工事償却準備金の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

6 第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十四条第八項から第十項までの規定は、第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十項中「第二項」とあるのは、「第五十六条の四第三項」と読み替へるものとする。

(日本万国博覧会出展準備金)
第五十六条の五 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和四十五年に開催される日本万国博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度(解散(合併)による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。)において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額に、第一号に掲げる月数のうちに第二号に掲げる月数の占める割合を乗じて計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により日本万国博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該出展参加契約を締結した日(その日が昭和四十二年六月一日前である場合には、同日。次号において同じ)から昭和四十五年三月十四日までの期間の月数

二 当該適用年度(当該出展参加契約を締結した日間の期間及び昭和四十五年三月十五日以後の期間を除く)の月数

2 前項の日本万国博覧会出展準備金を積み立てている法人の各事業年度において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、前事業年度から繰り越された日本万国博覧会出展準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の日本万国博覧会出展準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合 その出展をしないこととなつた日における日

本万国博覧会出展準備金の金額

二 当該法人の昭和四十六年三月十三日を含む事業年度終了の日が到来した場合、その終了の日における日本万国博覧会出展準備金の金額

三 解散した場合 当該解散の日における日本万国博覧会出展準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において日本万国博覧会出展準備金の金額を取りくずした場合は、その取りくずした日における日本万国博覧会出展準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

4 第一項の日本万国博覧会出展準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基礎となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における日本万国博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該日本万国博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第八項及び第九項の規定は、第一項の日本万国博覧会出展準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第九項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに

日本万国博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替へるものとする。

(計画造林準備金)

第五十六条の六 青色申告書を提出する法人で森林法第二条第二項に規定する森林所有者であるものが、昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、拡大造林(天然林を人工林(植栽又は播種によつて育成する森林をいう。)に転換するための造林又は原野に行なう造林をいう。以下この条において同じ。)に要する費用の支出に充てるため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により計画造林準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 その有する山林の全部につき森林法第五十五条第一項の規定による地域森林計画の達成に資するものとして作成した政令で定める要件に該当する森林の施業に関する計画(以下この条において「施業計画」という。)に基づき、当該事業年度において、その山林の全部又は一部の伐採(間伐のための伐採を除く。)をし、又は譲渡(贈与、交換及び出資による譲渡その他政令で定める譲渡を除く。)をした面積に相当する面積に当該施業計画に基づいて拡大造林をするものとした場合のその拡大造林に要する費用の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 当該事業年度後の各事業年度において当該法人が行なう拡大造林に要する費用の額として政令で定めるところにより計算した金額(次項において「累積限度額」という。)から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された計画造林準備金の金額(その

日までに第三項から第五項までの規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を控除した金額

2 前項の計画造林準備金を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における計画造林準備金の金額が累積限度額をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該計画造林準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

3 第一項の計画造林準備金を積み立てている法人が拡大造林を行なつた場合には、当該拡大造林を行なつた事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された計画造林準備金の金額のうち、当該拡大造林に要した費用の額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

4 第一項の計画造林準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された計画造林準備金の金額のうち、同日以前五年以前に終了した事業年度において積み立てた金額(当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が同日以前五年以前に終了した事業年度において積み立てた金額を含む。)がある場合には、当該積み立てた金額(同日における前項の規定により益金の額に算入された金額を除く。)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の計画造林準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

一 当該法人の施業計画について政令で定める事情が生じた場合、その事情が生じた日における計画造林準備金の金額

二 解散した場合 当該解散の日における計画造林準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三 前三項、前二号及び次項の場合以外の場合において計画造林準備金の金額を取りくずした場合は、その取りくずした日における計画造林準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

6 第一項の計画造林準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基礎となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における計画造林準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該計画造林準備金の金額については、第二項から前項まで及び第八項の規定は、適用しない。

7 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に計画造林準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

8 第五十四条第八項及び第九項の規定は、第一項の計画造林準備金を積み立てている法人が合

併した場合について準用する。この場合において、同条第九項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日において第五十六条の六第一項の計画造林準備金の積立てをすることができる者でないとき」と読み替へるものとする。

第五十七條の見出しを、「証券取引責任準備金又は商品取引責任準備金」に改め、同条第一項中「損金経理により証券取引責任準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額を」損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により証券取引責任準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第二項中「損金経理により商品取引責任準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額を」損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により商品取引責任準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第三項から第六項までの規定中「勘定又は」を「又は」に、「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額を」の「金額」に改め、同条第八項中「勘定又は」を「又は」に、「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定を設けている」を「を積み立てる」に改め、同条第九項中「第八項を」第七項に改め、同条第十項中「第十項、第十一項」を「第八項、第九項」に、「第十二項」を「第十項」に、「勘定又は」を「又は」に、「勘定を設けている」を「を積み立てている」に改める。

「の金額」に改め、同条第五項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定に繰り入れた」を「として積み立てた」に、「繰入れ」を「積立て」に、「勘定の金額を」の金額」に改め、同条第六項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第七項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第八項中「第十項、第十一項」を「第八項、第九項」に、「第十二項」を「第十項」に、「勘定を設けている」を「積み立てている」に改める。

第五十七條の三の見出しを「違約損失補償準備金等」に改め、同条第一項中「損金経理により違約損失補償準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「損金経理の方法確定した決算において剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。」により違約損失補償準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額に、「勘定の金額」をの金額に改め、同条第二項中「勘定を設けている」を「積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第四項中「勘定を設けている」を「積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第五項中「勘定を設けている」を「積み立てている」に、「勘定に繰り入れたを」として積み立てたに、「繰入れを「積み立て」に改め、同条第六項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第七項中「第十項、第十一項」を「第八項、第九項」に、「第十二項」を「第十項」に、「勘定を設けている」を「積み立てている」に改める。

任保險又は地震保險に係る異常危険準備金」に改め、同条第一項中「損金経理により」を「損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む）」によりに改め、同条第六項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第七項中「第十項及び第十二項」を「第八項及び第九項」に改める。

第五十七條の六の見出しを「前払金保証事業会社の異常危険準備金」に改め、同条第一項中「損金経理により」を「損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む）」によりに改め、同条第九項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第十項中「第十項、第十一項」を「第八項、第九項」に、「第十二項」を「第十項」に改める。

第五十七条の七の見出しを「中小企業の貸倒引当金の特例」に改める。

第五十八條第三項及び第四項中「第七項」を「第七項本文」に、「同項」を「同項本文」に改め、同

条第五項中「第七項」を「第七項本文」に、「第一号

第一項の規定を適用する場合について、同条第六

項第一号及び第六号から第八号まで」に改める。

第五十八条の二の見出しを「(探鉱準備金)」に改

め、同条第一項中「損金経理により探鉱準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額を「員立経

理の方法(確定した決算において利益又は剰余金

の処分により積立金として積み立てる方法を含む。により探鉱準備金として積み立てたときは、

当該積み立てた金額」に改め、同条第三項中「勘定金額」を「金額」に、「繰入れ」を「積立て」に改

め、同条第四項中「勘定を設けている」を「を積み立てている」に、「勘定の金額」を「金額」に、「繰

入れ」を「積立て」に改め、同条第五項中「勘定を設けて、ある一定の金額を積み立てて、ある一定の勘定の金

[illegible]

「第七項」に改め、同条第七項中「第十項、第十一項」を「第八項、第九項」に、「第十二項」を「第十

る」に改める。

第五十八条の第三項第一号中「並びにこれら
の法律に基づく命令」を「第三十一条第一項に、
「償却範囲額」を「償却限度額」に改め、同項第二号
中「勘定の金額」を「金額」に改める。

第五十九条第一項中「第七号」を「第九号」に改める。

第六十一条第一項中「協同組合連合会を除く。」の下に「並びに消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会で政令で定めるもの」を加える。

第六十二条第一項中「昭和三十九年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十一日まで」

に、「そのとこえる部分の金額の百分の五十に相当する金額」を「そのとこえる部分の金額（以下この項

においては「限度超過額」という。）の百分の五十に相当する金額（次の各号に掲げる場合に該当するとする）は、当該各号に掲げる金額に次

一の二号を加える。

二 当該法人の当該事業年度において支出する

交際費等の額が基準交際費額に満たない場合 当該限度超過額からその満たない部分の金額(当該金額は当該限度超過額と同一の場

合には、当該限度超過額に相当する金額）を控除した金額の百分の五十に相当する金額

二 当該法人の当該事業年度において支出する交際費等の額が基準交際費額の百分の百五に相当する金額をこえる場合 次のイ及びロに

掲げる金額の合計額
イ そのこえる部分の金額（当該金額が当該
限度超過額をこえる場合は、当該限度超過

過額に相当する金額)
口 当該限度超過額からイに掲げる金額を控

除した金額の百分の五十に相当する金額
第六十二条第三項中「第一項」の下に「から第三
項まで」を加え、同項を同条第五項とし、同条第

二項中「前項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

前項に規定する基準交際費額とは、法人の当

該事業年度の直前の事業年度（事業年度が一年

である法人以外の法人については、当該直前の事業年度の直前の事業年度。以下この条において「基準年度」という。において支出した交際費等の額を当該基準年度の月数で除してこれに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額をいう。

3 前二項の場合において、第四十六条の二第一項に規定する海外取引等に関して支出する交際費等の額で政令で定めるものは、前二項に規定する交際費等の額に算入しない。

第六十二条に次の一項を加える。

6 第一項に規定する事業年度に係る基準年度がない法人又は同項に規定する法人が合併法人である場合における当該法人の同項の基準交際費額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十三条を削り、第六十二条を第六十三条とし、第三章第四節中第六十一条の次の一條を加える。

(事業協同組合等から組織変更した協業組合の課税の特例)

第六十二条 昭和四十二年六月一日に現に存する事業協同組合又は事業協同小組合が、同日から昭和四十五年三月三十一日までの間に、中小企業団体の組織に關する法律第九十五条第一項の規定によりその組織を変更して協業組合となつた場合には、当該協業組合は、その組織を変更した日を含む事業年度開始の日以後三年以内に開始する各事業年度の所得の金額及びその法人税の額の計算に關し、第四十六条第一項第一号の規定の適用については、同号に規定する中小企業者に該当しないものとし、第四十二条、第四十三条及び前二条並びに法人税法第六十六条の規定の適用については、事業協同組合又は事業協同小組合とみなす。

第六十四条第一項中「消滅(以下第六十五条の二)を消滅(以下第六十五条の三)に」、「権利(以下第六十五条の三)を」を「権利(以下第六十五条)に改め、同条第五項中「第五十一条まで」の下に「並びにこれらの規定に係る第五十二条の四第一項」

を加える。

第六十四条の二第一項中「一年」を「二年」に改め、同条第四項中「この場合において、第二号から第四号までに該当するときは、当該各号に掲げる金額を」を「この場合には、当該各号に掲げる金額(第六十五条の三第五項の規定の適用を受ける金額を除く)に改める。

第六十五条第一項第三号中「以下この条」の下に「及び第六十五条の三」を加える。

第六十五条の二第一項中「以下次項及び次条第一項」を「次項に」、「又は第六十四条の二」を「若しくは第六十四条の二に改め、「準用する場合を含む。」の下に「又は次条」を加える。

第六十五条の三を次のように改める。

(取用換地等の場合の所得の特例)

第六十五条の三 法人の有する資産で第六十四条第一項各号又は第六十五条第一項各号に規定するものがこれらの規定に該当することとなつた場合(第六十四条第二項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき取用等による譲渡があつたものとみなされた場合及び市街地改造法第三十六条第一項又は第四十一条第二項の規定に該当することとなつたことに伴い、第六十五条第五項の規定により同条第一項第三号に規定する土地等又は建築物につき取用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含む)において、当該法人が取用換地等により取得したこれらの規定に規定する補償金、対価若しくは清算金(以下この条において「補償金等」という)の額又は資産(以下この項において「交換取得資産」という)の価額(当該取用換地等により取得した交換取得資産の価額が当該取用換地等により譲渡した資産の価額をこえる場合において、その差額に相当する金額を当該取用換地等の際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額)が、当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した資産の譲渡に要した経費で当該補償金等又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額をこえ、かつ、当該法人が当該事業年度のうちに同一の年に属する期間中にその譲渡することとなつた資産の全部につき第六十四条から第六十五条までの規定の適用を受けないときは、そのこえる部分の金額と千二百万円(当該譲渡の日の属する年における取用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額。以下この項において「特別控除額」という。)とのいずれか低い金額(そのこえる部分の金額が当該特別控除額をこえる場合には、その差額の二分の一に相当する金額を加算した金額)を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額をこえ、かつ、当該法人が当該事業年度のうちに同一の年に属する期間中にその譲渡することとなつた資産の全部につき第六十四条から第六十五条までの規定の適用を受けないときは、そのこえる部分の金額と千二百万円(当該譲渡の日の属する年における取用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額。以下この項において「特別控除額」という。)とのいずれか低い金額(そのこえる部分の金額が当該特別控除額をこえる場合には、その差額の二分の一に相当する金額を加算した金額)を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2

前項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合においては、当該各号に掲げる資産については、適用しない。

一 前項に規定する資産の取用換地等による譲渡が、当該資産の買取り、消滅、交換、取りこわし、除去又は使用(以下この条において「買取り等」という)の申出をする者(以下この条において「公共事業施行者」という)から当該資産につき最初に当該申出のあつた日から六月を経過した日(当該資産の当該譲渡につき土地取用法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合又は農地法第三条第一項若しくは第五十一条の規定による許可を受けなければならぬ場合)においては、同日から政令で定める期間を経過した日)までにされなかつた場合。当該資産

二 一の買取り等の申出に係る前項に規定する資産の取用換地等による譲渡が二以上あつた場合において、これらの譲渡が当該資産につき最初に申出のあつた日の属する年以後の二以上の年にわたつてされたとき。当該資産のうち、最初に当該譲渡があつた年において譲渡された資産以外の資産

譲渡された資産以外の資産

三 前項に規定する資産の取用換地等による譲渡が当該資産につき最初に買取り等の申出を受けた者以外の法人からされた場合(当該申出を受けた者が法人である場合には、当該法人の合併により当該資産を取得したその合併法人が当該譲渡をした場合を除く)。当該資産

3

第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に關する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に關する明細書及び同項の規定の適用を受けようとする資産につき公共事業施行者から交付を受けた前項の買取り等の申出があつたことを証する書類その他の大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

4

公共事業施行者は、大蔵省令で定めるところにより、前項に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類の写し及び当該資産の買取り等に係る支払に關する調書、その事業の施行に係る営業所、事業所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5

法人が、第六十四条の二第四項前段(第六十五条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)の規定に該当することとなつた場合において、第六十四条の二第四項各号に掲げる金額に係る取用換地等のあつた日を含む事業年度のうちに同一の年に属する期間中に、当該法人の第六十四条第一項各号又は第六十五条第一項各号に規定する資産でこれらの規定に該当することとなつたものの全部に係る第六十四条の二第四項第一号に規定する特別勘定残額がないこととなり、かつ、当該資産の全部につき第六十四条第一項(第六十四条の二第二項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む)又は第六十五条第一項の規定の適用を受けていないときは、第六十四条の二第四項前段の規定に該当することとなつた当該特別勘定残額と千二百万円(その年において他の資産の

取用換地等により取得した補償金等に係る特別勘定残額につき、この項の規定により損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額（以下この項において「特別控除額」という。）のうちに低く低い金額（当該特別控除額をこえる場合）は、その差額の二分之一に相当する金額を加算した金額を当該損金とすることとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により損金の額に算入する場合について準用する。

7 第六十四条の二第七項の規定は、第一項又は第五項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。

8 第二項から第四項まで及び第六項に定めるもののほか、第一項又は第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十五條の四第一項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第五十一条まで」の下に「並びにこれらの規定に係る第五十二条の四第一項」を加える。

第六十五條の五第一項及び第六十五條の六第一項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第六十六條第三項中「第五十一条まで」の下に「並びにこれらの規定に係る第五十二条の四第一項」を加える。

第六十六條の二の見出しを「清算所得に係る課税の特例」に改め、同条第一項中「第六十六條の六」を「第六十六條の四」に、「当該合併に係る被合併法人の法人税法第百二十二條第一項に規定する控除した金額のうち当該被合併法人の同法第百二十五條第三項に規定する利益積立金額から成る金額以外の金額（以下この条において「評価益から成る金額」という。）を「当該合併による清算所得の金額」に、「当該合併法人が」を「その合併法人が」に、「当該被合併法人が」を「その被合併法人から」

に、「当該評価益から成る金額」を「当該清算所得の金額」に、「当該被合併法人の」を「当該合併による」に、「同法第百二十二條」を「法人税法第百二十二條」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 漁業協同組合で漁業協同組合併助成法第四條第二項の認定を受けたもの

第六十六條の二第一項第五号中「昭和三十五年法律第六十一号」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号中「昭和三十八年法律第五十六号」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「昭和三十六年法律第四十八号」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 中小漁業振興特別措置法第二條第二項に規定する指定業種で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同法第三條第一項に規定する振興計画が定められたものに属する事業を営む法人のうち、同法第六條第一項に規定する中小漁業者に該当するもので当該振興計画が定められた日から五年以内に同項の規定による認定を受けたもの

第六十六條の三及び第六十六條の四を削り、第六十六條の五中「第三号から第五号まで」を「第四号から第七号まで」に改め、同条を第六十六條の三とする。

第六十六條の六第一項に次の二号を加える。

三 中小企業団体の組織に関する法律第五条に規定する中小企業者に該当する法人で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同法第五条の二十一第一項の規定による承認を受けたもの

同項の規定による承認に係る固定資産

四 中小漁業振興特別措置法第二條第二項に規定する指定業種で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同法第三條第一項に規定する振興計画が定められたものに属する事業を営む法人のうち、同法第六條第一項に規定する中小漁業者に該当する

もので当該振興計画が定められた日から五年以内に同項及び同条第二項の規定による認定を受けたもの

同項の規定による認定に係る固定資産

第六十六條の六第二項中「若しくは中小企業近代化促進法第八條第二項」を、「中小企業近代化促進法第八條第二項、中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十一第一項若しくは中小漁業振興特別措置法第六條第二項」に、「承認を」を「承認若しくは認定」に、「若しくは土地の上に存する権利」を「土地の上に存する権利若しくは漁業権（許可漁業その他漁業に係る特別の地位又は利益で漁業権に類するものを含む）」に改め、同条を第六十六條の四とする。

第三章第七節の次に次の一節を加える。

第七節の二 景気調整のための課税の特例

（延納に係る利子税の特例）

第六十六條の五 日本銀行の基準割引歩合が引き上げられた場合において、法人税の延納について景気調整対策上の措置を講ずることが必要であると認められる期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、法人税法第七十八條第三項（同法第百四十五條第一項において準用する場合を含む。）に規定する利子税の一日二銭の割合は、これらの規定にかかわらず、当該基準割引歩合の引上げに応じ、当該利子税に係る法人税額百円につき一日三銭五厘の割合の範囲内で定める割合とする。

（重要産業用合理化機械等の特別償却の停止）

第六十六條の六 前条に規定する期間内で企業の設備投資を抑制することが必要であると認められる期間として政令で定める期間内に終了する法人の各事業年度においては、政令で定めるところにより、当該法人の所有する機械その他の設備で第四十三條第一項の表の第一号に掲げる設備に該当し、又は該当したもの償却については、同項、第五十二條の三又は第五十二條の四の規定は、適用しない。

2 前項に規定する設備で同項の規定により第四十三條第一項、第五十二條の三又は第五十二條の四の規定を適用しないこととされたものを有する法人は、前項に規定する政令で定める期間を経過した日を含む事業年度以後の各事業年度において、政令で定めるところにより、当該設備につきこれらの条の規定に準じ償却をすることができ。

第六十六條の十の次に次の一条を加える。

（石炭鉱業会社の所得計算の特例）

第六十六條の十一 石炭鉱業を営む法人が各事業年度において石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第 号）第六條第一項に規定する元利補給金の交付を受ける場合には、その交付を受ける日を含む事業年度終了の時に於ける前事業年度以前の事業年度から繰り越された法人税法第二條第二十号に規定する欠損金額（同法第五十七條から第五十九條までの規定の適用を受けるものを除く。）のうち、その交付を受ける元利補給金の額（その額がこの項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該交付を受ける日を含む事業年度の所得の金額をこえる場合には、そのこえる部分の金額を控除した金額）に達するまでの金額は、その交付を受ける日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する金額の損金算入に關する明細の記載がある場合に限り、適用する。

3 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二條第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七條第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

第六十七條の二第四項中「第七十條」を「第六十九條」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課

税の特例

第六十七条の三 農地法第二十七条に規定する農業生産法人が、昭和四十二年六月一日から昭和四十七年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に、その飼育した肉用牛(農業災害補償法第九十一条第一項に規定する肉用牛をいう。以下この条において同じ。)を家畜取引法第二十三条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において売却した場合に、政令で定めるところにより、当該農業生産法人の当該売却による利益の額に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等による損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに肉用牛の売却が同項の市場において行なわれたこと及びその売却価額を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

3 第一項の規定の適用を受けた同項の農業生産法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二十八条の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

第六十八条の二の見出し中「償還差益」を「発行差金」に改め、同条中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に、「償還差益」を「発行差金」に改める。

第六十九条第一項中「第七十条の五」を「第七十条の六」に改める。

第七十条の五の次に次の一条を加える。

(計画伐採に係る相続税の特例)

第七十条の六 税務署長は、相続税法第三十八条第一項の規定により相続税額について延納の許可をする場合において、相続又は遺贈により取得した財産で当該相続税額の基礎となつたものの価額の合計額のうち第三十条の三第一項に規定する森林の植栽に關する計画が定められていない区域内に存する立木の価額の割合が十分の五以上であるときは、当該延納の許可をする相続税額のうち当該立木の価額に對應するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額については、納税義務者の申請により、同法第三十八条第二項の規定にかかわらず、当該立木の当該計画に基づく伐採の時期及び材積を基礎として納付すべき分納税額を定めることができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、相続税法第三十九条第一項に規定する申請書に、前項の規定による分納税額の計算の明細その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を添附して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第七十二条第一項及び第三項並びに第七十三条から第七十五条までの規定中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第七十七条の見出し中「農地」を「農地等」に改め、同条中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に、「第七十七條の四第二項」を「次項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 昭和四十二年六月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に林業基本法(昭和三十九年法律第六十一号)第三条第一項第二号に規定する林業構造の改善のため国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて市町村が行なうあつせんにより林地の交換が行なわれた場合には、その交換により取得した土地の所有権の取得の登記の登録額は、大蔵省令で定めるところにより当該交換後一年以内に登記を

受けるものに限り、登録税法第二十一条第三号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六とする。

第七十七條の二中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

第七十七條の四を次のように改める。

政令で定めるものが同日から昭和四十四年三月三十一日までの期間内に、「及び」を「事業の用に供されたことのないものに限り。以下この項において同じ。」で政令で定めるもの又は昭和四十二年四月一日において現に漁業を営む者が当該期間内に新造した」に改め、「事業の用に供されたことのないものに限り。」を削り、同条第二項中「新造する外航航路に就航することを目的とする船舶及び主として遠洋区域で漁業に従事することを目的とする船舶で政令で定めるもの」を「同項に規定する者が新造する同項の船舶に、「の担保として当該船舶の上に設定される」を「担保する」に受ける当該船舶を目的とする」に、「取得」を「設定」に改める。

第七十七條の四 個人が民法第六十二条の規定により取得した固有所有土地(当該個人の所有する耕作又は養蚕の用に供する土地に隣接するもので、当該土地と一体として使用されてきたものに限り。)の所有権の保存の登記については、大蔵省令で定めるところにより昭和四十二年六月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、その登記の登録額は、登録税法第二十一条第四号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の三に相当する金額とする。

第七十七條の四の次に次の一条を加える。

(農林漁業金融公庫資金の転貸の場合の抵当権の設定登記の免税)

第七十七條の五 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合又は塩業組合が農林漁業金融公庫から農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三十五号)第十八条第一項各号に掲げる資金の貸付けを受け、当該資金をその貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で同項に規定する農林漁業者に対し貸し付けた場合には、当該貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該貸付けの日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税を課さない。

第七十九條の見出し中「取得の」を「設定」に改め、同条第一項中「昭和三十八年四月一日から昭和四十二年五月三十一日までの間」を「昭和四十二年四月一日において現に海上運送業を営む者で

政令で定めるものが同日から昭和四十四年三月三十一日までの期間内に、「及び」を「事業の用に供されたことのないものに限り。以下この項において同じ。」で政令で定めるもの又は昭和四十二年四月一日において現に漁業を営む者が当該期間内に新造した」に改め、「事業の用に供されたことのないものに限り。」を削り、同条第二項中「新造する外航航路に就航することを目的とする船舶及び主として遠洋区域で漁業に従事することを目的とする船舶で政令で定めるもの」を「同項に規定する者が新造する同項の船舶に、「の担保として当該船舶の上に設定される」を「担保する」に受ける当該船舶を目的とする」に、「取得」を「設定」に改める。

第八十条第二項及び第八十条の二中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第八十一条中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改め、「に限り。」の下に「若しくは中小漁業振興特別措置法第六條第一項の規定による認定(同法第三條第一項に規定する振興計画で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に定められたものに係るものであり、かつ、その定められた日から五年以内にされたものに限り。)」を、「又は承認」の下に「若しくは認定」を加える。

第八十一条の二中「規定による勧告」の下に「若しくは漁業協同組合併助成法第四條第二項の規定」を加える。

第八十三条第二号中「(設立の日から昭和四十二年五月三十一日までの間に行われる場合に限り。)」を削る。

第八十四条中「日本航空株式会社」の下に「日本航空機製造株式会社」を加える。

第六章第二節中第八十八條の二の次に次の一条を加える。

(日本万国博覧会の用に供する物品の免税)

第八十八条の三 第一種の物品の小売業者又は第二種の物品の製造者が、日本万国博覧会(第五十六条の五第一項に規定する日本万国博覧会をいう。以下この条において同じ。)の参加国(国際機関を含む。本邦を除く。)又は出品者(本邦の出品者を除く。)に対し、それぞれ、政令で定める第一種の課税物品で当該参加国若しくは出品者(以下この条において「出品者等」という。)が日本万国博覧会の用に供した後輸出する目的で政令で定める方法により購入するもの、小売をし、又は政令で定める第二種の課税物品で出品者等が当該目的で当該方法により購入するものを販売するためその製造に係る製造場から移出する場合には、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。

2 前項の規定は、同項の小売又は移出をした第一種の物品の小売業者又は第二種の物品の製造者が当該小売又は移出をした日の属する月分の物品税法第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書(これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。)に当該物品の小売又は移出に関する明細書及び当該物品が前項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。ただし、既に第五項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

3 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第一項の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品を同項に規定する方法により購入した出品者等は、その購入した日から十日以内に、当該物品の用途、品名及び品名ごとの数量その他の政令で定める事項を記載した書類を日本万国博覧会の開催地の所轄税関長に提出しなければならない。

5 前項の出品者等が、同項の物品を日本万国博覧会の用以外の用に供し、若しくは譲渡したとき又は日本万国博覧会の終了の日から六月以内に輸出しないときは、同項の税関長は、当該

出品者等から当該物品に係る物品税を直ちに徴収する。ただし、次の各号に掲げる場合には、この限りでない。

一 当該出品者等が、政令で定める手続により当該税関長に届け出て、当該物品を廃棄し、又は日本万国博覧会の用に供した後国若しくは地方公共団体に對しその用に供されるものとして寄贈した場合

二 既に第二項本文の規定の適用があつた場合(第三項において準用する前条第三項の規定の適用を受けた場合で、同項の規定による書類の提出がされなかつた場合を含む。)

第六章第四節第九十一条の前に次の二条を加える。

(第一種甲類の砂糖の非課税)

第九十条の三 砂糖消費税法第二条第一項に規定する第一種甲類の砂糖(同法附則第十二項の規定により第一種甲類の砂糖とみなされる砂糖を含むものとし、次条第三項において「第一種甲類の砂糖」という。)で昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについては、同法第三条、第十条から第十三条まで及び第二十条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受けた砂糖については、砂糖消費税法(第二十二條を除く。)の規定の適用上、課税済みの砂糖類とみなす。

3 前項の規定により課税済みの砂糖類とみなされた砂糖を主たる原料として製造した砂糖類で砂糖消費税法第八条又は第二十条の規定の適用を受けたものについては、同法第二十二條の規定は、適用しない。

(転化糖水の税額計算の特例)

第九十条の四 砂糖消費税法第二条第一項に規定する第一種の糖水のうち、その含有する固形分の重量が全重量の百分の二十五をこえるもの(以下この条において「転化糖水」という。)で、昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに係る砂糖消費税の税額は、同法第九条の三の規定にかかわらず、一キログラムにつき十二円の割合で計算した金額とする。

2 前項の期間内に転化糖水を砂糖類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る者は、砂糖消費税法第十条第一項又は第十一条の規定による申告書に、その旨及び当該転化糖水の重量を記載しなければならない。

3 転化糖水を原料の一部として製造した砂糖で、第一項の期間内に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものは、砂糖消費税法第二条第一項第一号及び附則第十二項の規定の適用については、第一種甲類の砂糖に含まれないものとする。

第九十二条中「前条第一項」を「第九十条の四第一項又は前条第一項」に、「同項中」を「当該原料とした砂糖類が第九十条の四第一項の規定の適用を受けたものであるときは、同法第二十二條第一項中「第九條の三に規定する税率により算出した」とあるのは「一キログラムにつき十二円の割合で計算した」と、当該原料とした砂糖類が前条第一項の規定の適用を受けたものであるときは、同法第二十二條第一項中「に、読み替へ」を「それぞれ読み替へ」に改める。

第九十五条中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十二年六月三十日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、租税特別措置法第三十一条、第三十二条、第三十三条(第四項を除く。)、第三十三条の二、第三十四条、第三十八条の二、第三十八条の十二及び第六十四条から第六十五条の三までの改正規定は、土地収用法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第号)の施行の日から施行する。

(所得税の特例に關する経過規定の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)(第二章の規定は、別段の定めがあるものを除く。)(昭和四十二年分以後の所得税に適用し、昭和四十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。)

(利子所得に關する経過規定)

第三条 昭和四十二年六月一日(以下「施行日」という。)(前に支払を受けるべきであつた利子所得については、なお従前の例による。)

2 昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき利子所得(改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)(第三条第一項に規定する公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託若しくは公社債投資信託の収益の計算期間が一年以上であるものに係る利子所得で昭和四十二年六月三十日後に支払期が到来するものの金額のうち同日までの期間に対応する部分の金額を含む。)(については、同条第一項から第四項までの規定中「昭和四十二年五月三十一日」とあるのは、「昭和四十二年六月三十日」として、同条の規定の例によるものとする。)

(配当所得に關する経過規定)

第四条 施行日前に支払を受けるべきであつた配当所得については、なお従前の例による。

2 昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得(当該収益の計算期間が一年以上であるものに係る配当所得(証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約により支払を受けるものを除く。)(で昭和四十二年六月三十日後に支払期が到来するものの金額のうち同日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。)(については、旧法第八条の二第一項から第四項までの規定中「昭和四十二年五月三十一日」とあるのは、「昭和四十二年六月三十日」として、同条の規定の例によるものとする。)

3 昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき配当所得(証券投資信託

の収益の分配に係るものを除く。については、旧法第八条の三第一項及び第二項、第八条の四第一項並びに第九条第一項中「昭和四十二年五月三十一日」とあるのは、「昭和四十二年六月三十日」として、これらの条の規定の例によるものとする。

4 新法第九条の二の規定は、施行日以後に合併した同条各号に掲げる法人から交付を受ける金銭その他の資産について適用し、同日前に合併した当該法人から交付を受ける金銭その他の資産については、なお従前の例による。

(個人の税額控除に関する経過規定)

第五条 新法第十条第一項の規定は、個人が施行日以後に同項に規定する特定設備の廃棄をした場合について適用し、個人が同日前に旧法第十条第一項に規定する特定設備の廃棄をした場合については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過規定)

第六条 新法第十一条の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の償却費の額の計算について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作した旧法第十一条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合における当該合理化機械等の償却費の額の計算については、なお従前の例による。

2 個人が、昭和四十二年十二月三十一日まで、旧法第十二条第一項に規定する開発研究機械等での製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製作してこれを同項に規定する開発研究の用に供した場合における当該開発研究機械等の償却費の額の計算については、同項中「昭和四十二年五月三十一日」とあるのは、「昭和四十二年十二月三十一日」として、同条の規定の例によるものとする。

3 新法第十三条の三(第八項を除く。)の規定は、個人の施行日以後の同条第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるもの

のについて適用し、同日前の旧法第十三条の三第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについては、なお従前の例による。

4 昭和四十二年分の所得税についての新法第十三条第一項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第三十四条第四項、第三十八条の五第二項(新法第三十八条の八第二項において準用する場合を含む。)、及び第三十九条第三項の規定の適用については、新法第十三条第一項中「前二条」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)附則第六条第二項又は前二条」と、新法第十三条の二第一項中「前三条」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律附則第六条第二項、前三条」と、新法第十三条の三第一項、第三十四条第四項、第三十八条の五第二項及び第三十九条第三項中「から第十三条まで」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律附則第六条第二項、第十三条」とする。

(個人の準備金等に関する経過規定)

第七条 個人が昭和四十二年一月一日において有する旧法第二章第二節第二款の規定による各準備金勘定の金額(既に旧法の規定により取りくずすべきこととなつたものを除く。)は、それぞれ新法第二章第二節第二款の規定により準備金として積み立てた金額とみなす。

2 新法第二十八条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する特定繊維産業商工組合がした賦課に基づいて納付された金額について適用する。(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除

に関する経過規定)

第八条 新法第二十一条の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十一条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

(外国技術使用料課税に関する経過規定)

第九条 旧法第二十八条第一項に規定する者が施行日前に締結された契約に基づき同条第三項に規定する重要外国技術を提供することにより受ける使用料で同条第一項に規定する契約期間内に支払を受けるべきものに係る所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(譲渡所得に関する経過規定)

第十条 新法(附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行後のものをいう。以下次項まで及び第十三条において同じ。)第三十一条、第三十二条、第三十三条(第四項を除く。)、第三十三条の二、第三十八条の二及び第三十八条の十二の規定は、土地収用法の一部を改正する法律の施行の日(以下「収用法施行日」という。)以後に行なわれたこれらの規定に該当する資産の譲渡(新法第三十一条第三項の規定により収用等による譲渡があつたものとされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。以下次項までにおいて同じ。)に係る所得税について適用し、同日前に行なわれた当該資産の譲渡に係る所得税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四条の規定は、収用法施行日以後に譲渡した資産で新法第三十一条又は第三十二条の規定の適用を受けたものに係る新法第三十

四条第一項に規定する代替資産等について適用し、同日前に譲渡した資産で旧法第三十一条又は第三十二条の規定の適用を受けたものに係る当該代替資産等については、なお従前の例による。

3 新法第三十三条第四項の規定は、施行日以後に納付すべき同項に規定する利子税について適用し、同日前に納付すべき当該利子税については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過規定の原則)

第十一条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の受けた配当等の益金不算入の特例等に関する経過規定)

第十二条 新法第四十二条の二第四項の規定は、施行日以後に解散した同項に規定する内国法人が同項に規定する配当等の金額を受けた場合について適用し、同日前に解散した当該内国法人が当該配当等の金額を受けた場合については、なお従前の例による。

(法人の税額控除に関する経過規定)

第十三条 新法第四十二条の四第一項の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する特定設備の廃棄をした場合について適用し、法人が同日前に旧法第四十二条の四第一項に規定する特定設備の廃棄をした場合については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第十四条 新法第四十三条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。この場合において、法人が施行日から当該法人の同日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までの間に取得し、又は製作して事業の用に供した新法第四十三条第一項に規定する合理化機械等の償却額の計算方法については、旧法第四十三条の規定の例によるものとする。

2 新法第四十六条第一項第二号の規定は、施行日以後に同号に掲げる場合に該当することとなる法人について適用する。この場合において、当該法人の施行日前に開始した事業年度の同号に掲げる船舶の償却額の計算方法については、旧法第四十六条の規定の例によるものとする。

3 新法第四十六条の二(第七項を除く。)の規定は、法人の施行日以後の同条第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについて適用し、法人の同日前の旧法第四十六条の二第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについては、なお従前の例による。

4 法人が、当該法人の施行日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに、旧法第四十

四条第一項に規定する開発研究機械等とその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製作して、これを同項に規定する開発研究の用に供した場合におけるその用に供した事業年度の当該開発研究機械等に係る同項に規定する償却範囲額の計算については、同項中「昭和四十二年五月三十一日」とあるのは、「昭和四十二年六月一日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日」として、同条の規定の例によるものとする。

(法人の準備金に関する経過規定)

第十五条 法人が施行日以後最初に開始する事業年度開始の日において有する旧法第三章第二節の規定による各準備金勘定の金額は、それぞれ新法第三章第二節の規定により損金経理の方法により準備金として積み立てた金額とみなす。

2 新法第五十六条の三の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する特定繊維産業商工組合がした賦課に基づいて納付された金額について適用する。

3 新法第五十六条の四の規定は、同条第一項に規定する法人が施行日以後に同項に規定する設備の取得のために支出する金額について適用する。(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定)

第十六条 新法第五十八条の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第五十八条第一項又は第二項に規定する収入金額については、な

お従前の例による。

(協同組合等の留保所得の特別控除に関する経過規定)
第十七条 新法第六十一条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の法人税については、なお従前の例による。

(法人の資産の譲渡に関する経過規定)

第十八条 新法第六十四条から第六十五条の三までの規定は、収用法施行日以後に行なわれたこれらの規定に該当する資産の譲渡(新法第六十四条第二項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。)に係る法人税について適用し、同日前行なわれた当該資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(合併の場合の清算所得等の課税の特例に関する経過規定)
第十八条 新法第六十六条の二及び第六十六条の四の規定は、法人が施行日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合に

ついて適用する。
2 新法第六十六条の二第一項に規定する法人が施行日前に合併をした場合における清算所得に対する法人税の課税については、旧法第六十六条の三及び第六十六条の四の規定は、なおその効力を有する。

(石炭鉱業会社の所得計算の特例に関する経過規定)

第十九条 新法第六十六条の十一の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する元利補給金の交付を受ける場合について適用する。

(砂糖消費税の特例に関する経過規定)
第二十〇条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。

(通行税に関する特例の改正に伴う経過規定)
第二十一条 昭和四十二年六月三十日以前に領収した航空機の旅客運賃に係る通行税については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過規定)
第二十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる国税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十四条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「施行日以後に開始する事業年度に係る」を「施行日以後の」に改める。

印紙税法案

印紙税法

印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 課税標準及び税率(第七—第十條)

第三章 納付、申告及び還付等(第八—第十條)

第四章 雑則(第十五—第二十一條)

第五章 罰則(第二十二—第二十七條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、印紙税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、納付及び申告の手続その他印紙税の納税義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

(課税物件)

第二条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する。

(納税義務者)

第三条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、第五条の規定により印紙税を課さないものとされる文書以外の文書(以下「課税文書」という。)の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある。

2 一の課税文書を二以上の者が共同して作成し

た場合には、当該二以上の者は、その作成した課税文書につき、連帯して印紙税を納める義務がある。

(課税文書の作成とみなす場合等)

第四条 別表第一第三号に掲げる約束手形又は為替手形で手形金額の記載のないものにつき手形金額の補充がされた場合には、当該補充をした者が、当該補充をした時に、同号に掲げる約束手形又は為替手形を作成したものとみなす。

2 別表第一第十七号に掲げる委任状のうち、株式会社その他の政令で定める法人(以下「会社等」という。)の株主總會その他これに準ずる機関(以下「總會等」という。)における議決権の行使を委任するために作成されるもので、当該会社等が、政令で定めるところにより、当該委任状に係る印紙税を納付することにつき、その本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて大蔵省令で定める表示をしたものについては、当該承認を受けた者が、その委任をした者から当該委任状を受け取つた時に、これを作成したものとみなす。

3 別表第一第二十三号から第二十五号までの課税文書を一年以上にわたり継続して使用する場合には、当該課税文書を作成した日から一年を経過した日以後最初の付込みをした時に、当該課税文書を新たに作成したものとみなす。

4 一の文書(別表第一第三号から第七号まで、第十号及び第二十三号から第二十五号までに掲

げる文書を除く。)に、同表第一号から第二十二号までの課税文書(同表第三号から第七号まで及び第十号の課税文書を除く。)により証されるべき事項の追記をした場合又は同表第二十三号若しくは第二十四号の課税文書として使用するための付込みをした場合には、当該追記又は付込みをした者が、当該追記又は付込みをした時に、当該追記又は付込みに係る事項を記載した課税文書を新たに作成したものとみなす。

5 別表第一第二十四号又は第二十五号の課税文書(以下この項において「通帳等」という。)に次の各号に掲げる事項の付込みがされた場合において、当該付込みがされた事項に係る記載金額(同表の課税物件表の適用に関する通則4に規定する記載金額をいう。第九条第三項において同じ。)が当該各号に掲げる金額であるときは、当該付込みがされた事項に係る部分については、当該通帳等への付込みがなく、当該各号に規定する課税文書の作成があつたものとみなす。

一 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項 十万円をこえる金額

二 別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項 百万円以上の金額

6 次条第二号に規定する者(以下この条において「国等」という。)と国等以外の者とが共同して作成した文書については、国等又は公証人法(明治四十一年法律第五十三号)に規定する公証

人が保存するものは国等以外の者が作成したものとみなし、国等以外の者(公証人を除く。)が保存するものは国等が作成したものとみなす。

7 前項の規定は、次条第三号に規定する者その他の者(国等を除く。)とが共同して作成した文書で同号に規定するものについて準用する。

(非課税文書)

第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書

二 国、地方公共団体又は別表第二に掲げる者が作成した文書

三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの

(納税地)

第六条 印紙税の納税地は、次の各号に掲げる課税文書の区分に応じ、当該各号に掲げる場所とする。

一 第四条第二項、第十一条第一項又は第十二条第一項の承認に係る課税文書 これらの承認をした税務署長の所属する税務署の管轄区域内の場所

二 第九条第一項の請求に係る課税文書 当該請求を受けた税務署長の所属する税務署の管轄区域内の場所

三 第十条第一項に規定する印紙税納付装置により、印紙税に相当する金額を表示して同項

に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙
納付計器の設置場所

四 前三号に掲げる課税文書以外の課税文書
で、当該課税文書にその作成場所が明らかに
されているもの 当該作成場所

五 第一号から第三号までに掲げる課税文書以
外の課税文書で、当該課税文書にその作成場
所が明らかにされていないもの 政令で定め
る場所

第二章 課税標準及び税率

(課税標準及び税率)

第七条 印紙税の課税標準及び税率は、別表第一
の各号の課税文書の区分に応じ、同表の課税標
準及び税率の欄に定めるところによる。

第三章 納付、申告及び還付等

(印紙による納付等)

第八条 課税文書の作成者は、次条から第十三条
までの規定の適用を受ける場合を除き、当該課
税文書に課されるべき印紙税に相当する金額の
印紙(以下「相当印紙」という。)を、当該課税
文書の作成の時までに、当該課税文書にはり付
ける方法により、印紙税を納付しなければなら
ない。

2 課税文書の作成者は、前項の規定により当該
課税文書に印紙をはり付ける場合には、政令で
定めるところにより、当該課税文書と印紙の彩
紋とにかけ、判明に印紙を消さなければならな
い。

(税印による納付の特例)

第九条 課税文書の作成者は、政令で定める手続
により、大蔵省令で定める税務署の税務署長に
対し、当該課税文書に相当印紙をはり付けるこ
とに代えて、税印(大蔵省令で定める印影の形
式を有する印をいう。次項において同じ。)を押
すことを請求することができる。

2 前項の請求をした者は、次項の規定によりそ
の請求が棄却された場合を除き、当該請求に係
る課税文書に課されるべき印紙税額に相当する
印紙税を、税印が押される時までに、国に納付
しなければならない。

3 税務署長は、第一項の請求があつた場合にお
いて、当該請求に係る課税文書の記載金額が明
らかでないことその他印紙税の保全上不適当で
あると認めるときは、当該請求を棄却すること
ができる。

(印紙納付計器の使用による納付の特例)

第十条 課税文書の作成者は、政令で定めるとこ
ろにより、印紙納付計器(印紙税の保全上支
障がないことにつき、政令で定めるところによ
り、国税庁長官の指定を受けた計器(第十六条
及び第十八条第二項において「指定計器」とい
う。)で、大蔵省令で定める形式の印影を生ずべ
き印(以下「納付印」という。)を付したものを
いう。以下同じ。を、その設置しようとする場
所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて設置
した場合には、当該課税文書に相当印紙をはり

付けることに代えて、当該印紙納付計器によ
り、当該課税文書に課されるべき印紙税額に相
当する金額を表示して納付印を押すことができ
る。

2 前項の承認を受けた者は、同項の規定により
印紙納付計器を使用する前に、政令で定める
ところにより、同項の税務署長に対し、当該印
紙納付計器により表示することができる印紙
税額に相当する金額の総額を限度として当該印
紙納付計器を使用するため必要な措置を講ず
ることを請求しなければならない。

3 前項の請求をした者は、同項の表示すること
ができる金額の総額に相当する印紙税を、同項
の措置を受ける時までに、国に納付しなければ
ならない。

4 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令
の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上
不適当と認められる場合には、税務署長は、そ
の承認を取り消すことができる。

5 税務署長は、印紙税の保全上必要があると認
めるときは、政令で定めるところにより、印紙
納付計器に封を施すことができる。

6 第一項の規定により印紙税に相当する金額を
表示して納付印を押す方法について必要な事項
は、大蔵省令で定める。

(書式表示による申告及び納付の特例)

第十一条 課税文書の作成者は、別表第一第四号
に掲げる物品切手その他の課税文書で政令で定

めるもののうち、その様式又は形式が同一であ
り、かつ、その作成の事実が後日においても明
らかにされているもので次の各号の一に該当す
るものを作成しようとする場合には、政令で定
めるところにより、当該課税文書を作成しよう
とする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受
け、相当印紙のはり付けに代えて、金銭をもつ
て当該課税文書に係る印紙税を納付することが
できる。

一 毎月継続して作成されることとされている
もの

二 特定の日に多量に作成されることとされて
いるもの

2 前項の承認の申請者が第十五条の規定により
命ぜられた担保の提供をしない場合その他印紙
税の保全上不適当と認められる場合には、税務
署長は、その承認を与えないことができる。

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る
課税文書の作成の時までに、当該課税文書に大
蔵省令で定める書式による表示をしなければな
らない。

4 第一項の承認を受けた者は、政令で定めると
ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書
を、当該課税文書が同項第一号に掲げる課税文
書に該当する場合には毎月分(当該課税文書を
作成しなかつた月分を除く。)をその翌月末日ま
でに、当該課税文書が同項第二号に掲げる課税
文書に該当する場合には同号に規定する日の属

する月の翌月末日までに、その承認をした税務署長に提出しなければならない。

一 その月中(第一項第二号に掲げる課税文書にあつては、同号に規定する日)に作成した当該課税文書の号別及び種類並びに当該種類ごとの数量及び当該数量を税率区分(政令で定める課税文書については、その一の課税文書ごとの税率区分)の異なるごとに合計した数量(次号において「課税標準数量」という。)

二 課税標準数量に対する印紙税額及び当該印紙税額の合計額(次項において「納付すべき税額」という。)

三 その他参考となるべき事項

5 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。

6 第一項第一号の課税文書につき同項の承認を受けている者は、当該承認に係る課税文書につき同項の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定める手続により、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。

(預貯金通帳に係る申告及び納付等の特例)

第十二条 別表第一第二十三号の課税文書のうち政令で定める預貯金通帳の作成者は、政令で定めるところにより、当該預貯金通帳を作成しよとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、相当印紙のはり付けに代えて、金銭をも

つて、当該承認の日以後最初に到来する四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に作成する当該預貯金通帳に係る印紙税を納付することができる。

2 前項の承認の申請者が第十五条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合その他印紙税の保全上不適当と認められる場合には、税務署長は、その承認を与えないことができる。

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る預貯金通帳に、同項の期間内において最初の付込みをする時までに、大蔵省令で定める書式による表示をしなければならない。

4 第一項の承認を受けた場合には、当該承認を受けた者が同項の期間内に作成する当該預貯金通帳は、当該期間の開始の時に作成するものとみなし、当該期間内に作成する当該預貯金通帳の数量は、当該期間の開始の時ににおける当該預貯金通帳に係る預貯金と同一の種類の預貯金の口座の数として政令で定めるところにより計算した数に相当する数量とみなす。

5 第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、同項に規定する期間の開始の日から起算して一月以内に、その承認をした税務署長に提出しなければならない。

一 当該承認に係る預貯金通帳の種類ごとの前項に規定する預貯金の口座の数に相当する預貯金通帳の数量及び当該数量の合計数量(次

号において「課税標準数量」という。)

二 課税標準数量に対する印紙税額(次項において「納付すべき税額」という。)

三 その他参考となるべき事項

6 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。

7 第一項の承認を受けた者が、当該承認を受けた日の属する年の前年においても同項の承認を受けており、かつ、当該承認に係る預貯金通帳に既に第三項の表示をしている場合には、当該預貯金通帳については、再び当該表示をすることを要しないものとする。

(委任状に係る申告及び納付の特例)

第十三条 第四条第二項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、同項の会社等の総会等の開始の日の属する月の翌月末日までに、同項の税務署長に提出しなければならない。

一 当該承認を受けた者が受取つた当該承認に係る委任状の数量(次号において「課税標準数量」という。)

二 課税標準数量に対する印紙税額(次項において「納付すべき税額」という。)

三 その他参考となるべき事項

2 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載

した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。

(過誤納の確認等)

第十四条 印紙税に係る過誤納金(第十条第三項の規定により納付した印紙税で印紙税納付装置の設置の廃止その他の事由により納付の必要がなくなつたものを含む。以下この条において同じ。)の還付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その過誤納の事実につき納税地の所轄税務署長の確認を受けなければならない。ただし、前三条の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項若しくは第十九条第三項(期限後申告・修正申告)に規定する期限後申告書若しくは修正申告書又は同法第二十四条から第二十六条まで(更正・決定)の規定による更正若しくは決定を含む。)に係る印紙税として納付され、又は第二十条に規定する過誤税として徴収された過誤納金については、この限りでない。

2 第九条第二項又は第十条第三項の規定により印紙税を納付すべき者が、第九条第一項又は第十条第一項の税務署長に対し、政令で定めるところにより、印紙税に係る過誤納金(前項の確認を受けたもの及び同項ただし書に規定する過誤納金を除く。)の過誤納の事実の確認とその納付すべき印紙税への充当とをあわせて請求したときは、当該税務署長は、その充当することが

できる。

3 第一項の確認又は前項の充当を受ける過誤納金については、当該確認又は充当の時に過誤納があつたものとみなして、国税通則法第五十六条から第五十八条まで（還付・充当・還付加算金）の規定を適用する。

第四章 雑則

(保全担保)

第十五条 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、印紙税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第四条第二項、第十一条第一項又は第十二条第一項の承認の申請者に対し、金額及び期間を指定して、印紙税につき担保の提供を命ずることができ

る。

(納付印等の製造等の禁止)

第十六条 何人も、印紙税納付計器、納付印（指定計器以外の計器その他の器具に取り付けられたものを含む。以下同じ。）又は納付印の印影に紛らわしい外観を有する印影を生ずべき印（以下「納付印等」と総称する。）を製造し、販売し、又は所持してはならない。ただし、納付印等の製造、販売又は所持をしようとする者が、政令で定めるところにより、当該製造、販売若しくは所持をしようとする場所の所在地の所轄

税務署長の承認を受けた場合又は第十条第一項の承認を受けて印紙税納付計器を所持する場合は、この限りでない。

(印紙税納付計器販売業者等の申告等)

第十七条 印紙税納付計器の販売業者又は納付印の製造業者若しくは販売業者をしようとする者は、その販売場又は製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該販売場（その者が販売場を設けない場合には、その住所とし、住所がない場合には、その居所とする。）又は製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。印紙税納付計器の販売業者又は納付印の製造業者若しくは販売業者が当該販売業者又は製造業者の廃止又は休止をしようとする場合も、また同様とする。

2 第十条第一項の承認を受けて同項の印紙税納付計器を設置した者が当該設置を廃止した場合には、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に届け出て同条第五項の封の解除その他必要な措置を受けなければならない。

(記帳義務)

第十八条 第四条第二項、第十一条第一項又は第十二条第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、当該承認に係る課税文書の作成に關する事実を帳簿に記載しなければならない。

2 印紙税納付計器の販売業者又は納付印の製造業者若しくは販売業者は、政令で定めるところ

により、指定計器又は納付印等の受入れ、貯蔵又は払出しに關する事実を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

第十九条 法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続（包括遺贈を含む。）があつた場合には、相続人（包括受遺者を含む。）は、被相続人（包括遺贈者を含む。）の次に掲げる義務をそれぞれ承継する。

一 第十一条第四項、第十二条第五項又は第十三条第一項の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

(印紙納付に係る不納税額があつた場合の過怠税の徴収)

第二十条 第八条第一項の規定により印紙税を納付すべき課税文書の作成者が同項の規定により納付すべき印紙税を当該課税文書の作成の時までに納付しなかつた場合には、当該印紙税の納税地の所轄税務署長は、当該課税文書の作成者から、当該納付しなかつた印紙税の額とその二倍に相当する金額との合計額に相当する過怠税を徴収する。

2 第八条第一項の規定により印紙税を納付すべき課税文書の作成者が同条第二項の規定により印紙を消費しなかつた場合には、当該印紙税の納税地の所轄税務署長は、当該課税文書の作成者

から、当該消費されていない印紙の額面金額に相当する金額の過怠税を徴収する。

3 前二項の場合において、過怠税の合計額が五百円に満たないときは、これを五百円とする。

4 税務署長は、国税通則法第三十二条第三項（賦課決定通知）の規定により第一項又は第二項の過怠税に係る賦課決定通知書を送達する場合には、当該賦課決定通知書に課税文書の種類その他の政令で定める事項を附記しなければならない。

5 第一項又は第二項の過怠税の税目は、印紙税とする。

(当該職員の権限)

第二十一条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員（以下「当該職員」という。）は、印紙税に關する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者に対して質問し、これらの者の業務に關する帳簿書類その他の物件を検査し、又はこれらの者が任意に提出した物件を留め置くこと。

二 課税文書の交付を受けた者若しくは課税文書の交付を受けたと認められる者に対して質問し、当該課税文書を検査し、又はこれらの者が任意に提出した課税文書若しくはその写しを留め置くこと。

三 印紙税納付計器の販売業者若しくは納付印

の製造業者若しくは販売業者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査すること。

2 当該職員は、前項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章 罰則

第二十二條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十四条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る課税文書に対する印紙税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が二十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、二十万円をこえ当該印紙税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十三條 第十六條の規定に違反した者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

第二十四條 第十一条第四項、第十二条第五項又

は第十三条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

第二十五條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第八条第一項の規定による相当印紙のはり付けをしなかつた者

二 第十七条第一項の規定による申告をせず、又は同条第二項の規定による届出をしなかつた者

三 第十八条第一項又は第二項の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

四 第二十一条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十六條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第八条第二項の規定に違反した者

二 第十一条第三項又は第十二条第三項の規定による表示をしなかつた者

第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十二條から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を課する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

(経過規定の原則)

第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、改正後の印紙税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十二年七月一日(以下「適用日」という。)以後に作成される文書について適用し、同日前に作成される改正前の印紙税法(以下「旧法」という。)第一条に規定する証書又は帳簿に係る印紙税については、なお従前の例による。

(總會等の委任状に関する経過規定)

第三条 新法第四条第二項の規定は、同項の總會等が適用日以後に開始される場合について適用する。この場合において、同項の承認を受けた者が同日前に受け取つた当該承認に係る委任状については、同日に受け取つたものとみなす。

(納付方法の特例に関する一般経過規定)

第四条 旧法第六条ただし書の規定により同条各号に掲げる方法が用いられている旧法第一条に規定する証書又は帳簿で適用日以後に作成されるものは、旧法第四条の規定により算出した印紙税額(次項において「旧法の税額」という。)に相当する金額の印紙がはり付けられているものとみなす。

2 前項の規定に該当する証書又は帳簿(新法の

課税文書に該当するものに限る。)で新法第七条の規定により算出した印紙税額(以下この項において「新法の税額」という。)が旧法の税額をこえるものに係る当該新法の税額と旧法の税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十一条までの規定の例による。

(印紙税納付計器等に関する経過規定)

第五条 旧法第六条第三号の規定により指定を受けた計器又は旧法第六条ノ四第一項の承認を受けて設置した印紙税現金納付計器は、適用日から昭和四十二年八月三十一日までの間は、それぞれ新法第十条第一項の指定を受けた計器又は同項の承認を受けて設置した印紙税納付計器とみなす。

2 適用日において、旧法第六条第三号の印紙税現金納付計器につき同号の規定により納付した印紙税額に相当する金額と当該印紙税現金納付計器により表示した印紙税額に相当する金額との差額に相当する金額がある場合には、当該差額に相当する金額を限度として、新法第十条第二項の必要な措置を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際旧法第六条ノ五の承認を受けている者は、この法律の施行の日から昭和四十二年八月三十一日までの間は、当該承認に係る納付印その他の印の製造、販売又は所持について新法第十六条の承認を受けている者とみなす。

(預貯金通帳に関する経過規定)

第六条 新法第十二条の規定は、昭和四十三年四月一日以後に作成される預貯金通帳について適用し、同日前に作成される旧法第六条ノ二の承認を受けた預貯金通帳に係る印紙税については、なお従前の例による。

2 適用日において旧法第六条ノ二の承認を受けている者が、当該承認に係る預貯金通帳で同条の表示がされたものを昭和四十三年四月一日以後継続して使用する場合において、当該預貯金通帳につき新法第十二条第一項の承認を受けたときは、同条第七項の規定の適用上、当該預貯金通帳については、当該承認の日の属する年の前年においても同条第一項の承認を受け同条第三項の表示をしているものとみなす。

(経過期間に係る旧法の適用関係)

第七条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

(印紙税納付計器の販売業者等の申告に関する経過規定)

第八条 旧法第九条ノ二前段の規定による申告をしてこの法律の施行の日前から引き続いて印紙税現金納付計器の販売業者又は納付印の製造業者しくは販売業を行なっている者は、同日において新法第十七条第一項前段の規定による申告を

したものとみなす。

(罰則に関する経過規定)

第九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第三号中「定めるものを除く。」の下に「及び印紙税法(昭和四十二年法律第 号)の規定による過怠税」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項第二号中「重加算税」の下に「並びに印紙税法(昭和四十二年法律第 号)の規定による過怠税」を加える。

(相続税法の一部改正)

第十二条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「及びトランプ類税」を「トランプ類税及び印紙税」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十三条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「印紙税法(明治三十二年法律第五

十四号)」を「印紙税法(昭和四十二年法律第 号)」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第十四条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「附帯税」を「第一号から第十号までにおいて、附帯税」に改め、同項に次の三号を加える。

十 印紙税 課税文書の作成の時

十一 過少申告加算税、無申告加算税又は第六十八条第一項若しくは第二項(申告納税方式による国税の重加算税)の規定による重加算税 法定申告期限の経過の時

十二 不納付加算税又は第六十八条第三項の規定による重加算税 法定納期限の経過の時

第十五条第三項第三号を次のように改める。

三 有価証券取引税法第十二条第一項(印紙納付)の規定により納付すべき有価証券取引税

第十五条第三項第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同号の前に次の二号を加える。

四 印紙税(印紙税法(昭和四十二年法律

第 号) 第十一条から第十三条まで(申告納税方式による印紙税)の規定の適用を受ける印紙税及び過怠税を除く。)

五 登録税

第三十二条第一項第三号中「課税標準及び」を「課税標準(第六十九条(加算税の税目)に規定する加算税及び過怠税については、その計算の基礎となる税額。以下この条において同じ。及び)」に改める。

第三十六条第一項第三号を次のように改める。

三 有価証券取引税法第十二条第一項(印紙納付)の規定により納付すべき有価証券取引税でその法定納期限までに納付されなかつたもの

第三十六条第一項第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 登録税でその法定納期限までに納付されなかつたもの

第四十六条第一項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる国税の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日以前に納税義務の成立した国税(政令で定めるものを除く。)で、納期限(納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限)がその損失を受けた日以後に到来するものうち、その申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの

イ 源泉徴収等による国税並びに申告納税方式による消費税(保税地域からの引取

りに係るものを除く。有価証券取引税及び印紙税 その災害のやんだ日の属する月の末日

ロ イに掲げる国税以外の国税 その災害のやんだ日

第四十六条第三項第二号中「加算税を除く」を「加算税及び過怠税を除く」に改める。

第六十条第一項第三号中「及び第六号」を削り、「並びに不納付加算税及び重加算税を」「不納付加算税、重加算税及び過怠税」に改め、同項第六号を削る。

第七十二条第一項中「行使することができる日」の下に「とし、過怠税については、その納税義務の成立の日」を加える。

第七十三条第四項中「附帯税」の下に「過怠税」を加える。

(国税徴収法の一部改正)

第十五条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「確定した国税」の下に「(過怠税を含む)」を加え、同項第五号の二中「から第四号まで」を「第三号、第五号及び第六号」に、「及び第三号」を「第三号及び第五号」に改める。

第三十五条第一項中「決定があつた日」の下に「とし、過怠税については、その納税義務の成立の日とする」を加える。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及

び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互

協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)」を「印紙税法(昭和四十二年法律第 号)」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十七条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)」を「印紙税法(昭和四十二年法律第 号)」に改める。

(印紙等模造取締法の一部改正)

第十八条 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第六条但書の規定により印紙税額に相当する現金の納付があつたことを表

わす」を「第九条第一項の」に改める。

(保管金規則の一部改正)

第十九条 保管金規則(明治二十三年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

(国税犯則取締法の一部改正)

第二十条 国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項後段を削る。

(農林中央金庫法の一部改正)

第二十一条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「及印紙税法」を削る。

(船員保険法の一部改正)

第二十二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部改正)

第二十三条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第二十四条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正す

る。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

(国税法の一部改正)

第二十五条 国税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第百三十三条第一項後段を削る。

(厚生年金保険法の一部改正)

第二十六条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第九十四条を次のように改める。

第九十四条 削除

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正)

第二十七条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

(証人等の被害についての給付に関する法律の一部改正)

第二十八条 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項を削る。

別表第一 課税物件表

課税物件表の適用に関する通則

1 この表における文書の所属の決定は、この表の各号の規定による。この場合において、当該各号の規定により所属を決定することができないときは、2及び3に定めるところによる。

2 一の文書でこの表の二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項又はこの表の一若しくは二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項とその他の事項とが併記され、又は混合して記載されているものその他一の文書でこれに記載されている事項がこの表の二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項に該当するものは、当該各号に掲げる文書に該当する文書とする。

3 一の文書が2の規定によりこの表の各号のうち二以上の号に掲げる文書に該当することとなる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

イ 第一号又は第二号に掲げる文書と第三号から第二十二号までに掲げる文書とに該当する文書は、第一号又は第二号に掲げる文書とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる文書で契約金額の記載のないものと第八号に掲げる文書とに該当する文書は、同号に掲げる文書とする。

ロ 第一号に掲げる文書と第二号に掲げる文書とに該当する文書は、第一号に掲げる文書とする。ただし、当該文書に契約金額の記載があり、かつ、当該契約金額を第一号及び第二号に掲げる文書のそれぞれにより

証されるべき事項ごとに区分することができるときにおいて、第一号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額として記載されている契約金額（当該金額が二以上ある場合には、その合計額。以下このロにおいて同じ。）が第二号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額として記載されている契約金額に満たないときは、同号に掲げる文書とする。

ハ 第三号から第二十二号までに掲げる文書のうち二以上の号に掲げる文書に該当する文書は、当該二以上の号のうち最も号数の少ない号に掲げる文書とする。

ニ ホに規定する場合を除くほか、第二十三号、第二十四号又は第二十五号に掲げる文書と第一号から第二十二号までに掲げる文書とに該当する文書は、第二十三号、第二十四号又は第二十五号に掲げる文書とする。

ホ 第二十四号若しくは第二十五号に掲げる文書と第一号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された契約金額が十万円をこえるもの又は第二十四号若しくは第二十五号に掲げる文書と第二号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された契約金額が百万円以上であるものは、それぞれ、第一号又は第二号に掲げる文書とする。

4 この表の課税標準及び税率の欄の税率又は非課税物件の欄の金額が契約金額、券面金額

その他当該文書により証されるべき事項に係る金額として当該文書に記載された金額（以下「記載金額」という。）を基礎として定められている場合における当該金額の計算については、次に定めるところによる。

イ 当該文書に二以上の記載金額があり、かつ、これらの金額が同一の号に該当する文書により証されるべき事項に係るものである場合には、これらの金額の合計額を当該文書の記載金額とする。

ロ 当該文書が2の規定によりこの表の二以上の号に該当する文書である場合には、次に定めるところによる。

(一) 当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができるときは、当該文書が3の規定によりこの表のいずれの号に掲げる文書に所属することとなるかに応じ、その所属する号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額を当該文書の記載金額とする。

(二) 当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができないときは、当該金額（当該金額のうち、当該文書が3の規定によりこの表のいずれかの号に所属することとなる場合における当該所属する号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額以外の金額として明らかにされている部分があると

きは、当該明らかにされている部分の金額を除く。）を当該文書の記載金額とする。

ハ 当該文書に記載されている単価及び数量、記号その他によりその記載金額の計算をすることができる場合には、その計算により算出した金額を当該文書の記載金額とする。

ニ 当該文書の記載金額が外国通貨により表示されている場合には、当該文書を作成した日における外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項又は第二項（外国為替相場）の規定により大蔵大臣が定めた基準外国為替相場又は裁定外国為替相場により当該記載金額を本邦通貨に換算した金額を当該文書についての記載金額とする。

5 この表の第一号、第二号、第八号及び第十三号から第二十二号までにおいて「契約書」とは、契約証書、協定書、約定書その他名称のいかんを問わず、契約（その予約を含む。以下同じ。）の成立若しくは更改又は契約の内容の変更若しくは補充の事実（以下「契約の成立等」という。）を証すべき文書をいい、念書、請書その他契約の当事者の一方のみが作成する文書又は契約の当事者の全部若しくは一部の署名を欠く文書で、当事者間の了解又は商慣習に基づき契約の成立等を証することとされているものを含むものとする。

6 1から5までに規定するもののほか、この表の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

番号	課税物件	課税標準及び税率	非課税物件
1	不動産、船舶、航空機、若しくは航空機に関する契約書	1 不動産には、法律の規定により不動産とみなされ、鉄道、軌道、自動車、船舶、航空機、その他の交通事業の財産を含むものとする。 次に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。 十万円以下のもの 五十円 十万円をこえ五十万円以下のもの 二百円 五十万円をこえ一百万円以下のもの 五百円 一百万円をこえ五百万円以下のもの 千円 五百万円をこえ一千万円以下のもの 二千円 一千万円をこえ一億円以下のもの 五千元 一億円をこえ一億五千万円以下のもの 一万円 一億五千万円をこえ二億五千万円以下のもの 二万円 二億五千万円をこえ五億五千万円以下のもの 五万円 五億五千万円をこえ一億五千万円以下のもの 五十円	1 契約金額の記載のある契約書 次に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。 十万円以下のもの 五十円 十万円をこえ五十万円以下のもの 二百円 五十万円をこえ一百万円以下のもの 五百円 一百万円をこえ五百万円以下のもの 千円 五百万円をこえ一千万円以下のもの 二千円 一千万円をこえ一億円以下のもの 五千元 一億円をこえ一億五千万円以下のもの 一万円 一億五千万円をこえ二億五千万円以下のもの 二万円 二億五千万円をこえ五億五千万円以下のもの 五万円 五億五千万円をこえ一億五千万円以下のもの 五十円
2	地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書	1 不動産には、法律の規定により不動産とみなされ、鉄道、軌道、自動車、船舶、航空機、その他の交通事業の財産を含むものとする。 次に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。 十万円以下のもの 五十円 十万円をこえ五十万円以下のもの 二百円 五十万円をこえ一百万円以下のもの 五百円 一百万円をこえ五百万円以下のもの 千円 五百万円をこえ一千万円以下のもの 二千円 一千万円をこえ一億円以下のもの 五千元 一億円をこえ一億五千万円以下のもの 一万円 一億五千万円をこえ二億五千万円以下のもの 二万円 二億五千万円をこえ五億五千万円以下のもの 五万円 五億五千万円をこえ一億五千万円以下のもの 五十円	1 契約金額の記載のある契約書 次に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。 十万円以下のもの 五十円 十万円をこえ五十万円以下のもの 二百円 五十万円をこえ一百万円以下のもの 五百円 一百万円をこえ五百万円以下のもの 千円 五百万円をこえ一千万円以下のもの 二千円 一千万円をこえ一億円以下のもの 五千元 一億円をこえ一億五千万円以下のもの 一万円 一億五千万円をこえ二億五千万円以下のもの 二万円 二億五千万円をこえ五億五千万円以下のもの 五万円 五億五千万円をこえ一億五千万円以下のもの 五十円
3	消費貸借に関する契約書	1 契約金額の記載のある契約書 次に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。 十万円以下のもの 五十円 十万円をこえ五十万円以下のもの 二百円 五十万円をこえ一百万円以下のもの 五百円 一百万円をこえ五百万円以下のもの 千円 五百万円をこえ一千万円以下のもの 二千円 一千万円をこえ一億円以下のもの 五千元 一億円をこえ一億五千万円以下のもの 一万円 一億五千万円をこえ二億五千万円以下のもの 二万円 二億五千万円をこえ五億五千万円以下のもの 五万円 五億五千万円をこえ一億五千万円以下のもの 五十円	1 契約金額の記載のある契約書 次に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。 十万円以下のもの 五十円 十万円をこえ五十万円以下のもの 二百円 五十万円をこえ一百万円以下のもの 五百円 一百万円をこえ五百万円以下のもの 千円 五百万円をこえ一千万円以下のもの 二千円 一千万円をこえ一億円以下のもの 五千元 一億円をこえ一億五千万円以下のもの 一万円 一億五千万円をこえ二億五千万円以下のもの 二万円 二億五千万円をこえ五億五千万円以下のもの 五万円 五億五千万円をこえ一億五千万円以下のもの 五十円
4	運送に関する契約書(用船契約書を含む)	1 契約金額の記載のある契約書 次に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。 十万円以下のもの 五十円 十万円をこえ五十万円以下のもの 二百円 五十万円をこえ一百万円以下のもの 五百円 一百万円をこえ五百万円以下のもの 千円 五百万円をこえ一千万円以下のもの 二千円 一千万円をこえ一億円以下のもの 五千元 一億円をこえ一億五千万円以下のもの 一万円 一億五千万円をこえ二億五千万円以下のもの 二万円 二億五千万円をこえ五億五千万円以下のもの 五万円 五億五千万円をこえ一億五千万円以下のもの 五十円	1 契約金額の記載のある契約書 次に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。 十万円以下のもの 五十円 十万円をこえ五十万円以下のもの 二百円 五十万円をこえ一百万円以下のもの 五百円 一百万円をこえ五百万円以下のもの 千円 五百万円をこえ一千万円以下のもの 二千円 一千万円をこえ一億円以下のもの 五千元 一億円をこえ一億五千万円以下のもの 一万円 一億五千万円をこえ二億五千万円以下のもの 二万円 二億五千万円をこえ五億五千万円以下のもの 五万円 五億五千万円をこえ一億五千万円以下のもの 五十円

昭和四十一年五月三十一日 参議院会議録第十三号(その二) 印紙税法案

[illegible]

六合併契約書	1 合併契約書とは、商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百八条第一項（合併契約書の作成）（昭和十三年法律第七十四号）第六十三条（有限会社への準用）及び保険業法第七十八条（相互会社への準用）において準用する場合を含む。又は第四百十一条（合名会社又は合資会社との合併契約書）に規定する合併契約書をいう。	一通につき	千円	株式会社、有限会社又は相互会社（定款のうち、公証人法第六十二条ノ第三項（定款の認証手続）の規定により公証人の保存するもののもの）
七定款	1 定款は、会社（相互会社を含む）の設立のときに作成される定款の原本に限るものとす。	一通につき	千円	株式会社、有限会社又は相互会社（定款のうち、公証人法第六十二条ノ第三項（定款の認証手続）の規定により公証人の保存するもののもの）
八継続的取引の基本となる契約書（契約期間のうち、当該契約期間が三月以内であり、かつ、更新に關する定めのないものを除く）	1 継続的取引の基本となる契約書とは、特約店契約書、銀行取引約定書、その他の相手方との間定相手的に生ずる取引の基本となるもののうち、政令で定めるものをいう。	一通につき	二百円	信用金庫その他の機関で定める金融貯金証書で、記載された預入額が一万円未満のもの
九預貯金証書	1 貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券	一通につき	二十円	信用金庫その他の機関で定める金融貯金証書で、記載された預入額が一万円未満のもの
十貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券	1 船荷証券又は商法第五百七十一条（貨物引換証）の記載事項又は	一通につき	二十円	船荷証券の原本

別表第二 非課税法人の表

二十 判取帳	四十 第一号、第二号、第 十六号、第十八号、第 十九号又は第二十 二号に掲げる文書に より証されるべき事 項を付込んで証明 する目的をもつて作 成する通帳(前号に 掲げる通帳を除く)	三十 預貯金通帳、信託行 為に關する通帳、相 互銀行若しくは無 社通帳又は生命保 險料の作成する保 險料通帳	三十 一冊につき 二十円	三十 一冊につき 二十円	三十 一冊につき 二十円
1 判取帳とは、第 一、第二号、第 十六号、第十八号、 第十九号又は第二 十二号に掲げる文 書により証される べき事項につき二 以上の相手方から 付込証明を受ける 目的をもつて作成 する帳簿をいう。	一冊につき 四十円	2 所得税法第九 条第一項第二号(非 課税所得)に規定 する預貯金に係る 預貯金通帳その他 預貯金通帳	3 有価証券又は第 九号、第十三号、 第十八号若しくは 前号に掲げる文書 に追記した受取書	は分配をすること ができるものと なつてゐるものが、 その出資者以外の 者に対して行な う事業を含み、当該 出資者がその出資 をした法人に対し て行なう営業を除 く)に關しない受 取書	

名 称	根 拠 法
愛知用水公団	愛知用水公団法(昭和三十年法律第四百十一号)
奄美群島振興信用基金	奄美群島振興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)
医療金融公庫	医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号)
オリンピック記念青少年総合センター	オリンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第四十五号)
海外移住事業団	海外移住事業団法(昭和三十八年法律第二百二十四号)
海外技術協力事業団	海外技術協力事業団法(昭和三十七年法律第二百十号)
海外経済協力基金	海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第七十三号)
開拓融資保証協会	開拓融資保証法(昭和二十八年法律第九十一号)
簡易保険郵便年金福祉事業団	簡易保険郵便年金福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)
漁業共済基金	漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)
金属鉱物探鉱促進事業団	金属鉱物探鉱促進事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)
原子燃料公社	原子燃料公社法(昭和三十一年法律第九十四号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)
鉱害基金	石炭鉱害賠償担保等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)
鉱害復旧事業団	臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)
港務局	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)
国際観光振興会	国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)
国民金融公庫	国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
国立教育会館	国立教育会館法(昭和三十九年法律第八十九号)
国立競技場	国立競技場法(昭和三十三年法律第二十号)
国立劇場	国立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)
こともの国協会	こともの国協会法(昭和四十一年法律第三十一号)
雇用促進事業団	雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)

昭和四十二年五月三十一日 参議院會議録第十三号(その二) 印紙税法案

四二〇

産炭地域振興事業団	産炭地域振興事業団法(昭和三十七年法律第九十五号)
社会福祉事業振興会	社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)
首都高速道路公団	首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第三十三号)
小規模企業共済事業団	小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百二号)
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)
私立学校振興会	私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)
新技術開発事業団	新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第一百五十五号)
信用保証協会	信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)
森林開発公団	森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)
石炭鉱業合理化事業団	石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)
船舶整備公団	船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)
全国農業会議所	農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)
中小企業信用保険公庫	中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)
帝都高速交通営団	帝都高速交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)
土地改良区	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)
土地改良区連合	
土地改良事業団体連合会	
土地区画整理組合	土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)
都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律
南方同胞援護会	南方同胞援護会法(昭和三十三年法律第六十号)

日本開発銀行	日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八十八号)
日本学校給食会	日本学校給食会法(昭和三十年法律第四十八号)
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第三十三号)
日本国有鉄道	日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)
日本住宅公団	日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)
日本消防検定協会	消防法(昭和二十三年法律第八十六号)
日本赤十字社	日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
日本専売公社	日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本中小企業指導セン	中小企業指導法(昭和三十三年法律第四十七号)
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法(昭和三十三年法律第三号)
日本てん菜振興会	日本てん菜振興会法(昭和三十三年法律第八号)
日本電信電話公社	日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)
日本道路公団	日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)
日本貿易振興会	日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)
日本輸出入銀行	日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)
日本労働協会	日本労働協会法(昭和三十三年法律第三十二号)
農業共済基金	農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)
農業協同組合中央会	農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)
農業信用基金協会	農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)
農業信用保険協会	
農地開発機械公団	農地開発機械公団法(昭和三十年法律第四十二号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
八郎潟新農村建設事業団	八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年法律第八十七号)
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法(昭和三十三年法律第四十三号)

別表第三 非課税文書の表

文 書 名	作 成 者
北海道東北開発公庫	北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)
北方協会	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第六十二号)
水資源開発公団	水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)
船舶相互保険組合	船舶相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)
林業信用基金	林業信用基金法(昭和三十一年法律第五十五号)
労働福祉事業団	労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第二百十六号)
国庫金又は地方公共団体の公金の取扱に関する文書	日本銀行その他法令の規定に基づき国庫金又は地方公共団体の公金の取扱をする者
年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号) 第十七条第二号(業務の範囲)の業務に関する文書	年金福祉事業団
畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)第三十八条第一項第五号(業務の範囲)の業務に関する文書	畜産振興事業団
公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号) 第十八条第一号から第三号まで及び第五号(業務の範囲)の業務に関する文書	公害防止事業団
日本育英会法(昭和十九年法律第三十号) 第十六条第一項第一号(学資の貸与)の業務に関する文書	日本育英会、日本育英会の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者
社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号) 第二条第二項第七号(定義)に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金に関する文書	社会福祉法人その他当該資金を融通する者又は当該資金の融通を受ける者
公衆衛生修学資金貸与法(昭和三十一年法律第六十五号)に定める公衆衛生修学資金の貸与に係る消費貸借に関する契約書	当該修学資金の貸与を受ける者
矯正医官修学資金貸与法(昭和三十六年法律第二十三号)に定める矯正医官修学資金の貸与に係る消費貸借に関する契約書	当該修学資金の貸与を受ける者
母子福祉法(昭和三十一年法律第九十九号)に定める資金の貸付けに関する文書	当該資金の貸付けを受ける者

昭和四十二年五月三十一日 参議院会議録第十三号(その二) 印紙税法案

私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十九条第二号(福祉事業)の貸付け並びに同条第三号及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書	私立学校教職員組合又はその組合員
公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百四十四号)第三十三条第一項第二号(福祉事業)の貸付け並びに同項第三号及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書	専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合又はこれらの組合の組合員
農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第五十三条第二号(福祉事業)の貸付け及び同条第三号(福祉事業)の事業に関する文書	農林漁業団体職員共済組合又はその組合員
国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第九十八条第一項第二号(福祉事業)の貸付け並びに同項第三号及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書	国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会又は国家公務員共済組合の組合員
地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第一百二十二条第一項第二号(福祉事業)の貸付け並びに同項第三号及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書	地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合の組合員
社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書	社会保険診療報酬支払基金又は同法第一条(目的)に規定する保険者の組合員
厚生年金保険法(昭和三十一年法律第九十七号)に定める厚生年金基金の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結又は第百五十九条(連合会の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結)に掲げる給付に関する文書	厚生年金基金、厚生年金基金連合会、信託会社(信託業務を営む銀行を含む)又は生命保険会社
自動車損害賠償保障法(昭和三十一年法律第九十七号)に定める自動車損害賠償責任保険に関する保険証券若しくは保険料受取書又は同法に定める自動車損害賠償責任共済に関する共済掛金受取書	保険会社、農業協同組合又は農業協同組合連合会
国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険の業務運営に関する文書	国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会
中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第七條第三項(退職金共済手帳の交付)の退職金共済手帳又は同法第七十六條第一項第二号(業務の委託)の退職金共済証書の受払いに関する金銭の受取書	同法第二条第六項(定義)に規定する共済契約者又は特定業種退職金共済組合から退職金共済証書の受払いに関する業務の委託を受けた金銭機関
港灣労働法(昭和四十年法律第二十号)に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書	同法第二条第三号(定義)に規定する事業主

昭和四十二年五月三十一日 参議院会議録第十三号(その二)

四二二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円 (ただし良質紙は三十円) (郵送料別)
発行所
東京都港区赤坂表町二番地 大蔵省印刷局 電話 東京 五八二四四二(七)